

大学制度（変遷）の概要

1 大学の目的 ・ 組織に関する規定（抄）

1 目的

大学	【教育基本法第7条】 (○数字は、項番号を示す 以下同じ)	① 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする
		② 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない
	【教育基本法第83条】	① 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする
		② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする
	【教育基本法第83条の2】	改正学校教育法（平29.5.31 法41 平31.4.1施行）により追加
		① 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする
大学院	【教育基本法第108条】	① 大学は、第83条 第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる 【短期大学】
		④ 第2項の大学(短期大学。編者注)のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする (改正学校教育法（平29.5.31 法41 平31.4.1施行）により追加)
大学院	【学校教育法第99条】	① 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする
		② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識 及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする
修士課程	【大学院設置基準】	(第3条) ① 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする
博士課程	【大学院設置基準】	(第4条) ① 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする
専門職学位課程	【専門職大学院設置基準】	(第2条) ① 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする
		(第18条) ① 「法科大学院の課程」(略)
		(第26条) ① 「教職大学院の課程」(略)

2 組織		
学部・学科	【学校教育法第85条】	大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる
	【大学設置基準】	(第3条) 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする
		(第4条) ① 学部には、専攻により学科を設ける。 ② 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする
		(第5条) 学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される「課程」(略)
		(第6条) 学校教育法第85条ただし書に規定する「学部以外の基本組織」(略)
		(第10章 専門職学科に関する特例) (略) (大学設置基準等の改正(平30.1.26文科令1 平31.4.1施行)により追加)
	【学校教育法第83条の2】	改正学校教育法(平29.5.31 法41 平31.4.1施行)により追加 ③ 専門職大学には、第87条第2項に規定する課程(医学、歯学、薬学(臨床)又は獣医学を履修する課程。編者注)を置くことができない
	【学校教育法第86条】	大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる
	【学校教育法第87条の2】	改正学校教育法(平29.5.31 法41 平31.4.1施行)により追加 ① 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び 後期一年の後期課程(略)に区分することができる ④ 第1項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする
	【学校教育法第108条】	改正学校教育法(平29.5.31 法41 平31.4.1施行)により項を移動 ⑥ 第2項の大学(短期大学。編者注)には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする ⑦ 第2項の大学には、学科を置く ⑩ 第97条の規定(大学には、大学院を置くことができる。編者注)は、第2項の大学については適用しない
大学院	【学校教育法第97条】	大学には、大学院を置くことができる
大学院 大学	【学校教育法第103条】	教育研究上特別の必要がある場合においては、第85条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる
研究科 研究科以外 の教育研究 上の基本と なる組織	【学校教育法第100条】	大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる
	【大学院設置基準】	(第2条) ① 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする (学校教育法 第99条 第2項の専門職大学院の課程をいう 以下同じ) ② 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする
		(第5条) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであって、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする

		(第6条) ① 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる ② 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする
		(第7条の2)「複数の大学が協力して教育研究を行う研究科（共同教育課程、国際連携教育課程を除く）」(略)
		(第7条の3)「研究科以外の基本組織」(略)
		(第23条) 学校教育法 第103条に定める大学に置く大学院（以下「独立大学院」という）の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有すると認められるものとする
博士課程	【大学院設置基準第4条】	③ 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする（略） ④ 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする（略） ⑤ 第2項及び第3項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合には、第3項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる（略） ◎ 医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程に関する特例（第44条）：上記の ③④⑤ は適用しない
共同教育課程 (「11教育方法の多様化・弾力化」参照)	【大学設置基準 第43条～第49条、短期大学設置基準 第36条～第42条】	
	【大学院設置基準 第31条～第34条、専門職大学院設置基準 第32条～第34条】	
	【専門職大学設置基準 第55条～第61条、専門職短期大学設置基準 第52条～第58条】	
国際連携教育課程・共同国際連携教育課程 (「13国際連携教育課程制度」参照)	【大学設置基準 第50条～第56条の8、短期大学設置基準 第43条～第49条の8】	
	【大学院設置基準 第35条～第41条の5、専門職大学院設置基準 第35条～第44条】	
	【専門職大学設置基準 第62条～第75条、専門職短期大学設置基準 第59条～第72条】	
工学分野の連携性に配慮した教育課程 (「11教育方法の多様化・弾力化」参照)	【大学設置基準 第49条の2～第49条の4】、【大学院設置基準 第34条の2・第34条の3】	
学部等連係課程実施基本組織等 (「11教育方法の多様化・弾力化」参照)	【大学設置基準 第41条「学部等連係課程実施基本組織」】、【短期大学設置基準 第3条の2「学科連係課程実施学科」】、【大学院設置基準 第30条の2「研究科等連係課程実施基本組織」】	

【 参考 1 】 大学の目的・組織の変遷		
(1) 明治から戦前まで		
明治5年	学制 (明5.9.5文部省布達13・14)	大学は、「高尚ノ諸学」を教える「専門科ノ学校」(第38章)
明治12年	教育令 (明12.9.29太政官布告40)	大学校は、法学・理学・医学・文学等の「専門諸科ヲ授クル所」(第5条)
明治19年	帝国大学令 (明19.3.2勅令3)	帝国大学は「 <u>国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スル</u> 」(第1条)ことを目的
		帝国大学は、「 <u>大学院</u> 」と「 <u>分科大学</u> 」で構成し、大学院は「 <u>學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究</u> 」する所、分科大学は「 <u>學術技芸ノ理論及応用ヲ教授</u> 」する所とする (第2条)
大正7年	大学令 (大7.12.6勅令388.大8.4.1施行)	「 <u>大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス</u> 」(第1条)
		大学には数個の学部を置くことを常例とするが、特別の必要があるときは単科大学を認める(第2条)
		学部には研究科を置くこととし、数個の学部を置く大学においては、 <u>研究科間の連絡協調を期するため、これを綜合して大学院を置くことができる</u> (第3条)
→ 大正8年 帝国大学令を改正 (大8.2.7) : 分科大学を廃し学部を置く		
(2) 戦 後		
昭和22年	学校教育法 (昭22.3.31法26。昭22.4.1施行)の制定	「大学は、 <u>學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</u> 」 (旧第52条・現第83条第1項)
		「大学には、 <u>大学院を置くことができる。</u> 」(旧第62条・現第97条)、 「 <u>大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。</u> 」 (旧第65条)
昭和25年 39年	学校教育法の改正 (昭24.6.1法179・昭25.3.1施行。昭39.6.19法110)	昭和25年、暫定措置として、修業年限2年又は3年の大学(「短期大学」と称する)の制度を設け(旧第109条)、 昭和39年、短期大学制度を恒久化 (旧第69条の2・現第108条)
昭和48年	学校教育法の改正 (昭48.9.29法103。昭48.10.1施行)	学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる (旧第53条・現第85条)
昭和51年	学校教育法の改正 (昭51.5.25法25。昭51政令124で昭51.6.1施行)	大学院大学制度の創設 (旧第68条の2・現第103条)
平成12年	学校教育法の改正 (平11.5.28法55。平12.4.1施行)	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる (旧第66条・現第100条)
平成15年	学校教育法の改正 (平14.11.29法118。平15.4.1施行)	大学院の目的の一つとして、「 <u>高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した 能力を培うことを明記</u> 」(旧第65条 第1項・現第99条第1項) 専門職大学院に関する第2項を追加
平成18年	教育基本法の全部改正 (平18.12.22法120)	新たに第7条(大学)を規定
平成19年	学校教育法の改正 (平19.6.27法96。平19.12.26施行)	「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、 <u>社会の発展に寄与するものとする</u> 」 (第2項)を追加(旧第52条 第2項・現第83条第2項)
平成29年	学校教育法の改正 (平29.5.31法41 平31.4.1施行)	専門職大学・専門職短期大学の制度化

【参考 2】 学校教育法「第9章 大学」（第83条～第114条）の 概要

大学の目的等	第83条	大学の目的
	第83条の2	専門職大学の目的等(医歯薬・獣医学部を置くことはできない)
	第84条	大学は通信による教育を行うことができる
学士課程	第85条	大学の教育研究上の基本となる組織(学部等)の設置
	第86条	夜間授業、通信教育による学部を置くことができる
	第87条	修業年限(4年等、医歯薬・獣医学部は6年)
	第87条の2	(専門職大学の課程は、前期2年・後期2年、前期3年・後期1年、等)
	第88条	修業年限の通算(入学前のその大学での学修を修業年限の一部に通算できる)
	第88条の2	(専門職大学・専門職短大に入学する場合、入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力の水準等を勘案して修業年限の一部に通算できる)
	第89条	優秀な成績を修めた者を3年で卒業を認めることができる
	第90条	大学に入学することができる者(入学資格)
それ以外の課程、付属施設の設置	第91条	大学に別科、専攻科を置くことができる
	第96条	大学に研究所等の研究施設を置くことができる
	第97条	大学に大学院を置くことができる
	第103条	大学に学部を置くことなく大学院のみを置くことができる(大学院大学)
	第107条	公開講座の施設を設けることができる
大学院課程	第99条	大学院・専門職大学院の目的
	第100条	大学院の教育研究上の基本となる組織(研究科等)の設置
	第101条	大学院に夜間授業、通信教育による研究科を置くことができる
	第102条	大学院に入学することができる者(大学院入学資格)
短期大学	第108条	職業能力育成等を主な目的とする大学(短期大学)とその修業年限、組織等
学識の証明の付与	第104条	各課程の修了者に対する学位(学士、修士、博士、短期大学士、専門職大学等は文部科学大臣の定める学位)の授与と、大学改革支援・学位授与機構による学位の授与
	第105条	当該大学の学生以外の者に対する特別の課程の設置と、修了の証明書を交付
	第106条	名誉教授の称号の授与
教育研究の状況等の評価と公表	第109条	大学は、自己点検・評価を行う義務、認証評価機関の評価を受ける義務
	第110～112条	文部科学大臣による認証評価機関の認証、認証評価機関が認証評価を行った場合の措置、等
	第113条	大学は、教育研究活動の状況の公表義務
大学の教職員組織	第92条	配置すべき職種(学長、教授、事務職員は必置。副学長、学部長等は任意)
	第114条	事務職員、技術職員の職務(第37条第14項、第60条第6項を準用)
	第93条	教授会の設置
大学の監督等	第94条	文部科学大臣が大学についての基準を定める場合の審議会への諮問義務
	第95条	文部科学大臣が大学について設置認可、変更命令等を行う場合の審議会への諮問義務
	第98条	公私立大学の所轄庁(文部科学大臣)

(ジアース教育新社「国立大学法人法コンメンタール(改訂版)」5頁を基に作成)

2 高等教育関係法令 ・ 学校制度の変遷

参考資料 : 学制百年史・文部科学省HPなど

I 明治から戦前まで	
1 近代教育制度の創始 (明治5～明治18)	
明治維新 (1868)～	「王政復古」の太政官令 (明元.1.3 (太陽暦) = 慶応3.12.9 (太陰暦)) 太政官制 (明元.2.10 以下、年月日は「太陽暦」で表示) 地方を府藩県に分ける (明元.6.11) 「明治」と改元 (明元.10.23 = 慶4.9.8) 東京遷都 (明2.5.9) 諸藩版籍奉還 (明2.7.25) 新政府や府県、多くの藩は、新しい学校を開設したり、旧幕府や藩の学校を改組したりして、新しい教育に着手
明治4年 (1871)	廃藩置県 (明4.8.29) 文部省設置 (明4.9.2 太政官布告) 文部省の長は文部卿 文部卿の職掌は、全国の教育事務の統括、大中小学校の管轄 【文部省の設置まで】 明治2年(1869) 太政官に「大学校」を設置(明2.8.15) 「大学校」は、学校であると同時に政府の教育行政官庁となり、府藩県の学校をも統括 これに先立ち、明治元年に旧幕府の学校を復興して設置した昌平学校、医学所(校)、開成所(学校)のうち、昌平学校を大学校とし、医学・開成両学校を大学校分局とした (明2.7.23) 明治3年 (1870) 大学校を「大学」、開成学校を大学南校、 医学校を大学東校と改称 (明3.1.18) 大学本校閉鎖 (明3.8.8) 明治4年 (1871) 文部省設置 (明4.9.2 太政官布告 = 「大学」を廃し「文部省」を置く)
明治5年 (1872)	学制 (明5.9.5 文部省布達 13・14) 公布 文部省は、太政官布告第214号(明5.9.4)を、学制本文の前に添えて全国府県に頒布 【学制頒布】 学制は、近代教育制度の創始 小学、中学、大学の3段階を基本とする学校体系を前提に、全国を8大学区、1大学区を32 中学区、1中学区を210小学区とし、学区制により学校を設置する構想 (明6.4.10、7大学区に改正) 大学については、「高尚ノ諸学」を教える「専門科ノ学校」と規定 (第38章) 学制の公布に先立って、教員養成のモデルとして、東京に(小学)師範学校を設置 (明5.7.4 明5.9から米国人教師による授業開始)
明 5.12.9	太陰暦を廃止、 太陽暦 を採用 (明5.12.3をもって、明6.1.1とする)
明治6年 (1873)	学制二編追加 (明6.4.28 文部省布達 57) 小学・中学・大学を基本とする学校体系に、専門学校及び外国語学校の規定を追加 専門学校は、「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」 (法学校、医学校、理学校、諸芸学校、鉱山学校、農業学校、商業学校、獣医学校等) 外国語学校は、専門学校入学者と特に外国語を学ぶ者を対象 東京外国語学校開設 (明6.11.4 大学南校の後身の開成学校から外国語学校が分離独立して改称)
明治6～7年	各大学区本部に官立師範学校を設置する方針に基づき、計7校を設置 明5.7= 東京 (明6.7「師範学校」を「東京師範学校」と改称) 明6.8= 大阪、宮城 明7.2= 愛知、広島、長崎、新潟

明治7年 (1874)	女子師範学校を設置 (明7.3.13 文部省布達 明8.11開校) 【参考：義務教育年限の変遷】 (1) 文部省布達(明8.1.8)、教育令(明12.9.29太政官布告40)により、児童の学齢を 満6年から満14年まで (<u>8年</u>)と定め、学齢期間中少なくとも16カ月は普通教育を受くべしとした(教育令 第14条)が、当時貴重な労働力であった子供達を8年間も就学させることは社会の現状に合わなかったこともあり、その後、<u>4年</u> となり(小学校令(明19.4.10勅令14) 授業料の徴収を規定)、就学率の向上を待って明治41年4月から <u>6年</u> となった(小学校令改正(明40.3.21勅令52)) 当初は有料であった義務教育の授業料も、明治33年の改正で原則無償となった(市町村立小学校教育費国庫補助法(明33.3.16法63 明33.4.1施行)) (2) 昭和16年の国民学校令(昭16.3.1勅令140 小学校令の改正 昭16.4.1施行)により、国民学校初等科(6年)と国民学校高等科(2年)の計 <u>8年</u> を義務教育とした(第8条) しかし、太平洋戦争の激化により、2年間延長部分の実施は「教育二関スル戦時非常措置方策」(昭18.10.12 閣議決定)、「国民学校令等戦時特例」(昭19.2.16公布)により延期された (3) 昭和21年の日本国憲法、昭和22年の教育基本法及び学校教育法により、<u>9年</u> の義務教育(無償) が実現した	
明治10年(1877)	東京大学を設置 (明10.4.12) 法・理・文・医の 4 学部 を設置 【4学部の前身校】 大学南校及び大学東校(文部省直轄)を、単に南校、東校と改称(明4.9.5) → 南校を第一学区第一番中学、東校を第一学区医学校と改称(明5.9.5) → 第一学区第一番中学を専門学校とし、開成学校と改称(明6.4.10) → 第一学区開成学校・医学校を大学区から独立させ、東京開成学校、東京医学校と改称(明7.5.7) → 「東京開成学校」・「東京医学校」を合併し、東京大学を創設 明10.4.12 旧東京開成学校を改組し法・理・文の3学部、旧東京医学校を改組し医学部を設置	
明治10～11年	東京師範学校と女子師範学校を除き、官立師範学校を廃止	
明治11年 (1878)	文部省、東京大学に学位(学士号)の授与権を与える(明11.12.19)	
明治12年 (1879)	教育令公布	(明12.9.29 太政官布告40) 「学制」を廃止 学校設置の基本単位であり、教育行政の単位でもあった「学区」制も廃止 学校を、小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校・その他各種の学校に区分
明治18年 (1885)	太政官制を廃し <u>内閣制度</u> 創設 (明18.12.22)	内閣総理大臣及び宮内・外務・内務・大蔵・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・通信の各大臣を置き、宮内以外の諸大臣で内閣を組織
2 近代教育制度の確立と整備 (明治19～大正5)		
明治19年(1886)	帝国大学令 (明19.3.2 令3) 公布 帝国大学は「<u>国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スル</u>」(第1条) ことを目的 帝国大学は、「<u>大学院</u>」と「<u>分科大学</u>」で構成 (第2条) 分科大学の修了者には卒業証書を授与 (第3条) 大学院の修了者には学位を授与 (第4条) 東京大学を帝国大学と改称 法・医・工・文・理の5分科大学と大学院を設置 分科大学の入学資格は高等中学校(明治27年から高等学校と改称)卒業を原則とし、修業年限は医科大学医学科のみ4年、他はすべて3年 (明19.4.23) 大学院規程を定め(明19.3.23)、攷究期間を2年以内とする 帝国大学評議会規程を制定(明19.5.26) なお、明治30年に、京都帝国大学が設置されたため、東京帝国大学と改称	

明治19年(1886)	① 師範学校令 (明19.4.10 勅令13) 公布 高等師範学校 (官立 尋常師範学校教員の養成 東京師範学校を改組)は、東京に一箇所、尋常師範学校 (府県立 小学校教員の養成)は、各府県に一箇所を設置(第3条) 高等師範学校に、男子師範科、女子師範科を置く (明19.10.14) 明治19年10月、高等師範学校が、4月に始まる学年制を初めて採用 (明25.7.11「尋常師範学校ノ学科及其程度」を改正し、尋常師範学校が4月に始まる学年制を採用) ② 中学校令 (明19.4.10勅令15) 公布 : 尋常中学校・高等中学校の2段階 高等中学校が、帝国大学への予備教育と高度の実務教育を行う 第一(東京 明19)、第二(仙台 明20)、第三(大阪、後に京都(明19))、第四(金沢 明20)、第五(熊本 明20)、山口(明19)、鹿児島高等中学造士館(明20)の各高等中学校を設置 ③ 小学校令 (明19.4.10 勅令14) 公布 尋常小学校4年・高等小学校4年の2段階 尋常小学校の課程を義務教育とする ④ 諸学校通則 (明19.4.10 勅令16) 公布 公私立の学校の設置変更廃止に関し規定 府県立の学校は文部大臣の認可、私立の学校は府知事県令の認可(廃止の場合は上申)が必要であることを規定(第3条)
明治20年(1887)	学位令 (明20.5.21 勅令13) 公布 学位は大博士 (実現の運びに至らず、明治31年に廃止)、博士の二種 文部大臣が授与
明20.10.5	文部省音楽取調掛(明12.10.7設置)を 東京音楽学校 、文部省図画取調掛(明18.12.10設置)を 東京美術学校 に改組・改称
明治22年(1889)	大日本帝国憲法発布 (明22.2.11 明23.11.29施行)
明治23年(1890)	高等師範学校から女子部を分離・独立し、女子高等師範学校と改称 (明23.3.25) 官立学校及図書館会計法 (明23法26) の公布 (毎年度の歳入残余をもって充てる資金制度、奨学寄附金委任経理金制度あり)
明治26年(1893)	帝国大学令改正、帝国大学官制の公布 (明26.8.11) 講座制創設、各分科大学に教授会設置 博士の授与資格は、教授会が審査し、評議会(各分科大学ごとに教授の互選により評議員を選出)が議決 この時期の 帝国大学は1校(東京)のみ
明治27年(1894)	高等学校令 (明27.6.25 勅令75 明27.9.11施行) 公布 第一、第二、第三、第四、第五の各高等中学校を高等学校と改称(第1条) 高等学校は「専門学科ヲ教授スル所」とするが、「帝国大学ニ入学スル者」のため「予科」を置くことができる(第2条) 修業年限は専門学部4年、大学予科3年(明27.7.12 文部省令16) なお、第六(岡山 明33)、第七(鹿児島 明34)、第八(名古屋 明41)の各高等学校を設置
明治30年(1897)	京都帝国大学を設置 (明30.6.22 明30.9理工科大学 開設 明32.9法科大学・医科大学、明39.9文科大学開設)
明治30年(1897)	師範教育令 (明30.10.9 勅令346 明31.4.1施行) 公布 師範学校令廃止 尋常師範学校を師範学校と改称 高等師範学校は、師範学校・尋常中学校・高等女学校の教員を、女子高等師範学校は師範学校女子部・高等女学校の教員を、師範学校は小学校の教員を養成する所とする(第1条) 高等師範学校及び女子高等師範学校は東京に各一校を設置(第2条) 高等師範学校に研究科を設置 (明30.12.22)

明治31年(1898)	学位令改正 (明31.12.10) : 大博士を廃止、博士は9種
明治32年(1899)	私立学校令 (明32.8.3 勅令359) 公布 私立学校は、地方長官の監督に属し(第1条)、設立には監督官庁の認可(第2条)、校長についても監督官庁の認可が必要(第3条)、校長及び教員の欠格事項を規定(第4条) 設立者については、主要な私学は、民法(明29.4.27法89)が制定されて以降、法人格(財団法人)を取得していたが、明治44年の私立学校令の改正により、民法による「財団法人」であることを規定
明治34年(1901)	第一、第二、第三、第四、第五各高等学校の医学部を独立させ、千葉、仙台、岡山、金沢、長崎の各医学専門学校を設置 (明34.4.1)
明治35年(1902)	広島高等師範学校を設置 高等師範学校を東京高等師範学校と改称 (明35.3.28)
明治36年(1903)	専門学校令 (明36.3.2 勅令61 明36.4.1施行) 公布 専門学校は「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」(第1条) 修業年限は3年以上 (第6条) 官立では、明治34年に高等学校医学部から独立していた千葉・仙台・岡山・金沢・長崎の5医学専門学校と東京外国語学校・東京美術学校・東京音楽学校を専門学校令による専門学校とした (第16条) 公立又は私立の専門学校の設置廃止は、文部大臣の認可を受ける (第4条) 文部省は、1年半程度の予科を持つ公立・私立の専門学校については、「大学」という名称を付けることを正式に認可することとしたため、慶応義塾のほか、早稲田・同志社などの有力な私立の専門学校は次々に大学と改称 専門学校令の公布とともに、実業学校令を改正。「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノ」を実業専門学校とした これにより、高等商業学校などが、高等教育機関として位置付けられ、札幌農学校・盛岡高等農林学校・東京高等商業学校・神戸高等商業学校・東京高等工業学校・大阪高等工業学校・京都高等工芸学校が、実業学校令及び専門学校令による実業専門学校となった (明36.4.1)
明治40年(1907)	帝国大学特別会計法公布 (明40.3.25) 学校及図書館会計法 (明治40年 法律第23号) ← 官立学校及図書館会計法(明治23年法律第26号)廃止
明治40年(1907)	東北帝国大学を設置 明40.6.22 明40.9＝農科大学開設 (→ 農科大学は、大7.4.1 北海道帝国大学農科大学へ) 明44.1.1＝理科大学開設 「東北帝国大学農科大学官制」(明40.6.22。札幌農学校を東北帝国大学農科大学とする)
明治41年(1908)	奈良女子高等師範学校を設置 女子高等師範学校を東京女子高等師範学校と改称 (明41.3.31)
明治43年(1910)	「東北帝国大学官制」公布、「東北帝国大学農科大学官制」を廃止 (明43.12.22) 「九州帝国大学工科大学官制」公布(明43.12.22)＝九州帝国大学を設置
明治44年(1911)	九州帝国大学 (明44.1.1＝工科大学開設) 「九州帝国大学官制」公布 (明44.3.31 明36.4.1 開設の京都帝国大学福岡医科大学を、明44.4.1九州帝国大学医科大学とする)

3 高等教育機関の拡充 (大正6年～昭和11年)	
大正2年(1913)	東北帝国大学理科大学に女子学生3名入学(初の帝大女子学生 大2.8.21入試合格者の官報告示)
大正3年(1914)	文部省直轄学校の名誉教授に関する規定(大3.6.20) ：帝国大学以外にも名誉教授を認める
大正7年(1918)	北海道帝国大学を設置 大7.4.1(沿革) 明9.8札幌農学校 → 明40.6 東北帝国大学農科大学 → 大7.4.1 北海道帝国大学農科大学
大正7年(1918)	大学令 (大7.12.6 勅令388 大8.4.1施行) 公布 ：帝国大学を含む大学についての一般的な規定 「大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」(第1条) 大学には数個の学部を置くことを常例とするが、特別の必要があるときは単科大学を認める(第2条) = 大学の基本組織を従前の「分科大学」から「学部」に改めた 学部には研究科を置くこととし、数個の学部を置く大学においては研究科間の連絡協調を期するため、これを総合して大学院を置くことができる(第3条) 学部への入学資格は大学予科修了者、高等学校高等科卒業者等とし(第9条)、学部には3年(医学部は4年)以上在学し一定の試験に合格した者は、学士と称することができる(第10条) 大学の設置に関しては、官立及び財団法人の設立とし、特別の場合には道府県の設立を認めるが、財団法人及び道府県の大学の設立廃止については、文部大臣が勅裁を経た上で認可する 私立大学は、必要な設備や資金及び基本財産を持つ財団法人が設立し、大学を維持するのに必要な収入を生み出す基本財産(現金又は国債等の有価証券)を文部大臣に供託すること、相当員数の教員を置き、教員の採用は文部大臣の認可を受けることが義務付けられた(第4条～第8条、第17条、第18条) 大学令以前に 東京(明10)、京都(明30)、東北(明40)、九州(明44)、北海道(大7)の5帝国大学を設置 大学令制定後最初に設置された 官立大学は、東京商科大学(大9) 公立大学で最初に設置されたのは、大阪医科大学(大8。昭6に大阪帝国大学) 次いで、愛知医科大学(大9。昭6に官立移管後、昭14に名古屋帝国大学) 京都府立医科大学(大10.10.20認可)、熊本医科大学(大11 昭4に官立移管後、昭24に熊本大学) なお、市立大学で最初に設置されたのは、大阪商科大学(昭3.3.23認可) 私立大学では、大9.2=慶応・早稲田、大9.4=明治・法政・中央・日本・国学院・同志社の8大学(→ 大正期だけで 計22私立大学が発足)
大正7年(1918)	高等学校令 (大7.12.6 勅令389 大8.4.1施行) 公布 高等学校は、従来の大学予科ではなく、「男子ノ高等普通教育ヲ完成スル」(第1条)ことを目的 修業年限は7年とし、高等科3年・尋常科4年と分かつのを本体としたが、高等科だけの学校も認めた(第7条) 高等科は「文科」と「理科」に分けられ(第8条)、高等科への入学資格は、尋常科修了又は中学校第四学年修了程度とした(第12条) 官立校のほか、公立校、私立校が認められたが、設置者については、大学の場合と類似の制限的な規定が設けられた
大正7年(1918)	原敬内閣、「高等諸学校創設及拡張計画」を帝国議会に提出、可決 大正8年以降6か年間に、高等教育機関全般にわたって大拡張(収容定員 1.3万人→ 約2万人)を行う計画 官立学校として、高等学校10校(大8.4.15に、新潟、松本、山口、松山の4高等学校を設置)、高等工業学校6校、高等農業学校4校、高等商業学校7校、外国語学校1校、薬学専門学校1校、合計29校の新設と帝国大学4学部の新設を計画 また、大学への昇格(医科大学5校、商科大学1校)、及び実業専門学校2校と帝国大学6学部の拡張を計画
大正8年(1919)	帝国大学令改正(大8.2.7)、各帝国大学官制改正(大8.4.1)：分科大学を廃し学部を置く

大正9年(1920)	学位令(大9.7.6 勅令第200号)公布：学位の授与権が大学に 学位(博士)の授与権が文部大臣から大学に移った 学位は、推薦制を廃して、論文提出による請求制のみ 博士の種類は、文部大臣の認可を受けて大学において定める。	
大正10年(1921)	幼稚園から大学まで4月入学に統一 帝国大学・高等学校において、大正10年度から、9月学年始期が4月始期に改められた	
大正11年(1922)	「官立医科大学官制」を公布、新潟医科大学、岡山医科大学を設置(大11.3.31)	
大正12年(1923)	千葉医科大学、金沢医科大学、長崎医科大学を設置(大12.3.31)	
昭和4年(1929)	昭4.4.1 東京工業大学、大阪工業大学(昭8.4大阪帝国大学)、東京文理科大学(東京高等師範学校を附置)、広島文理科大学(広島高等師範学校を附置)、神戸商業大学を設置 昭4.4.18 熊本医科大学を設置(県立から移管)	
昭和6年(1931)	大阪帝国大学を設置 昭6.4.30 医学部＝府立医大を移管、理学部 8.3.28 大阪工業大学を合併して工学部を設置	
	名古屋医科大学を設置 昭6.4.30 愛知県立医科大学を移管 → 昭14 名古屋帝国大学	
4 戦時下の高等教育(昭和12年～20年)		
満州事変(昭6.9.18)、日華事変(昭12.7.7)、太平洋戦争(昭16.12.8～20.8.15)		
在学年限・修業年限の短縮措置	昭16.10.16の勅令「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」に基づき 毎年度文部省令により、昭和16年度から19年度まで実施	* 大学、専門学校・実業専門学校、高等師範学校等 昭和16年度は3か月短縮し、16年12月に卒業 17年度からは大学・専門学校等のほか、高等学校高等科・大学予科を含めて6か月短縮し、9月に卒業 これに伴い、大学学部の入学時期を10月に改める措置を講じた * 師範学校 義務教育年限延長に应ずるため、昭和16年度以降も修業年限の短縮を行わず
大学令等の改正	昭18.1.21	* 大学令：昭18.4入学生から、大学予科の修業年限を2年に短縮 * 高等学校令：昭18.4入学生から、高等科の修業年限を2年に短縮 * 専門学校令：実業専門学校と専門学校の区別を廃止し、専門学校に統一
師範教育令の改正	昭18.3.8 勅令109	師範学校の官立化 * 師範学校を官立とし、本科は修業年限3年と専門学校程度に高め、2年の予科を置くことができる 従来男女別に師範学校を設置してきたのに対し、男子部と女子部を置く(全国に56の官立師範学校を設置) * 教科書は国定制 * 高等師範学校及び女子高等師範学校も官立で、修業年限はいずれも4年
大学院又は研究科の特別研究生に関する件	昭18.9.29	文部大臣の指定する大学において、大学院又は研究科に入るべき特別研究生を選定して、第一期二か年、第二期三か年、特に戦力増強に直接関係ある研究に従事させる
財団法人 大日本育英会の創立	昭18.10.18	少数の英才に対する援助 →「大日本育英会法」(昭19.2.17)により特殊法人化

教育に関する戦時非常措置方策	昭18.10.12 閣議決定	学徒出陣等 * <u>理工科・医学系統及び教員養成諸学校</u>学生を除き、一般学生の徴兵猶予を停止、昭和18年12月2日から陸海軍人として一斉召集（学徒出陣） * <u>学校・学科・教員・学生の転換・整理・統合</u>を断行 ： 文科系大学及び専門学校は転換・整理・統合、理工科大学及び専門学校は整備・拡充 高等学校は、文科の入学定員は全国を通じて従前の三分の一を超えず、理科にあっては所要の拡充 ： 昭和19年には、東京商科大学が東京産業大学、神戸商業大学が神戸経済大学と名称を変更（昭19.9.27） 官立の高等商業学校11校のうち、3校が工業専門学校に、3校が工業経営専門学校に転換、その他6校が経済専門学校と名称を変更 商業という名称をさえ忌避した当時の状況を反映した措置
師範教育令の改正	昭19.2.17 勅令81	青年師範学校制度の創設 （昭19.4 全国都道府県に各1校ずつ47校を設置） 修業年限3年の専門学校程度の官立の青年師範学校制度を創設 男子部・女子部が置かれた
○ 学徒動員関係		* 決戦非常措置要綱（昭19.2.25 閣議決定） 中等学校以上の学生・生徒は1年を通じて常時勤労そのほかの非常勤務に出動 * 決戦非常措置要綱に基づく学徒動員実施要綱（昭19.3.7 閣議決定） 昭和19年4月から、中等学校以上のすべての学校における教室内の授業は事実上停止され、学生生徒は、軍需工場での生産活動又は農村での援農活動に動員 * 学徒勤労令（昭19.8.23 勅令518）、女子挺身隊勤労令（同日） 学徒勤労令第2条 「学徒勤労八教職員及学徒ヲ以テスル隊組織（学校報国隊ト称ス）ニ依ルモノトス」 * 決戦教育措置要綱（昭20.3.18 閣議決定） 「国民学校初等科を除き、学校における授業は、昭和20年4月1日より昭和21年3月31日に至る間、原則としてこれを停止する」学生生徒はすべて動員任務に従事
○ 官立の大学・高等師範学校の設置	・昭和14年 ・昭和15年 ・昭和19年 ・昭和20年	名古屋帝国大学を設置（昭14.3.31 名古屋医科大学を医学部とし、理工学部を新設） 神宮皇学館大学を設置（昭15.4.24 昭21.3.31廃止） 金沢高等師範学校を設置（昭19.3.20 昭19.4.1開設） 岡崎高等師範学校、広島女子高等師範学校を設置（昭20.4.1）
○ 昭和18年（1943） 49大学（7帝大、12官立大学（神宮皇学館大学を含む）、公立2、私立28）		
○ 昭和20年（1945）8月15日終戦		
Ⅱ 戦 後		
1 戦後の教育改革（昭和20年～27年）		
（1）戦時教育体制の一掃		
昭和20年（1945）	* 決戦教育措置要綱（昭20.3.18閣議決定）により取られた、学校における授業は、昭和20年4月1日より1年間、原則として停止する措置は、終戦に伴い廃止 * 学徒勤労働員を解除（8.16 学徒勤労令の廃止は10.11） * 学校授業再開について通達（8.28） 復員学徒について卒業、復学の措置（8.28） * 陸海軍諸学校出身者及び在学者のうち、希望する者について文部省所管の大学、高等学校等への転・入学を認める（8.28閣議決定 9.5及び9.20に通達） 高等学校在学者について理科から文科への転科を認める（9.20）	

	* GHQが「教員及び教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」を指令（10.30） * 外地・外国所在学校等（廃校になった中等・高等教育機関）在学者の、文部省所管学校への転入学について通達（11.19）など
昭和21年（1946）	* 各帝国大学の航空関係の講座を廃止（昭21.1.9） * 昭21.2.23「高等学校令」「大学令」改正 高等学校高等科・大学予科の修業年限は、それぞれ3年（←2年）に復元 * 帝国大学官制（昭21.4.1勅令205） 官立大学官制（昭21.4.1勅令206） 教員養成諸学校官制（昭21.4.1勅令208） 官立高等学校官制（昭21.4.1勅令209） 官立専門学校官制（昭21.4.1勅令210）等 公布
【昭和21年4月1日現在の官立学校】 帝国大学（帝国大学官制（昭21.4.1勅令205））：東京、京都、東北、九州、北海道、大阪、名古屋の7帝国大学 官立大学（官立大学官制（昭21.4.1勅令206））：東京産業、神戸経済、新潟医科、岡山医科、千葉医科、金沢医科、長崎医科、熊本医科、東京工業、東京文理科、広島文理科の11官立大学 高等学校（官立高等学校官制（昭21.4.1勅令209））：第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、新潟、松本、山口、松山、水戸、山形、佐賀、弘前、松江、東京、大阪、浦和、福岡、静岡、高知、姫路、広島、富山の26高等学校 専門学校（官立専門学校官制（昭21.4.1勅令210））：66校 盛岡農林、鹿児島農林、上田繊維、東京繊維、京都繊維、鳥取農林、三重農林、宇都宮農林、岐阜農林、横浜工業、広島工業、金沢工業、仙台工業、明治工業、東京工業、神戸工業、松山工業、宮崎農林、千葉農業、東京農林、帯広農業、長崎経済、山口経済、小樽経済、名古屋経済、福島経済、徳島工業、長岡工業、福井工業、山梨工業、秋田鉱山、室蘭工業、盛岡工業、多賀工業、大分経済、彦根経済、和歌山経済、横浜経済、高松経済、前橋医学、青森医学、松本医学、（樺太医学）、大阪工業、宇部工業、新居浜工業、久留米工業、長野工業、彦根工業、和歌山工業、高岡工業、徳島医学、米子医学、富山薬学、熊本薬学、京都工業、名古屋工業、熊本工業、米沢工業、桐生工業、函館水産、鹿児島水産、東京外事、大阪外事、東京医学歯学の64専門学校（樺太を除く）、東京美術学校、東京音楽学校 教員養成諸学校（教員養成諸学校官制（昭21.4.1勅令208）） （高等師範学校）：東京（東京文理科大学に附置）、広島（広島文理科大学に附置）、金沢、岡崎、東京女子、奈良女子、広島女子の7高等師範学校 （師範学校等）：58校 新潟第一、新潟第二、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡第一、静岡第二、愛知第一、愛知第二、三重、滋賀、京都、大阪第一、大阪第二、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、（樺太）、北海道第一、北海道第二、北海道第三、青森、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡第一、福岡第二、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京第一、東京第二、東京第三、神奈川の56師範学校（樺太を除く）、東京農業教育専門学校、東京体育専門学校 （青年師範学校）：47校 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の47青年師範学校（樺太を除く） （教員養成所）：15養成所 農業教員養成所（東京農業教育専門学校と盛岡農林専門学校に附置）、女子農業教員養成所（東京農業教育専門学校に附置）、工業教員養成所（名古屋、熊本、横浜、広島、金沢、仙台、山梨、多賀、宇部、室蘭の各工業専門学校に附置）、附属商業教員養成所（東京産業大学に附置）、水産教員養成所（函館水産専門学校に附置）	
* 軍国主義的、極端な国家主義思想を持つ者を教職から排除する「教職追放」のための教職者の適格性審査を全国的に開始（昭21.5.7 教職員追放に関する勅令公布・教職員適格審査委員会規程制定）	

(2) 女子教育の門戸開放		
女子教育刷新要綱	昭20.12.4 閣議決定	男女間における教育の機会均等、教育内容の平準化などを狙いとして、さしあたり女子の大学入学を妨げている規定を改めるとともに、女子大学の創設、大学における共学制を実施するとの方針を決定
昭和21年	「昭和21年度大学入学者選抜要項」を通達 (昭21.2.21)	女子及び専門学校卒業者等の大学入学資格を認める これにより昭和21年4月から女子が公式に大学に入学できることとなった
昭和22年度	東京帝国大学に初めての女子学生20名が入学	
(3) 新教育制度の確立		
昭和21年(1946)	日本国憲法公布	昭21.11.3 昭22.5.3施行 第26条において、国民の基本的人権の一つとして「教育を受ける権利」を規定、「保護する子女に普通教育を受けさせる義務」と「義務教育の無償」も明文化
昭和22年	教育基本法 学校教育法 大学令等廃止	昭22.3.31 法25 即日施行 昭22.3.31 法26 昭22.4.1施行 (学校教育法 附則 旧 第94条) ① 教育の機会均等の実現 (憲法、教育基本法) ② 学制の単純化 (6・3・3・4制 学校教育法) ③ 義務教育年限の延長 (6年→9年 旧教育基本法第4条)、など 小学校及び中学校は昭和22年度から、高等学校は昭和23年度から、新制大学は昭和24年度(関西の女子系・キリスト教系を主とする公立1・私立11の計12大学は昭和23年度)から発足(昭23.3.25設置認可 昭23.4.1発足) 昭和24年度発足の大学は、国立70校、公立17校、私立81校の計168大学 ◎ 昭和24年度 180大学 (12大学(昭和23年度発足)+168大学)
	【新制大学】	学校教育法に、大学の目的(旧第52条)、学士の称号(旧第63条)、夜間に授業を行う学部を設置(旧第54条)、通信による教育の実施(旧第70条)、教授会の必置(旧第59条)等を規定 大学院を新しい学校教育体系の最高段階に位置するもの(従来の「研究科の集合体としての大学院」から、「教育研究組織としての課程制大学院」へ)として制度化 大学院の設置(旧第62条)、大学院の目的(旧第65条)、「大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる」(旧第68条)等を規定
	【大学設置基準等】	文部省令として大学設置基準(昭31)等が制定されるまでの間は、大学基準協会の大学基準等を文部省の大学設置審議会が認可の基準として採用し、大学や大学院の認可を行った → 詳細は、「4 大学設置基準等の主な改正経緯」参照
	【旧制の学校に関する経過措置】	「この法律施行の際、現に存する従前の規定(国民学校令を除く)による学校は、従前の規定による学校として存続することができる」(学校教育法附則旧 第98条 第1項) 国立大学(新制)に関しては、昭和24年に第一学年から発足し、学年進行を経て、昭和27年に四年制大学として完成、旧制の学校は、入学者が全員卒業するまで新制大学に包括されて存続

		旧「学位令」は、学校教育法施行の際廃止されたが、旧制大学の研究科の存続年限までは、旧学位令に基づく博士授与を認める措置（学校教育法附則 旧 第108条） 昭和22年政令第204号により「帝国大学令」は「国立総合大学令(大8勅令12)」に改題、「帝国大学官制」も「国立総合大学官制(昭21勅令205)」に改題（帝国大学は、昭22.10.1「〇〇帝国大学→〇〇大学」(旧制)と改称)された後、両勅令は、国立学校設置法(昭24.5.31 法150)附則 第2項により、官立大学官制(昭21勅令206)などとともに廃止
昭和22年	医学教育刷新改善要領	昭22.3 閣議決定 医学教育は、昭和26年度以降すべて大学で行うこと、医学専門学校について大学昇格の可能性を調査・判定することとされた これにより、医学専門学校の多くは、昭和22年度にまず旧制の医科大学・医学部に昇格し、その後新制大学に転換した
昭和23年		各官立医学専門学校を医科大学に昇格（昭23.2.10）
昭和23年	新制国立大学の設置に関する「11原則」を決定	昭23.6.22 文部省 「国立大学は、特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き、同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし、一府県一大学の実現を図る」等の11原則
昭和24年	国立学校設置法公布	昭24.5.31 法150 学校の修業年限及び学年の進行に関しては、昭24.4.1から適用 新制国立大学の発足 → 昭和24年度に 70大学 昭24.5.31=69大学 昭24.11=1大学 昭和26年度に1大学(昭26.4) 昭和27年度に1大学(昭27.5)
昭和24年	教育公務員特例法	(昭24.1.12法41) 公布
昭和24年	教育職員免許法	(昭24.5.31法147 昭24.9.1施行)公布：「開放制」を採用 国公私立の一般の大学の卒業生においても、免許法に定める基礎資格と教職専門科目を含む所定の単位を修得すれば、免許状を取得することができるいわゆる「開放制」とした 免許状の種類は、普通免許状（1級＝学士レベル、2級 全都道府県で有効） 仮免許状（全都道府県で5年間有効 1回限り更新可） 臨時免許状（授与された都道府県で1年間有効）
昭和24年	私立学校法 公布	昭24.12.15 法270 公布後三月を経過した日から施行 私立学校に対する所轄庁の監督権限を制限 設置者については、従前の財団法人に代えて、学校法人 旧大学令で規定する「収入ヲ生ズル基本財産」は必要とせず、その供託制度も廃止 国又は地方公共団体が一定の監督権限の下に学校法人に補助金の支出等の助成をすることができる旨を規定し、私学助成についての憲法（第89条）上の疑義を解消 私立学校振興会法(昭27.3.27法11) が制定され、特殊法人私立学校振興会（→ 昭45.7.1日本私学振興財団 → 平10.1.1 日本私立学校振興・共済事業団）により、私学経営に必要な資金の貸し付け、助成等を実施
昭和25年	学校教育法の改正	(昭24.6.1法179 昭25.3.1施行)： 短期大学発足(暫定措置) 暫定措置として、修業年限2年又は3年の大学（「短期大学」）を設けた卒業生は、短期大学での修業年限を、入学した四年制大学の修業年限に通算することができる (旧第109条・第110条を追加)
昭和25年	学校教育法の改正	(昭25.4.19法103 昭25.4.1施行)： 名誉教授(現 第106条) 旧大学令・高等学校令等の学校の総長・学長・校長又は教員としての勤務を考慮することができる (現附則第10条)
昭和25年7月	国立大学協会創立	昭25.7.13
昭和26～27年	対日平和条約、日米安全保障条約	昭26.9.8 調印 昭27.4.28 発効 独立回復

2 新教育制度の整備充実（昭和27年～47年）		
（1）見直し期（昭和27年～昭和30年代前半）		
この時期は、一方では占領下政策について必要な是正措置が行われるとともに、他方では新教育制度の充実のための諸施策が進められ、6・3制が次第に定着してきた		
中央教育審議会設置	昭27.6.6	文部大臣の諮問機関
学位規則の制定	昭28.4.1文令9	博士の学位のほか、 <u>修士</u> の学位を規定
国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則の制定	昭28.4.22 文部省令11 昭28.4.1から適用	
教員免許制度の改善	昭28.7 免許法改正 (昭28.7.30 法92) 昭29.6 免許法改正 (昭29.6.3 法92)	「 <u>課程認定制</u> 」の導入 仮免許状、校長・教育長・指導主事の免許状の廃止
学校教育法の改正	昭29.3.31 法19	医学・歯学教育制度の改善（昭29.4） 2年以上の進学課程と4年の専門課程による6年一貫教育が行えるように改正 修業年限は6年以上と規定 旧 第57条 第2項 新制大学発足当初から医学・歯学の修業年限は実際は6年であったが、学部は4年の専門課程だけで、その履修資格として、当該大学の他学部又は他大学における2年以上の一般教育の履修が要求されていた
（2）充実発展期（昭和30年代前半～昭和40年代前半）		
戦後復興期を終えた以降の昭和30年代、特に30年代後半を中心とする経済・社会の急速な成長・発展とともに、我が国の教育は急激な拡大を見せつつ、新時代に即応する新たな発展を遂げた		
大学設置基準の制定	昭31.10.22 文令28	
理工学系学生8,000人の増募計画実施		昭32.4.1着手 昭和35年度まで 「新長期経済計画」（昭32.12.7 政府決定）に関連
○ 政府、「国民所得倍増計画」を決定		昭35.12.27 高度成長政策
理工学系学生2万人の増募計画実施	昭和36年度～	昭和36年度～42年度の7年計画で、16,000人の増募を計画（昭36.4.1） → 昭和36年度～39年度の4年計画・2万人増募計画に変更（昭36.9.1） → 1年短縮され3年間で完遂
国立学校設置法の改正	昭35.3.31 法16 同 4.1施行	授業料その他の費用の免除及び猶予の規定を追加 いわゆる「費用省令」（昭36.4.1 文令9）を制定
文部省、大学設置認可基準を大幅に緩和する方針を発表	昭36.7.4 閣議了解 昭和37年度から	医学、歯学等の学科を除き、公・私立大学の学科増設・定員変更の届出制化（← 予め「協議」）、校舎・校地面積基準の弾力化、等
高等専門学校 ^{（1）} の創設	昭和37年度	5年制 学校教育法の改正（昭36.6.17 法144） 高等専門学校設置基準（昭36.8.30 文令23）を制定 *工業高等専門学校が最初 昭37 国立12校（国立学校設置法の改正（昭37.3.29法36）） 公立2校、私立4校、計18校で発足 *商船に関する学科の設置 昭42 国立学校設置法等の改正（昭42.5.31法18）により ① 学校教育法旧第70条の3に「商船に関する学科」を追加 ② 5校の国立商船高等専門学校を設置 *工業及び商船以外の学科の設置が可能に 平3.7 学校教育法の改正（平3.4.2 法25 平3.7.1施行）現 第116条

国立大学の整備	昭和38年度～	* 昭和38年以降、昭和28～29年に12の国立大学農学部を設置された総合農学科は、すべて農業工学系、農業経済系その他の学科に改組 * 昭和38年以降6年間にわたり、数個の学部を置く大学のうち必要な大学に、一般教育を一括して行う教養部を設置（国立学校設置法の改正（昭38.3.31法69）により教養部の規定を創設省令で設置 * 昭和40年以降、新制国立大学のうち14大学に設置された文理学部を、分離・改組等 * 公立大学から国立大学の学部への移管（昭和41年までに、農学部6、医学部5、工学部2の計13学部）
大学志願者急増対策の実施		文部省、高等教育研究会を設置（昭38.4.12 大学生急増対策を始める） 昭和43年度に大学入学志願者がピークになるものと予測 その一環として、昭和40年度から特に理工学系を重点に学生の増募、学部・学科の新設・拡充・改組等を逐次実施
能研テストの実施	昭和38年度～昭和43年度	
国立大学の学科・課程ならびに講座・学科目に関する省令を公布	昭39.2.25	
国立学校特別会計法の制定	昭39.4.3 法55	
奨学寄附金委任経理事務取扱規則 制定	昭39.4.23 文部省令14	
学校教育法の改正	昭39.6.19 法110	短期大学制度の恒久化 短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を主な目的とし、学科を置き、修業年限は2年又は3年、短期大学の卒業生は4年制大学に編入学することができる 現 第108条を追加
国立学校設置法の改正	昭41.4.5 法48	大学及び学部の名称変更 昭 41.4.1 学芸大学を教育大学に5、学芸学部を教育学部に22など
「国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者の大学への編入学に関する省令」公布		
特殊法人日本学術振興会を設立	昭42.8.1	(財)日本学術振興会を母体として
○ 大学紛争		・ 戦後の復興期から様々な形で展開されてきた学生運動が、昭和35年の日米安保条約改定 を契機として激しさを増し、40年代になると、運動の目標として政治問題のほかに学費 値上げ反対や学生寮、学生会館等の管理の問題などをも加えて闘争の場を大学に移し、大規模な紛争が各地の大学で頻発 ・ 大学の運営に関する臨時措置法（昭44.8.7法70）の施行を契機として、昭和44年末までには 沈静化 ・ 大学紛争の拡大、長期化の過程で、大学の在り方自体に大きな問題 (高等教育の大衆化 及び社会の変化に伴う新しい要請への不 適応)が 内在していたことが認識されるようになった

3 社会の変化に即した新しい教育ニーズへの対応

(1) ひずみの是正期（昭和40年代後半～昭和50年代）

この時期には、生活水準の向上等による国民のニーズの多様化や個性化、科学技術の進展や就業構造の変化、さらには情報化や国際化等が進展し、また都市化の進展や伝統的な各種の社会規範が弱まり、核家族化や家庭の教育力の低下等も進行した

このような社会の構造的な変化により、従来の学校教育の画一的な性格の是正や変化への対応が必要になった

特にこの時期、高校・大学への進学率が高まり（大学・短大進学率：昭35＝10.3％→昭45＝23.6％）、それに伴い教育の多様化などの教育改革が求められた

大学設置基準の改正	昭45.8.31 文令21 昭46.4.1施行	一般教育科目の弾力化
中教審46答申	昭46.6.11 高等教育関係	高等教育の多様化、高等教育の開放、教育・研究組織の機能的な分離、管理・運営体制の合理化、国・公立大学の設置形態、私学に対する国の財政援助方式、入試制度の改善、高等教育計画の樹立等を提案 ① 高等教育懇談会の設置（昭47）による高等教育計画の策定（昭和51～55年の計画） ② 私立学校振興助成法の制定（昭50.7.11法61 議員立法） → 私学助成の充実（昭45予算補助として創設 → 昭50法律補助化） ③ 高等教育制度の多様化・弾力化のための制度の整備 ④ 入学者選抜制度の改善（→ 共通第一次学力試験）
大学設置基準の改正	昭47.3.18文令5 昭47.4.1施行	単位互換制度の導入
○ 一県一医大構想		（「経済社会基本計画」（昭48.2.13閣議決定）に盛り込まれた構想） 昭和48年当時医学部のなかった15県（山形、茨城、富山、福井、山梨、静岡、滋賀、島根、香川、愛媛、高知、佐賀、大分、宮崎、沖縄の各県）に医科大学（医学部）を設置しようとする構想 「無医大県解消構想」とも呼ばれる 昭和48年から昭和54年までの7年間で15校の国立医科大学・医学部を新設
教育職員免許法の改正	昭48.7.20 法57	教員資格認定試験制度の創設等
国立学校設置法等の改正	昭48.9.29 法103 昭48.10.1 施行等	【学校教育法】 学部以外の教育研究上の基本となる組織（現第85条）の追加 医学部・歯学部で進学課程と専門課程とに分けることなく、6年間の一貫教育を行うこともできるよう改正（現第87条） 副学長の明確化（現第92条） 【国立学校設置法】 筑波大学の設置・組織（第3条・第二章の二）の追加、国立大学共同利用機関（第三章の三）の追加、等 （参考）大学共同利用機関は、国立学校設置法により「全国の国立大学の共同利用の研究所」として設置された高エネルギー物理学研究所（昭46.4）が最初 昭和48年に、国立極地研究所が創設された際に「国立大学共同利用機関」という名称を国立学校設置法に規定 平成元年に、広く国公立大学の研究者による共同研究を活発にし、学術研究の一層の推進を図る観点から「大学共同利用機関」と改称 平成16年からは国立大学法人法により「大学共同利用機関法人」
大学設置基準の改正	昭48.11.28 文令29	学部以外の基本組織 三学期制が採れる
大学院設置基準の制定	昭49.6.20 文令28 昭50.4.1施行	

短期大学設置基準の制定	昭50.4.28文令21 昭50.4.1施行	
学校教育法の改正	昭50.7.11法59 昭51.1.11施行	専修学校制度の創設(昭51)
学生教育研究災害傷害保険制度発足	昭51.4.1	「学研災」 大学の正課中の災害事故に対する補償
学校教育法の改正	昭51.5.25法25 昭51政令124で 昭51.6.1施行	大学院大学制度の創設 (現第103条)
学校教育法施行規則の改正	昭51.5.31文令29. 昭51.6.1施行	4月以外入学・卒業を制度化
国立学校設置法の改正	昭52.5.2 法29	大学入試センター設置 (昭52.5)
昭和54年度から		① 共通第一次学力試験を実施(昭54. 1.13 ~14) ② 国立大学の一期校・二期校制を廃止し、入試期日を一本化
大学通信教育設置基準の制定	昭 56.10.29 文令33 昭57.4.1施行	
短期大学通信教育設置基準の制定	昭57.3.23 文令3	
(2) 臨時教育審議会、大学審議会と大学改革 (昭和50年代後半～平成10年代前半)		
昭和50年代の中頃になって、小・中学校でのいじめ、登校拒否、校内暴力等いわゆる教育荒廃が社会的に大きな関心事となり、政府全体でこれに取り組むべきという考え方も強くなった		
臨時行政調査会	昭56.3設置 総理府の附属機関	高等教育関係では、 ① 国立大学の学部等の新增設を原則として見送る ② 私学助成の総額を前年度以下に抑制する ③ 育英奨学事業について有利子貸与制度への転換と量的拡充を図る、などの指摘事項があり、昭和57年度以降の予算編成に大きな影響を与えた 予算要求時のゼロシーリング (昭56.6 閣議決定)
国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の制定	昭57.9.1 法89	
学校教育法の改正	昭58.5.25法55 昭59.4.1施行	獣医学を履修する課程の <u>6年制化</u> (昭59.4)
文化と教育に関する懇談会	昭58.6設置 内閣総理大臣裁定	
臨時教育審議会	昭59.8設置 内閣総理大臣の諮問機関	第一次答申(昭60.6 共通1次試験に代わる「新テスト」を提言)、 第二次答申(昭61.4)、 第三次答申(昭62.4)、 第四次答申(昭62.8 最終答申)

日本育英会法の全部改正	昭59.8.7法64	有利子貸与制度の創設等
大学審議会 の設置	昭62.9～平13.1設置 文部大臣の諮問機関 学校教育法の改正 (昭62.9.10法88)	学校教育法（旧第69条の3）に基づいて設置された文部大臣の諮問機関で、大学・高等専門学校に関する基本的事項を調査審議 大臣への勧告権 平成13年1月の省庁の再編に伴い、中央教育審議会大学分科会に再編 (平13.1.8)
大学入試センターの業務の変更		国立学校設置法の改正（昭63.5.25 法67） → 大学入試センター試験の実施 (平2.1.13～14 平成2年度入学者選抜より)
教員免許制度の改善		免許法の改正（昭63.12.28 法106 平元.4.1施行） * 普通免許状 = 専修免許状（修士の学位を基礎資格） 一種免許状（学士の学位） 二種免許状（短期大学士の学位）に区分 法制定時からの一級・二級が 一種・二種に * 特別免許状＝教育職員検定に合格した者に授与。3年以上10年以内において都道府県の教育委員会規則で定める期間、授与された都道府県内のみで有効。
国立学校設置法の改正	平元.6.28 法29	国立大学共同利用機関の名称を大学共同利用機関と変更
学校教育法施行規則の改正	平元.9.1 文令36	大学院への 飛び入学 の制度化 <u>大学に3年以上在学し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者に、当該大学院（修士課程及び博士前期課程又は歯学を履修する博士課程を除く）への入学資格を付与</u> (規則旧 第70条 第1項・現第159条)
教育職員免許法の改正	平元.12.22 法89 平2.4.1施行	高校の社会を「地理歴史」と「公民」に改める(第4条第5項第2号)
国立学校設置法及び学校教育法の改正	平3.4.2法23 平3.7.1施行	i 学位授与機構の創設（平3.7.1）→ 機構として初めての学位授与(平4.3) ii 学士を学位に位置付け iii いわゆる論文博士制度を法定化（学校教育法 現第104条第2項）
学校教育法の改正	平3.4.2法25 平3.7.1施行	i 医学・歯学の学部における進学課程・専門課程の区分を廃止し、その修業年限を6年と規定 ii 短期大学及び高等専門学校の卒業生への 準学士 の称号の授与 (平3.7) iv 高等専門学校の分野の拡大 「工業に関する学科又は商船に関する学科」→「学科」
大学設置基準等の 大綱化	平3.6.3	
学校教育法施行規則の改正	平7.12.26 文令21	代議員会等の位置付けを明確化（現第143条を追加）
大学の教員等の任期に関する法律の公布	平9.6.13法82 平9.8.25施行	大学教員の選択的任期制の導入

(3) 平成10年代前半の大学改革（平成10年～平成16年）

学校教育法施行規則の改正	平9.7.31 文令32	大学への 飛び入学 の制度化（平成10年度） 数学・物理学の分野で稀有な才能を有する者を対象に、大学入学年齢制限を緩和することについて、平成10年度から制度化 〔 高校中退扱い 旧第69条第5号 平9文告143 短期大学への飛び入学は不可 〕 なお、平成14年度以降、数学・物理学等の分野の限定なし 〔 分野は各大学が定める 学校教育法・現第90条第2項 〕
学校教育法の改正	平10.6.12 法101	i 文部科学大臣が定める基準*を満たす専門学校の修了者は、大学に編入することができる（現第132条 平11.4.1施行） *基準＝修業年限2年以上（施行規則現 第186条 第1項第1号）及び総授業時数1700時間以上（平10.8.14 文告125） ii 大学の学生以外の者（科目等履修生）で大学の単位を修得した者が当該大学に入学する場合に、当該大学の修業年限の2分の1を超えない範囲で、相当期間を修業年限に通算できる（現第88条 平10.10.1施行） 高校生など大学入学資格を有しない科目等履修生として修得した単位については、修業年限の通算には反映されない（規則現 第146条）
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律	平10.5.6 法52 同年8.1施行	通称「大学等技術移転促進法」、TLO法の制定 承認TLOには、特許料等の減免等の支援措置
学校教育法施行規則の改正	平11.3.31 文令19	秋季入学を柔軟に導入できるよう改正 大学は、（特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、削る）学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる（現 第163条 第2項）
学校教育法等の改正	平11.5.28 法55 平12.4.1施行 【学校教育法の改正】 【国立学校設置法の改正】	i <u>医学・歯学・獣医学を履修する課程に在学する者を除き、3年以上の在学で学部を卒業することを可能にする</u> 早期卒業 制度を導入（現第89条） 平成12年度新入生から適用（改正法附則 第2項） ii 大学の学部長の設置について規定（現 第92条） iii 大学院を置く大学に研究科を置くことを常例とするとともに、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことを可能に（現第100条） 国立大学の組織運営体制の確立を図るための改正 すべての国立大学に運営諮問会議を設置、筑波大学の組織、教育研究等の状況の公表を義務付け、教授会と評議会の審議事項の分担や学部長の役割を明確化、等 国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（昭28文令11）は廃止（平11文令39）

学校教育法施行規則の改正	平11.8.31 文令34	医学等を履修する博士課程への飛び入学（現第159条、第160条） 医学・歯学・獣医学※を履修する課程に4年以上在学（外国の大学で医学等の16年の課程を修了した場合を含む）し、優れた成績を収めたと大学院が認めた者に当該大学院への入学資格を付与 ※ 薬学(臨床)の追加（平16.12.15文科令43 平18.4.1施行）
大学評価・学位授与機構の創設（平12.5）	平3.7 平12.4 → 平16.4 → 平28.4	学位授与機構として創設 （国立学校設置法及び学校教育法の改正（平3.4.2 法24）） 大学評価・学位授与機構の創設 （国立学校設置法の改正（平12.3.31 法10 同4.2施行）） 独立行政法人大学評価・学位授与機構設立（平15.7.16 法115） 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 〔平27.5.27 法28 独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合〕
◎中央省庁再編	平13.1.6	文部省と科学技術庁を廃止 → 「文部科学省」を設置 文部科学省設置法（平11.7.16 法96 平13.1.6施行）
○「大学(国立大学)の構造改革の方針」 活力に富み国際競争力のある 国公立大学づくりの一環として－」(抄)		文部科学大臣が「経済財政諮問会議」で説明（平13.6.12） 1. 国立大学の再編・統合を大胆に進める → スクラップ・アンド・ビルドで活性化 2. 国立大学に民間的発想の経営手法を導入する → 新しい「国立大学法人」に早期移行 3. 大学に第三者評価による競争原理を導入する → 国公私「トップ31」を世界最高水準に育成
学校教育法の改正	平13.7.11 法105 平14.4.1施行	大学* 及び大学院* への 飛び入学 を法定化 *大学への飛び入学の場合 （法・現第90条第2項 規則・現第151条～第154条） *大学院への飛び入学の場合 （法・現第102条第2項 規則・現第157条～第160条）
学校教育法の改正	平14.11.29 法118 平15.4.1施行 評価関係の規定は 平16.4.1 施行	認証評価、専門職大学院 i 自己点検・評価・結果公表の義務化、 認証評価 の義務化 （現 第109条・旧 第63条の3） 全大学・短期大学が「教育研究等の総合的な状況」についての認証 評価機関による評価を7年以内ごとに、また、専門職大学院は5年以 内ごとに受けるものとする（期間の定めは、同法施行令 第40条） ii 設置認可制度の弾力化（第4条） 大学の学部・研究科の設置であって、当該大学が授与する学位の 種類及び分野の変更を伴わないもの*等について、認可制から、 文部科学大臣への届出制* に変更（学校教育法施行令第23条の2） * 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平15.3.31文科告39） * 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野の収容 定員の変更は、届出制の対象外 〔認可事項 施行令第23条の2第1項第5号・現第4号 平17.3.31文科告51 当初（平15.3.31 文科告40）は教員養成も届出制の対象外〕 iii 法令違反の大学等に対する是正措置の整備（第15条） ：文部科学大臣が、大学設置・学校法人審議会への諮問を経て、改善 勧告、変更命令、学部等の組織の廃止を命ずる措置を段階的に講じる ことができるようにする（従来は学校全体の廃止命令のみ規定）

		iv 専門職大学院 制度の整備等 (現第99条、第104条第1項、第102条第1項等) ① 大学院の目的に関する規定を改正 ② 専門職大学院の課程を修了した者に対し学位規則に規定する専門職学位を授与 ③ 専門職学位を有する者に後期3年のみの博士課程を置く研究科への入学資格を付与、などの規定を追加
構造改革特別区域法の制定	平14.12.18法189 学校教育法等の特例 関係の規定は 平15.4.1施行	* 学校設置会社による学校の設置（第12条）… ① 学校教育法第2条において、学校の設置主体は、国、地方公共団体及び学校法人に限定されているが、特区においては、地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情があると認める場合には、株式会社(学校設置会社)に学校(幼稚園～大学 1条校)の設置主体となることを認める ② 学校としての法的地位を得るためには、別途所轄庁の設置認可が必要 ③ 学校教育法上の学校として関連規定を適用 ④ 私立学校法及び私立学校振興助成法の対象外 * 学校設置非営利法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条 第2項の特定非営利活動法人）による不登校児童等を対象として教育を行う学校（大学及び高等専門学校を除く）の 特区における設置（第13条）
専門職大学院設置	平15.3.31 文科令16 平15.4.1施行	
学校教育法施行規則の改正	平16.3.12 文科令8 平16.4.1 施行	自己点検・評価における適切な評価項目の設定及び適当な評価体制の整備 (現 第166条)等 大学設置基準・大学院設置基準から、自己点検・評価等に関する規定を削除
(4) 国公立大学の法人化 （平成16年度）		
国立大学の法人化 (平成16年度)	* 平9.12.3 * 平11.4.27 * 平12.7.31 * 平12.12.1 * 平14.3.26 * 平14.6.21 * 平15.7.16 * 平16.4.1	行政改革会議「最終報告」 「(国立大学の)独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである」 閣議決定 「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る」 文科省「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」発足 閣議決定 「国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、…、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討結果を整理する」 「(国家公務員の)定員については、…、平成22年度までの間に、…、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等と併せて、<u>25%の純減</u>を目指した定員削減に最大限努力するものとする」 文科省・調査検討会議 「新しい『国立大学法人』像について」 最終報告 閣議決定 「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する」 国立大学法人法（平15.7.16 法112. 平15.10.1施行）制定 国立大学法人化

公立大学法人制度の創設	平成16年度	＊ 地方独立行政法人法（平15.7.16 法118 平16.4.1施行）により、公立大学法人制度を創設 国立大学法人の制度設計に倣い、「公立大学法人」に関する独立の章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定 （学長選考手続き、経営・教学に関する審議機関の設置等） ＊ 地方公共団体の選択により、公立大学の法人化が可能 法人の設け、議会の議決を経て定款を「総務大臣及び文部科学大臣」が認可
(5) 平成16年以降10年間の大学改革（平成16年～平成25年）		
学校教育法の改正	平16.5.21法49 平18.4.1施行	薬剤師養成教育の 6年制化（平18.4） 「薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの」の修業年限は、6年（←4年）とする 基礎薬科学や創薬科学関連の教育研究を行う4年制学部・学科も存置。 学校教育法・現第87条 6年制学部・学科に基礎を置く大学院の課程は、博士課程のみとし、標準修業年限は4年 大学院設置基準・現第36条
学校教育法施行規則等の改正	平16.12.13 文科令42	① 文部科学大臣が指定した外国大学日本校について、当該外国大学に準じて取扱う（平16.12.13施行） 大学院等への入学資格（規則・現 第155条 第1項 第4号等）、大学への編入学（規則・現第161条第2項）、大学・大学院・短期大学への転学（規則・現第162条）、単位互換（大学設置基準 第28条 第2項等） ② 我が国の大学が外国において教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたものについては、我が国の大学の一部（海外校）と位置づけることを可能とする （平17.4.1施行 大学設置基準現 第57条等）
学校教育法の改正	平17.7.15 法83	短期大学士 准教授・助教 i 「短期大学卒業生への学位授与」に係る改正（平17.10.1施行） 平成17年10月1日以降に短期大学を卒業した者については、短期大学士の学位を授与（現第104条第3項）。制度改正前に短期大学が授与した準学士の称号は、短期大学士の学位とみなされる（同改正法附則 第3条） ii 「大学等の教員組織の整備」に係る改正（平19.4.1施行） 大学の助教授に代えて「准教授」を設け、「助教」を新設教授、准教授、助教の職務内容については、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」こととして共通に規定し、助手については、教授等とは職務内容が明確に異なる職として位置付け（現第92条） 高等専門学校についても、助教授に代えて「准教授」を設け、「助教」を新設
◎ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」	平18.7.7 閣議決定	運営費交付金 対前年度比▲1% 「国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で 対前年度比▲1%（年率）とする」

教育基本法の全部改正	平18.12.22 法120	大学(第7条)、私立学校(第8条)等について新たに規定
学校教育法の改正	平19.6.27 法96 平19.12.26施行	- i 義務教育年限を9年と規定(第16条) 従前は教育基本法で規定 - ii 各学校の目的・目標の見直し 学校の規定順を幼稚園から始める 大学の役割として、教育研究の「成果を広く社会に提供することにより、 社会の発展に寄与」することを追加(第83条第2項) - iii 履修証明制度の創設(第105条、第123条、第133条第1項) - iv 大学の教育研究活動の状況の公表の義務化(第113条)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正	平19.6.27 法98 平20.4.1施行	- i 教員免許更新制の導入 = 普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定める(第9条) - ii 文部科学大臣認定の 免許状更新講習 制度の導入(第9条の3) - iii 分限免職処分を受けた者の 免許状は失効(第10条 第1項 第3号)
学校教育法施行規則の改正	平19.12.14 文科令38 平20.4.1施行	学年の始期・終期の決定は各大学の判断 学年歴が異なる諸外国の学校との間の交流の円滑化や、秋季入学を各大学においてより柔軟に導入できるよう、「大学の学年の 始期及び終期は、学長が定める」ものとした(第163条第1項) 学則記載事項(同規則 第4条 第1項) 学部や学科・課程、研究科や専攻等の単位で定めることが可能 (平19.12.14高等教育局長通知 19文科高575)
学校教育法施行規則の改正	平19.12.25 文科令40 平19.12.26施行	- i 学校教育法に規定する学校種の順序を幼稚園から規定することとしたこと等に伴う改正 - ii 大学(大学院・短期大学を含む)における履修証明に関する規定の新設(第164条)
学校教育法施行規則の改正		共同利用拠点 の文部科学大臣認定制度 - i 共同利用・共同研究拠点 (現 第143条の3)(平20.7.31 文科令22) - ii 教育関係共同利用拠点 (第143条の2)(平21.8.20 文科令30 平21.9.1施行)
大学設置基準等・学位規則の改正	平20.11.13 文科令35 平21.3.1施行	共同教育課程制度 国公私を通じ、複数の大学が共同で教育課程を編成し、<u>連名で学位を授与する</u>、大学における教育課程の共同実施制度を創設

学校教育法施行規則の改正	平22.6.15 文科令15 平23.4.1施行	大学が公表すべき情報の明確化 大学（短期大学、大学院を含む）が公表すべき情報を法令上明確化（第172条の2） 高等専門学校に準用（第179条）
学校教育法施行規則、大学院設置基準等の改正	平22.7.15 文科令17	国際連合大学 国際連合大学と我が国の大学との接続（大学院入学資格の付与、大学等への転学）や単位互換の制度を整備
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平19.6.22法95）の改正	平23.8.30 法105	地方団体からの寄附金 地方公共団体から国等（国立大学法人を含む）に対する寄附金の支出について、法律による原則禁止を改め、地方公共団体の自主的な判断に委ねる （平成23年11月1日から施行）
	平23.8.30 法105	博士論文基礎力審査制度 ① 区分制博士課程の前期課程の修了要件について、博士論文研究基礎力審査の合格を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えることができる （大学院設置基準第16条の2） ② 一貫制博士課程における修士の学位は、博士論文研究基礎力審査により修了要件を満たした者にも授与できる （学位規則第3条） ③ 外国の学校等の教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格した者に、博士後期課程への入学資格を付与 （学校教育法施行規則 第156条 第5号）

(6) 平成25年以降の大学改革 (平成25年～)		
〔平成25年〕		
学位規則の改正	平25.3.11 文科令5 平25.4.1施行	博士論文の公表はインターネットによる 大学が行う博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨の公表方法、並びに博士の学位を授与された者が行う論文又はその要約の公表方法を、インターネットの利用による公表とする (第8条、第9条)
	平25.3.29 文科令13 平25.4.1施行	授業期間の弾力化
	平25.6.26 法65 平28.4.1施行	障害者差別解消法 ＊ 差別的取扱い・合理的配慮の不提供の禁止(第7条) → 国・国立大学法人・地方公共団体等の法的義務 ＊ 「基本方針」 (平27.2.24 閣議決定) → 基本方針を踏まえ、主務大臣は「対応指針」、国立大学は「対応要領」を策定・公表
◎ 「教育再生実行会議」	開催根拠： 平25.1.15閣議決定 内閣総理大臣が開催	＊ 「16 官邸主催の会議の提言等 (平成25年～) と対応状況」 参照
◎ 「国立大学改革プラン」	平25.11 文部科学省	← 「大学改革実行プラン」 (平24.6 文部科学省) ＊ 改革加速期間中(平成25～27年度)の取組 ＝ ガバナンス機能強化、グローバル化、イノベーション創出、人事・給与システムの弾力化、評価の体制強化 ＊ 第3期における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
国立大学法人法等の改正	平25.12.11法98 公布の日から6月以内に施行 平26.4.1施行	出資範囲の拡大 i 文部科学大臣及び経済産業大臣の認定を受けたベンチャーキャピタル等(認定特定研究成果活用支援事業者)に対して、国立大学法人等は出資並びに人的及び技術的援助を行うことができる (産業競争力強化法 (平25.12.11法98) 第22条) ii 国立大学法人等が、認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない (国立大学法人法 第22条、第29条)
大学の教員等の任期に関する法律の改正	平25.12.13 法99 平26.4.1施行	労働契約法の特例 (5年→10年) 大学の教員等がその有期労働契約を期間の定めのない労働契約に転換させるための申込みを行うために通算契約期間が5年を超えることが必要とされていることについて労働契約法の特例を定め、10年を超えることが必要であるとする (第7条を追加) (参考) 労働契約法の一部を改正する法律 (平24.8.1 法56) ＝ 有期労働契約について、下記の3つのルールを規定

		i 無期労働契約への転換 有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール 平25.4.1施行 ii 「雇止め法理」の法定化 最高裁判例で確立した「雇止め法理」の内容を法律に規定 平24.8.10施行 iii 不合理な労働条件の禁止 有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルール 平25.4.1施行
「東北地方における医学部設置に関する基本方針」	平25.12.17 復興庁、文部科学省、厚生労働省	「好循環実現のための経済対策」（平25.12.5閣議決定）において、「東北地方における復興のための医学部新設の特例措置」を、東日本大震災の被災地の復旧・復興の施策の一つとして位置付け 基本方針においては、「東北地方に1校に限定して、一定の条件を満たす場合に医学部新設について認可を行うことを可能とする。」 「文部科学省において関係省令や告示等の規定の特例を措置する。」等を定めた → 平27.3.28文科省告示57
〔平成26年〕		
私立学校法の改正	平26.4.2 法15	異例な事態に所轄庁が適切に対応するための措置命令等 i 学校法人が法令の規定等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くときは、所轄庁は必要な措置をとるべきことを命ずることができ、学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる（第60条） ii 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる（第63条）
独立行政法人通則法の改正（平26.6.13 法66）に伴う国立大学法人法の改正	平26.6.13 法67	i 独立行政法人と同様に、監査機能やガバナンスを強化するとともに、役職員の再就職等に関し規制（通則法の規定を準用） * 監事について、監査報告の作成、文部科学大臣への提出書類の調査義務、役職員や子法人に対する調査権限を法定化 監事調査の妨害に対する罰則 会計監査人について、会計に関する報告要求権、子法人に対する報告要求権等を法定化

		* 役員の業務の忠実履行義務、職務遂行に伴う損害賠償責任を規定 * 役職員の再就職に関し、密接関係法人等へのあっせんの禁止 * 役職員の給与水準の策定に当たって、<u>国家公務員の給与等、民間企業の役員報酬等・従業員給与等を考慮</u> ii 教育研究の特性や大学の自治に配慮し、役員人事や法人評価等については固有の制度を整備 * 役員の任命手続きや任期については、現行の仕組みによるが、監事の任期は4年に延長 * 教育研究の特性を踏まえ、引き続き、<u>国立大学法人評価委員会が評価を実施。総務省の独立行政法人評価制度委員会によりチェック</u> 評価結果を法人運営へ反映、公表。中期目標期間の4年目終了時に達成状況評価（暫定評価）を実施し、評価結果を次の中期目標等に反映 暫定評価は、第3期中期目標期間（H28～）から実施 * 文部科学大臣による違法行為等の是正要求
学校教育法及び国立大学法人法の改正	平26.6.27法88 平27.4.1施行 【学校教育法の改正】 【国立大学法人法の改正】	ガバナンス改革 副学長の職務内容の見直し、教授会は「意見を述べる」機関であることを明確化 ・「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」 (第92条 第4項 旧規定＝副学長は、学長の職務を助ける) ・「大学に、教授会を置く」 [第93条 第1項 旧規定＝大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない] ・教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする また、教授会は、学長・学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長・学部長等の求めに応じ、意見を述べるができる (第93条 第2項、第3項 新規) 学長の選考基準等の公表、経営協議会の外部委員の割合を過半数に増加、等 ・学長の選考は、<u>学長選考会議が定める基準により行わなければならない</u> 国立大学法人は、<u>学長選考の基準、学長選考の結果等を遅滞なく公表しなければならない</u> (第12条 第7項、第8項 新規) ・教育研究に関する校務をつかさどる副学長を教育研究評議会の評議員とする (第21条 第3項 新規) ・経営協議会の委員の過半数を学外委員とする [第27条第3項 旧規定 ＝学外委員の数は、委員の総数の二分の一以上]

学校教育法施行規則及び 国立大学法人法施行規則 の改正	平26.8.29 文科令25 平27.4.1施行 【学校教育法 施行規則の改正】 【国立大学法人法 施行規則の改正】	学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続きを定めなければならない (第26条第5項。新規) 現行第144条 〔 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、 学長が定めるを削除する。 〕 ・学長又は機構長の選考を行った際に国立大学法人が公表する事項は、当該選考の結果(法定事項)のほか、当該者を選考した理由、選考の過程とする (第1条の2) ・学部、研究科、附置研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命は、学長等の定めるところにより行う (第7条の2)
大学設置基準等の改正	平26.11.14 文科令34	国際連携教育課程 制度の創設 ＊ 大学設置基準等に、国際連携学科・専攻に関する特例規定を追加 「14 国際連携教育課程制度」参照 ＊ 我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して編成する教育課程（「国際連携教育課程」）や、当該教育課程を編成する学科等の新設に際しての専任教員数等について特例を設ける ＊ 国際連携教育課程を編成した場合、当該課程を履修する学生は両大学に所属（2重学籍）し、両大学が連名で1枚の学位記を出せる 〔 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができる ジョイント・ディグリー 〕
専門的知識等を有する 有期雇用労働者等に関 する特別措置法	平26.11.28 法137 平27.4.1施行	高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例 (労働契約法第18条) ① 5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度な専門的知識を有する有期雇用労働者 (博士の学位を有する者、医師等 年収要件あり) ② 60歳以上の定年後継続雇用される高齢者については、事業主が雇用管理措置の計画を策定し、都道府県労働局長の認定を受けた場合、一定の期間 ①の場合は業務の開始の日から完了の日までの期間(上限10年)、 ②の場合は定年後引き続いて雇用されている期間)、 無期転換申込権が発生しない

〔平成27年〕		
◎「高大接続改革 実行プラン」	平27.1.16 文部科学大臣決定 (← 平26.12.22 中央教育審議会答申)	新テスト等 ＊「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施 … 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表 など ＊ 新テストの実施主体の設立【平成29年度を目途に設立】 … 大学入試センターを改組
国立大学法人法 施行規則の改正	平27.3.30 文科令12 平27.4.1施行	監査機能の強化、役職員の再就職規制等 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令」第19条による改正
大学設置基準等の 改正	平27.3.30 文科令13 平27.4.1施行	幼保連携型認定こども園の追加 i 大学の教員養成学部・学科に置くものとする付属施設として 附属幼保連携型認定こども園を追加 等 (大学設置基準等) ii 教職大学院の目的として、幼保連携型認定こども園の教員の養成のための教育を行うことを追加 (専門職大学院設置基準)
文部科学省設置法の改正	平27.5.20法21 平27.10.1施行	スポーツ庁の設置
独立行政法人大学評価・ 学位授与機構法の改正	平27.5.27法27 平28.4.1施行	大学改革支援・学位授与機構 ＊ 大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの2独立行政法人を統合し、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施する「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」とする
◎「国立大学経営 力戦略」	平27.6.16 文部科学省	＊ 第3期(平成28年度～33年度)における各国立大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に3つの重点支援の枠組み(①地域貢献、②専門性、③世界レベル)を新設、機能強化のための組織再編、大学間・専門分野間での連携・連合、「学長の裁量による経費(仮称)」によるマネジメント改革、収益を行う事業の明確化、競争的研究費改革も合わせて実施 等 〔 ← 平27.6.15 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会の「審議まとめ」 〕 ＊ 未来の産業・社会を支えるフロンティアの形成 (「特定研究大学」「卓越大学院」「卓越研究員」(いずれも仮称)の創設)等
学校教育法等の改正	平27.6.24 法46 平28.4.1施行	「義務教育学校」、大学への編入学の拡大 i 小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定 (学校教育法 第1条)

		教員は小学校と中学校の免許状の併有を原則 (当分の間は例外あり) (教育職員免許法 第3条・附則 第20項) 国立大学法人法 第23条(大学附属の学校)に「義務教育学校」 を追加 (改正法附則 第4条 第17号) ※ 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令、専門職大学院 設置基準に「義務教育学校」を追加 (平28.3.22 文科令4) ii <u>修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等 学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設</u> [学校教育法第58条の2 第70条第1項・第82条で準用 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の 専攻科の課程] → 学校教育法施行規則及び学位規則に係る規定を追加 (平28.3.30文科令10) + 専攻科の課程の基準(告示の新設)		
「地方創生のための大都市圏への学生集中是正 方策」	平27.6.30 文部科学省 (抄)	(1) 私学助成を不交付とする入学定員充足率の基準の厳格化や入学 定員を超過した学生数に応じて補助を減額する措置の導入 (2) 既設学部等の入学定員充足率が一定の基準を超える公私立大学に よる新たな学部等を認可しないこととする基準の厳格化 → 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の 基準 (平15.3.31 文科告45)の改正(平27.9.18 文科告154) (3) 国立大学について、 ① 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に、当該学生納付金相当 額を国庫返納させる基準を厳格化 するとともに、 ② 入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた教育 費相当額を国庫返納させる措置を導入		
(国立大学) 学部規模 入学定員充足率		大規模学部 (学部入学定員 300人超)	中規模学部 (学部入学定員 100人超 300人以下)	小規模学部 (学部入学定員 100人以下)
現行(27年 度)	学生納付金相当額の 国庫返納	1.1倍以上		1.2倍以上
強化策 (案)	① 学生納付金相当額の国庫返納 (平成30年度までに段階的に厳格 化)	28年度 1.09倍以上 29年度 1.07倍以上 30年度 1.05倍以上	1.1倍以上	28年度 1.19倍以上 29年度 1.17倍以上 30年度 1.15倍以上
	② 超過入学者数分の教育費相当額 の国庫返納 (平成31年度に措置)	31年度 1.0倍超		
(注)文部省作成資料等を基に作成 ⇒ 強化策(案)の②は、①の措置により「入学定員超過の一定の改善がみられることから 2019年度における実施を見送る」が、「2019年度の入学定員超過の状況を踏まえて 2020年度以降の実施の可否は引き続き検討する」 (平31.3.29付 30文科高 1308 高等教育局長通知)				
(参考)「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平26.12.27 閣議決定) ：「…大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京 圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案 を得る。」				

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程の制定	平27.7.31 文部科学省告示124 即日施行	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程(専攻科、別科を含む)及び特別の課程(履修証明プログラム)であって、一定の要件に該当するものを、文部科学大臣は「職業実践力育成プログラム」として認定し、官報で告示
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定	平27.9.4 法64 「事業主行動計画」の策定については 平28.4.1施行	女性活躍推進法 国・地方公共団体、301人以上の労働者を雇用する事業者は、 ① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、 ② その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ事業主行動計画の策定・届出・周知・公表、 ③ 自社の女性の活躍に関する情報の公表を行う義務(300人以下の事業者は努力義務) 優良な企業に対する厚生労働大臣の認定制度(申請制) 10年間の時限立法
「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」	平27.7.31 内閣府・文部科学省・厚生労働省決定	平成29年度に開設する医師の養成に係る大学の設置 (上記決定に従い、国際的な医療人材の育成のため、1校に限り認可申請)を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、大学の設置認可を可能とする (平27.11.12 内閣府・文部科学省告示1)
〔平成28年〕		
共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程の改正	平28.1.13 文部科学省告示1 即日施行	* 拠点の運営委員会及び共同研究課題を採択する組織の委員について、より外部に開かれた委員構成とすること (平28.4.1施行) * 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行う「連携施設」(国内の、大学以外の研究施設)に関する規程を追加
○「特定研究大学(仮称)制度検討のための有識者会議」審議まとめ	平28.1.13	指定国立大学(仮称) * 「世界最高水準の卓越した教育研究活動を展開し、国際的な研究・人材育成及び知の協創拠点となる国立大学」 → 大学からの申請を経て、国立大学法人評価委員会の意見を聴取した上で、文部科学大臣が指定
◎「第5期科学技術基本計画」	平28.1.22閣議決定 平成28～平成32年度	* 基本計画実行のため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上、政府研究開発投資について経済・財政再生計画との整合性を確保しつつ対GDP比1%へ、期間中のGDP名目成長率を平均3.3%という前提で試算した場合、政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円
学校教育法施行規則・学位規則の改正	平28.3.30 文科令10 平28.4.1施行	高校専攻科から大学への編入学 高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部)の専攻科の課程(修業年限が2年以上、課程修了に必要な総単位数が62単位以上等の基準を満たすものに限る)を修了した者 (大学入学資格を有する者に限る) * 学校教育法施行規則に 第100条の2(第113条、第135条で準用)を追加 学位規則に 第6条 第1項 第2号を追加

		* 専攻科の課程の基準 高等学校及び中等教育学校 = 平28.3.30 文科告63 特別支援学校 = 平28.3.30 文科告64
学校教育法施行規則の改正	平28.3.31 文科令16 平29.4.1施行	三つのポリシーの策定・公表の義務化 大学（短期大学を含む。高等専門学校には大学に関する規定を準用）・大学院は、当該大学、学部、学科又は課程及び大学院、研究科又は専攻ごとに、その教育上の目的を踏まえて、 ①卒業の認定に関する方針、 ②教育課程の編成及び実施に関する方針、 ③入学者の受入れに関する方針 を定め、公表 （大学院については③のみ） （第165条の2を追加。第172条の2を改正）
学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正	平28.3.31 文科令17 平30.4.1施行	認証評価の評価項目・方法等の充実 認証評価機関の大学評価基準や評価の体制・方法等について、三つのポリシーに関する評価や各大学の内部質保証機能を重視した評価を行うこと、評価の過程において高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から意見を聴かなければならないこと、などを規定
大学設置基準等の改正	平28.3.31 文科令16 平29.4.1施行	タフ・デ・イバ・ロップメント(SD)の義務化 大学基準第42条の3、大学院基準第43条、短大基準第35条の3、高専基準第10条の2を追加。 「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる （平28.3.31・27文科高1186 高等教育局長通知）
学校教育法施行規則等の改正	平28.3.31 文科令19、文科告74～77 平28.4.1	大学・大学院入学資格の緩和 留学生を積極的に受け入れ、国際化を推進する観点から、一定の要件を満たした場合には、12年又は16年に満たない教育課程を有する国の学校を卒業した者に対し、大学又は大学院入学資格を付与 「8 大学・大学院入学資格」 参照 i 大学：外国において、文部科学大臣が指定した学校教育における<u>11年以上の課程を修了した者</u> （昭56 文告153に 第3号を追加） 英国GCEALレベル有資格者等 昭23文告47に第23号を、平13文科告167（飛び入学関係）に第6号を追加） ii 大学院：外国において、認証評価を受けた、<u>修業年限3年（医学等については5年）以上の課程で学士相当の学位を授与された者</u> （規則第155条第1項第4号の2を追加）

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法の制定	平28.5.18 法43 平28.10.1施行	物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所を特定国立研究開発法人とする（同法別表(第2条関係)） ① 指定国立大学法人制度の創設(第34条の4～第34条の8) ：国立大学法人のうち、教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、文部科学大臣が指定 ② 国立大学法人評価委員会の委員への外国人の任命 (第9条 第3項・第4項 平28.10.1施行) ③ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の資産の有効活用を図るための措置 ：土地等の貸付け 第34条の2 文部科学大臣が認可 認可基準（平29.2.21文部科学大臣決定） 余裕金の運用の認定（第34条の3 文部科学大臣が認定）
教育公務員特例法等の改正	平28.11.28 法87 平29.4.1施行 一部別期日施行	【教育公務員特例法の改正】 十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期を弾力化（第24条）、等 【教育職員免許法の改正】普通免許状の取得に必要な最低修得単位数に係る科目区分を統合（別表第1等 平31.4.1施行） 外国語に係る小学校教諭の特別免許状を創設 (第4条第6項第1号 公布日から施行) 免許状更新講習の認定等の事務を独立行政法人教職員支援機構（←教員研修センター）に移管（第9条の3等 平30.4.1施行）
「国家戦略特別区域における追加の規制改革事項について」	平28.11.9 国家戦略特別区域諮問会議決定	獣医学部 平成30年度に開設する獣医師の養成に係る大学の設置(上記決定に従い、1校に限り認可申請)を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、大学の設置認可を可能とする (平29.1.4 内閣府・文部科学省 告示1)
「高等教育進学サポートプラン」	平28.12.22 文部科学省	給付型奨学金、所得連動返還型奨学金 * 給付型奨学金の創設(H29～先行実施。給付の開始は進学後) ：住民税非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす大学・短大・高専・専門学校の学生を対象 給付規模は1学年あたり2万人（H30～） 在籍する高校長による推薦 (H29は、私立・自宅外生と児童養護施設退所者等のみを対象) 給付額は月額2～4万円 (国立・自宅:2万円、国立・自宅外/私立・自宅:3万円、私立・自宅外:4万円) 児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金 * 所得連動返還型奨学金制度の導入 ：「定額返還型」に加え、H29新規貸与者より、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型」の選択が可能 毎年、本人所得の9%（申請により最低返還月額2,000円まで減額可能）＝年収144万円以下の場合）を返還

〔平成29年〕		
学校教育法施行規則の改正	平29.3.14 文科令4 平29.4.1施行	部活動指導員 中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育活動として行われるものを除く)に係る技術的な指導に従事する部活動指導員の名称及び職務等を明示 第78条の2、第79条の8第2項を追加、第104条第1項、第113条第1項、第135条第4項・第5項を改正
学校教育法の改正	平29.3.31 法5 平29.4.1施行	事務職員の職務 事務職員の職務規定を「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正(第37条第14項)。 同規定は、第114条で大学に、第123条で高等専門学校に準用 なお、次の大学設置基準等の改正①参照 (参考) 学校教育法施行規則の改正(平29.3.31文科令24。平29.4.1施行) ：小・中・高等学校等の事務長等の職務規定の整備 (第46条、第82条)、 及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの職務規定の新設 (第65条の2、第65条の3)
大学設置基準等の改正	平29.3.31 文科令17 平29.4.1施行	大学事務組織 等 国際連携教育課程 ① 大学事務組織等関係 :事務組織に係る規定の改正 大学基準第41条。事務を「処理する」から「遂行する」に改正 大学院基準、短大基準も同様に改正)、教職協働に係る規定の追加 (大学基準第2条の3 大学院基準、短大基準、高専基準も同様に改正) ② 国際連携教育課程関係 ：JDにおいては入学前の既修得単位の認定は認めないという規定の 例外規定を追加 〔大学基準第54条 第3項にただし書を追加 大学院基準、専門職大学院基準、短大基準も同様に改正〕
独立行政法人日本学生支援機構法の改正	平29.3.31 法9 平29.4.1施行	給付型奨学金の創設 ① 学資の支給 (第3条、第13条、第17条の2及び第17条の3) ： 機構の目的及び業務として「学資の支給」を位置づける、等 ② 学資支給基金の創設・区分経理 (第23条の2、第23条の3)
学校教育法施行規則の改正	平29.3.31 文科令20 平32.4.1施行	小学校の教育課程に「外国語」を加える 小学校 (第50条第1項、第51条)、 中学校連携型小学校 (第52条の3)、 義務教育学校前期課程 (第79条の5第1項)、 中学校併設型小学校第79条の12) 平30.4.1～平32.3.31の経過措置 (平29.7.7 文科令29) なお、特別支援学校の小学部 (第126条 平29.4.28文科令27 平32.4.1施行)
学校教育法の改正	平29.5.31法41 平31.4.1施行	専門職大学・専門職短期大学の制度化 大学制度の中に、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」「専門職短期大学」を制度化

=専門職大学の目的等(第83条の2)、課程の区分(第87条の2。前期2年+後期2年、又は前期3年+後期1年)、実務経験を通じて修得した実践的な能力の水準を勘案した修業年限の通算(第88条の2)、学位(第104条)、分野別認証評価(第109条第3項。分野別認証評価の期間は5年以内(学校教育法施行令第40条))、専門職短期大学の目的等(第108条第4項・第5項)

なお、専門職大学院における関連事業者等との協力(第99条第3項)

【平成29年9月21日29文科高第542号文部科学事務次官通知 参照】

(関連規定の整備 - いずれも平31.4.1施行)

- ① 専門職大学設置基準 (平29.9.8 文科令33)
専門職大学に関し必要な事項を定める件
(平29.9.8 文科告109)の制定

専門職短期大学設置基準 (平29.9.8 文科令34)、
専門職短期大学に関し必要な事項を定める件
(平29.9.8 文科告110)の制定
- ② 専門職大学院設置基準の改正 (平29.9.8文科令35・第3条)
= 産業界等との連携による教育課程の編成方針 (第6条)

教育課程連携協議会の設置 (第6条の2)
- ③ 学位規則の改正 (平29.9.8 文科令35・第2条)
= 専門職大学等が授与する学位の種類
「学士(専門職)」等
第2条の2・第2条の3、第5条の5・第5条の6、
その他 第2条、第3条、第4条、第5条の3、第5条の4、
第6条、第10条の2
- ④ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準 (平15.3.31 文科告39)
の改正(平29.9.8文科告111)
= 学士(専門職)等を追加(別表第一)
- ⑤ 学校教育法施行規則の改正(平29.9.8 文科令35・第1条)
= 専門職大学等の設備、編成、学部及び学科 (第142条)
修業年限の通算(第146条の2新設)、認証評価機関が存在しない
場合等における評価の代替措置(第167条)、情報の公表(第172
条の2)、その他(第155条、第168条、第177条)

		⑥ 学校教育法施行令の改正（平29.9.1 政令232） =専門職大学の前期・後期に区分された課程の設置及び修業年限の変更は文部科学大臣の認可事項（第23条 第1項第7号）、前期課程・後期課程の区分の廃止は大臣への届出事項（第23条の2 第1項 第1号） ⑦ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正（平29.9.8文科令35・第4条） =専門職大学等の認証評価、専門職大学等・専門職大学院が受ける分野別認証評価の内容、評価方法等 〔第1条第1項第1号・第4号、同条第2項第4号、同条第3項、第2条、第3条第2項、第5条〕
東北大学、東京大学、京都大学を指定国立大学法人として指定	平29.6.30 文部科学大臣	
学校教育法施行令の改正	平29.9.13 政令238	体験的学習活動等休業日 大学を除く公立の学校の休業日として、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（体験的学習活動等休業日）を新たに例示（第29条） 併せて、同法施行規則第61条も改正（平29.9.13 文科令36） 平成29年9月13日29文科初第840号 文部科学事務次官通知 参照
国立大学法人法施行規則の改正	平29.12.28 文科令44 平30.1.1施行	役職員の再就職規制（届出事項の追加）
〔平成30年〕		
大学設置基準等の改正	平30.1.26 文科令1 平31.4.1施行	専門職学科の制度化、短期大学の機能強化 専門職大学・専門職短期大学の趣旨を既存の大学・短大の中にも活かし、既存の大学・短大の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、新たに専門職学科の制度を創設する 加えて、短大の機能強化のための規定を整備する * 専門職学科に関する特例（大学基準 第42条の4～第42条の13、短大設置基準第35条の4～第35条の12）、その他
東京工業大学、名古屋大学を指定国立大学法人として追加指定	平30.3.20 文部科学大臣	
国立大学法人法施行規則の改正	平30.3.30 文科令8 平30.4.1施行	業務上の余裕金の要件、業務方法書記載事項
学校教育法施行規則の改正	平30.5.1 文科令18	国際共同利用・共同研究拠点の文部科学大臣認定制度 第143条の3第3項の追加 共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平20.文科告133）の改正（平30.5.1 文科告70）
著作権法の改正	平30.5.25 法30 平31.1.1施行	著作権者の許諾が必要な行為の範囲の見直し 教育、障害者、美術館等、情報関連産業における著作物の利用の円滑化を図るため、著作権者の許諾が必要な行為の範囲を見直す

		例えば、 ① 学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等（第35条）、 ② 美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等（第47条）、 ③ 著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等（書籍情報の検索サービス、論文の盗用の検証等の情報解析サービスなど）のための著作物の利用（第30条の4等）について、許諾なく行えるようにする ただし、①については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（令2.4.15政令146により、令2.4.28施行） その間に、文化庁長官により、一定の補償金（「授業目的公衆送信補償金」）の額を定め徴収、分配する団体（「指定管理団体」著作権者が構成員）の指定や補償金の額の認可等が行われる（第104条の11～第104条の17） なお、従来無許諾・無償で利用可能であった場合の取扱いに変更はない
学校教育法等の改正	平30.6.1法39 平31.4.1施行 【学校教育法の改正】 【著作権法の改正】	デジタル教科書 小学校、中学校、高等学校等において、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる（併用制）こととする（学校教育法 第34条、同法附則 第9条） なお、デジタル教科書は無償給付されない 教科書に掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認めるとともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定についても整備（著作権法第33条の2等）
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の制定	平30.6.1法37 原則公布日施行、一部規定は6.1施行、10.1施行	東京23区内における学部収容定員の抑制等 * 政令で定める特定地域内における大学の学部・短大の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものは除く）の収容定員の増加の原則禁止 （第13条 外国人留学生や就業者である学生を受け入れる場合などは例外 ＝ 第13条第1号～第3号 平36.3.31までに専門職大学・短大の設置等の文部科学大臣の認可を受けた場合などにつき適用除外の経過措置＝ 附則第3条 なお、附則第5条） 同法施行規則（平30.6.1内閣府令26） 政令（平30.6.1政令177）で「東京都の特別区の存する区域」を特定地域に指定 → 同政令の題名を改めるとともに条文を追加（平30.9.27政令272 平30.10.1施行） → 同政令の改正（平30.9.28政令278 平31.4.1施行） 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平30.9.27内閣府令・文部科学省令1 平30.10.1施行） → 同命令の改正（平30.9.28同府令・省令2 平31.4.1施行）

		* 第13条の規定に違反し、又は違反のおそれがあると認めるときは、文部科学大臣による是正勧告・是正措置命令（第14条） * これらの規定は公布の日から6月内の政令で定める日（平30.9.27政令271により平30.10.1）から施行 第13条・第14条は平成40年（令和10年）3月31日限りその効力を失う → 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平15.3.31文科告45）の特例を定めた平29.9.29文科告127及び平30.2.23文科告25と合わせ、平成30年度から10年間の抑制措置
文部科学省設置法の改正	平30.6.15法51 平30.10.1施行	新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化 文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備（第4条、第19条） ＝芸術に関する教育（小学校の「音楽」図画工作」等に関する基準の設定）に関する事務を文科本省から文化庁に移管、 これまで一部を文科本省が所管していた博物館に関する事務を文化庁が一括して所管 ※ なお、総合的な教育改革を推進するための機能強化の一環として、平30.10.16以降、本省に総合教育政策局（生涯学習政策局等を再編）を設置 文部科学省組織令（平12.6.7政令251）第2条第1項 平30.10.1政令287＝平30.10.16施行
民法の改正	平30.6.20 法59 平34（令4）.4.1施行	成年年齢の引き下げ、女性の婚姻開始年齢の引き上げ * 成年年齢 ① 一人で有効な契約ができる年齢、 ② 親権に服することがなくなる年齢 → 20歳から18歳に引き下げ（第4条） * 女性の婚姻開始年齢 → 16歳から18歳に引き上げ（第731条）… 男女とも18歳に統一
大阪大学を指定国立大学法人として追加指定	平30.10.23 文部科学大臣	
教育職員免許法施行規則の改正	平30.12.26 文科令34 平31.4.1施行	教育実習先として認定在外教育施設を追加
〔平成31年・令和元年〕		
学校教育法施行規則の改正	平31.1.30 文科令2 平31.4.1施行	「履修証明」の総時間数の緩和（60時間以上） 学校教育法第105条に規定する「特別の課程」の総時間数につき、「120時間」以上を「60時間」以上に改める（第164条第2項）

国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事 給与マネジメントの構築に向けて～	平31.2.25 文部科学省 人事課・国立大学法人支援課・学術機関課	
文部科学省創生実行計画	平31.3.29 文部科学大臣決定	国立大学法人との人事交流の改革 等
大学等における修学の支援に関する法律の制定	令元.5.17法8 令2.4.1施行 法施行に必要な準備行為は公布日施行 1. 授業料等減免制度の創設 2. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充	授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の支給の拡充 (消費税率引上げによる財源を活用) ① 学生※に対して、大学等（大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校）は、授業料及び入学金を減免（第6条、第8条） 授業料等減免の額、減免の期間等は、法施行令 (令元.6.28政令49)第2条、第3条 ※ 対象学生：特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を支援対象とすること等を、法施行規則（令元.6.28 文科令6）第10条、第9条 第3項で規定） ② 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金） (第10条、第11条) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う（第17条、同事業団法 第23条） ③ 支援の対象となる大学等は、文部科学大臣等の確認を受けることが必要（第7条）＝「確認大学等」 (参考)支援対象大学等の要件(法施行規則(令元.6.28文科令6)第2条、第3条:実務経験のある教員の授業科目が標準単位数の1割以上、外部「理事」の複数任命、適正な成績管理の実施・公表、財務・経営情報の開示、経営基盤・収容定員の充足率に関する基準に適合) ① 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる（第4条、第5条） 学資支給金の額等は、日本学生支援機構法施行令の改正（令元.6.28政令50）後の第8条の2、第8条の3 対象学生は、機構法施行規則の改正（令元.6.28文科令7）後の第23条の2、第20条第2項 ② 政府から機構への学資支給に要する費用の補助 (独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2)
学校教育法等の改正	令元.5.24 法11 令2.4.1施行 一部は公布日 1. 学校教育法の改正 2. 国立大学法人法の改正	(国立)一法人複数大学制度の創設 等 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令元.9.11 政令97 令2.4.1施行） ① 認証評価機関に対し、対象たる教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け（第109条 第5項） ② 適合認定を受けられなかった大学等に対し、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求（第109条 第7項） 等 ① 国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学を統合して国立大学法人東海国立大学機構を創設 同機構が岐阜大学と名古屋大学を設置（別表第1） 準備行為等に係る規定は、公布日から施行 ② 国立大学法人が二以上の大学を設置する場合その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、設置する大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を設置できる（第10条 第3項等） 設置する国立大学の全部について大学総括理事を置く場合は、当該法人に、役員として理事長を置く（第10条 第1項）

		③ 理事数が4人以上の国立大学法人は、理事に学外者を2人以上含めなければならない (第14条第2項) ④ 国立大学法人評価委員会は、(独)大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請するものとする (第31条の3第2項)
	3. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の改正	① 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等並びに内外の高等教育機関の入学資格及び学位等に関する情報の収集・整理等を業務として追加(第16条 第1項 第6号及び 第7号)。公布日から施行 ② 2. ④の要請があったときは、1. の認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うものとする (第16条第3項) 等 ➡ 上記2. 及び3. の改正法を施行するための政令(令元.5.24政令10)・文科省令(令元.5.24 文科令2)、いずれも公布日施行
	4. 私立学校法の改正	① 大学を設置する学校法人は、1. の認証評価の結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を作成しなければならない (第45条 の2 第2項・第3項) ② 大学を設置する学校法人は、財務書類等を公表しなければならない (第63条の2) ③ 監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備 (第35条の2等)
「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」	2019.6.11 文部科学省・出入国在留管理庁	留学生の把握
◎「国立大学改革方針」	令元.6.18 文部科学省	* 第3期中期目標期間後半の取組の加速と、第4期中期目標・中期計画の策定に向けた議論のキックオフとして、改革の方向と論点を提示 本方針を基に、各国立大学との徹底対話 * 取り組むべき方向性: 1 徹底的な教育改革 2 世界の「知」をリードするイノベーションハブ 3 世界・社会との高度で多様な 頭脳循環 4 地域の中核として高度な知を提供 5 強靱なガバナンス 6 多様で柔軟なネットワーク 7 国立大学の適正な規模
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の改正 1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律 の改正	令元.6.26 法44 令2.4.1施行 一部は公布日 その他の日から施行 平14.12.6 法 139	連携法科大学院、飛び入学の資格拡大、司法試験受験資格者の拡大 等 ① 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設 (第6条等 準備行為等の経過措置に係る規定は公布日から施行) 法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程(連携法曹基礎課程 いわゆる「法曹コース」)を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設 (認定に関する省令 = 令元.10.31 文科令20) 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院を「連携法科大学院」という なお、関連して、専門職大学院設置基準の改正等 (令元.10.31文科令 22・23・24・25 令元.10.31 文科告98・99)

		② 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設 (第13条 公布日から施行) 両大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の事項について相互に協議を求めることができること等 ※法科大学院の定員増は認可事項とする (学校教育法施行令の改正(令元.10.18 政令128 令3.4.1施行)) 入学定員の総数の上限は「平成31年4月1日に入学する予定の者として募集が行われた数の総数を超えない範囲」(2,253人)とし、この定員は令和13年3月31までの10年を期限とする (認可の基準を定めた 平15 文科告45を改正(令元.10.31文科告97 令3.4.1施行))
2. 学校教育法の改正	第102条 第2項 令2.4.1 施行	大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、<u>当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者を追加</u> (→学校教育法施行規則の改正(令元.10.31 文科令21)により第160条の2を追加し、法科大学院が実施するいわゆる「既修者認定試験」を規定)
3. 司法試験法等の改正	令4.10.1 施行等	司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であつて、学長が、一定の要件を満たすことについて認定したものを追加 (司法試験法 第4条 第2項) 等
学校教育法施行規則等の改正 1. 学校教育法施行規則の主な改正 2. 大学設置基準等の主な改正	令元.8.13 文科令11 学校教育法第105条に規定する特別の課程関係	「特別の課程履修生」に対する単位授与・修業年限の通算、学生・科目等履修生に学修証明書の交付、学部等(研究科等)連係課程実施基本組織に関する特例、等 ① 一定の単位を修得した「特別の課程(いわゆる「履修証明プログラム」)履修生」の修業年限の通算(第146条) ② 当該大学等の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対する学修証明書の交付 (第163条の2を追加) … 学生の「副専攻」に係る学修証明書、など ③ 特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項 等 第164条第5項 単位授与の有無、実施体制を公表事項に追加 ① 実務家教員の教育課程の編成への参画 (大学設置基準 第10条の2を追加) ② 特別の課程履修生(当該大学の学生以外の者)に対する単位授与 大学基準 第31条 第2項等を追加 また、大学設置基準 第29条第1項の規定により大学が単位を与えることができる学修を定める件(平3.6.5文告68)等に、<u>特別の課程における学修を追加</u> ③ 学部等連係課程実施基本組織 大学基準 第42条の3の2を追加 ただし、<u>医学・歯学等を履修する課程は設置不可</u>(改正省令 附則第2条) 学科連係課程実施学科(短大基準第3条の2を追加)、 研究科等連係課程実施基本組織 (大学院基準 第30条の2を追加、第9条 第1項 ただし、専門職大学院を除く(改正省令附則 第3条))

学校教育法施行規則等の改正	令元.8.30 文科令13 1. 学校教育法施行規則の改正 (令2.4.1施行) 2. 大学院設置基準の改正 (令元.8.30施行)	大学院教育の体質改善 ① 学位授与の方針等「三つの方針」の策定・公表の義務付け 第165条の2第1項。入学者受入れ方針の策定・公表については、 平28.3.31文科令16により、平成29年4月1日から義務化済み ② 学位論文(修士論文、博士論文)に係る評価に当たっての基準の公表 の義務化 (第172条の2 第3項を追加) いわゆる「プレFD」の設定等(第42条の2)、 「ファイナンシャル・プラン」明示(第42条の3)の努力義務化(新規)
一橋大学を指定国立大学法人として追加指定	令元.9.5 文部科学大臣	
公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について	令元.10.25 関係府省庁申合せ 令2.1.1実施	各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えない限り「姓－名」の順を用いること、姓と名を明確に区別させる必要がある場合には、姓を全て大文字とし(YAMADA Haruo)、「姓－名」の構造を示すこと、等
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正	令元.12.11 法72	働き方改革 ① 一年単位の変形労働時間制の適用 (休日のみとめ取り等) (第5条 令3.4.1施行) ② 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(文部科学大臣) (第7条を新設 令2.4.1施行)
〔令和2年〕		
大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の改正	令2.3.6 文科令2・文科令3 一部を除き 令2.4.1 施行	高等教育修学支援新制度の実施に必要な事項
		① 家計が急変した学生等に対する特例措置、 ② 支援措置の継続のための学業成績に関する要件について、斟酌すべき特別の事情がある場合の特例措置 ③ 長期履修が認められた学生等の標準単位数の定義、等の事項を定める
公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の改正	令2.3.27 政令63	派遣対象法人として国立大学法人を追加 ＊ 「公益的法人等」：その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの

「国立大学法人ガバナンス・コード」の策定	令2(2020).3.30 文部科学省・内閣府・国立大学協会	「大学の特性に鑑み、国立大学協会が、一義的な策定責任者として原案を策定したうえで、様々なステークホルダーの声を反映し、広く社会に受け入れられるものとするため、文部科学省、内閣府が責任をもって策定に関与し、三者による合意の上、公表」 大学のミッション・戦略の明確化、経営協議会等の体制、ステークホルダーへの情報公開等
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正	令2.3.31法14 令3.4.1施行	70歳 までの就業機会の確保（努力義務）
		これまでの65歳までの雇用確保(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、 ① 70歳までの定年引上げ、 ② 定年制の廃止、 ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・兼務延長制度)などの措置を講ずる努力義務を新設
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定	令2.4.17 法18	
著作権法施行規則の改正	令2.4.21 文科令17 令2.4.28施行	補償金の共通目的事業への支出割合 = 2割（暫定） 授業目的公衆送信補償金(著作権法改正法(平30 法30)により創設)の徴収・分配を担当する指定管理団体が、共通目的事業(著作権・著作隣接権の保護事業、著作物の創作の振興・普及に資する事業)に支出すべき額の割合を「2割」と定める（第22条の6） なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大学をはじめすべての学校でICTを活用した遠隔指導や自習などの取組のニーズが急速に増大したため、緊急対応として授業目的公衆送信補償金制度の早期施行への期待が高まり、施行日は令和2年4月28日とされ(令2.4.15政令146)、文化庁は指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(略称：SARTRAS)からの令和2年度の補償金額を特例的に無償とする旨の申請を4月24日に認可 共通目的事業への2割の支出割合も令和2年度に限った暫定措置 ➡ 文化庁がSARTRASの「授業目的公衆送信補償金規程」を認可 R2.12.18文化庁長官認可 2021.4.1から有料化、3年ごとに見直し 大学については、学生1人当たり年額720円 大学以外については、小学校120円、中学校180円、高校等420円 公開講座等については、「期(半年間)ごとの総定員数÷30名」を1単位とし、1～10単位で期毎に 3,000円
独立行政法人大学入試センターに関する省令の改正	令2.6.5 文科令20	「大学入学共通テスト」(名称決定) センター法第13条第1項第1号の試験の名称を、「大学入試センター試験」から「大学入学共通テスト」に改める（第18条）

著作権法等の改正	令2.6.12法48 一部を除き、 令3.1.1施行	インターネット上の海賊版対策の強化 ① インターネット上に無断で公開された漫画等を海賊版と知りながら著作権者の許可なくダウンロードする行為を禁止（令3.1.1施行） 違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）をダウンロードすることについて、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象にもする 【第30条第1項第4号・第2項、第119条 第3項 第2号・第5項 等】 ➡ 従来は音楽・映像に限られていたが、漫画、書籍・論文、コンピュータープログラムなど著作権全般に拡大 ② リーチサイト（＝侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト）対策（令2.10.1施行） リーチサイト等を運営する行為等を、刑事罰の対象とする また、リーチサイト等において侵害コンテンツへのリンクを掲載する行為等を、著作権等を侵害する行為とみなし、民事上・刑事上の責任を問いうるようにする 【第113条第2項～第4項、第119条第2項第4号・第5号、第120条の2第3号等】
科学技術基本法等の改正	令2.6.24法63 令3.4.1施行	人文科学のみに係る科学技術、イノベーションの創出 ① 「科学技術基本法」（平7法130）の題名を「科学技術・イノベーション基本法」に改め、法の対象に「人文科学のみに 係る科学技術」と「イノベーションの創出」を追加、研究開発法人と大学等の責務規定（第6条 努力義務）を追加 等 ② 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平20法63）についても、法の対象に「人文科学のみに関する科学技術」を含める （第2条 第1項）等
国立大学法人法施行令・同施行規則の改正	令2.6.24 政令198 同日文科令23	長期借入・債券発行の対象拡大 ① 施行令（令2.6.24 政令198） ：国立大学・大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学等を設置する法人の業務上の余裕金をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの（第8条 第4号）を追加 ② 施行規則の改正（令2.6.24文科令23） ：① の長期借入金・債券に係る償還期間は、40年間とする（第21条第2項）
大学院設置基準の改正	令2.6.30 文科令24	単位互換等の弾力化 在学期間の短縮（博士後期課程を除く） ① 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化 上限数を 各10→15単位に引上げ、合計20単位まで 第15条 ② 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮（博士後期課程を除き、1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる（第18条） → 修士課程については、少なくとも1年以上在学することが必要 学部及び専門職大学院については措置済み
教育職員免許法施行規則の改正	令2.8.11 文科令28	COVID19まん延に伴う教育実習の取扱い（特例）

		新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、認定課程を有する大学等が令和二年度(から令和五年度。令3.4.13文科令23。令4.3.25文科令7。令5.2.28文科令6)に教育実習の全部又は一部を実施できなかったことにより、普通免許状の授与を受けようとする者が単位を修得することができないときは、他の教科及び教職に関する科目の単位をもつてあてることができる。同規則附則第42項→第39項(令4.6.21文科令22)
大学共同利用機関の教育研究等の検証に関する指針の制定	令2.8.25 文科告110	令和2年度の検証から適用 検証は、機関自ら、本指針第3条に定める観点に照らし、適切な指標を設定した上で、「国立大学法人法第30条に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度の終了後に」行い、「検証の結果を科学技術・学術審議会に報告」する
筑波大学、東京医科歯科大学を指定国立大学法人として追加指定	令2.10.15 文部科学大臣	
大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可等に係る基準(平15文科告45)等の改正	令2.10.29 文科告135	大学統合等の際の定員抑制分野の認可の特例 COVID19関連の追試験等合格者の除算 ① 大学統合の場合など、 <u>定員抑制分野(医師、歯科医師、獣医師、船舶職員、法科大学院(令3.4～))に係る既設の学部等を廃止し、その職員組織等を基に学部等の設置又は収容定員増を行おうとする場合</u> であって入学定員等が増加しないものは認可の対象とする ② 令和3年度の大学入学者のうち、 <u>新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、追試験等に合格し、入学した者については、平均入学定員超過率の算定にあたって、入学者には含めない</u> 令和3年度の私立大学等経常費補助金及び国立大学法人運営費交付金の算定においても同様の取扱い (令2.8.18付 私学部長通知、高等教育局長通知)
「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン～地域に貢献し、地域に支持される高等教育へ～」の策定	令2.12 文部科学省 施行通知:令2.10.30付 2文科高579	
「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 とりまとめ」	令2.12.25 内閣府	定員増等 文科省と本検討会議で合意されたプロセスに基づき 審査・選定を行った上で、極めて限定的で、特例的に行う必要性が認められる場合に 、地方国立大学の定員増を認める 文科省は定員増を伴う改革については、従来の運営費交付金とは切り分けて、研究・教育に必要となる経常的な支援を行うべきである その他
「国立大学法人の戦略的経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～ 最終とりまとめ」	令2.12.25 文部科学省・国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議	自律的契約関係の構築 規制による事前管理型から事後チェック型を基本思想とした、国との関係性における新たな枠組み(「自律的契約関係」)を構築、経営裁量の拡大を可能とする規制緩和、新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現

〔令和3年〕		
令和2年度第3次補正予算・令和3年度予算		大学ファンド(4.5兆円)の創設（目標10兆円規模） 大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学等の共用施設やデータ連携基盤の整備、若手人材育成等を推進し、我が国のイノベーション・エコシステムを構築 政府出資金（令2補正5,000億円）と財政投融资資金（令3予算4兆円）を元手に 4.5兆億円規模の基金を 科学技術振興機構（JST）に設け、令和4(2022)年度から運用開始 ➡ 政府出資金(令3補正6,111億円)を追加 10兆円規模の大学ファンドを年度内に実現、年度末を目途に運用を開始 (令3.11.19 閣議決定) ➡ 財政投融资資金(令3予算4兆8,889億円)を合わせて 10兆円
国立研究開発法人科学技術振興機構法の改正	令3.2.3 法2 令3.2.23施行	大学ファンド * 機構が、政府出資、財政融資資金借入、民間からの長期借入、機構債券の発行、大学からの資金拠出等により資金を調達するために必要な措置を講じる 運用される財政融資資金は、令和52年度までの間に償還する (第6条、第33～35条、附則第5条の3) * 機構の業務に、<u>国立大学法人から寄託された業務上の余裕金の運用の業務</u>（以下「寄託金運用業務」という） 並びに国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関し大学に<u>対して行う助成の業務</u>（以下「助成業務」という）を追加する (第23条 第5号・第6号)
国立大学法人法の改正	令3.2.3法2 令3.2.23施行	業務上の余裕金のJSTへの寄託制度 国立大学法人は、国債の取得や銀行預金等に加え、科学技術振興機構（JST）への寄託ができる 法人法 第35条 別表を改正 〔 余裕金の運用方法を定める独立行政法人 通則法第47条の準用に当たり、別表に読替え規定を追加 〕

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱の制定	令3.2.24 文部科学大臣決定	大学・短期大学・高等専門学校の正規の課程であって、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定及び選定して奨励
大学設置基準等・学校教育法施行規則の改正等	令3.2.26 文科令9	連携開設科目 ① 大学は、複数大学設置法人又は大学等連携推進法人が設置する他大学（他の大学、専門職大学又は短期大学）が開設する授業科目を連携開設科目として自ら開設したものとみなすことができる 大学設置基準第19条の2、第27条の3、第32条第6項、第45条第3項・第4項 ⇒ 「14 連携開設科目制度」参照 専門職大学、短期大学（専門職短期大学を含む）、大学院（専門職大学院を含む）に係る各設置基準についても同様の改正 ② 大学が公表するものとされている教育研究活動等の状況についての情報のうち、授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、学修の成果に係る評価については、連携開設科目に係るものを含むものとする 学校教育法施行規則第172条の2 ③ 大学等連携推進法人や複数大学設置法人が設置する大学のうち教職課程を設置する大学は、連携開設科目の8割を上限に自ら開設した授業科目とみなすことができ、当該大学の学生はそれを自大学において免許状授与を受けるための科目の単位に含めることができる 教育職員免許法施行規則第22条第3項、同第10条の3第1項 令3.5.7文科令25による免許法施行規則の改正
大学等連携推進法人の認定等に関する規程の制定	令3.2.26 文科告17	大学等連携推進認定制度の創設 文部科学大臣は、二以上の設置者を社員とする一般社団法人であって、当該二以上の設置者のうちの設置者が設置する大学と他の設置者が設置する大学との教育研究活動等に関する連携の推進を目的とするもののうち、その業務を安定的に実施する体制が構築され、大学における教育研究の充実に資すると認められるものを認定（「大学等連携推進認定」）する 認定を行った場合は、インターネット等を用いて公示する
魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について	令3.2 中央教育審議会大学分科会	地方国立大学が従来運用上認められてこなかった定員増を提案する上で留意しなければならない事項（中教審としての考え方） ① 地方創生に資する取組であること、 ② 地域における緊密な連携が図られた取組であること、 ③ 地域における雇用創出・産業創出やリカレント教育の推進に資する取組であること、 ④ 中長期的なKPI が設定された取組であること、 ⑤ その他 ➡ 「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増の提案に当たっての留意点について」 （令3.4.2 国立大学法人支援課 事務連絡）
教育職員免許法施行規則の改正	令3.3.26 文科令13 令3.4.1施行	免許状の失効・取上げの事由の官報公告等
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正	令3.3.31 法14	小学校35人学級
第6期科学技術・イノベーション基本計画	令3.3.26 閣議決定 令和3～7年度	総額30兆円（政府研究開発投資） 5年間で、政府研究開発投資の総額30兆円、官民合わせた研究開発投資の総額120兆円 を目指す

第5次国立大学法人等施設整備5か年計画	令3.3.31 文部科学大臣決定 令和3～7年度	5年間の老朽改善等の整備目標は860万㎡（所要額 約1兆500億円）
国立大学法人法の改正	令3.5.21 法41 令4.4.1施行	学長選考・監察会議、監事の体制の強化、法人統合等 ① 中期計画の記載事項の追加（第31条第2項第3号）、 年度計画・年度評価の廃止（第2条第7項、第31条の2第1項） ② 国立大学法人等の組織体制の見直し i 学長選考会議の権限の追加等 〔学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする等 （第12条第2項、第17条第4項等）〕 ii 指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする （別表第一備考第3号） iii 監事の体制の強化 〔監事のうち少なくとも1名は常勤とする、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする、等 第10条、第11条の2、等〕 ③ 国立大学法人等による出資の範囲の拡大 （第22条 第1項 第6号・第7号等、第34条の5第1項） ④ 国立大学法人の統廃合（別表第一） i 国立大学法人北海道国立大学機構 （小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学） ii 国立大学法人奈良国立大学機構 （奈良教育大学、奈良女子大学） ➡ ①③④に関連して国立大学法人法施行令等の改正 （令3.5.21政令156 令4.4.1施行）
国家公務員法等の改正	令3.6.11 法61	国家公務員の定年の段階的引き上げ等（令5.4.1施行） ① 定年の段階的引き上げ 〔令和5年度より、定年60歳〔原則〕を2年に1歳ずつ引き上げ、 令和13年度に定年65歳〔原則〕に〕 ② 役職定年制 （管理監督職の職員は60歳〔事務次官等は62歳〕）の導入 ③ 60歳に達した職員の給与（7割の水準）、 定年前再任用短時間勤務制（65歳まで）の導入、 暫定再任用制度（経過措置）、など
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の制定	令3.6.4法57 令4.4.1施行 ＝令4.1.19政令22	特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法の規定により免許状が失効した者・免許状取上げの処分を受けた者）に対する免許状再授与拒否の権限を都道府県教育委員会に付与 （教育職員免許法に 第16条の2の2を追加）、等 特定免許状失効者等に該当する旨を免許状授与の「原簿」に記載、取上げ理由を官報「公告」（免許法施行規則 第7条 第7条の2） 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則 （令4.3.18 文科令5 令4.4.1施行）
学校教育法施行規則の改正	令3.8.23 文科令37	医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、等：医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、等 小学校における医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員の名称及び職務内容を規定（第65条の2、第65条の5～7、） 幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用（第39条、第79条等）
特別支援学校設置基準の制定	令3.9.24 文科令45	

文部科学省組織令の改正	令3.9.24政令259 令3.10.1施行	大学等の研究力強化のための体制整備 学術機関課の所掌範囲を拡大し、名称を大学研究基盤整備課に改め、同課に大学研究力強化室を設置 (10.1) →科学技術・学術審議会に、大学等における科学技術に関する研究開発に関する重要事項を調査検討する大学研究力強化委員会を設置 (10.13)
学校教育法施行規則の改正	令3.10.29 文科令49	科目等履修生(高校生等)の大学修業年限の通算 ① 学位授与の方針等「三つの方針」の策定・公表の義務付け 第165条の2第1項 入学者受入れ方針の策定・公表については、平28.3.31文科令16により、平成29年4月1日から義務化済み
九州大学を指定国立大学法人として追加指定	令3.11.22 文部科学大臣	指定法人は10に
〔令和4年〕		
教員養成フラッグシップ大学の指定	令4.3.9 文部科学大臣	東京学芸、福井、大阪教育、兵庫教育の各大学
大学設置基準等及び関係告示の改正	令4.3.17 文科令3、文科告33. 一部を除き、 令4.8.1施行	ジョイント・ディグリー制度の要件緩和等 ① 大学院が実施する履修証明プログラムにおける学修について、単位授与を可能とする 大学院設置基準 第15条 ＝大学設置基準 第31条 第2項を準用 専門職大学院設置基準 第45条 所要事項の公表（学校教育法施行規則 第164条 第5項） ② 大学院が、学生が在学中又は入学前に他大学院の履修証明プログラムにより修得した単位を正規課程の単位として認定可能とする 〔 大学院設置基準 第15条 大学設置基準 第29条・第30条を準用 専門職大学院設置基準 第13条の2・第14条、第21条の2・第22条、第27条の2・第28条 〕
大学院設置基準等の改正	令4.3.22 文科令6	大学院・専門職大学院の履修証明プログラム全体について 単位授与の可能性 ① 国際連携教育課程を行う学科等の設置認可要件の緩和、収容定員制限の撤廃 ② 国際連携教育課程への参画大学数の拡充（最低修得単位数の引下げ）、その他
「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂	令2(2020).3.30 令4(2022).4.1改訂 文部科学省・内閣府・ 国立大学協会	令和3年5月の国立大学法人法改正に沿って、一部内容や国会の附帯決議を反映させるための改訂（「学長選考会議」の名称を「学長選考・監察会議」へ変更、法人の長の選考過程、選考理由の公表についての原則を新設、学長選考・監察会議の役割とその独立性を明記、経営協議会及び教育研究評議会における同会議の委員の選任方法や選任理由の公表について新設、など）
高等学校卒業程度認定審査規則の制定	令4.4.1 文科令18	高等学校卒業程度認定審査制度の創設 大学への飛び入学者について、入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校において3年の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する制度 →（「9 飛び入学・早期卒業（修了）」参照） 審査合格者を大学に入学することのできる者に加え（学校教育法施行規則第150条第5号の2）、高校卒業と同等の法的地位を与える

教育職員免許法等の改正	令4.5.18法40 一部を除き、 令4.7.1施行	教員免許更新制の廃止（令4.7.1施行）等 ① 任命権者等による公立の小学校等の校長及び教員の研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導助言等に関する規定の整備（教育公務員特例法の改正 令5.7.1施行） ② 普通免許状・特別免許状を期限の定めのないものとし、更新制を廃止、等（教育職員免許法の改正 令4.7.1施行）
国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の制定	令4.5.25法51 令4.11.15施行 ＝令4.11.11 政令345	国際卓越研究大学の認定等 文部科学大臣による ① 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本方針の作成（第3条） ② 国際卓越研究大学の認定（第4条） ③ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等（第5条） 国立研究開発法人科学技術振興機構による助成等（第6条等）について規定 大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討、特に国立大学法人の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとする（附則第3条） ⇒ 国立大学法人法の改正 国際卓越研究大学法の施行規則（令4.11.11 文科省令37） 国際卓越研究大学法の施行に伴う関係政令の改正（令4.11.11政令346） 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（令4.11.15文部科学大臣決定）
構造改革特別区域法の改正	令4.6.1法58 令4.8.31施行 ＝令4.8.10 政令277	特別区域内における国立大学法人法（土地等の貸付け）、学校教育法（職能短大から大学への編入学）の特例 ① 国立大学法人が所有する土地等の貸付けの文科大臣による認可の届出化（特区法第34条） ② 職業能力開発短期大学校において特定高度職業訓練を修了した者の大学への編入学の可能化（特区法第14条） ⇒ 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則等の改正（令4.8.31文科令28）
国立大学法人法の改正	令4.6.17法68 公布日から起算し3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令4.6.17法68）第217条第22号による国立大学法人法第38条の改正：「懲役」を「拘禁刑」に改める
大学設置基準等の改正	令4.9.30 文科令34 令4.10.1施行	基幹教員制度、教育課程等における特例制度、等 ① 専任教員（一つの大学に限って教育研究に従事すること）の概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や、最低必要教員数の算定にあたり複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定（ただし、大学院関係設置基準については、引き続き検討） ② 先導的な取組を行うために必要と認めた大学を対象に、教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣が特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定（ただし、大学院関係設置基準については、今回の改正は見送る） ⇒ 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令4.9.30 文科告131） ③ 総則等理念規定の明確化、教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理、単位数の算定方法、等

大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の改正	令4.9.30 文科告129	収容定員管理 公私立大学等の学部等の設置等の認可について、入学定員管理から収容定員管理へ見直す（令4.10.1施行） 認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が、50%以下の学部（短大、高専の場合は学科）が一つでもある場合は、学部の新設（短大、高専の場合は学科）などを認めない （令和7年度の認可申請に係る審査から適用） 基準の改正〔第1条第1項第3号、第4号、その他〕 なお、令5.2.28文科告8による同基準の改正も参照
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の改正	令4.12.9法94 令5.2.20 令5.1.25 政令11から施行	助成業務の追加 * デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて意欲ある大学・高等専門学校の学部再編等の取組を支援するため、「機構」に、大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金（※）を交付する業務を追加するとともに、基金を設ける （第3条 第2項、第16条 第2項 第16条の4等） ※例：特定成長分野（デジタル・グリーン等）に係る専門人材育成機能を強化するための学部・学科再編、定員変更等に要する初期投資や当面の運営経費等への支援 * 助成業務に係る基本指針の策定（文科大臣）、実施方針の策定（機構）、実施方針の認可（文科大臣） （第16条の2、第16条の3等）
〔令和5年〕		
大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準等の改正	令5.3.29 文科告34 一部を除き 令7.4.1施行	臨床薬学に関する学科の設置・収容定員増の抑制 臨床薬学に関する学科（薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の設置及び収容定員増は、抑制することとし、地域の需要に応じて薬剤師の地域偏在を解消するための人材養成を行う場合はその例外とする 令和5年10月1日以降になされる令和7年度以降の臨床薬学に関する学科の設置等の認可申請から適用 （認可基準告示の改正〔第1条 第1項 第5号、同条 第6項、第4条、第6条等〕 学校教育法施行令 第23条の2 第1項 第4号の規定により文部科学大臣が定めることとされた分野を定める告示 〔令5.3.29 文科告35 令6.3.1施行 平17文科告51は廃止〕の制定 ＝「医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野」を指定） 抑制の例外となる区域に関する基準（認可基準告示第1条第6項の文部科学大臣が定める 基準 令5.9.1.文科告103 令5.10.1施行）に該当するのは、青森県、山形県、群馬県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
私立学校法の改正	令5.5.8法21 一部を除き 令7.4.1施行	執行と監視・監督の役割の明確化・分離 幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める
著作権法の改正	令5.5.26法33 一部を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行	立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等に著作物等の公衆送信等を可能とする措置、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を創設する等の措置及び著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置について定める。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の改正	令5.5.31法38 一部を除き 令6.4.1施行	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される放射光施設を特定先端大型研究施設に追加する 等
日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の制定	令5.6.2法41 一部を除き 令6.4.1施行	文部科学大臣の認定制度の創設 在留外国人の増加とともに日本語学習者が増加していく中で、日本語教育の質の維持向上を図るために、質の担保された日本語教育 機関を認定する制度、認定日本語教育機関で日本語を指導することができる登録日本語教員の資格の制度を新たに創設する 同施行令(令5.11.10政令327)、同施行規則(令5.12.28文科令39)・認定日本語教育機関認定基準 (令5.12.28 文科令40)
特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の改正	令5.6.9 内閣府令・文科令 1	収容定員増加抑制の例外 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律によって、平成30年10月から令和10年3月末までの間、スクラップアンドビルドによる増加、留学生や社会人に限定した増加、夜間・通信課程の増加、専門職大学等の設置に係る増加 (令和6年3月31日までの経過措置)などの例外を除き、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加が抑制されている 学位分野が理学関係分野又は工学関係分野の高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科における収容定員増加 (学科等の新設を含む)であることなどの要件を満たすものとして、有識者の意見を聴いて文部科学大臣が認める場合には、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加抑制の例外として、収容定員増を可能とする
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の改正	令5.12.6 法82 公布後三月以内 施行	宇宙戦略基金の創設 宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者や大学等が行う先端的な研究開発を推進するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA)について、当該研究開発に対する助成を行う業務を追加するとともに(第18条第7号)、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設ける (第21条 等) 〔令6.2.26 政令35により 令6.2.26 施行〕 宇宙戦略基金：令和5年度補正予算 3,000億円 (総務省 240億円、文部科学省 1,500億円、経済産業省 1,260億円) 今後拡充予定
国立大学法人法の改正	令5.12.20法88 一部を除き 令6.10.1施行	運営方針会議、東京科学大学、等 ① 事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置 〔特定国立大学法人については必置、その他法人については文部科学大臣の承認を受けて設置する選択制 及び中期計画の決定方法等の特例の創設 〔第21条の2等 令6.10.1施行〕 ② すべての国立大学法人等について、長期借入や債券発行ができる費用の範囲の拡大、文科大臣の認可を受けた貸付計画に係る土地等の個別貸付に関する届出制の導入 〔第33条、 第33条の令 6.4.1施行〕、 等 ③ 国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合し、国立大学法人東京科学大学を設置 〔令6.10.1施行〕

〔令和6年〕		
国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の改正	令6.3.29 文科令12 令6.4.1施行	外国人留学生の授業料等・海外分校における授業料等の設定の柔軟化 等 ① 外国人留学生の授業料等の設定の柔軟化（第11条） ② 海外分校における授業料等の設定の柔軟化（第12条） ③ 国立大学附属幼保連携型認定こども園の授業料等の標準額の新設（第2条 第1項、第4条 第2項）
学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正	令6.3.29 文科令11 令6.4.1施行	認証評価の基準の追加 本細目省令に規定される認証評価機関が定める機関別・分野別の評価基準に共通して定めなければならない事項として、 ① 継続的な研究成果の創出のための環境整備に関すること、 ② 学修成果の適切な把握及び評価に関することを追加（第1条 第1項 第2号）
学校教育法等の改正	令6.6.14 法50 令8.4.1施行	専修学校専攻科制度の新設 特定専門課程修了者への大学編入学資格の付与、 等 専修学校に専攻科を設置できるようにする（第125条の2）とともに、専門課程の入学資格の見直し（第125条 大学入学資格と同様の規定とする）、一定の要件を満たす専門課程（「特定専門課程」）の修了者への称号（「専門士」）・大学への編入学資格の付与（第131条の2、第132条）、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け（第132条の2）などの措置を講ずる
国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の改正	令6.6.14 文科令22 令6.6.14 施行	合議制の機関の議決の成立要件 等 国際卓越研究大学の合議制の機関（運営方針会議）については、学内の構成員のみで議決が成立しない仕組みの構築を認定・認可の審査の要件として明確化、等基本的な方針（令4.11.15 文部科学大臣決定）も改正

3 学位制度の変遷

年	制度等	事項
明治6年	学制 追加	(明6.4.17 文部省布達51) 明治12年の「教育令」により「学制」を廃止 大学卒業するには文部卿が学士の称号を与えることを規定 一等学士(上等)から五等学士に区分 (第182章～第188章)
明治11年		文部省、東京大学 (明10.4.12創設) に学位(学士号)の授与権を与える (12月)
明治19年	帝国大学令 公布	(明19.3.2 勅令3) 学士号は学位ではなく、分科大学卒業生に与えられる称号 「分科大学ノ学科ヲ卒ヘ定規ノ試験ヲ経タル者」には卒業証書を授与し(第3条)、「大学院ニ入り學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ定規ノ試験ヲ経タル者」には学位を授与する(第4条)
明治20年	学位令 制定	(明20.5.21 勅令13) 大博士、博士 学位は、大博士(博士会に付して学問上特に功績あると認めた者に閣議を経て付与、実現の運びに至らず、明治31年に廃止)、博士の2等 授与権者は、文部大臣 (帝国大学評議会の議を経て文部大臣が授与) 博士号の種類は、法学・医学・工学・文学・理学の5種類 博士学位の取得資格は、大学院に入って定規の試験を経た者 及び これと同等以上の者
明治31年	学位令 改正	(明31勅令344) : 大博士の廃止 学位(博士)の種類は、9種類 (法学・医学・薬学・工学・文学・理学・農学・林学・獣医学)
大正9年	学位令 公布	(大9.7.6勅令200) : 学位の授与権者が大学に移行 学位(博士)は、文部大臣の認可を経て大学が授与 学位の種類 (経済学、経営学、商学、政治学、神学を加え14種類)は、大学において定め、文部大臣の認可を受ける 学位は、 ① 研究科において2年以上研究に従事し、論文を提出し、学部教員会による審査に合格した者、又は ② 論文を提出し、学部教員会において、①の者と同等以上の学力ありと認められた者 学位を認められた者は、当該論文を印刷公表
昭和22年	学校教育法 制定	(昭22.3.31法26 昭22.4.1施行) : 学士の称号、博士その他の学位 ① 大学に4年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は学士と称することができる (第63条第1項) ② 大学院を置く大学は、………、博士その他の学位を授与することができる(第68条)
昭和28年	学位規則 制定	昭28.4.1文令9 : 修士の学位を新設 ① 博士の学位のほか、 <u>修士</u> の学位を規定。博士の種類は別に定める 修士の学位は、18種類 (文学、教育学、社会学、法学、政治学、経済学、商学、経営学、神学、芸術学、理学、工学、薬学、農学、獣医学、水産学、家政学、保育学)とする ② 授与権者は、大学院を置く大学 ③ 博士の学位は、 (1) 研究科に3年以上在学して所定の単位を修得しかつ博士論文の審査及び試験に合格した者、又は (2) 博士論文の審査及び試験に合格しかつ(1)の者と同等以上の学力ありと確認された者に授与。博士の学位を授与された者は、その論文を印刷公表 ④ 修士の学位は、大学院に2年以上在学して所定の単位を修得しかつ修士論文の審査及び試験に合格した者に授与

昭和31年	学位規則 改正 大学設置基準 制定	(昭31.5.29文令15 博士の学位は17種類 -文学、教育学、神学、社会学、法学、政治学、経済学、商学、経営学、理学、医学、歯学、薬学、工学、農学、獣医学、水産学-とする) (昭31.10.22文令28) : 学士の種類を規定(旧第34条)
昭和49年	学位規則 改正	(昭49.6.20文令29 昭50.4.1施行) : 学術博士の新設等 ① 大学院設置基準(昭49.6.20文令28。昭50.4.1施行)において、新たに修士課程及び博士課程の目的が定められたことに関連して、博士及び修士の学位の意義を改正して規定 (旧第3条、旧第4条) (博士の学位) : 「独創的研究によって新領域を開拓し、研究指導する能力」 ⇒「自立して研究活動を行うに必要な高度の能力」 (修士の学位) : 「高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力」を追加 ② 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与することを明示。いわゆる論文博士の制度も継続 (第4条・旧第5条) 博士の種類として、学術博士を新設 (旧別表第一)。 ③ 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与。5年一貫の博士課程において、修士課程を修了するのに必要な要件を満たした者についても授与可能 (第3条・旧第6条) ④ 学位論文の審査の協力について規定(第5条・旧第7条)
昭和53年	学位規則 改正	(昭53.3.1 文令3) : 学術修士を新設
平成3年	国立学校設置法 改正 学校教育法 改正 学位規則 改正	(平3.4.2法23 平3.7.1施行) : 学士の学位化 (平3.6.3文令27 平3.7.1施行) ① 学士を学位に位置付け 改正前の学校教育法第63条第1項の規定による学士の称号は、改正後の学校教育法第68条の2第1項の規定による学士の学位とみなす (同改正法附則第4項) ② 学位授与機構の創設(平3.7) 機構として初めての学位授与(平4.3) ③ 修士 (29種類-学術、文学、教育学、神学、社会学、国際学、法学、政治学、行政学、経済学、商学、経営学、理学、医科学、歯科学、薬学、看護学、保健学、衛生学、栄養学、工学、芸術工学、商船学、農学、獣医学、水産学、家政学、芸術学、体育学の各修士) 及び 博士 (19種類-学術、文学、教育学、神学、社会学、法学、政治学、経済学、商学、経営学、理学、医学、歯学、薬学、保健学、工学、農学、獣医学、水産学の各博士) の 種類を廃止 大学設置基準で定められていた文学士、法学士等、称号としての学士 (29種類-文、教育、神、社会、教養、学芸、社会科、法、政治、経済、商、経営、理、医、歯、薬、看護、保健衛生、鍼灸、栄養、工、芸術工、商船、農、獣医、水産、家政、芸術、体育の各学士) の 種類を廃止 ④ 表記方法の変更(各大学が適切な専攻分野を学位の後ろに括弧書きで付記)「○学修士」「○学博士」→ 平3.7.1以降、「学士(○○)」「修士(○○)」「博士(○○)」
平成3年	学校教育法 改正	(平3.4.2法25 平3.7.1施行) : 準学士の称号の新設 短期大学及び高等専門学校卒業生への準学士の称号の授与。同改正法附則第2項により、施行日前の卒業生についても適用
平成10年	学位規則 改正	(平10.8.14文令34 平11.4.1施行) 大学に編入学できる基準*を満たす専修学校の専門課程を修了した者に、学位授与機構の学士の学位授与の基礎資格を付与 (第6条第1項) *基準=修業年限2年以上(学教法規則現 第186条第1項第1号)及び総授業時数1700時間以上 (平10.8.14 文告125)

平成15年	学校教育法 改正 学位規則 改正	(平14.11.29 法118、平15.4.1施行) (平15.3.31文科令15、平15.4.1施行) ① 専門職大学院の課程を修了した者に対し「文部科学大臣の定める学位」を授与（学校教育法 第104条 第1項・旧第68条の2、学位規則 第5条の2） ② 専門職学位として「修士（専門職）」と「法務博士（専門職）」を新設 （学位規則 第5条の2） 各大学が学位を授与する際には、例えば「経営管理修士（専門職）」などのように適切な専攻分野の名称を「修士（専門職）」の前に付記する （第10条 平15.3.31 文部科学事務次官通知 15文科高162） 【参考】 設置認可制度の弾力化：大学の学部・研究科等の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの*について、認可制から、文部科学大臣への届出制に変更 （学校教育法 第4条、学校教育法施行令 第23条の2） * 学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平15.3.31 文科告39)別表第1(抄) <table><tr><th>学位の種類</th><th>学位の分野</th></tr><tr><td>学士、修士及び博士</td><td>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)</td></tr></table>	学位の種類	学位の分野	学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)
学位の種類	学位の分野					
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)					
平成17年	学校教育法 改正	(平17.7.15法83 平17.10.1施行)：短期大学士の学位化 ① 平成17年10月1日以降に短期大学を卒業した者については、短期大学士の学位を授与（第104条） ② 同改正法附則第3条により、制度改正前に短期大学が授与した準学士の称号は、短期大学士の学位とみなされることになり、準学士は、高等専門学校においてのみ授与される称号となった				
平成19年	学位規則 改正	(平19.3.1 文科令2 平19.4.1施行) 専門職学位として「教職修士（専門職）」を追加(第5条の2)				
平成24年	学位規則 改正	(平24.3.14 文科令6) 前期及び後期の区分を設けない博士課程における修士の学位の授与について、博士論文研究基礎力審査により修了要件を満たした者に対しても行うことができる(第3条)				
平成25年	学位規則 改正	(平25.3.11 文科令5 平25.4.1施行) 大学が行う博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨の公表方法、並びに博士の学位を授与された者が行う論文又はその要約の公表方法を、インターネットの利用による公表とする (第8条、第9条)				
平成28年	学位規則 改正	(平28.3.30 文科令10 平28.4.1施行)（平28.4.1 文科令23） * 学校教育法第58条の2(第70条第1項・第82条において準用する場合を含む)の規定により大学に編入学することができる高等学校等の専攻科の課程を修了した者に、学位授与機構による学士の学位授与の基礎資格を付与 (第6条 第1項第2号) * 専攻科の課程の基準＝修業年限2年以上及び課程修了に必要な総単位数62単位以上など (平28.3.30 文科告63、同64) * 目次、第1条等の「大学評価・学位授与機構」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める (平28.4.1 文科令23)				
平成29年	学校教育法の改正 学位規則改正	(平29.5.31法41 平31.4.1施行) (平29.9.8文科令35 平31.4.1施行) ① 専門職大学を卒業した者、専門職短期大学を卒業した者に対し「文部科学大臣の定める学位」を授与 (学校教育法 第104条第2項・第6項、なお、専門職大学院修了者に対する学位授与の根拠規定は、同法 第104条第1項から第3項に移動) → 専門職学位として「学士（専門職）」と「短期大学士（専門職）」を新設 (学位規則 第2条の2・第2条の3、第5条の5・第5条の6) (なお、共同教育課程に係る学位授与の方法については、第10条の2) 各大学が学位を授与する際には、例えば「〇〇学士（専門職）」、「〇〇短期大学士（専門職）」のように、適切な専攻分野の名称(学問分野ではなく職業・産業分野の名称)を「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」の前に付記する (平29.9.21 文部科学事務次官通知 29文科高542) 【参考】 専門職学科の課程を修了した者に授与する学位の表記について (平30.1.26 文部科学事務次官通知 29文科高930)				

		「大学又は短期大学が、専門職学科を修了した者に対し、『学士』又は『短期大学士』の学位を授与する際には、『学士(○○専門職)』又は『短期大学士(○○専門職)』のように、付記する専攻分野名に『専門職』の文字を付すものとする。また、ここにおける専攻分野の名称は、修めた課程の特徴をより明確に表すよう、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本とすること」 例えば、「学士(農業専門職)」「学士(観光専門職)」など 学位規則 第10条関係 ≪学位の表記に関する整理≫ <table border="1"> <tr> <th></th><th>右以外のもの</th><th colspan="2">制度上、専門職養成に特化したもの</th></tr> <tr> <td rowspan="5">大学院</td><td>【博士課程】</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>博士(○○)</td><td colspan="2">【専門職学位課程(専門職大学院)】</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">法務博士(専門職) 教職修士(専門職)</td></tr> <tr> <td>【修士課程】</td><td colspan="2">●●修士(専門職)</td></tr> <tr> <td>修士(○○)</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td rowspan="2">大学</td><td>【大学の学部・学科】</td><td>【大学の専門職学科】</td><td>【専門職大学】</td></tr> <tr> <td>学士(○○)</td><td>学士(●●専門職)</td><td>●●学士(専門職)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">短期大学</td><td>【短期大学】</td><td>【短期大学の専門職学科】</td><td>【専門職短期大学】</td></tr> <tr> <td>短期大学士(○○)</td><td>短期大学士(●●専門職)</td><td>●●短期大学士(専門職)</td></tr> </table> ※ ○○;主として学問分野 ●●;主として職業・産業分野(●●は、職業・産業分野の名称を付すことを基本) ② 専門職大学の前期課程を修了した者で文部科学大臣が定める一定の学習を行った者に、学位授与機構による学士の学位授与の基礎資格を付与(学校教育法 第104条 第7項 第1号、学位規則 第6条 第1項)			右以外のもの	制度上、専門職養成に特化したもの		大学院	【博士課程】			博士(○○)	【専門職学位課程(専門職大学院)】			法務博士(専門職) 教職修士(専門職)		【修士課程】	●●修士(専門職)		修士(○○)			大学	【大学の学部・学科】	【大学の専門職学科】	【専門職大学】	学士(○○)	学士(●●専門職)	●●学士(専門職)	短期大学	【短期大学】	【短期大学の専門職学科】	【専門職短期大学】	短期大学士(○○)	短期大学士(●●専門職)	●●短期大学士(専門職)
	右以外のもの	制度上、専門職養成に特化したもの																																			
大学院	【博士課程】																																				
	博士(○○)	【専門職学位課程(専門職大学院)】																																			
		法務博士(専門職) 教職修士(専門職)																																			
	【修士課程】	●●修士(専門職)																																			
	修士(○○)																																				
大学	【大学の学部・学科】	【大学の専門職学科】	【専門職大学】																																		
	学士(○○)	学士(●●専門職)	●●学士(専門職)																																		
短期大学	【短期大学】	【短期大学の専門職学科】	【専門職短期大学】																																		
	短期大学士(○○)	短期大学士(●●専門職)	●●短期大学士(専門職)																																		
令和元年	学位規則 改正	(令元.7.1 文科令9): 別記様式の改正 (「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める 等)																																			
令和4年	大学設置基準等 改正	(令4.3.17 文科令3): 規定の整理 (学位規則 第1条、第2条、第5条の2)																																			
	大学設置基準等 改正	(令4.9.30 文科令34): 規定の整理 (学位規則 第10条の2)																																			

4 大学設置基準等の主な改正経緯

年	制度等	事項
昭和22年～	省令による「大学設置基準」等の制定前	
	大 学	昭和22年7月、大学基準協会が設立され「大学基準」を採択（昭22.7.8） 昭和23年1月、文部省が大学設置委員会（昭25.8.9大学設置審議会に改組）を設置 文部大臣の諮問に応じて新制大学の設置認可の審査を行うに当たり、 「大学基準」を大学設置基準として採用（昭23.2.23） 昭和31年に「大学設置基準」（昭31.10.22文令28）が制定されるまで、この「大学基準」が実質的に法令的基準の役割を果たした
	大学院	昭和24年4月、大学基準協会が「大学院基準」を作成（昭24.4.12） 文部省・大学設置審議会はこれを大学院設置基準として採択・適用して、 昭和25年度から私立大学に新制大学院を設置 新制大学の学年進行に伴い、この大学院設置基準と「大学院設置審査基準要項」（昭27.10.11大学設置審議会決定）に基づいて、昭和28年度には国立・公立大学にも大学院を設置 「大学院は、当初は学術の研究者または大学の教員の養成を目的とすると考えられていたが、その後、修士課程には高度の研究能力を備えた専門の職業人の養成という役割が加味され、30年に修士課程の目的規定がそのように改正された また、それと合わせて当初は、学部の上に1年の修士課程と3年の博士課程とを並列する方式がとられていたが、両課程の最低在学年限を2年および5年に高めるとともに、並列方式と同時に修士課程2年、博士課程3年、計5年の積み上げ方式も認められた。」（学制百年史・902頁） 医学、歯学に関する大学院については昭和34年に基準※が定められたが、4年の博士課程のみとされた ※「医学に関する大学院基準」「歯学に関する大学院基準」（昭34.6.27 大学基準協会） 文部省は、昭和49年に「大学院設置基準」（昭49.6.20文令28）を制定
	大学通信教育	「大学通信教育基準」（昭22.12.15大学基準協会決定） ➡「大学通信教育基準」（昭23.4.26 文部省・大学設置委員会決定） ➡「大学通信教育設置基準」（昭56.12.29文令33）
	短期大学	「短期大学設置基準」（昭24.8.31文部省・大学設置委員会決定） ➡「短期大学設置基準」（昭50.4.28文令21）
昭和31年	文部省令による 大学設置基準 の制定	（昭31.10.22 文令28） 教員組織、授業科目、校地、校舎、設備等について大学設置の必要最低の基準として制定
昭和36年	文部省、大学設置認可基準を大幅に緩和する方針を発表	（昭36.7.4 閣議了解） 昭和37年度から、医学、歯学その他特定の学科を除き、公立・私立大学の学科増設・定員変更の届出制化（従前は、予め「文部大臣と協議」）、校舎・校地面積基準の弾力化、教員採用条件の弾力化、新設についての 年次計画の採用、など
昭和45年	大学設置基準 改正	（昭45.8.31文令21 昭46.4.1施行）： 一般教育科目の弾力化 i 一般教育科目の開設方法の弾力化 人文、社会及び自然の3分野にわたって開設すること、単一科目に加えて総合科目の開設も可 ii 卒業の要件のうち、一般教育科目について弾力化 人文、社会及び自然の3分野にわたり36単位を修得すること、ただし12単位までは外国語科目、基礎教育科目、専門教育科目の単位で代替も可
昭和47年	大学設置基準 改正	（昭47.3.18文令5 昭47.4.1施行）： 単位互換制度の導入 他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該大学で修得した単位とみなすことができる（現第28条を追加） 外国の大学に留学する場合に準用（同条第2項）

昭和48年	大学設置基準 改正	(昭48.11.28 文令29) : 学部以外の基本組織 三学期制が採れる 学部以外の基本組織 (第6条) 各授業科目の授業期間 現第23条 諸外国の大学との間の学生の交流に資する等の観点から、二学期制に加えて三学期制を採れるように改正
昭和49年	大学院設置基準 制定	(昭49.6.20 文令28 昭50.4.1施行) i 課程制大学院の制度的確立 (修士課程及び博士課程の目的、性格について規定) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的 (第2条) 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的 (第3条) ii 修士課程の修業年限は2年 (第3条) 博士課程については、固定的な修業年限とはせず、標準的な修業 年限として5年 (第4条) iii 前期2年・後期3年の区分制博士課程以外に5年一貫の博士課程の設置の明文化 (第4条) iv 大学院の独立性の強化(弾力的な形態による大学院の設置の可能化 (第7条) (例) 学内の学部・研究所等との連携、専任教員と専用施設による独立の組織 v 博士課程の学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる(第13条) vi 修士課程における教育方法の特例(第14条 いわゆる14条特例) vii 単位、授業日数、授業期間、授業の方法、単位の授与、他の大学院(外国の大学院に留学する場合を含む)における授業科目の履修等 (単位互換。10単位まで)について、大学設置基準の関係規定を準用(第15条) viii 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格すること ただし、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる (第16条) ix 博士課程の修了要件は、大学院に5年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格すること ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程における2年の在学期間を含む)以上在学すれば足りる(第17条)
昭和50年	短期大学設置基準 制定	(昭50.4.28文令21 昭51.4.1施行)
	大学設置基準 改正	(昭50.12.25文令40 昭51.4.1施行) : 医学部・歯学部関係の改正
昭和51年	大学設置基準 改正	(昭51.5.31文令29 昭51.6.1施行) : 後期3年のみの博士課程 (第4条)
昭和53年	大学設置基準 改正	(昭53.11.9文令42) : 医学・歯学の大学院研究科 医学・歯学の大学院研究科に修士課程の設置を認めた 医学・歯学を履修する博士課程の標準修業年限は4年とし、修了要件のうち在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、 3年以上在学すれば足りる (現第36条 = 旧第24条)
昭和56年	大学通信教育設置基準 制定	(昭56.10.29文令33 昭57.4.1施行) 放送大学学園法 (昭56.6.11法80) の成立、及び同法附則第10条による学校教育法の改正 (現第86条 大学に通信による教育を行う学部を置くことができるように改正) を契機に制定 i 授業は、「印刷教材による授業」、「放送授業」、「面接授業」のいずれか又はこれらの併用により行う(放送授業を認めた) (第3条) ii 卒業要件単位(124単位)のうち30単位以上は、面接授業により修得、ただし、30単位のうち10単位までは放送授業により修得した単位で代えることができる (第6条) 他の大学の公開講座や教育委員会等が行う社会体育への参加による体育実技の単位修得を認めることができる (第7条 平3.6.5 文告70)

昭和57年	大学設置基準 改正 短期大学設置基準 改正	(昭57.3.23 文令1・2 昭57.4.1施行)：単位互換制度の拡充 大学・短期大学間、短期大学相互間における単位互換を導入、外国の短期大学等へ留学する場合の取扱いを規定
	短期大学通信教育設置基準 制定	(昭57.3.23 文令3)
昭和58年	大学設置基準 改正	(昭58.6.24 文令23 昭59.4.1施行) 大学の(通常の方法により1時間以内に到達できる距離にある)近接夜間学部に係る専任教員数、校地基準面積を緩和
昭和59年	大学設置基準 改正 短期大学設置基準 改正	(昭59.8.13 文令46・47)：臨時定員増に係る基準の緩和 期間を付して入学定員を増加する大学・短期大学における専任教員数、校地面積基準を緩和
	大学通信教育設置基準 改正 短期大学通信教育設置基準 改正	(昭59.10.31 文令52・53) 通信教育入学生の従前の聴講生としての聴講を単位として認定
昭和60年	大学設置基準 改正 短期大学設置基準 改正	(昭60.2.5 文令1・2)：社会人を活用するため教授等の資格拡大 専攻分野について優れた知識及び経験を有する者について、学位、研究上の業績又は教育の経歴の有無にかかわらず、大学・短期大学の教員資格を認める
	大学設置基準 改正 短期大学設置基準 改正	(昭60.9.4 文令26・27)：校地に係る基準の緩和 大学・短大の校地の面積について、教育に支障のない限度において2分の1の範囲内で基準面積(短大の場合、校地基礎面積)の一部を減することができる
平成元年	大学院設置基準 改正	(平元.9.1 文令34) i 夜間大学院(専ら夜間において教育を行う修士課程)の制度化 (第2条の2を追加) ii 修士課程の修了年限の弾力化(修士課程の標準修業年限を2年とし、短期修了(1年以上。第16条ただし書)も制度化 〔博士課程は、昭和49年の当初基準で「最短3年での早期修了」について規定 第17条〕 専ら夜間において教育を行う課程の標準修業年限は2年を超えるものとする ことができる(旧第3条第2項) iii 修士課程における研究指導委託の制度化 (博士課程は、昭和49年の当初基準で規定 第13条) iv 独立大学院の組織編成、施設設備に係る基準(大綱的な基準)の明示(第8章) v 高度専門職業人養成を博士課程の目的に追加(第4条) vi 広く社会人登用を図るため大学院の教員資格を弾力化 〔研究上の業績はなくても、「専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者」を追加 第9条〕
	大学院設置基準等 改正	(平元.10.26 文令42、同文令43、同文令44 平2.4.1施行)：獣医学関係 i 大学院設置基準の改正(文令42)：大学院における獣医学を履修する課程については、前期、後期の課程の区分を設けない標準修業年限4年の博士課程のみとした (現第36条) なお、獣医学を履修する課程(学部)の修業年限の6年制は、昭59.4.1から ii 学校教育法施行規則の改正(文令44) ：獣医学を履修する博士課程の入学資格を規定 〔現第155条 大学院への入学資格を有する者の指定 に関する 昭28文告5及び 昭30文告39も改正〕
平成3年	大学設置基準等 大綱化	① 大学・大学院・短期大学・通信教育に係る各設置基準の大綱化により、制度の弾力化を図る ② 生涯学習の振興の観点から、大学等における学習機会の多様化を図る ③ 大学等の水準の維持向上のために、自己点検・評価の実施に努める
	大学設置基準 改正	(平3.6.3 文令24 平3.7.1施行) i 大学設置基準の大綱化 一般教育と専門教育の区分の廃止、 一般教育内の科目区分(外国語、保健体育など)の廃止、 卒業要件の簡素化 (大学に4年以上在学し124単位以上を修得することのみを規定)、 専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方法に変更、 10週又は15週より短い特定の期間で授業を行うことも可、 図書や学術雑誌の冊数・種類についての規定の廃止、等

		- ii 自己点検・評価と結果公表の努力義務化 (旧第2条) - iii 学部の種類の例示を廃止 学士の種類を廃止 学士に係る規定は削除し、学位規則で規定 - iv 教授、助教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明確化 (第14条等) - v 昼夜開講制により授業を行うことができることの明確化 (第26条) - vi 大学以外の教育施設等における学修の単位認定の制度化 (第29条) 「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」 (平3.6.5 文告68) - vii 入学前の既修得単位等の認定の制度化 (第30条) - viii 科目等履修生への単位付与の制度化 (第31条)
	大学院設置基準 改正	(平3.6.3 文令25 平3.7.1施行) - i 自己点検・評価、結果公表の努力義務化 (旧第1条の2) - ii 図書や学術雑誌の冊数・種類についての規定を廃止 (第21条)
平成5年	大学院設置基準 改正	(平5.10.1文令32) - i 専ら夜間に教育を行う博士課程の制度化 (第2条の2 標準修業年限は5年を超えるものとしてとすることができる) (第4条) - ii 教育方法の特例について、博士課程を追加 (第14条の改正) - iii 入学前の既修得単位の認定の制度化 第15条 入学後に他の大学院 (外国の大学院を含む)において修得した単位 (10単位まで)とは別に、10単位を超えない範囲で (合計20単位まで)修了要件に算入できる入学前の大学以外の教育施設等における学修の単位認定に係る 大学設置基準第30条第2項 の規定は、大学院には準用されない - iv 科目等履修生への単位付与の制度化 (第15条)
平成9年	大学設置基準 改正 短期大学設置基準 改正	(平9.6.5 文令27) (平9.6.5 文令28) 期限を付した入学定員の期間を延長
平成10年	大学設置基準 改正	(平10.3.31 文令11) - i メディアを利用して行う授業を設置基準上に位置付け (第25条第2項、第32条) - ii 医学部・歯学部以外の学部に係る校地面積基準の改正 = 基準校舎面積の3倍以上 (←6倍以上から緩和)
	大学通信教育設置基準 改正	(平10.3.31 文令12) 「メディアを利用して行う授業」を通信教育の方法に追加 (第3条 第1項、第6条)
	大学院設置基準 改正	(平10.3.31 文令13) 通信教育を行う修士課程に関する規定を追加 (第9章 第25条～第30条)
平成11年	大学設置基準 改正	(平11.3.31 文令19) 単位互換等により認定できる単位の上限数 = 30単位 → 60単位 - i 単位互換について単位認定できる単位数の上限 : 「60単位を超えない範囲」 (第28条 第1項) - ii 大学以外の教育施設等における学修 : i による認定単位数と合わせて60単位まで (第29条 第2項) - iii 学生が入学前に行った他大学等における既修得単位等 : 編入学、転学等の場合を除き、i 及び ii による認定単位数と合わせて60単位まで (第30条 第3項) - iv 遠隔授業 (大学設置基準 第25条 第2項の授業) : 卒業要件単位(124単位)のうち60単位まで(第32条第5項)なお、各大学において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、大学設置基準第25条第1項の授業によって64単位以上の修得がなされていれば、遠隔授業によって修得する単位数は60単位を超えることができる (平11.3.31 文部事務次官通知 文高大320)

	大学院設置基準 改正	(平11.3.31 文令19) 第15条の改正 単位互換等について準用している大学設置基準の規定の読替えについて整理
	大学設置基準 改正	(平11.9.1 文令40) i 自己点検・評価・結果公表、教育研究活動等の情報の積極的な提供の義務化 ii 自己点検・評価の第三者による検証、教育内容等の改善のための組織的な取組、履修登録可能な単位数の上限設定の努力義務化
	大学院設置基準 改正	(平11.9.14 文令42) i 自己点検・評価・結果公表の義務化、第三者による検証の努力義務化 ii 研究科以外の基本組織の制度化 (現第7条の3 学校教育法・現第100条及び 第141条) iii 修士課程の標準修業年限の特例 2年を超える標準修業年限又は1年以上2年未満の標準修業年限の修士課程を置くことができる ＝長期在学コース（第3条 第2項ただし書）、 短期在学コース（第3条 第3項） これらの場合も、優れた業績を上げた者については、在学期間に関しては、 1年以上で可＝第16条ただし書 iv 一定規模以上の学生を有する大学院には大学院専任の教員を置く (第9条の2) v 専門大学院（高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程）制度の創設 → 専門職大学院制度の創設（平15.4）に伴い廃止
平成13年	大学設置基準 改正	(平13.3.30 文科令44) i 教授、助教授の資格について、教育上の能力を重視 外国の大学における教育歴（学位）を国内の場合と同様に扱う (第14条等) ii 授業は、外国において履修させることができる メディアを利用して行う遠隔授業についても同じ（第25条 第3項） iii 外国の大学・短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修して修得した単位について、60単位まで単位互換の規定を準用（第28条 第2項） iv 教員の組織編成については、講座制又は学科目制に限らず、大学の判断により適切な教員組織を置くことができる（第7条 第1項）
	大学通信教育設置基準 改正	(平13.3.30 文科令45) i 授業は、外国において履修させることができる（第3条 第3項） ii 卒業要件単位数124単位のうち30単位以上は、「面接授業」又は「メディアを利用して行う授業」により修得するものとする (第6条 第2項) → 卒業に必要な単位（124単位）すべてを「メディアを利用して行う授業」により修得することも可能となった
平成14年	大学設置基準 改正 大学院設置基準 改正	(平14.3.28 文科令9及び10) i 長期にわたる教育課程の履修（長期履修）制度の創設 (第30条の2学生が申し出たとき) 大学院における長期履修学生については、大学設置基準を準用 (大学院設置基準 第15条) ii 通信教育を行う課程として博士課程を追加 (大学院設置基準第25条)
	学校教育法 改正	(平14.11.29法118 平15.4.1施行、評価関係の規定は 平16.4.1施行) ： 認証評価 専門職大学院 i 自己点検・評価・結果公表の義務化、認証評価の義務化 (現第109条・旧第63条の3) 平成16年の省令改正（平16.3.12文科令8 平16.4.1施行）により学校教育法施行規則に関係規定を整備、大学設置基準・大学院設置基準から自己点検・評価等の関係規定を削除 ii 専門職大学院制度の整備等 (現第99条、第104条第1項、第102条第1項等) 大学院の目的に関する規定を改正修了者に専門職学位を授与、後期3年のみの博士課程への入学資格を付与などの規定を 追加

平成15年	専門職大学院設置基準 制定	(平15.3.31文科令16 平15.4.1施行) : 専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準 - i 専門職学位課程の目的 [高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う] - ii 標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満 専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る (第2条第2項) 標準修業年限の特例として短期在学コース、長期在学コース (第3条) - iii 専門職大学院に必要とされる数の専任教員(「必要専任教員数」)は他の学部等の必要教員数に算入できない (第5条第2項) ただし、附則第2項により、平成25年度までの間は、特例*を規定 * 平成25年度までの特例(附則第2項): ① 学部、修士課程、博士課程(前期)の間では、必置教員の1/3まで算入可能 ② 博士課程(後期)の間では、必置教員の全員が算入可能 - iv 実務家教員 割合＝法科大学院2割以上、その他の専門職大学院3割以上 (平15.3.31 文科告53) - v 専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成授業の方法は、事例研究、現地調査、討論、多様なメディアを高度に利用して行う授業等、適切に配慮 - vi 成績評価基準等の明示、履修科目の登録の上限、単位互換(外国の大学院を含む)、入学前の既修得単位等の認定・在学期間の短縮、組織的な研修等の実施 法科大学院 ＝専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする 専門職大学院 平成16年度～ - i 法科大学院の標準修業年限は、3年特例として、長期在学コース (第18条第2項) - ii 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めること、また、入学者の適性を適確かつ客観的に評価すること (第19条、第20条) → 法学未履修者の入学割合が3割以上となるよう努め、2割に達しない場合は入学者選抜の実施状況を公表するものとする (平15.3.31 文科告53) - iii 法学既修者については、1年を超えない範囲で在学期間を短縮できる (第24条)
	大学設置基準 改正	(平15.3.31 文科令15 平15.4.1施行) - i 入学者選抜 [公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う] ものとする 第2条の2 - ii 専任教員の要件 [当該大学において教育研究を担当するに支障がない者であれば、それ以外の業務に従事するものであっても、専任教員とすることができる] 第12条第3項 - iii 学長の資格 (人格高潔・学識・大学運営に関する識見) 教授・助教授の資格 (専門職学位を有する者を追加) 教員の年齢構成 (特定の年齢層に著しく偏らない) 収容定員に基づく学生数の適正管理、 校舎及び附属施設以外の場所での授業 (平15.3.31 文科告43) 大学等の名称、教育研究環境の整備 - iv 校地の面積 (収容定員上の学生一人当たり10㎡ + 附属病院建築面積) 校舎の面積 (学部の種類ごとの最低基準面積を定める) - v 新たに大学等を新設する場合の教員組織、校舎等の段階的整備 (平15.3.31 文科告44)

	大学院設置基準 改正	(平15.3.31文科令15 平15.4.1施行) - i 大学院を設置するのに必要な最低基準であることの明確化 - ii 専門職学位課程（専ら夜間において教育を行う課程、通信教育を行う課程を含む）に関する規定の整備 専門大学院に関する規定の削除 - iii 修士課程の目的の明確化 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、 ① 専攻分野における研究能力 又は ② 専攻分野における研究能力に加えて高度の専門性を担うための卓越した能力を培う - iv 区分制博士課程においては、前期課程と後期課程で異なる課程を置くことができる - v 複数の大学が協力して教育研究を行う研究科の制度化 (第7条の2・第8条 第3項) - vi 教員の年齢構成(特定の年齢層に著しく偏らない)、収容定員の基づく学生数の適正管理、校舎及び附属施設以外の場所での授業、研究科等の名称、教育研究環境の整備 - vii 独立大学院には校地を求めない - viii 新たに大学院等を新設する場合の教員組織、校舎等の段階的整備 (平15.3.31 文科告50)
	学位規則 改正	(平15.3.31文科令15 平15.4.1施行) ：専門職学位として「修士(専門職)」と「法務博士(専門職)」を新設 (第5条の2)
	構造改革特別区域における 大学設置基準及び短期大学設置基準 特例措置 (平16.3.31 文科令25)	空地に係る要件の弾力化、運動場に係る要件の弾力化
平成16年	大学設置基準 改正	(平16.12.15文科令43 平18.4.1施行) ： 6年制薬学部・薬学科 卒業の要件 (第32条第3項) 薬学実務実習に必要な施設 (第39条の2) 教員組織・校舎等の段階的整備 (平16文科告174により、平15文科告44 を改正) 6年制薬学部に必要な専任教員数の基準を設定
	大学院設置基準 改正	(平16.12.15 文科令43 平18.4.1施行) ： 6年制薬学部・薬学科を基礎とする博士課程 標準修業年限は4年、当該課程の修了の要件 (現第36条)
	学校教育法施行規則等 改正	(平16.12.13 文科令42) ① 文部科学大臣が指定した 外国大学日本校 について、当該外国大学に準じて取扱う (平16.12.13 施行) 【学校教育法施行規則】： 大学院への入学資格 (現 第155条 第1項第4号) 修士の学位相当＝現 第156条第3号 飛び入学＝現第160条第3号 大学への編入学 (現 第161条第2項) 大学・大学院・短期大学への転学 (現 第162条) 【設置基準】：単位互換 … 大学 (大学基準 第28条第2項) 大学院 (大学院基準 第15条 専門職大学院基準 第13条第2項) ② 我が国の大学が外国において教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたものについては、我が国の大学の一部 (海外校) と位置づけることを可能とする (平17.4.1 施行) 【学校教育法施行規則】： 大学の学部等の位置を我が国から外国に変更するとき等は、文科大臣に届け出ること (第2条 第3号) 【大学設置基準】等 - i 大学、大学院及び短期大学は、外国に、学部、学科、研究科、専攻 その他の組織を設けることができる ・大学基準 現第57条 ・大学院基準 現第45条 ・専門職大学院基準 現第42条第1項、等 外国に設ける組織についても、大学設置基準等により必要とされる 専任教員、校地、校舎及び施設を備えるものであることが必要 (平17.3.30 高等教育局長通知 16文科高 1035) → 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準 (平20.6.30 文科告103) 等 - ii 大学等が外国に大学の学部等を設けるときは、これに係る収容定員を明示する (大学基準 第18条等)

平成18年	学校教育法施行規則等 改正	(平18.3.31文科令11)
	大学設置基準 改正	i 教員組織の編成に関する規定の改正 [第7条関係 講座・学科目制に関する規定を削除したが、講座制や学科目制を採ることを否定したものではない] ii 助教となることができる者については、少なくとも修士の学位又は専門職学位以上の学位を有すること等を資格として定めた (第16条の2 准教授の資格は第15条)
平成19年	大学院設置基準 改正	i 教育研究上の目的の明確化と学則等による公表の義務化(第1条の2)の追加 関連して、教員組織 (第8条第1項・第2項)の改正 教育課程の編成方針 (第11条)の追加 ii 大学院を担当する教員を修士課程と博士課程(区分制博士課程の前期の課程を除く)の専攻それぞれ一つまでは、研究指導教員として取り扱うことができることを設置基準上明確化 (第9条 第2項 平成12年から実施済み) iii 修士課程の修了要件を、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに改正 [第16条 従前は、同条第2項で、課程の目的に応じ「適当と認められるとき」は、特定課題の研究成果の審査をもって「修士論文の審査に代えることができる」と規定] iv 成績評価基準等の明示等 (第14条の2)、FDの実施 (第14条の3)の追加
	専門職大学院設置基準 改正 学位規則 改正	(平19.3.1文科令2 平19.4.1施行) 【教職大学院関係】 i 専門職大学院設置基準に教職大学院関係の規定を追加 教職大学院 = 小学校等の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成を行うことを目的とする 専門職大学院 教職大学院の標準修業年限は、2年 特例として、短期在学コース(実務経験者向け)、長期在学コース (第26条) ii 学位規則の改正:「教職修士(専門職)」を追加 (第5条の2) iii 「平15文科告53」の改正 (平19.3.31 文科告31) → 教職大学院の実務家教員は、必要専任教員のうち概ね4割以上とし、小学校等の教員としての実務経験を有する者を中心として構成、など 【法科大学院関係】：単位互換 他の大学院での授業科目の履修等の単位認定 [第21条第2項 いわゆる外国大学日本校(大学院の課程)で履修した授業科目について準用 なお、平22.7.15文科令17 により国際連合大学を追加]
平成20年	大学設置基準 改正	(平19.7.31文科令22 平20.4.1施行) 【大学設置基準】： 教育研究上の目的の明確化 (第2条 旧第2条の2) 授業科目の開設 [第19条 自ら開設大学院基準 第11条、 専門職大学院基準 第6条も同様の改正] 成績評価基準等の明示等 (第25条の2) FD等の義務化 (第25条の3) 科目等履修生の受入れ [第31条 第3項・第4項 相当の専任教員、校地・校舎面積を増加すること等] など
	大学院設置基準 改正	(平19.12.14文科令39) ： 博士課程の標準修業年限の弾力化 (第4条 第2項、第3項、第5項)
平成20年	大学設置基準等 改正 学位規則 改正	(平20.11.13文科令35 平21.3.1施行) 国公私を通じ、複数の大学が共同で教育課程を編成し、連名で学位を授与する、大学における教育課程の共同実施制度 = 共同教育課程 制度の創設 (平.21.3) 大学設置基準 (第43条～第49条) 大学院設置基準 (第31条～第34条) 専門職大学院設置基準 (第32条～第34条) 短期大学設置基準 (第36条～第42条) 学位規則 (第10条の2)

	大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準	(平20.6.30 文科告103) 大学院の場合の基準(平20 文科告104) 短期大学の場合の基準(平20 文科告105) 専門職大学院の場合の基準(平20 文科告106) 【平31.4】専門職大学・同短期大学の場合の基準 (平29.9.8 文科告109・同110により、平20 文科告103・同105を準用)
平成21年	大学設置基準 改正	(平21.11.11 文科令34) ：期間を付した医学部の収容定員増(721人～750人)に係る基準 平成22年度以降平成36年度までの期間を付して医学部の収容定員を720人を超えて750人までの範囲で増加する大学に係る専任教員数、校地及び校舎等の基準等を附則第7項等で規定
平成22年	大学設置基準 改正 短期大学設置基準 改正	(平22.2.25文科 令3 平23.4.1施行)： キャリア教育 キャリア教育・職業教育の強化(大学設置基準 第42条の2等)
	専門職大学院設置基準 改正	(平22.3.10文科令4) 法学既修者の修了要件単位数の在り方の見直し(第25条 第1項、第3項)
	学校教育法施行規則 改正 大学院設置基準等 改正	(平22.7.15 文科令17)： 国際連合大学 国際連合大学に学位(修士及び博士)の授与権が認められたことを受け、我が国の大学との接続や単位互換の制度を整備 大学院入学資格 (規則 第156条 第4号) 大学・大学院・短期大学への転学 (同規則 第162条) 単位互換 (大学院基準 第15条 専門職大学院基準 第27条))
平成24年	大学院設置基準等 改正	(平24.3.14文科令6) ① 博士論文研究基礎力審査 (「専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養についての試験」と「博士論文に係る研究を遂行するために必要な能力についての 審査」)制度の導入 i 区分制博士課程の前期の課程の修了要件 (大学院設置基準 第16条の2) 当該博士課程の目的を達成するために必要な場合には、博士論文研究基礎力審査の合格を、修士論文等の審査と試験の合格に代えることができる ii 一貫制博士課程における修士の学位の授与(学位規則第3条)博士論文研究基礎力審査により修了要件を満たした者に対しても修士の学位を授与できる iii 博士課程の後期の課程の入学資格 (学校教育法施行規則 第156条第5号) 外国の大学等において教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格した者を追加 ② 入学者選抜に係る規定(公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整え行うものとする 第1条の3)の追加
	大学設置基準等 改正	(平24.5.10文科令23 平25.1.1施行) ：構造改革特区における運動場・空地に係る特例措置の全国化 空地に係る代替措置、運動場に係る代替措置を 大学基準(第34条等)、短大基準(第27条等)に規定 代替措置を適用する場合には、当該代替措置の状況を速やかに公表することが必要 (学校教育法 施行規則 第172条の2第1項第7号に該当) (平24.5.24 政務官通知 23文科高1241)
	大学設置基準 改正	(平24.11.19文科令36) ：期間を付した医学部の収容定員増(721人～840人)に係る基準 平成25年度以降に平成36年度までの期間を付して医学部の収容定員を720人を超えて840人まで増加する大学における専任教員数、校地及び校舎等の基準等を改正 附則第7項の改正 750人を超え840人までの範囲で増加する大学に係る基準を新たに追加

	専門職大学院設置基準 改正	(平24.11.19文科令38 平26.4.1施行) ：専任教員に係る特例(平25まで)の廃止 専門職大学院(教職大学院に関しては、※参照)は、 ① 設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く (第5条 第1項) (他の学部、修士課程、博士課程(前期)の専任教員が兼ねることはできない) ② ①の必置教員について、教育上支障を生じない場合には、1個の専攻に限り、博士課程(区分制博士課程の前期の課程を除く)を担当する教員が兼ねることができる (第5条第2項) ※ 上記にかかわらず、教職大学院については、教職大学院の発展・拡充を推進するため、平成30年度までの間、平成15年度から25年度までと同様の特例措置を講じる (平26.2.19 文科令8 平26.4.1施行 後掲)
平成25年	大学設置基準 改正 短期大学設置基準 改正	(平25.3.29文科令13 平25.4.1施行) ：授業期間の弾力化 各授業科目の授業期間(大学基準第23条・短大基準第9条)について、10週又は15週を原則としつつ、より多様な授業期間の設定を可能にするため、同条ただし書を、「<u>教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる</u>と認められる場合は、この限りでない」と改正 〔旧規定＝「教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」〕
平成26年	専門職大学院設置基準 改正	(平26.2.19 文科令8 平26.4.1施行) 教職大学院の必置教員に係る特例 (平30まで) 特例措置が終了する平成26年度以降についても、教職大学院の新設が見込まれる平成30年度までの間は、教職大学院の必置教員について、<u>学士課程・修士課程・博士課程前期を担当する教員についてはその3分の1を超えない範囲で、博士課程(前期を除く)を担当する教員についてはその3分の1を超えて、これを兼ねることができる</u> 改正後の附則 第2項、第3項
	大学通信教育設置基準 改正	(平26.3.25 文科令10 平26.4.1施行)：インターネット大学の校舎等 通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という)を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととする (第10条第2項ただし書を追加)
	大学設置基準 改正	(平26.10.7 文科令32) ：地域医療再生計画の変更可能期間が終了したことに伴う改正 医学部入学定員増に伴う専任教員数等の特例が適用される場合を、「地域医療再生計画に位置付けた場合」ではなく、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条第1項の都道府県計画等に位置付けた場合」であることとする 平成36年度までの期間を付した医学部の収容定員増(721人～840人)に係る基準を定めた附則第7項の改正
	大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件	(平11.9.14文告175)の改正(平26.11.7文科告161 平28.4.1施行) ：専攻ごとに置くものとする教員養成分野の教員数 大学院段階での教員養成機能の教職大学院への重点化や教員養成系修士課程の教職大学院への移行に対応するため、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数に関し、教職大学院において教科領域に係る教育を実施する場合の教員数、並びに、修士課程において分野を跨った複数教科の内容を含む専攻を置く場合の教員数について、新たな組織体制に必要な教員基準を定めるもの
	大学設置基準等 改正	(平26.11.14文科令34) ：国際連携教育課程制度の創設 大学設置基準等に、国際連携学科・専攻に関する特例規定を追加 「13 国際連携教育課程制度」参照 大学設置基準 (第50条等) 大学院設置基準 (第35条等) 専門職大学院設置基準 (第35条等) 短期大学設置基準 (第43条等) なお、平成26年文部科学省告示第163号～第170号(いずれも平26.11.14)参照 我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して編成する教育課程(「国際連携教育課程」)や、当該教育課程を編成する学科等の新設に際しての専任教員数等について特例を設ける

		国際連携教育課程を編成した場合、当該課程を履修する学生は両大学に所属（2重学籍）し、両大学が連名で1枚の学位記を出せる 〔我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるジョイント・ディグリー〕
平成27年	大学設置基準等 改正	(平27.3.30 文科令13 平27.4.1施行) ： 幼保連携型認定こども園の追加 i 大学の教員養成学部・学科に置くものとする附属施設として附属幼保連携型認定こども園を追加 等 〔大学設置基準 第39条第1項の表・別表第三イの表 短期大学設置基準 別表第二イの表、 高等専門学校設置基準 第24条第5項〕 ii 教職大学院の目的として、幼保連携型認定こども園の教員養成教育を行うことを追加 (専門職大学院設置基準 第26条第1項)
平成28年	専門職大学院設置基準 改正	(平28.3.22文科令4 平28.4.1施行) ： 義務教育学校の追加 教職大学院の目的として、義務教育学校の教員の養成のための教育を行うことを追加 (専門職大学院設置基準 第26条第1項)
	国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令	(平28.2.3 文科令2) 特区内の平成29年度に開設する医学部を置く大学における医学部の専任教員数及び医学部に係る校舎及び附属病院の面積の算定について、当該医学部の収容定員が720人を超え840人までの場合の算定方法を規定
	大学設置基準等 改正	(平28.3.31文科令18 平29.4.1施行) ： スタッフ・ディベロップメント(SD)の義務化 大学は、その教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員（事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む）を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第25条の3に規定するファカルティ・ディベロップメントを除く）を設けるほか、必要な取り組みを行うものとする 大学設置基準（第42条の3）を追加 大学院、短期大学及び高等専門学校についても各設置基準に規定 を追加 (大学院基準 第43条、短大基準 第35条の3、高専基準 第10条の2)
	大学設置基準 改正	(平28.12.27 文科令35 平29.4.2施行) ： 附属病院の大学からの「別法人化」の可能化 医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限り、医療法（昭和23年法律第205号）第70条第1項に規定する参加法人が開設する病院を附属病院に含むこと 大学設置基準 第39条 第1項の表 文部科学省告示（平28.12.27 文科告179 平29.4.2施行）
平成29年	大学設置基準等 改正	(平29.3.31 文科令17 平29.4.1施行) ： 教職協同 国際連携教育課程 i 大学事務組織等関係： ① 事務を「処理する」を「遂行する」に改正 (大学基準 第41条、大学院基準 第42条、短大基準 第34条) ② 「教員と事務職員等の連携及び協働」に関する規定を追加 〔大学基準 第2条の3、 大学院基準 第1条の4 短大基準第2条の3、 高専基準第3条の3〕 ii 国際連携教育課程関係： JDにおいては入学前の既修得単位の認定は認めないとする規定について、「国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない」とするただし書を追加し例外を設ける 〔大学基準 第54条3項 大学院基準 第39条第3項 専門職大学院基準 第39条 第2項・第4項 短大基準 第47条 第4項〕

	専門職大学設置基準 制定	(平29.9.8文科令33 平31.4.1施行)
	専門職短期大学設置基準 制定	(平29.9.8文科令34 平31.4.1施行)
	専門職大学院設置基準 改正	(平29.9.8文科令35 平31.4.1施行) ：産業界等との連携 業界等との連携による教育課程の編成方針 (第6条) 教育課程連携協議会の設置 (第6条の2)
平成30年	大学設置基準等 改正	(平30.1.26文科令1 平31.4.1施行) ： 専門職学科 の制度化、短期大学の機能強化 専門職大学・専門職短期大学の趣旨を既存の大学・短大の中にも活かし、既存の大学・短大の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、新たに専門職学科の制度を創設する 加えて、短大の機能強化のための規定を整備する i 大学設置基準：専門職学科に関する特例 (第42条の4～第42条の13) その他規定の整備 〔大学・専門職大学間の単位互換等を可能にする 第28条第1項・第2項及び第30条の改正を含む〕 なお、専門職学科について、 ① 入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定の制度化 (第42条の11第1項) ② 小規模学科のための基準の整備 (専任教員数＝別表第1、校舎の面積＝別表第3、等) ii 短期大学設置基準：専門職学科に関する特例 (第35条の4～第35条の12) その他規定の整備 なお、短大全般について、 ① 学生が入学前に専門職短期大学で修得した単位の認定を可能にする (第16条第1項) ② 入学前の実務経験を通じて修得した職業に必要な能力についての単位認定の制度化 (第16条第3項) ③ 小規模学科のための基準の整備 (専任教員数＝別表第1イの表 備考第4号、校舎の面積＝別表第2イの表及びロの表) (参考)大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について (平30.1.26付 29文科高930 高等教育局長通知) 「専門職学科を設ける大学等においては、専門職学部又は専門職学科の名称中に『専門職学部』又は『専門職学科』の文字を用いることを基本とすること」 「学位を授与する際には『学士(〇〇専門職)』、『短期大学士(〇〇専門職)』のように、付記する専攻分野名に『専門職』の文字を付すもの」とし、「学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本とすること」 なお、大学設置基準等の規定に基づく告示として、平成30年 文部科学省告示 第4号～第7号 (平30.1.26) 参照
	専門職大学院設置基準 改正	(平30.3.30文科令11 平30.4.1施行) ：専任教員に係る要件の緩和等 専門職大学院の専任教員は、教育上支障を生じない場合は、学部の専任教員又は修士課程・博士課程を担当する教員が兼務することを可能とする (修士課程、博士前期課程又は他の専門職学位課程の教員については、専門職学位課程を新設してから5年を経過するまでの間に限る 第5条) 「6 大学院の整備」参照 (参考) 専門職大学院に関し必要な事項について定める件 (平15.3.31 文科告53)の改正(平30.3.30 文科告66) * 専門職学位課程と学部又は修士課程、博士前期課程若しくは他の専門職学位課程の専任教員を兼ねることができる者の数は、大学院設置基準第9条第1項の規定により修士課程におくものとする専任教員の数までとする (第1条第2項) * みなし教員の1年間の授業科目の担当単位数 ：「6単位以上」を「4単位以上」に改める (第2条) 法科大学院の入学選抜：入学者のうち法学未修者等を3割以上とする努力義務規定(旧第3条)を削る 等

	大学設置基準等 改正 大学院設置基準 改正	(平30.6.29文科令22) ： 工学教育システム改革 大学設置基準に「第11章 工学に関する学部教育課程等に関する特例」 (第49条の2～第49条の4) 大学院設置基準に「第11章 工学を専攻する研究科教育課程に関する特例」 (第34条の2～第34条の3) を追加する等の改正 i 学科・専攻の縦割りの見直し：工学部に「課程」、工学系の大学院に「研究科以外の基本組織」を設けた場合の教員基準を、学科・専攻等の単位ではなく、学部単位・研究科以外の基本組織単位で定める 学生の収容定員についても、課程等を単位としつつ、学部全体・研究科以外の基本組織全体で管理できることを明確化する (通知等により措置) ii 工学分野における学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する場合の教員配置： ＊ 工学以外の専攻分野の授業科目の開設 (努力義務) → 担当教員には学内の他の専攻分野の学部・研究科の専任教員を充てることも可 ＊ 企業等との連携による授業科目の開設 (努力義務) → 企業からの実務家教員 (専門分野における概ね5年以上の実務の経験、かつ、高度の実務の能力を有する者)を専任教員として置くが、所謂「みなし専任教員」(学部にあつては1年に6単位以上、大学院にあつては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の組織の運営について責任を負う者)で足りる
令和元年	大学設置基準等 改正	(令元.8.13 文科令11) 実務家教員の参画、「特別の課程履修生」に対する単位授与、学部等(研究科等) 連係課程実施基本組織に関する特例、等 i 実務家教員の教育課程の編成への参画 (大学設置基準 第10条の2を追加) ii 特別の課程履修生 (当該大学の学生以外の者)に対する単位授与 大学基準 第31条、短大基準第 第17条、専門職大学基準 第28条、 専門職短大基準 第25条の各 第2項 なお、大学院・専門職大学院は、大学等と同様、学校教育法第105条に規定する特別の課程を開設し、履修証明書を交付することはできるが (学校教育法施行規則第164条第1項)、単位を授与することはできない 同 施行規則同条 第5項、 大学院設置基準 第15条 (大学設置基準第31条第2項は準用しない) 専門職大学院設置基準 第42条 第1項 iii 大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることができる学修を定める件 (平3.6.5 文告68)、 短期大学設置基準第15条第1項の規定により、 短期大学が単位を与えることができる学修を定める件 (平3.6.5文告69)に、 特別の課程を追加 (それぞれ 第1号、第3号及び第4号) … 他大学が編成する特別の課程における学修を評価し自大学の学生に単位を与える iv 学部等連係課程実施基本組織 (大学基準 第42条の3の2を追加)、 学科連係課程実施学科 (短大基準第3条の2を追加) ただし、<u>医学・歯学・薬学 (臨床系)・獣医学を履修する課程を主として実施するものは設置できない</u> (改正省令 附則 第2条) v 研究科等連係課程実施基本組織 (大学院基準第30条の2を追加、第9条第1項) ただし、専門職大学院については、研究科等連係課程実施基本組織の特例の適用の対象から除く(改正省令附則第3条)。
	大学院設置基準 改正	(令元.8.30文科令13) ：「プレFD」の設定等、「ファシナル・プーラ」 明示の努力義務化 i 学識を享受するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供の努力義務化 (第42条の2・新規) ii 経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示の努力義務化 (第42条の3・新規)

	大学設置基準 改正	(令元.10.2文科令17) ：期間を付した医学部の収容定員増（721人～840人）の期間の2年間延長 平成22年度以降に平成36年度までの期間を付して医学部の収容定員を720人を超えて840人まで増加する大学における専任教員数の基準(収容定員780人までの場合は150人、840人までの場合は160人)の適用期間を延長 (附則 第7項の改正)「平成36年度」を「令和8年度」に改正し2年間延長 ⇒令3.2.26文科令9により、附則第7項を附則第4項に改める
	専門職大学院設置基準等改正	(令元.10.31 文科令22・23・24・25 同文科告98・99) ：法科大学院関係 i 入学者選抜(第20条)の改正、教育課程の編成・授業科目・授業を行う学生数・授業の方法・学修の成果に係る評価と修了・情報の公表 (第20条の2～第20条の7)の追加、等 = 令元文科令22 (令2.4.1 施行) ii 授業科目(第20条の3)・課程の修了要件(第23条)・法学既修者 (第25条)の改正 = 令元文科 令23 (令3.4.1 施行) iii 入学前既修得単位と既修者認定の認定上限をそれぞれ30単位から46単位に引き上げ、合わせて46単位を上限とする改正 (第22条・第25条)、情報の公表(第20条の7)の改正、履修科目の登録の上限(第20条の8)の追加 = 令元文科 令24 (令4.4.1 施行)
令和2年	大学院設置基準 改正	(令2.6.30文科令24) ：単位互換等の弾力化 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮 i ① 他大学院の単位互換の上限数と ② 入学前の既修得単位（当該大学院以外で修得したもの 科目等履修生制度を含む）の認定 の上限数をそれぞれ10単位から15単位に引き上げるとともに、修得したものとみなすことができる単位の上限数を、①②を合わせて20単位までとする (第15条 従前は、①及び②それぞれ10単位まで、合計20単位まで) ii 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮 ：大学院は、入学前に当該大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る）を当該大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（後期を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる（§18） ※ 修士課程については、少なくとも1年以上在学するものとする。 ※ 修士課程を修了した者の博士課程における在学期間 第17条第1項及び第2項により、修士課程修了後、5年一貫博士課程に入学して、修士課程での在学期間を博士課程での在学期間に含める場合）、及び博士後期課程については、適用しない ※ 学部及び専門職大学院においては既に措置されている。 ⇒ i、iiにつき、「10 単位互換・大学への編入学・修業年限の通算等」のⅠ及びⅢ参照
令和3年	大学院設置基準 改正	(令3.2.26文科令9) ：連携開設科目 ⇒ 「14 連携開設科目制度」参照 大学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、一の大学が、複数大学設置法人又は大学等連携推進法人が設置する 他大学（他の大学、専門職大学又は短期大学）が開設する授業科目を連携開設科目として当該一の大学が自ら開設したものとみなすことができる（卒業要件単位数のうち、他の大学が主幹大学となり連携開設した授業科目による単位数の上限は、学士課程の場合30単位） 共同教育課程の場合は、共同教育課程に係る授業科目によりそれぞれの大学において修得すべき最低修得単位数を引き下げる（「教学上の特例」＝一般の学士課程の場合、31単位を20単位に引下げ。連携開設科目の履修により修得した単位数は含めない） 大学設置基準第19条の2、第27条の3、第32条第6項、第45条第3項・第4項 専門職大学、短期大学（専門職短期大学を含む）、大学院（専門職大学院を含む）に係る各設置基準についても同様の改正 大学等連携推進法人や複数大学設置法人が設置する大学のうち教職課程を設置する大学は、連携開設科目の8割を上限に自ら開設した授業科目とみなすことができる 〔教育職員免許法施行規則第22条第3項 令3.5.7文科令25による免許法施行規則の改正〕

	大学設置基準等 改正	(令3.9.1文科令42) ： 期間を付した医学部の収容定員増（720人を超えて～840人まで増加する大学）の期間を1年間延長 （附則 第4項 令和8年度までを「令和9年度」まで（＝令和4年度入学定員まで）に改正）
令和4年	大学設置基準等 改正 関係告示 改正	(令4.3.17文科令3 文科告33 一部を除き令4.8.1施行) ： ジョイント・ディグリー制度の要件緩和等 ⇒「13 国際連携教育制度」参照 ① 国際連携教育課程を行う学科等の設置認可要件の緩和、収容定員 制限の撤廃 ② 国際連携教育課程への参画大学数の拡充（最低修得単位数の引下げ）、その他
	大学院設置基準等 改正	(令4.3.22文科令6) ： 大学院の履修証明プログラム全体に対する単位授与の可能性 ① 履修証明プログラムを各大学院での学位取得に活用できるよう、大学院（専門職 大学院 [法科大学院・教職大学院を含む]を含む）が 実施する履修証明プログラム（学校教育法第102条第1項の規定により 大学院に入学することができる者を履修資格とするものに限る）に おける学修について、当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合、単位授与を可能とする 大学院設置基準 第15条 = 大学設置基準 第31条 第2項を準用 専門職大学院設置基準 第42条 所要事項の公表 （学校教育法施行規則 第164条 第5項） ② 大学院が、学修が大学院教育に相当する水準を有し、かつ、教育上有益と認めるときに限り、履修証明プログラムにより修得した単位を正規課程の単位として認定可能とする （上限は、一般の大学院の場合、下記 i、ii それぞれ15単位まで、合せて20単位まで） i A 大学院に在学中に、学生が他大学院の履修証明プログラムにより修得した単位等を、A大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる 大学院基準 第15条=大学基準 第29条を準用 専門職大学院基準 第13条の2、第21条の2、第27条の2 ii 学生が他大学院の履修証明プログラムにより入学前に修得した単位をA大学院に入学した後のA大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる 大学院基準 第15条=大学基準 第30条を準用 専門職大学院基準 第14条、第22条、第28条
	大学設置基準等 改正	(令4.8.3文科令26) ： 期間を付した医学部の収容定員増（720人を超えて～840人まで増加する大学）の期間を1年間延長 （附則第4項 令和9年度までを「令和10年度」まで（＝令和5年度入学定員まで）に改正）
	大学設置基準等 改正	(令4.9.30文科令34 令4.10.1施行)

目的 : 学修者本位の観点から、質保証システム全体として最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、時代に応じて柔軟性のある仕組みとするため、最低基準性を担保したうえで、大学が創意工夫に基づく多様で先導性・先進性のある教育研究活動が行えるよう、大学設置基準等の改正を行う	
主な改正内容	
一 総則等理念規定の明確化	大学教育は3つのポリシー(「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学受入れの方針」)に基づいて行われるものであることや内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理念上明確にするため、次に掲げる改正を実施する (1) 入学選抜(第2条の2)及び教育課程の編成(第19条第1項)について、学校教育法施行規則に定める3ポリシーに基づき行うものとするを明確化するように改める (2) 総則の理念(第1条第3項)について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、不断の見直しを行う旨明確化を行うように改める
二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理	教員組織(第7条)、事務組織等(第41条、第42条、第42条の2)と分かれている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働(第2条の3)の規定を整理し、第三章へ一体的に規定することにより、教員と事務職員等が一体となって教育研究等の運営に携わることを明確化する観点から、次に掲げる改正を行う (1) 「教員組織」(第7条第1項)について、事務職員等も参画し教育研究活動を行うことを明確化する観点から、「教育研究実施組織」に改め、大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする旨の規定を置く (2) 教育研究実施組織において、教員と事務職員等の連携・協働(第2条の3)の規定の趣旨を取り込みつつ、教員の役割分担と連携のみを規定している現行の教員組織に係る規定(第7条第2項)を改め、大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする旨の規定を置く (3) 事務組織に並ぶ形で規定されていた厚生補導を行う組織(第42条)について、組織規定の一体的整理及び厚生補導の役割を明確化する観点から、大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨の規定を置く (4) 事務組織(第41条)について、組織規定の一体的整理及び今日の事務組織が果たす役割を明確化する観点から、大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする旨の規定を置く
三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定	「一の大学に限り、専任教員となる」旨の現行の専任教員に係る規定(第10条、第12条、第13条等)について、クロスアポイントメント等の働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点及び質保証の観点を踏まえ、これらを改め、新たに「基幹教員」として教育課程の編成その他の学部運営について責任を担うことなど定義を明確化したうえで、最低必要教員数(第13条、別表第1、別表第2)の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、授業科目の担当(第10条)について、主要授業科目は基幹教員に担当させるものとするなど、次に掲げる改正を実施する また、授業科目の担当(第10条)に関し、TA(ティーチング・アシスタント)やSA(スチューデント・アシスタント)などの指導補助者についても条文上明示的に規定するとともに、現在、分かれて規定されている教職員の研修等に係る規定(第25条の3(FD)、第42条の3(SD))を一体的に規定する (1) 現行の専任教員規定(第12条)に代えて、授業科目の担当(第10条)について、大学は、 ・ 教育上主要と認める授業科目(主要授業科目)については、原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。))であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。))又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもの)に、 ・ 主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に、 それぞれ担当させるものと改める (2) 質保証の観点から、最低必要教員数(第13条、別表第1、別表第2)の算定に当たっては、 ・ 4分の3以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする、 ・ 一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部(他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。)において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができることとする。収容定員が別表に定める数に満たない場合に兼任の教員に代えられる教員数(現行制度は2割の範囲内)と併せて4分の1の範囲内とする、 ・ 別表第2に定める基幹教員数には、別表第1の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする旨を定める(別表第1、別表第2の備考) また、関連して、専門職学科における実務の経験等を有する専任教員(第42条の6)について、「基幹教員」と改めるとともに、いわゆる「みなし専任教員(注)」(同条第3項)については、質保証の観点から、上記の複数の学部において8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員等と併せて4分の1の範囲内とする (注)現行規定(第42条の6)では、必要専任教員数のおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとされている

	(3) 授業科目の担当(第10条)に関し、TA(ティーチング・アシスタント)やSA(スチューデント・アシスタント)などについても条文中明示的に規定する観点から、大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員又は当該大学の学生その他大学が定める者(指導補助者)に補助させることができるとともに、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる旨の規定を置く (4) 教職員の研修等に係る規定(第25条の3(FD)、第42条の3(SD))をまとめて規定する (5) 質保証の観点から、大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行う旨の規定を置く
四 単位数の算定方法	単位の計算方法(第21条第2項)について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とする現行の規定を踏襲したうえで、授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間の範囲で大学が定めることとするため、次に掲げる改正を実施する (1) 単位の計算方法について、「講義及び演習」と「実験、実習及び実技」に分けて定めている現行の規定を改め、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算する旨の規定を置く
五 校地、校舎等の施設及び設備	施設設備については、客観性の確保や先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)の観点から、次に掲げる改正を実施する (1) 校地(第34条)について、学生の休息のみを例示している現行の規定を改め、教員と学生、学生同士の交流の場としての校地(空地)の役割についても明確化する (2) 運動場(第35条)や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他厚生補導施設(第36条第5項)について、個々に「原則として」又は「なるべく」備えたと書き分けている現行の規定を改め、必要に応じ設ける施設として一般化し、大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする旨の規定を置く (3) 校舎等施設(第36条)については、校舎に備える個々の室の名称を号に分け、会議室、学生自習室、学生控室などを含め詳細に掲げている現行の規定を改め、教育研究上の機能として必要となる教室(第36条第3項)、研究室(第36条第2項)等は引き続き列記しつつ、必要な施設を備えた校舎を有することとして一般化し、大学は、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨の規定を置く。また、研究室(同条第2項)は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする規定へと改める (4) 図書及び図書館(第38条)については、電子化、IT化の進展や今日の図書館の役割を踏まえた規定に見直す観点から、閲覧室、整理室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定(第38条第4項、第5項)については削除するとともに、教育研究を促進するため、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生並びに教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館の機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨の規定を置く
六 教育課程等に係る特例制度	教育課程等に関する事項について、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、特例対象規定(第19条第1項(自ら開設の原則)、第22条(一年間の授業期間)、第28条、第29条第2項及び第30条第3項(単位互換等の60単位上限)、第32条第5項(遠隔授業の60単位上限)若しくは第6項(連携開設科目に係る30単位上限)、第37条(校地面積基準)、第37条の2(校舎面積基準)、第41条第3項(学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等。基幹教員数に係る部分を除く。)、第42条の8(専門職学科に係る入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定)、第45条第1項から第3項まで(共同学科に係る卒業要件の単位上限)、第47条(共同学科に係る校地面積基準)、第48条(共同学科に係る校舎面積基準)、第52条第2項(国際連携学科に係る共同開設科目の単位認定上限)、第54条第1項若しくは第2項(国際連携学科に係る卒業要件の単位上限)、第56条の6(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地面積基準)又は第56条の7第2項若しくは第3項(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎面積基準))の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設する また、文部科学大臣の認定を受けた大学(教育課程等特例認定大学)は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨の規定を置く ※特例の認定に係る認定の基準、認定の申請、認定の手続等、公示、申請計画書の内容変更、実施状況報告書等、報告の徴収等、措置の要求、認定の取消し、認定期間に係る特例については、告示等において別に定めるものとする。⇒ 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程(令4.9.30文科告131)

七 大学設置基準のその他の改正事項	(1) 1年間の授業期間(第22条)について、定期試験等の方法も多様化していることや1年間の授業期間に試験が含まれることは明らかであり、「定期試験等の期間を含め」を削除し、1年間の授業期間は35週にわたることを原則とする (2) 各授業科目の授業期間(第23条)について、現行の3学期制、2学期(セメスター)制に加え、4学期(クォーター)制も加えて例示し、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする (3) 単位の授与(第27条)について、「試験の上単位を与える」との現行の規定を改め、現行認められている多様な学修評価方法により単位を与えることを明確化するため、大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする (4) 卒業要件に定める在籍年数(第32条第1項、第2項、第3項、第4項)について、修業年限は法律により規定されており、「おおむね4年」の期間を指すものであって厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化するように在籍年数の規定を削除し、併せて大学が定める要件を満たす旨の規定を置く (5) 専門職学科における授業を行う学生数(第42条の10)について、同時に授業を行う学生数は40人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合であることを明確化するように改める
八 大学通信教育設置基準の改正	印刷教材等による授業に関し、物理的方法のみならず、クラウドを含むインターネット等による教材提供が可能である旨を明確化するとともに、放送授業に関し、オンデマンドでの映像教材配信などのインターネット等を通じた映像、音声等の提供が含まれることを明確化するように改正を実施する
九 本省令の附則	本省令の附則として、以下の趣旨の規定を置く予定 ・基幹教員に関する各規定、校舎(第36条第1項)及び研究室(第36条第3項)には経過措置を設けること ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること ・単位制度(第21条第2項)については、他の省令整備もあることから、公布から施行まで一定の期間を空けること
※ その他、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う ただし、<u>大学院設置基準、専門職大学院設置基準においては、六の教育課程等に係る特例制度について</u>、特例対象規定には大学院や専門職大学院では基準が設けられていないものも多く含まれていることや、その他の特例対象規定の多くは自大学以外での単位認定の扱いを更に弾力化するものであるが、大学院の修了要件が学部の卒業要件と比べると4分の1未満であり、大学院等の現行基準において認められている単位認定の弾力的な取扱状況に鑑み、今回の改正は見送ることとする。 また、<u>三の基幹教員の取扱い</u>については大学院部会において引き続き検討を行う	

○ 基幹教員について(令和4年9月7日中教審 大学分科会資料を基に作成)

・見直しの考え方: クロスアポイントメント等の働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点及び質保証の観点を踏まえ、現行の専任教員制度を見直し

【現行制度(専任教員)】 一の大学に限り、専任教員となる。

※専ら当該大学の教育研究に従事

※ 過去の設置認可審査においては、教員の専任性を確認する際の運用上の考え方として、以下に該当する場合は更なる情報や説明を要求して、個々に確認・審査が行われていた。

- ・年間担当単位数8単位未満かつ月額報酬20万円未満
- ・大学以外の業務の従事日数が週3日以上
- ・月額報酬10万円未満
- ・大学以外の業務に従事する者が、当該大学における専任教員全体の半数程度以上を占めているもの

【見直し後(基幹教員)】 以下①、②を満たす教員を「基幹教員」として定義し、明確化を図る

① 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う※教員

※ 例えば、教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について意思決定に係る会議に参画する者等を想定

かつ

② (A)当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員(専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。*)

※ 一の大学でフルタイム雇用されている者等(月額報酬20万円以上)を想定

又は

(B)当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員

・基幹教員に伴う変更

	現行規定（専任教員）		新規定（基幹教員※）
			※ 基幹教員は、教育課程の編成その他の 学部 ¹ の運営について責任を担うことが前提
専ら当該大学 に従事	専任教員	主要授業科目を担当 （又は8単位以上）	基幹教員（①及び②(A)）又は （①及び②(B)）
		上記以外	×（注1）
上記以外	専任教員 （教育研究上特に必要があり、かつ、教育研究 の遂行に支障がないと認められる場合）	8単位以上	基幹教員（①及び②(B)）（注2）
		上記以外	×
	×	8単位以上	基幹教員（①及び②(B)）（注2）
		上記以外	×

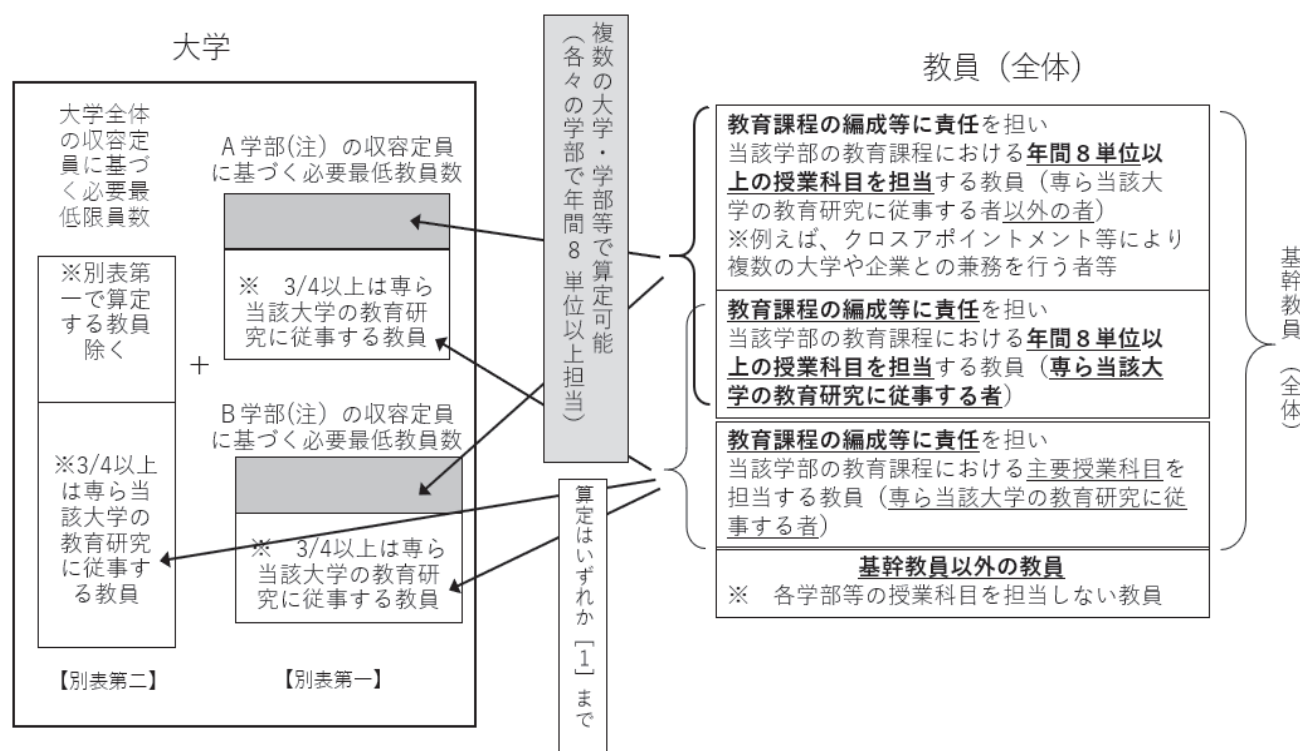
注1：現行(改正前)規定においても、授業を担当しない専任教員は、必要教員数の算定から除かれている。

注2：「他大学や他学部の授業も担当する基幹教員」及び「専ら当該大学に従事する教員以外の基幹教員」は、
合計して必要基幹教員数の4分の1まで。

※ 2学科以上ある学部の場合は、学科ごとに判断。

○ 必要最低教員数の算定について

令和4年9月7日中教審 大学分科会資料を基に作成)



注:学部以外の基本組織(教教分離型の場合は教育組織)を含む

令和5年	専門職大学院設置基準 改正	(令5.6.15 文科令25) ：教職大学院における在学年限の短縮 教職大学院においては、単位修得時における大学院の入学資格の有無に関わらず、教職大学院入学前に大学院において修得した単位数等を勘案して在学年限を短縮することを可能とする 専門職大学院基準第30条
	大学設置基準 改正	(令5.6.15 文科令24 令5.10.1施行) ：教員養成学部における実務家教員の配置 教員養成学部に係る、必要最低教員数には、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする旨を定め(別表第1の備考)、必要な実務家教員の割合等は、告示において 別に定める 令和8年度以降の設置認可申請や届出に適用 *告示(令5.6.15 文科告49 令5.10.1施行)骨子 ・学部の種類及び規模に応じた必要最低教員数のおおむね2割以上は実務家教員とする ・実務家教員は、小学校等の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成する
	大学設置基準等 改正 専門職大学院に関し必要な事項について定める件	(令5.7.31 文科令26) (令5.7.31 文科告67) ：特定国際連携学科及び特定国際連携専攻に関する特例 国際連携教育課程のうち、特定国際連携学科及び特定国際連携専攻(※)については、必置とされている1名の基幹教員(専任教員)の兼任を認めるとともに、専用の施設及び設備の整備を伴わない国際連携学科及び国際連携専攻の設置を認める (※) 特定国際連携学科及び特定国際連携専攻とは、その収容定員が当該 学科・専攻を置く学部・研究科の収容定員の内数として 定められ、かつ、当該学科・専攻において授与する学位の種類及び分野と当該学部・研究科に置かれる他の学科・専攻において授与する学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科・国際連携専攻をいう
	大学設置基準等 改正	(令5.9.1 文科令29) ：期間を付した医学部の収容定員増(720人を超えて～840人まで増加する大学)の期間を1年間延長 (附則第4項 令和10年度までを「令和11年度」まで(＝令和6年度入学生定員まで)に改正)
令和6年	大学設置基準 改正 学設置基準 第三十九条 第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める告示 改正	(令6.3.29 文科令7) (令6.3.29 文科告44) 健康保険法等の改正(令和5年法律第31号)により、地域医療連携推進法人に、一定の要件の下、個人立の病院等や介護事業所等の参加が可能となる仕組みが導入されたことを踏まえ、大学の附属病院とするには、医療法第七十条第一項第一号に掲げる法人が開設する病院に限る旨、大学設置基準及び関連する告示を改正 令6.4.1施行

5 国立大学の変遷（新制国立大学発足後）

新制国立大学発足(S24～S27)		国立大学の整備(S35～S47)		新構想大学の設置等(S48～H9)		国立大学の統合(H14.10～H15.10)		国立大学の法人化(H16.4)	統合等（法人化後～）	
北海道大学	S24.5	北海道教育大学に改称	S41.4					北海道大学		
北海道学芸大学	S24.5							北海道教育大学		
室蘭工業大学	S24.5							室蘭工業大学		
小樽商科大学	S24.5							小樽商科大学		
帯広畜産大学	S24.5			旭川医科大学（※5）	S48.9			帯広畜産大学		
				旭川医科大学				旭川医科大学		
		北見工業短期大学⇒	S35.4					北見工業大学		
		4年制化→北見工業大学	S41.4					北見工業大学		
弘前大学	S24.5							弘前大学		
岩手大学	S24.5							岩手大学		
東北大学	S24.5							東北大学		
		宮城教育大学（※1）	S40.4					宮城教育大学		
秋田大学	S24.5							秋田大学		
山形大学	S24.5							山形大学		
福島大学	S24.5							福島大学		
茨城大学	S24.5							茨城大学		
		図書館短期大学	S39.	4年制化→図書館情報大学	S54.10	統合→筑波大学		筑波大学		
				筑波大学（※4）	S48.10	統合→筑波大学	H14.10	筑波大学		
				筑波技術短期大学（※8）	S62.10			筑波技術短期大学	4年制化→筑波技術大学	H17.10
宇都宮大学	S24.5							宇都宮大学		
群馬大学	S24.5							群馬大学		
埼玉大学	S24.5							埼玉大学		
千葉大学	S24.5							千葉大学		
東京大学	S24.5							東京大学		
東京医科歯科大学	S26.4							東京医科歯科大学		
東京外国語大学	S24.5							東京外国語大学		
東京学芸大学	S24.5							東京学芸大学		
東京農工大学	S24.5							東京農工大学		
東京藝術大学	S24.5							東京藝術大学		
東京教育大学	S24.5			廃止(S48.10)				東京教育大学		
東京工業大学	S24.5							東京工業大学		
東京水産大学	S24.5					統合→東京海洋大学	H15.10	東京海洋大学	→東京科学大学	R6.10
東京商船大学	S24.11					統合→東京海洋大学		東京海洋大学		
お茶の水女子大学	S24.5							お茶の水女子大学		
電気通信大学	S24.5							電気通信大学		
一橋大学	S24.5							一橋大学		
横浜国立大学	S24.5							横浜国立大学		
新潟大学	S24.5							新潟大学		
				長岡技術科学大学（※7）	S51.10			長岡技術科学大学		
				上越教育大学（※6）	S53.10			上越教育大学		
富山大学	S24.5							富山大学	統合→富山大学	H17.10
				富山医科薬科大学（※5）	S50.10			富山医科薬科大学	統合→富山大学	H17.10
				高岡短期大学（※8）	S58.10			高岡短期大学	統合→富山大学	H17.10
金沢大学	S24.5							金沢大学		
福井大学	S24.5					統合→福井大学	H15.10	福井大学		
				福井医科大学（※5）	S53.10	統合→福井大学		福井大学		
山梨大学	S24.5					統合→山梨大学	H14.10	山梨大学		
				山梨医科大学（※5）	S53.10	統合→山梨大学		山梨大学		
信州大学	S24.5							信州大学		
岐阜大学	S24.5							岐阜大学		
静岡大学	S24.5							静岡大学		
				浜松医科大学（※5）	S49.6			浜松医科大学		
名古屋大学	S24.5							名古屋大学		
愛知学芸大学	S24.5	愛知教育大学に改称	S41.4					愛知教育大学		
名古屋工業大学	S24.5							名古屋工業大学		
				豊橋技術科学大学（※7）	S51.10			豊橋技術科学大学		
三重大学	S24.5							三重大学		
滋賀大学	S24.5							滋賀大学		
				滋賀医科大学（※5）	S49.10			滋賀医科大学		
京都大学	S24.5							京都大学		
京都学芸大学	S24.5	京都教育大学に改称	S41.4					京都教育大学		
京都工芸繊維大学	S24.5							京都工芸繊維大学		
大阪大学	S24.5							大阪大学		
大阪外国語大学	S24.5							大阪外国語大学	解散→大阪大学(承継)	H19.10
大阪学芸大学	S24.5	大阪教育大学に改称	S42.6					大阪教育大学		
				兵庫教育大学（※6）	S53.10			兵庫教育大学		
神戸大学	S24.5					統合→神戸大学	H15.10	神戸大学		
神戸商船大学	S27.5					統合→神戸大学		神戸大学		
奈良学芸大学	S24.5	奈良教育大学に改称	S41.4					奈良教育大学		
奈良女子大学	S24.5							奈良女子大学		
和歌山大学	S24.5							和歌山大学		
鳥取大学	S24.5							鳥取大学		
島根大学	S24.5					統合→島根大学	H15.10	島根大学		
				島根医科大学（※5）	S50.10	統合→島根大学		島根大学		
岡山大学	S24.5							岡山大学		
広島大学	S24.5							広島大学		
山口大学	S24.5							山口大学		
徳島大学	S24.5							徳島大学		
				鳴門教育大学（※6）	S56.10			鳴門教育大学		
香川大学	S24.5					統合→香川大学	H15.10	香川大学		
				香川医科大学（※5）	S53.10	統合→香川大学		香川大学		
愛媛大学	S24.5							愛媛大学		
高知大学	S24.5					統合→高知大学	H15.10	高知大学		
				高知医科大学（※5）	S51.10	統合→高知大学		高知大学		
福岡学芸大学	S24.5	福岡教育大学に改称	S41.4					福岡教育大学		
九州大学	S24.5					統合→九州大学	H15.10	九州大学		
		九州芸術工科大学（※2）	S43.4			統合→九州大学		九州大学		
九州工業大学	S24.5							九州工業大学		
佐賀大学	S24.5					統合→佐賀大学	H15.10	佐賀大学		
				佐賀医科大学（※5）	S51.10	統合→佐賀大学		佐賀大学		
長崎大学	S24.5							長崎大学		
熊本大学	S24.5							熊本大学		
大分大学	S24.5					統合→大分大学	H15.10	大分大学		
				大分医科大学（※5）	S51.10	統合→大分大学		大分大学		
宮崎大学	S24.5					統合→宮崎大学	H15.10	宮崎大学		
				宮崎医科大学（※5）	S49.6	統合→宮崎大学		宮崎大学		
鹿児島大学	S24.5							鹿児島大学		
				鹿児島医科大学（※9）	S56.10			鹿児島大学		
		琉球大学（※3）	S47.5					琉球大学		
				政策研究大学院大学（※10）	H9.10			政策研究大学院大学		
				総合研究大学院大学（※10）	S63.10			総合研究大学院大学		
				北陸先端科学技術大学院大学（※10）	H2.10			北陸先端科学技術大学院大学		
				奈良先端科学技術大学院大学（※10）	H3.10			奈良先端科学技術大学院大学		
		大学+4 短大+2▲1		大学+24▲1 短大+2▲1		大学▲1 2			大学+1▲3 短大▲2	
72大学		76大学+1短大		99大学+2短大	80	87大学+2短大		87大学+2短大(89法人)	85大学(81法人)【R6.10.1】	

○ 新制国立大学設置 1 1 原則（昭23.6.22 文部省）（S24～S27）

- （一）国立大学は、特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き、同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし、一府県一大学の実現を図る。
- （二）国立大学における学部又は分校は、他の府県にまたがらないものとする。
- （三）各都道府県には必ず教養および教職に関する学部もしくは部を置く。
- （四）国立大学の組織・施設等は、さしあたり現在の学校の組織・施設を基本として編成し、逐年充実を図る。
- （五）女子教育振興のために、特に国立女子大学を東西二か所に設置する。
- （六）国立大学は、別科のほかに当分教員養成に関して二年または三年の修業をもって義務教育の教員が養成される課程を置くことができる。
- （七）都道府県および市において、公立の学校を国立大学の一部として合併したい希望がある場合には、所要の経費等について、地方当局と協議して定める。
- （八）大学の名称は、原則として、都道府県名を用いるが、その大学および地方の希望によっては、他の名称を用いることができる。
- （九）国立大学の教員は、これを編成する学校が推薦した者の中から大学設置委員会の審査を経て選定する。
- （十）国立大学は、原則として、第一学年から発足する。
- （十一）国立大学への転換の具体的計画については、文部省はできるだけ地方および学校の意見を尊重してこれを定める。
意見が一致しないか、または転換の条件が整わない場合には、学校教育法第九十八条の規定により、当分の間存続することができる。

○ 国立大学の整備（S40～S47）

- ※1 宮城県域の教員養成の必要性から、東北大学の施設・人員の一部を割いて設置（宮城教育大）
- ※2 九州広域の産業界等の要請により設置（九州芸術工科大）
- ※3 琉球列島米政府令により開学していた既設の大学を、本土復帰に伴い移管（琉球大）

○ 新構想大学の設置等（S48～H9）

- ※4 新構想大学の設置（筑波大）
- ※5 新設医科大学の設置（旭川医大、富山医大、福井医大、山梨医大、浜松医大、滋賀医大、島根医大、香川医大、高知医大、佐賀医大、大分医大、宮崎医大）
- ※6 新教育大学の設置（上越教育大、兵庫教育大、鳴門教育大）
- ※7 技術科学大学の設置（長岡技科大、豊橋技科大）
- ※8 独立短期大学の設置（高岡短大、筑波技術短大）
- ※9 社会体育等を中心とする我が国唯一の国立大学として設置（鹿屋体育大）
- ※10 大学院大学の設置（総研大、政研大、北陸先端大、奈良先端大）

○ 一県一医大構想に基づき設立された医科大学・医学部（S48～S54）

山形大学医学部（S48.9）、愛媛大学医学部（S48.9）、筑波大学医学専門学群（S48.10）、浜松医科大学（S49.6）、宮崎医科大学（S49.6）
滋賀医科大学（S49.10）、富山医科薬科大学（S50.10）、島根医科大学（S50.10）、高知医科大学（S51.10）、佐賀医科大学（S51.10）
大分医科大学（S51.10）、福井医科大学（S53.10）、山梨医科大学（S53.10）、香川医科大学（S53.10）、琉球大学医学部（S54.10）

○ 「大学（国立大学）の構造改革の方針」（平13.6.11 文部科学省）（抄）

1. 国立大学の再編・統合を大胆に進める。 → スクラップ・アンド・ビルドで活性化
○各大学や分野ごとの状況を踏まえ再編・統合
・教員養成系など → 規模の縮小・再編（地方移管等も検討）
・単科大（医科大など） → 他大学との統合等（同上）
・県域を超えた大学・学部間の再編・統合 など
○国立大学の数の大幅な削減を目指す
2. 国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。 → 新しい「国立大学法人」に早期移行
3. 大学に第三者評価による競争原理を導入する。 → 国公私「トップ30」を世界最高水準に育成

○ 「一法人複数大学制度」の導入（令和2.4.1）

- ※ 国立大学法人東海国立大学機構の創設
令和2.4.1 国立大学法人名古屋大学から移行
国立大学法人岐阜大学は解散し、機構が権利義務を承継
機構が、岐阜大学と名古屋大学を設置
- ※ 国立大学法人北海道国立大学機構の創設
令和4.4.1 国立大学法人帯広畜産大学から移行
国立大学法人小樽商科大学と国立大学法人北見工業大学は解散し、機構が権利義務を承継
機構が、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学を設置
- ※ 国立大学法人奈良国立大学機構の創設
令和4.4.1 国立大学法人奈良女子大学から移行
国立大学法人奈良教育大学は解散し、機構が権利義務を承継
機構が、奈良教育大学と奈良女子大学を設置

6 大学院の整備

新制大学院の設置経緯	
旧制大学に新制大学院（博士課程）を設置	（昭28 新制大学の学年進行として） 旧7帝大、東京教育大学、東京工業大学、一橋大学、神戸大学、広島大学（12大学） これらの大学には、原則として修士課程のみの研究科は置かないこととされた 旧7帝大以外の大学には、旧制度時代、大学として教育研究していた専門分野に博士課程が設置された
新制大学に医学研究科（博士課程）を設置	（昭30 新制大学の学年進行として） 旧官立医科大学系6大学（千葉、新潟、金沢、岡山、長崎、熊本） 群馬大学、東京医科歯科大学、徳島大学 （→ これ以降、医学研究科を逐次設置）
新制大学に修士課程研究科を設置	（昭38） 横浜国立大学（工）、お茶の水女子大学（家政）、等 （→ これ以降、理工農系を中心に逐次設置）
新制大学に博士課程研究科を設置	（昭60） 横浜国立大学（工）、名古屋工業大学（工） （→ これ以降、工学系については漸進的に設置） 旧6大学のうち、新潟、金沢、岡山の3大学の既設の理学研究科等に博士課程専攻を設置（昭60） ➡ 新潟、金沢、岡山の3大学に自然科学研究科を設置（昭62） ➡ 千葉、長崎、熊本の3大学に自然科学研究科を設置（昭63）

新しいタイプの大学院		
独立専攻	（昭47 初の独立専攻として、東京大学工学系研究科に情報工学専攻を設置）	
独立研究科	（昭50 初の独立研究科として、東京工業大学に総合理工学研究科を設置）	
大学院大学の法定化	（昭51 学校教育法の改正（昭51.5.25法25） 第103条）	
	： 独立大学院	学校教育法 第103条に定める大学に置く大学院 （大学院設置基準 第23条 等） ➡ 総合研究大学院大学 創設 （昭63 国立初の独立大学院大学 大学共同利用機関等が基盤機関） その後、 北陸先端科学技術大学院大学（平2） 創設 奈良先端科学技術大学院大学（平3） 創設 政策研究大学院大学（平9） 創設
連合大学院	（昭60）	
	連合大学院	複数の大学の関連学部を実質的な基礎として、当該修士課程の連携による博士後期課程のみの独立研究科を設置 〔 中心となる一大学を「基幹大学」として連合研究科を設置 基幹大学以外の大学は、連合研究科の教育研究に協力 〕 学位は「基幹大学」名で授与 なお、大学院設置基準 第7条の2・第8条 第4項（旧第3項）は、平成15年に追加（平15.3.31 文科令15） ➡ 東京農工大学連合農学研究科、愛媛大学連合農学研究科が初 これ以降、 農学のほか、獣医学、学校教育学 等の分野についても逐次設置

連携大学院	(平元)	
	連携大学院	大学院教育の実施に当たり、学外における高度な研究水準を持つ 国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して 大学院教育を行う教育研究方法の一つ 大学院設置 基準第13条（研究指導）の制度を組織的に実施するもの ➡ 埼玉大学理工学研究科の専攻の連携大講座が初 （学内からの兼任教員と理化学研究所からの客員教員により構成）
	連携法科大学院について	「法科大学院と法学部等との連携の制度」 （「11 教育方法の多様化・弾力化」）参照
共同教育課程を編成する大学院	(平21.3)	大学院設置基準の改正（平20.11.13 文科令35 平21.3.1施行） 大学院設置基準 第31条～第34条 専門職大学院設置基準 第32条～第34条
	共同教育課程の編成	二以上の大学院が、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する 授業科目を、当該二以上のうち他の大学院の教育課程の一部とみなし て、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（共同教育課程）を 編成するもの 共同専攻 連名の学位（共同学位）を授与 学生はすべての構成大学院に所属（重複在籍）するが、いずれかの 大学院に本籍を置く（事実上の所属大学院を決定） ➡ 国立大学としての最初の例（いずれも後期3年のみの博士課程） 平成24年 東京農工大学・早稲田大学(私立) 共同先進健康科学専攻 愛知教育大学・静岡大学 共同教科開発学専攻
国際連携専攻	(平26.11)	大学院設置基準の改正（平26.11.14 文科令34） 大学院設置基準 第35条～第41条の5 専門職大学院設置基準第35条～第44条 「13 国際連携教育課程」参照
	国際連携専攻	外国大学（大学院）と連携した教育課程（国際連携教育課程）を編成 し、1枚の学位記に連名で学位を授与 〔我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができる ものとして整理〕 国際連携教育課程を編成する専攻（国際連携専攻）を設置し、設置 認可（学位の種類や分野に変更がない場合は届出）の対象とする 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目に ついて単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす 同課程を履修する学生は、両大学に所属（2重在籍） 国内の二以上の大学院が連携する 同国際連携教育課程も 可 ➡ 平成27年（6.15 設置認可が初） 名古屋大学・アデレード大学（豪州）国際連携総合医学専攻 東京医科歯科大学・チリ大学 国際連携医学系専攻 など

【参考】我が国の大学院制度の変遷 (H27.9.15 中教審大学分科会 配布資料を基に作成)		
年	大 学 院 制 度	
明治 19年	帝国大学令	【大学院の目的】「…大学院ハ學術技芸の蘊奥ヲ攷究シ…」
大正 7年	大学令	【大学院の概念】「学部ニハ研究科ヲ置クベシ、數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ…大学院ヲ設クルコトヲ得」
昭和22年	学校教育法の制定	【大学院の概念】従来の研究科の集合体としての大学院という概念に代えて、教育研究組織としての課程制大学院という概念を導入
昭和49年	大学院設置基準の制定 学位規則の改正	従来の大学基準協会による大学院基準に代わるものとして、初めて法令で課程の設置と区分、修士課程・博士課程の目的、修業年限等を制度化 大学院の課程を修了した者に学位を授与することとするよう、課程の修了と学位の関係を明確化
昭和51年	学校教育法の改正	①大学院大学の制度化 ②大学院の入学資格に修士課程修了者を追加 → 博士後期課程のみの独立研究科、独立専攻の設置を想定しそれらに関わる法令を整備
平成 元年	大学院設置基準の改正	【博士課程の目的】「研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」 ⇒ 「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」
平成 3年		答申 「大学院の整備充実について」 「大学院の量的整備について」
平成11年	学校教育法の改正	① 研究科を学部と同等の基本的な組織として法令上明確化 ② 一個の研究科のみを置く大学院の整備を許容
	大学院設置基準の改正	専門大学院の制度化 修士課程の一形態 「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程」
平成13年	学校教育法の改正	大学院への飛び入学について法令上明確化
平成14年	大学院設置基準の改正	長期履修制度の導入
	学校教育法の改正	【大学院の目的】 「 <u>學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与</u> 」 ⇒ 専門職大学院の制度化
平成15年	専門職大学院設置基準の制定	
平成20年	大学院設置基準の改正	教育課程の共同実施制度の創設
平成22年	学校教育法施行規則の改正	教育研究活動等の状況についての情報の公表の義務付け
平成23年	大学院設置基準の改正	博士論文研究基礎力審査 (QE)の導入
平成24年	学位規則の改正	博士論文の要旨、審査結果の要旨、全文の公表をインターネットの利用による公表に
平成26年	大学院設置基準の改正	ジョイント・ディグリーの導入
平成30年	専門職大学院設置基準の改正	専任教員に係る要件を緩和
	大学院設置基準の改正	工学教育システム改革
令和 元年	大学院設置基準の改正	研究科等連係課程実施基本組織（専門職大学院は適用の対象外）

令和 2年	大学院設置基準の改正	単位互換等の弾力化。在学期間の短縮（博士後期課程を除く）
令和 3年	大学院設置基準等の改正	連携開設科目
	大学院設置基準等の改正	大学院の履修証明プログラム全体に対する単位授与等の可能化
令和 4年	大学院設置基準等の改正	ジョイント・ディグリー制度の要件緩和等
令和 5年	専門職大学院設置基準の改正	教職大学院における在学年限の短縮、特定国際連携専攻に関する特例

【参考】大学院の量的整備（H27.9.15 中教審大学分科会 配布資料を基に作成）

年	明19	昭30	昭50	平元	平3	平11
研究科数	—	174	551	809	872	1,194
在学者数(人)	23	10,174	48,464	85,262	98,650	191,125

（専門職大学院は外数）

年	平15	平20	平22	平23	平24	平26	平30
研究科数	1,377	1,594	1,657	1,688	1,715	1,751	1,735
専門職大学院	10	164	173	174	173	166	183
在学者数(人)	230,844	239,653	248,263	250,759	243,219	233,633	237,467
専門職大学院	645	23,033	23,191	21,807	20,070	17,380	16,546

出典：学校基本統計

【参考】専門職学位課程と修士課程の比較

（H29.8.29 中教審 大学分科会専門職大学院WG 配布資料を基に作成 H30.4改訂）

		修士課程	専門職学位課程		
			専門職大学院 (平成15年度～)	法科大学院 (平成16年度～)	教職大学院 (平成20年度～)
目 的		研究者の養成 高度専門職業人の養成	高度専門職業人の養成		
標準修業年限		2年	2年	3年	2年
修了要件		30単位以上 修士論文作成(研究指導)	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は 学校等での実習)
専任教員 ※	必置教員	—	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 + 研究指導補助教員数 (法科大学院のほかに法学分野の専門職学位課程を置く場合、当該課程は7人以上)		
	兼務	学士課程及び一個の専攻に限り、 博士課程(一貫制又は後期)との兼務可能	一個の専攻に限り、 博士課程(一貫制又は後期)との兼務可能 【下記(注)1. 参照】		学士課程・修士課程・博士課程 (前期)の必置教員数の3分の1 まで兼務可能(平成30年度まで) 一個の専攻に限り、博士課程 (一貫制又は後期)との兼務可能 【下記(注)1. 参照】
実務家教員		—	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法		—	・事例研究 ・現地調査 ・双方向・多方向に行われる 討論・質疑応答	①同左 ②少人数教育を基本(法律基本 科目は50人が標準)	①同左 ②学校実習・共通科目：必修
学 位		修士(〇〇)	〇〇修士(専門職)	法務博士(専門職)	教職修士(専門職)
認証評価		—	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価 団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、教育の質保証を図る仕組みを担保		

(注)

1.「兼 務」 …… 自大学の複数の専攻（学科）の専任教員となること

(1) 専門職学位課程については、必置教員数内の兼務（いわゆる「ダブルカウント」）について法令上の規制があるが、平成30.4.1以降、下記 ① ② ③ のとおり、専任教員に係る要件を緩和
〔専門職大学院設置基準の改正（平30.3.30 文科令11）、
「専門職大学院について必要な事項を定める件（平15文科告53）」の改正（平30.3.30 文科告66）〕

- ① 専門職学位課程の必置教員については、一個の専攻に限り、学部専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員がこれを兼ねることができる（設置基準 第5条第2項）
- ② ①のうち、修士課程等（修士課程、博士課程（前期課程）又は他の専門職学位課程）の教員の兼務については、専門職学位課程を設置してから5年間を経過するまでに限る（設置基準 第5条 第2項かつこ書専門職学位課程への移行を目的とした特例措置）
- ③ ①及び②により兼務できる者のうち、学部専任教員又は修士課程等の専任教員を兼ねることができる者の数は、大学院設置基準第9条第1項により修士課程に置くものとする専任教員の数までとする（平15年 文科告・第1条第2項）
博士後期課程の教員を兼ねることができる者の数は、従前どおり、すべての専門職大学院の教員が兼務可能（設置基準 第5条 第3項）

(2) 必置専任教員数を超える部分の専任教員は、専門職学位課程と学士課程・修士課程との兼務は可能（法令上の規制なし）

2.「兼 任」 …… 他大学の教育研究に従事すること

3.「兼 担」 …… 自大学の別の専攻（学科）の教育研究を担当すること
法令上の規制なし

※ 大学設置基準等の改正（令4.9.30 文科令34 10.1施行）により、専任教員概念は基幹教員に改められたが、
大学院については、基幹教員の取扱いは 中教審大学分科会大学院部会において 引き続き検討を行うこととされた

7 大学・大学院入学資格

【法】：学校教育法
【規則】：学校教育法施行規則
【文告(文科告)】：文部省告示（文部科学省告示）

大学 入学資格		
①	高等学校又は中等教育学校を卒業した者 飛び入学する者	【法 § 90-Ⅰ】 【法 § 90-Ⅱ 規則 § 151～§ 154】（平13文科告167）
②	特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者	【法 § 90-Ⅰ】
③	外国において学校教育における12年の課程を修了した者	【規則 § 150-1】 【規則制定当初から】 * 外国の正規の学校教育における12年の課程を修了した者は、年齢に関係なく日本の大学に入学できる 【昭54.8】
③-2	12年未満の課程の修了者は、さらに文部科学大臣指定の準備教育課程又は研修施設の課程等を修了することが必要	(昭56.10.3 文告153・第2号) 【規則 § 150-1】 * 外国において学校教育における中等教育の課程を修了した者で、大学入学のための準備教育を行う課程（東京外国語大学外国語学部附属日本語学校、国際学友会日本語学校など）を修了し、18歳に達した者を指定（昭54.8.24 文告143） * 外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準じる者を指定する件（昭56.10.3 文告153）（昭54 文告143）を廃止 * 大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平11.9.3 文告165）即日施行 * 我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平22.2.24 文科告29） …東京外国語大学留学生日本語教育センター学部留学生準備教育課程など 当初は、（平11.11.15 文告195）平12.4.1施行
④	外国において、学校教育における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者で、18歳に達したものの	(昭56文告153・第1号) 【規則 § 150-1】 【昭56.10】
④-2	12年未満の課程修了相当の学力認定試験の合格者は、さらに文部科学大臣指定の準備教育課程又は研修施設の課程等を修了することが必要	(昭56文告153・第2号) 【規則 § 150-1】 【昭56.10】
⑤	外国において、文部科学大臣が指定した学校教育における11年以上の課程を修了した者	(昭56文告153・第3号) 「課程」についての基準（平28.3.31 文科告75） 対象とする国名及び学校種名を告示で個別指定 【規則 § 150-1】 【平28.4】 【対象国】 ミャンマー（平28 文科告177） ウズベキスタン・スーダン・ベラルーシ・ペルー・ロシア（平31 文科告11） ウクライナ（令4 文科告70）
⑥	我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者	(昭56文告153 第4号 旧第3号) (別表2は平15文科告151で追加) (平20文科告121で全改) 【規則 § 150-1】 【平15.9】
⑥-2	12年未満の課程の修了者は、さらに文部科学大臣指定の準備教育課程又は研修施設の課程等を修了することが必要	(昭56文告153・第5号) (平23文科告61で旧第4号・別表第3を追加) 【規則 § 150-1】 【平23.3】
⑦	文部科学大臣が高等学校と同等と認定した在外教育施設の課程を修了した者	【規則 § 150-2】 【昭53.5】 (* 在外教育施設の指定（昭53.7.7文告142） … 立教英国学院(高等部)) * 在外教育施設として定める件（平3.8.12文告91） … 慶応義塾ニューヨーク学院(高等部) * 在外教育施設の認定等に関する規程（平3.11.14文告114） * 在外教育施設の認定について（平4.3.26文告32） …渋谷幕張シンガポール校(高等部)、スイス公文学園高等部など

⑧	文部科学大臣が指定した専修学校高等課程を修了した者	【規則 § 150-3】 【昭60.9（昭23. 文告47・ 旧第21号）】 * 基準（平17.9.9文科告137） 修業年限が3年以上、 課程の修了に必要な総授業時数又は単位数が2590時間・ 74単位以上
⑨	旧制学校等を修了した者	(昭23.5.31文告47 第1号～第19号)【規則 § 150-4】 * 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある と認められる者の指定（昭23.5.31 文告47） … 第12号 〔 小・中・高等学校の教諭の普通免許状を有する者、教育職員免許 法施行法によりこれらの免許状を有する者とみなされた者 【昭27.1】 〕
⑩	国際バカロレア【昭54】、アビトゥア【平7】、 バカロレア【平8】、GCEALレベル【平28】など 外国の大学入学資格の保有者	(昭23 文告47・第20号～第23号)【規則 § 150-4】
⑪	国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI、NEASC)の認 定を受けた国内又は外国の教育施設の12年の課程を修 了した者	(昭23文告47 第24号) (令4.2.25文科告20によりNEASCを追加) 【規則 § 150-4】 【平15.9】
⑫	高等学校卒業程度認定試験(旧大検を含む)に合格した 者	【規則 § 150-5】 【昭26.6】 * 高等学校卒業程度認定試験規則（平17.1.31文科令1） 同規則附則第2条で大学入学資格検定規程 （昭26.6.22文令13）を廃止
⑬	大学への飛び入学で高等学校卒業程度認定審査に合 格した者	【規則 § 150-5の2】 【令4.4】 * 高等学校卒業程度認定審査規則（令4.4.1 文科令18） 認定基準は高等学校卒業程度認定審査実施要綱 （令4.4.1 文部科学大臣決定） →（「8 飛び入学・早期卒業(修了)」参照）
⑭	法第92条第2項の規定により大学に飛び入学した者が 転学等する場合	【規則 § 150-6】 【平14.4】
⑮	大学において個別の入学資格審査により認めた者で、 18歳に達したもの	【規則 § 150-7】 【平15.9】
(注) ③-2、④-2、⑥、⑥-2、及び⑩、⑪について、平成31年1月に告示が改正され、関係各号に付されていた「18歳に達した 者」という要件が削られた 昭56.10.3文告153は、平31.1.31文科告10、昭23.5.31文告47は同文科告12により改正 また、①の飛び入学に係る平13.11.27文科告167も平31.1.31文科告13により、国際バカロレア資格等を有する者について、 17歳に達した者という年齢要件を定めた規定を削る改正 いずれも公布日から施行		

大学院 入学資格（修士課程・専門職学位課程・博士課程（前期））		
①	大学を卒業した者 早期卒業した者 飛び入学する者	【法 § 102- I】 【法 § 89、規則 § 147～ § 149】 【法 § 102- II】【規則 § 157～ § 160】【 § 160-3号】 ＝文部科学大臣指定外国大学日本校 （平16.12.20 【文科告】176）： ⑤ 参照
②	(独)大学改革支援・学位授与機構（平3.7.1「学位 授与機構」設置 平28.4.1改称）により学士の 学位を授与された者	【規則 § 155- I -1】 【平4.3】
③	外国において、学校教育における16年（医学、歯学、 薬学（臨床）又は獣医学を履修する博士課程への入学 については18年）の課程を修了した者	【規則 § 155- I -2】 【規則制定当初から】
④	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が 国において履修することにより当該国の16年（医学、 歯学、薬学（臨床）又は獣医学を履修する博士課程へ の入学については18年）の課程を修了した者	【規則 § 155- I -3】 【平13.3】

⑤	我が国において、文部科学大臣指定外国大学日本校を修了した者	【規則 § 155- I -4】 〔平16.12〕 * 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程 平16.12.20 文科告176 大臣が指定したときは官報告示 →令4.4.28 文科告69により「インターネットの利用その他の適切な方法により公示」へ変更 平29.12.21 文科告180により専門職大学等を指定対象に追加 … テンプル大学ジャパン教養学部など（平17.2.14文科告9）
⑥	外国において、認証評価を受けた、修業年限3年（医学等に係る大学院への入学については5年）以上の課程（④及び⑤の課程を含む）で学士相当の学位を授与された者	【規則 § 155- I -4の2】 〔平28.4〕
⑦	文部科学大臣指定専修学校専門課程（修業年限が4年以上、総授業時間数3,400時間以上等の基準*を満たすものに限る）を大臣が定める日以後に修了した者	【規則 § 155- I -5、*基準＝（平17.9.9文科告138）】 〔平17.9〕
⑧	旧制学校等を修了した者	【規則 § 155- I -6】 * 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定 （昭28.2.7 文告5 うち 旧制学校関係は 第1号～第4号） * 医学、歯学、薬学（臨床）及び獣医学を履修する博士課程若しくは専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定 （昭30.4.8 文告39 うち 旧制学校関係は 第1号）
⑨	防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校など各省大学校を修了した者、小学校等の教員免許状を有する者	【昭28 文告5・第5号～第12号】 防衛医科大学校 ＝ 【昭30 文告39・第2号 規則 § 155- I -6】 〔昭56.10〕
⑩	法第102条第2項の規定により大学院に飛び入学した者が転学等する場合	【規則 § 155- I -7】 〔平14.4〕
⑪	大学院において個別の入学資格審査により認めた者で、22歳（医学・歯学・薬学（臨床）・獣医学を履修する博士課程への入学については、24歳）に達したもの	【規則 § 155- I -8】 〔平11.9〕

大学院 入学資格 （博士課程（後期））		
①	修士の学位や専門職学位を有する者	【法 § 102- I ただし書】 * なお、医学・歯学・薬学・獣医学に係る6年制の学部を卒業したこと（学士の学位）のみをもって、これを修士課程相当とし、当然に博士課程の入学資格が認められるものではない
②	外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者	【規則 § 156-1】
③	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者	【規則 § 156-2】 〔平13.3〕
④	我が国において、文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者 * テンプル大学ジャパン教育学英語教授法修士課程・博士課程など	【規則 § 156-3】（平16.12.20文科告176） 〔平16.12〕
⑤	国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者	【規則 § 156-4】 〔平22.7〕
⑥	外国の学校、文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校又は国際連合大学の教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査（大学院設置基準 第16条の2）に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者	【規則 § 156-5】 〔平23.3〕

⑦	大学を卒業し(外国の学校の16年の課程・16年の通信教育の課程を修了した場合を含む)、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者 * 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定	(平元.9.1文告118・第1号、第2号) 【規則§156-6】 【平元.9】 (平元.9.1文告118)
⑧	大学院において個別の入学資格審査により認めた者で、24歳に達したもの	【規則§156-7】 【平11.9】
	なお、医学・歯学・薬学・獣医学を履修する博士課程への入学に関しては、	
	i 医学・歯学等の6年制の学部を卒業した者	【法§102-Iただし書 外国の大学=【規則§155-I-2,3,4】
	ii 外国の大学等において、認証評価を受けた、修業年限5年以上の医学・歯学等の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を授与された者	【規則§155-I-4の2】
	iii 飛び入学する者	【法§102-II】【規則§157～§160】 【§160-3号】 = 文部科学大臣指定外国大学日本校 (平16.12.20 文科告176)
	iv 医学、歯学、薬学(基礎となる学部が6年制のもの)及び獣医学を履修する博士課程若しくは専攻科等の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者	(昭30.4.8 文告39) 【規則§155-I-6】
	iv-1	旧大学令による大学の医学部・歯学部卒業生 (昭30文告39・第1号)
	iv-2	防衛医科大学校卒業生 (昭30文告39・第2号)
	iv-3	修士課程等の修了者等で、大学院において、大学の医学・歯学等を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (昭30文告39・第3号)
	iv-4	大学を卒業し(外国の学校の16年の課程を修了した場合を含む)、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、大学の医学・歯学等を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (昭30文告39・第4号)

(参考) 外国の学校を卒業した者の我が国の大学・大学院への入学資格要件

	大学入学資格	大学院博士前期	(大学院博士後期)
課程修了要件	① 外国において、学校教育における12年の課程を修了していること ② 外国において、文部科学大臣が指定した学校教育における11年以上の課程を修了していること (「課程」についての基準は告示で定め、対象とする国名及び学校種名は別途告示で個別指定)	① 外国において、学校教育における16年(医・歯・一部の薬・獣医については18年)の課程を修了していること ※外国において、認証評価を受けた、修業年限3年(医学等に係る大学院への入学については5年)以上の課程で学士相当の学位を授与されていること	課程修了要件なし ※ 修士又は専門職相当の学位を授与されていること
個別入学資格審査 + 年齢要件	各大学の個別入学資格審査に合格し18歳に達したもの	各大学院の個別入学資格審査に合格し、22歳に達したもの (医・歯・一部の薬・獣医については24歳)	各大学院の個別入学資格審査に合格し、24歳に達したもの

(中教審大学分科会 H26.9.29 配布資料を基に H28.3.31修正)

※ H26.12.22 中教審答申 第178号 =「国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直し」を提言

①大学 = 文部科学省が対象国を指定することにより、12年に満たない教育課程の国からの留学生等であっても、入学資格を認める

②大学院 = 外国における教育課程が16年に満たない場合でも、認証評価を受けた、修業年限3年以上の課程で取得した学士の学位を有する場合には、入学資格を認める。修業年限を6年とする医学、歯学、薬学及び獣医学に係る博士課程への入学資格についても、同様の考え方に基づいて扱うべき

(参考) 入学資格の弾力化の経緯 (主な事項)	
大学	
昭和23年	大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定 (昭23.5.31 文告47)
昭和27年	小学校等の教諭の普通免許状を有する者・教育職員免許法施行法によりこれらの免許状を有するものとみなされた者 (昭27.1.11 文告2で 昭23.5.31 文告47を改正、第12号を追加)
昭和53年	文部大臣の指定した在外教育施設の修了者 (昭53.5.30 文令23)【規則現 第150条 第2号】
昭和54年	国際バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの (昭54.4.25 文告70で、昭23.5.31 文告47を改正、第20号を追加)
昭和54年	外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者の指定 (昭54.8.24 文告143) = 外国において(12年未満の)中等教育の課程を修了した者で、文部大臣指定の大学入学準備教育課程を修了した者(18歳以上) → 昭56 文告153 に吸収
昭和56年	外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件 (昭56.10.3 文告153) = 外国において、学校教育における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者 (同告示第1号 12年未満の課程相当の場合は、第2号)
昭和60年	修業年限3年以上で文部大臣が指定する専修学校の高等課程(高等専修学校)の修了者 (昭23.5.31文告47に昭60.9.19文告122により旧第21号を追加 平17.9.9文科令42で省令に規定) = 【規則現 第150条 第3号】 基準 = (平17.9.9 文科告137)
平成7年	アビトゥア資格を有する者で18歳に達したもの(平7.10.3 文告119で、昭23.5.31 文告47を改正、現第21号を追加)
平成8年	バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの(平8.10.7 文告162で、昭23.5.31 文告47を改正、現第22号を追加)
平成10年	数学・物理の分野で特に優れた資質を有する者について、大学への飛び入学を制度化【規則旧 第69条 第5号等】
平成14年	大学への飛び入学を法定化 【平13.7.11 法105 学校教育法・現第90条 第2項】 平成14年度以降、数学・物理学等の分野の限定なし (分野は各大学が定める) 規則の改正(平13.11.27 文科令80)により要件を明確化【現第151条～ 第154条】 飛び入学の資格を有する者として文部科学大臣が指定する者 (平13.11.27 文科告167)
平成15年	i 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者で18歳に達したもの 平15.9.19 文科告151により 昭56 文告153を改正、第3号(現第4号)・別表 第2を追加 なお、12年未満の課程である場合は、平23文科告61により 昭56文告153を改正、第4号(現第5号)・別表 第3を追加 【規則現 第150条 第1号】 ii 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者で18歳に達したもの (平15.9.19 文科告152で 昭23文告47を改正 第24号を追加)【規則現 第150条 第4号】 iii 各大学において、個別の入学資格審査(学習歴や実務経験等の評価による個人の能力等の個別審査)により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの (平15.9.19 文科令41)【規則 現第150条 第7号を追加】 認定の効力が及ぶのは、当該大学のみ (平15.9.19 高等教育局長等通知 15文科高391)
平成28年	i 外国において、文部科学大臣が指定した学校教育における11年以上の課程を修了した者 平28.3.31 文科告74で 昭56文告 153を改正、第3号を追加「課程」の基準(平28.3.31 文科告75) 対象とする国名及び学校種名を告示で個別指定【規則 第150条 第1号】 ii GCEALレベル資格を有する者で18歳に達したもの (平28.3.31 文科告76で昭23文告47を改正 第23号を追加)【規則 第150条 第4号】 17歳に達した者に飛び入学資格を付与 (平28.3.31 文科告77で平13文科告167を改正 第6号を追加)【規則 第154条 第5号】 iii 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた国内及び外国の教育施設の12年の課程を修了した者で、18歳に達したもの (平28.3.31 文科告76で昭23 文告47の第23号に「外国の教育施設」を追加し、第24号にする 規則 第150条 第4号)
平成31年	外国の12年未満の課程の修了者等、国際バカロレアなど外国大学入学資格の保有者等について、18歳要件を撤廃 平成28年改正のii、iiiの再改正 平31.1.31 文科告10・同12・同13で、昭56文告153の第2号・第4号・第5号及び昭23文告47の第20号～第24号を改正、平13文科告167の第3号～第6号を削る
令和4年	国際的な評価団体としてNEASCを追加 (令4.2.25 文科告20で、昭23文告47の 第24号を改正)
令和6年	国際的な評価団体としてコグニアを追加 (令6.3.29 文科告50で、昭23文告47の 第24号を改正)

大学院	
昭和28年	大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定 (昭28.2.7文告5)
昭和30年	医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定 (昭30.4.8文告39) 制定当初は医学又は薬学を対象
昭和56年	一定の要件を充たす者で、教諭の一級免許状を有するもの (昭56.10.3 文告154で昭28.2.7 文告5を改正 第10号を追加)
平成元年	大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定 (平元.9.1 文告18)
平成元年	i 修士課程： 大学に3年以上在学し優れた成績を修めたと大学院（医学・歯学の博士課程を除く）が認めた者 (平元.9.1文令36)【規則現 第159条】 大学院への 飛び入学 を制度化 ii 博士課程： 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上の研究歴等があり、大学院が修士の学位を有する者 と同等以上の学力があると認めた者 (平元.9.1 文告118 現第1号)
平成6年	外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって 修得した者と認めたもの（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程を除く） 飛び入学 を付与 (平6.8.10 文令34)【規則現 第160条 第1号】
平成11年	i 医学・歯学・獣医学を履修する課程に4年以上在学し、 (外国において、大学の医学等を履修する課程を含む学校教育における16年の課程を修了した場合を含む) 優れた成績を修めたと大学院が認めた者に、大学院への 飛び入学 の資格を付与 【平11.8.31 文令34】【規則現 第159条・第160条 第1号】 ii 大学院において、 個別の入学資格審査 により、入学資格を付与 (平11.8.31文令34)【現第155条 第1項 第8号】 修士課程及び博士前期課程への入学については22歳に達した者、博士後期課程及び医学・歯学・獣医学を履修 する博士課程への入学については24歳に達した者が対象 (平成11年9月以降の大学院入学者から適用) iii 養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で22歳に達したもの (平11.8.31 文告160で、昭28 文告5の第10号を改正)
平成12年	医学・歯学・獣医学を履修する課程に在学する者を除き、3年以上の在学中で学部を卒業することを可能にする 早期卒業 制度を法定化 【平11.5.28 法55 平12.4.1施行】【学校教育法・現第89条】 平成12年度新入生から適用 【改正法 附則 第2項】 学校教育法施行規則の改正 (平11.9.14 文科令37 平12.4.1施行)【現第147条～第149条】により要件を明確化 短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程から大学に編入学した学生は早期卒業の認定の対象とならない 【規則 第149条】
平成13年	i 外国の学校が行う通信教育 における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育に おける16年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年）の課程を修了した者 (平13.3.30 文科令49 現第155条 第1項 第3号) ii 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育に おける16年の課程を修了した後、大学や研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、 当該研究の成果等により、 修士の学位 を有する者と同等以上の学力があると認めた者 (平13.3.30 文告55により、平元文告118を改正、第2号を追加)
平成14年	i 大学院への 飛び入学 を法定化 【平13.7.11 法105 学校教育法 現第102条 第2項】 規則の改正 (平13.11.27 文科令80) により要件を明確化 【現第157条～第160条】 ii 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育 における15年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年）の課程を修了した 者に、我が国の大学院への 飛び入学 の資格を付与 【平13.11.27 文科令80 平14.4.1施行 現第160条 第2号】
平成16年	i 外国大学日本校 のうち当該外国の学校教育制度において当該外国大学の一部と位置付けられている教育 施設で文部科学大臣が指定したものについて、当該外国大学に準じて取扱う (平16.12.13 文科令42 即日施行) 文科大臣の指定 = 平16.12.20 文科告176 ① 入学資格 … 大学院（現第155条 第1項 第4号）、 大学院（修士・専門職学位相当保持者 現第156条 第3号）、 大学院への 飛び入学 （現第160条 第3号）

	② 転学(現第162条) ii 薬学部関係 (平16.12.15 文科令43 平18.4.1施行) ① 4年制薬学部・薬学科の早期卒業を認める 【法現 第89条】【規則現 第147条】 ② 6年制薬学部・薬学科を基礎とする博士課程への入学資格 6年制学部の卒業者 =(法現第102条1項ただし書) 外国の大学等の修了者 =【規則現 第155条 第1項 第2号～第4号】 ③ 飛び入学 【法現 第102条 第2項】【規則現 第157条～第160条】
平成17年	修業年限4年以上、総授業時間数3400時間以上 (総単位数 124単位以上)等の 基準*を満たす専修学校の 専門課程(専門学校)の修了者 (平17.9.9 文科令42 現第155条 第1項 第5号 *基準=平17.9.9 文科告138 即日施行)
平成22年	国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者 (平22.7.15 文科令17 第156条 第4号 なお、国際連合大学在学者の転学は、第162条)
平成24年	外国の学校、文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校又は国際連合大学の教育課程を履修し、 博士論文研究基礎力審査 (大学院設置基準 第16条の2)に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 (平24.3.14 文科令6 第156条 第5号)
平成28年	次の要件を満たす外国の大学等により、学士の学位に相当する学位を授与された者 (平28.3.31 文科令19 第155条 第1項 第4号の2 平28.4.1施行) i 我が国の認証評価に相当するもの又はこれに準ずるもの(文部科学大臣が指定)を受けた外国の学校が授与した学位であること ii 修業年限が3年(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については5年)以上である課程を修了することにより授与される学位であること
令和2年	法科大学院への飛び入学の資格拡大 【学校教育法 第102条 第2項の改正 令元.6.26法44 = 2.4.1施行】 なお、令元.10.31 文科令21により 同法施行規則に 第160条の2を追加 判断材料として、法科大学院が実施するいわゆる「既修者認定試験」を規定

8 飛び入学・早期卒業（修了）

I 飛び入学

いわゆる飛び入学とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に、大学を卒業しなくても大学院に、それぞれ入学することができる制度である

大学＝【学校教育法 § 90-Ⅱ】【同施行規則 § 151～ § 154】（平13文科告167）
 大学院＝【法 § 102-Ⅱ】【規則 § 157～ § 160の2】

1. **大学** への飛び入学であれば、高等学校に2年以上在学した者 【規則 § 153】
 又はこれに準ずる者【規則 § 154】で、大学が定める分野で特に優れた資質を有する者が、
2. **大学院** への飛び入学であれば、大学に3年（医学等を履修する課程の場合は4年）以上在学した者【規則 § 159】
 又はこれに準ずる者【規則 § 160】で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得した者
 （法科大学院については【規則 § 160の2を追加】）が、
 飛び入学をすることができる

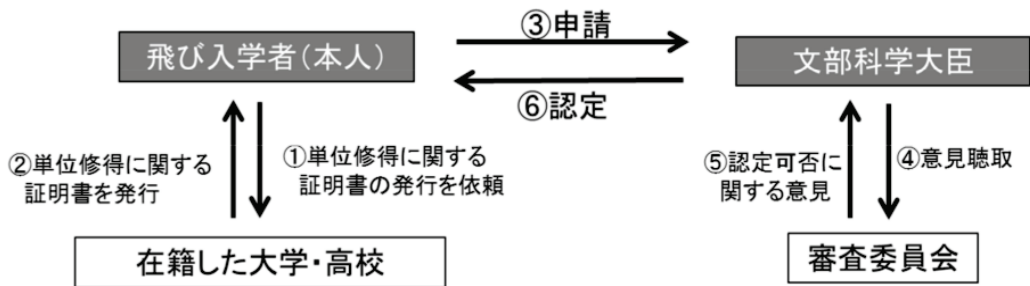
受入れ大学・大学院は、所定の要件を満たしている必要がある
 大学＝【法 § 90-Ⅱ】【規則 § 151・ § 152】
 大学院＝【規則 § 157・ § 158】

1. **大学** への飛び入学 （平10～）

- i 数学・物理学の分野で稀有な才能を有する者を対象に、大学入学年齢制限を緩和することについて、平成9年7月に関係省令等 * を改正し、平成10年度から制度化
 （高校中退扱い→【注】 平成10、11年度それぞれにおいて、千葉大学が3名の学生を受け入れ）

「学校教育法施行規則 旧第69条第5号」	「高等学校に2年以上在学した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものであって、文部科学大臣が別に定める要件を満たす大学において、数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有し、かつ、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」を追加
「平成9年 文部省告示 第143号」 （学校教育法施行規則第69条第5号の要件を定める件）	大学が満たすべき要件として、数学又は物理学に関する専攻を置く大学院研究科の博士課程を有すること、その他当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有することが必要であることを定める 平13.11.27文科告168により廃止
【注】高等学校卒業程度認定審査規則（令4.4.1 文科令18）の制定（令4.4）	大学への飛び入学者について、入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校において3年の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する制度を創設 〔参考：中央教育審議会答申（平成26年12月） 教育再生実行会議第12次提言（令和3年6月）〕

○審査の流れ



中央教育審議会 初等中等教育分科会(第93回平成26年11月7日)配布資料を基に作成

○ 認定の基準	高等学校卒業程度認定審査実施要綱（令和4年4月1日文科科学大臣決定）（要旨） ① 高等学校で50単位以上を修得していること （高等学校以外の学校種の場合には、高等学校における50単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること等） ② 大学で16単位以上を修得していること（大学入学後に履修して修得した単位に限る） ③ 修得した単位の分野（学修の内容）が特定の教科・分野等に偏っていないこと
○ 審査委員会	高等学校、大学関係者等を委員として構成する
○ 認定の効果	認定審査に合格した者を高等学校卒業程度認定審査合格者とし、同合格者に対して合格証書を授与する また、同合格者を大学に入学することのできる者に加え【学校教育法施行規則 第150条 第5号の2を追加】、高等学校卒業と同等の法的地位を与える
ii その後、学校教育法の改正により 法定化 （平13.7.11法105・平14.4.1施行）【第90条 第2項】・旧第56条第 2項 同施行規則の改正（平13.11.27 文科令80・平14.4.1施行 第151条～第154条・旧第69条の2～第69条の5）により要件を明確化 飛び入学の有資格者として文科科学大臣が指定する者 （平13.11.27 文科告167 平14.4.1施行）	
平成14年度以降、数学・物理学等の 分野の限定なし （分野は各大学が定める）	
飛び入学生を受け入れる場合、大学としても、 （i）大学院が置かれ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること 【法第90条 第2項】 （ii）特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること 【規則第151条】 （iii）自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと【規則第152条】という受入れ大学に係る要件を満たしていることが必要	
なお、飛び入学により入学した学生がやむを得ない事情等により他大学に転学等する場合、受入れ大学が大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた場合は、大学入学資格が認められる 【規則 第150条 第6号・旧第69条第5号】	
また、当該者が専修学校の専門課程に入学する場合 【同規則 第183条 第2号】	
2. 大学院 への飛び入学 （平元～）	
i 学校教育法施行規則の改正	【平元.9.1 文令36 平6.8.10 文令34 平11.8.31 文令34 】
修士課程 等	飛び入学の導入（学校教育法施行規則の改正） (1) 大学に3年以上在学し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者に、学校教育法 第67条 本文（現第102条）により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、当該大学院（修士課程及び博士前期課程医学又は歯学を履修する博士課程除く）への入学資格を付与 【平元.9.1文令36】 【規則 旧第70条 第1項・現第159条】 【平元】 (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と認めたものに、大学院（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程を除く）への入学資格を付与 【平6.8.10文令34】 【規則 旧第70条 第1項 第4号・現160条 第1項】 【平6】 (3) 医学・歯学・獣医学を履修する課程※に4年以上在学（外国において、大学の医学等を履修する 課程を含む学校教育における16年の課程を修了した場合を含む）し、優れた成績を修めたと大学院が認めた者に当該大学院への入学資格を付与 【平11.8.31文令34】 【規則旧第70条 第1項 第5号・現第159条・第160条】 【平11】 ※「薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの」を追加 【平16.12.15文科令43 平18.4.1施行】 【平18】

ii	その後、学校教育法の改正により 法定化	【平13.7.11 法105・平14.4.1施行 第102条第2項 旧第67条 第2項】
同施行規則の改正 【平13.11.27文科令80 平14.4.1施行第157条～第160条・旧第70条の3～第70条の6】により要件を明確化		
法科大学院への飛び入学の資格拡大 【第102条 第2項の改正 令元.6.26法44 令2.4.1施行】 なお、同施行規則の改正 【令元.10.31 文科令21】により、第160条の2を追加し、法科大学院が実施する「既修者認定試験」を規定		
飛び入学生を受け入れる大学院は、 (i) 優秀な成績で修得すべきと大学院が定める単位を予め公表するなど、制度の適切な運用に配慮していること 【規則 第157条】 (ii) 自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと 【規則 第158条】という受入れ大学院に係る要件を満たしていることが必要		
なお、飛び入学により大学院に入学した学生がやむを得ない事情等により他の大学院に転学等する場合、受入れ大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた場合は、大学院入学資格が認められる 【規則 第155条 第1項 第7号・旧第70条 第5号】		

II 早期卒業・早期修了

1. 大学の **早期卒業** (平12～)

高校・大学の中退扱いとなる飛び入学とは別に、大学の場合は、**3年以上4年未満の在学**で学部を卒業できる制度がある
(学校教育法の改正 【平11.5.28法55・平12.4.1施行 【第89条】・旧第55条の3】)
 平成12年度新入生から適用 【改正法 附則 第2項】
 同法施行規則の改正 【平11.9.14文科令37 平12.4.1施行 第147条～第149条・旧第68条の3～68条の5】

〈早期卒業の認定の対象とならない者〉

- ① 医学・歯学・獣医学・薬学を履修する課程に在学する学生
【法第89条】
- ② 短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程から大学に編入学した学生
【規則第149条が、第147条で示した要件を満たす大学から当該要件を満たす他の大学へ転学、再入学又は学士入学した者と規定しているため】

〈大学が早期卒業の認定を行うための要件〉
【規則第147条 第1号～第4号】

- ① 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の卒業の認定の基準を定めて公表し、また、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めていること
- ② 学生が、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められ、また、早期卒業を希望していること

〔注〕 高校から大学への飛び入学者について、令和4年度以降、**高等学校卒業程度認定審査制度**が創設され、**合格者**には高等学校卒業と同等の法的地位が与えられることになった I-1.-i- 【注】 参照

2. 大学院の **早期修了** (博士:昭50.4～ 修士:平元.9～ 専門職大学院: 同種の規定はない)

博士(5年制):

大学院に**3年以上**(修士課程の2年を含む)在学し、優れた研究業績を上げた学生は、早期修了が可能
 【大学院設置基準 (昭和49 文令28, 昭50.4.1施行) 第17条 第1項 ただし書】
 医歯薬獣医学の博士課程(4年制)に3年以上在学し、優れた研究業績を上げた学生についても同じ
 【同 第44条 昭53.11.3 文令42により追加 当初は医学・歯学のみ】

修士:

大学院に**1年以上**在学し、優れた業績を上げた学生は、早期修了が可能
 【同 第16条ただし書 平元.9.1 文令34により、同条ただし書追加】

9 大学入学者選抜制度の変遷

1 大学入学者選抜		
昭和24年	新制高等学校の初めての卒業生が新制大学に進学	入学者の決定は、進学適性検査、学力検査、身体検査及び調査書の成績を総合して判定（総合判定方式） 昭和29年度まで、ほぼ同様の方法で選抜を実施 高等教育機関の進学希望者はすべて、進学適性検査を受験することとされ、国立の学校の志願者については、文部省で問題を作成し、入学者選抜試験とは別の日に、府県を単位として一斉に実施 公・私立の学校については、国立の学校のそれに合流することも各大学独自の進学適性検査を行うことも可能
	【国立大学の入学者選抜】	
		新制国立大学の第1回入試は、昭和24年6月に実施 （学校教育法成立の遅延により、国立大学は昭和24年5月に設置されたため） 一期校と二期校に分け、国立大学を志望する学生に対して2回の受験機会を与えた （二期校の試験期日は一期校の合格発表後に設定） 一期校・二期校の区分は、終戦時の社会事情や交通事情など受験の利便を考慮し、同一地区の大学を二つ受けられるよう、所属する地区毎に大学を二つの試験日に分けた
昭和30年	国が一斉に行う進学適性検査の廃止 大学側の「希望表示制」の採用	進学適性検査は、学力検査偏重の選抜に基づく弊害を除去することを目的に実施されたが、その出題及び結果の妥当性について十分な信頼が得られなかったこと、受験生にとって学力検査との二重負担となったことなどの理由により、大学・高校の双方から廃止の要求が出され、昭和30年度の入学者選抜から国が一斉に行う進学適性検査は廃止し、その実施は各大学の任意とされた （昭29.1.18 文部省 決定） 高校の科目選択制を踏まえ、昭和30年度入試から、大学は、高校において修得が望ましい科目、受験の際に選択が望ましい科目について、希望を表示できることとされた （昭29.2.4 文部省）
昭和38年度～昭和43年度	能研テストの実施 （昭38.1中教審答申で提言）	財団法人能力開発研究所設立認可（昭38.1.16） 第1回能研テストを実施（昭38.11.16） 能研テスト＝（財）能力開発研究所が実施 希望する大学に対する良質の問題の提供 ＊ 学力テストと進学適性テストの2種類を提供 ＊ 大学の意向により、能研テストの一部又は全部を利用できる ＊ 関係者への理解が浸透しなかったこと、大学側が利用に消極的であったこと、反対運動が当時の学生運動と結びつき普及が困難になったこと、などの理由で、昭和43年度をもって休止

2 『共通第一次学力試験』の実施 (昭54～ 昭46.6 中教審「46答申」で提言)		
共通第一次学力試験 = 各国立大学が大学入試センターと協力して共同で実施 公立大学等も利用 ＊ 高校教育の基礎的な到達度を判定し、難問・奇問を排した良質な出題を確保 ＊ 各国立大学の2次試験との組み合わせによる総合的評価を通じて、丁寧な入試を実現		
昭46.2	国立大学協会 「入試調査特別委員会」設置	＊ 共通第1次試験について専門的に検討 (昭46.3～昭48.4)
昭48.5	国立大学協会 「入試改善調査委員会」設置	＊ 共通第1次試験の実施に関し調査研究 (昭49.3中間報告 昭50.3本報告、昭52.3最終報告 この間、高校3年生を対象に3回の実地研究を実施) ＊ 共通テスト構想は、当初「高等学校調査書の評価水準の格差補正のため」として構想されたが、最終的にその目的、内容を「高等学校における学習達成度の共通尺度による評価」とし、大学入学者選抜試験の第一段階試験と位置づけた
昭51.11	国立大学協会 総会	＊ 「昭和54年度から共通第1次試験実施は可能である」との意見書 ＊ 試験実施のため大学入試センター(仮称)の設置等の要望書 ＊ 入学者選抜期日の一元化についても、共通第1次試験実施による大学入学者選抜と同時に進められることが望ましい
昭51.12	公立大学協会	「公立大学においても共通第1次学力試験を利用する」との意見書
昭52.5	大学入試センター設置	国立学校設置法の改正 (昭52.5.2 法29) 「国立大学の入学者の選抜に関し、共通第一次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うとともに、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行う機関として、大学入試センターを置く」 (第9条の5 第1項)
【国立大学の入学者選抜】		
	昭和54年度の国公立大学の入学者選抜から	i 共通第一次学力試験を実施 (昭54.1.13～14) 受験教科・科目は、全国立大学一律に、5教科7科目 (国語、社会2、数学、理科2、外国語) ii 大学間の格差感を解消するため、国立大学の <u>一期校・二期校制</u> を廃止し、入試期日を一本化
	昭和62年度の国立大学の入学者選抜から	i 共通第一次学力試験について、5教科5科目 (社会及び理科についてはそれぞれ1) を基本とする (昭60.6国大協総会 受験生の負担過大感に配慮しつつも「高等学校における基本的な学習達成度を評価する」観点から5教科は基本として堅持し、7科目を5科目に減じる) ii 各国立大学の <u>二次試験</u> について、 <u>受験機会の複数化</u> の要請に応え、 ・昭和62年度入試から受験機会の複数化を実施する方向で検討することを了承し (昭60.11 国大協 総会) ・「 <u>連続方式</u> 」を導入 (昭61.5 国大協 総会) ・その後、平成元年度入試から「 <u>連続方式</u> 」と「 <u>分離・分割方式</u> 」との併存制 (昭63.2 国大協 総会) ・平成9年度入試から「 <u>分離・分割方式</u> 」に一本化 (平5.11 国大協 総会) ＊連続方式 = A日程及びB日程の試験を実施した後 一定の期日までに合格者の発表及び入学手続を行う方式 受験生が二つの大学・学部合格(ダブル合格)した場合は、入学すべき大学・学部を、本人が決定するという「事後選択制」を適用 ＊分離・分割方式 = 入学定員を前期日程と後期日程に分割し、前期の試験を実施し、その合格者の発表及び入学手続を行った後に、後期の試験の実施と合格者の発表及び入学手続を行う方式

3 『大学入試センター試験』の実施 (平2～ 臨時教育審議会第一次答申(昭60.6.26)で提言)		
	大学入試センター試験 ＝各国公立大学が大学入試センターと協力して共同で実施	* 各国公立大学のそれぞれの判断と創意工夫に基づく適切な利用により、それぞれの大学における入学者選抜方法の改善を推進
昭60.7	答申を受け、文部省が「大学入試改革協議会」を設置 「新テスト」について検討を開始	* 「新テスト」構想を発表(昭61.4.21)、昭和65年度からの実施が適当と報告(昭61.11.27)
昭63.6	国立大学協会 総会 (新テストについての見解を取りまとめ、文部省に提出)	* 「国立大学としてはいわゆる「新テスト」が共通第1次学力試験の改善の延長上にあるものと理解し、…、「新テスト」とそれぞれの大学独自の理念や創意にもとづく第2次試験との適当な組み合わせによって、各国立大学の入学者選抜が行われることを望む」
昭63.5	大学入試センターの業務の変更 国立学校設置法の改正(昭63.5.25 法67)	① 大学に入学することを志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務 (第9条の3 第1項 第1号) ② 選抜方法の改善に関する調査研究、進路指導に資するための大学情報の提供 (第2号、第3号)
平 2.1.13～14	第1回 大学入試センター試験実施	全国公立大学と私立16大学19学部が参加
	(参考) 平成22年度入試における「 新型インフルエンザ 」対応 * 大学入試センター試験 : 本試験 (予定通り平22.1.16～17に実施) 追試験 { 実施期日を、平22.1.23～24から 平22.1.30～31に変更 追試験場を、通常の全国2か所から各都道府県に拡大設置 } * 国立大学の個別学力試験 : 本試験 (前期・後期日程試験は所定の期日に実施) 追試験等 { 国大協は、「各大学は、追試験の実施や大学入試センター試験を参考とした合否判定などの諸方策を実施する可能性を想定し、必要な準備を遺漏なく行う」等の方針を示した多くの大学が各試験日程ごとの追試験を行う等の予告をしたが、追試験等の措置は取らないと予告した大学もあった }	
	令和2年度試験 (第31回 令2.1.18～19)	・過去最大の858大学 国立82大学、公立91大学、私立533大学 公立13短大、私立139短大 が参加 ・志願者数 557,699人 前年度576,830人 対前年度19,131人(3.3%)減
【国立大学の入学者選抜】		
	i 大学入試センター試験について、平成16年度入試から「5教科7科目」を基本とする { 平12.11 国大協 総会 平12.12 国大協 理事会 }	高等学校教育における「基礎的な学習の達成度を測る」上で、少なくともこれだけの教科科目数を受験に課すことが必要であるとの考えに立ったもの 5教科7科目の標準的な編成は、文系・理系を区別せず、国語から1科目、地歴・公民から2科目数学から1科目、理科から2科目、外国語から1科目とするが、最終的には各大学・学部の自主的な判断による (平12.12.26 会長から各学長あて通知)
	ii 各大学の個別学力試験について	平成9年度入試から「 <u>分離・分割方式</u> 」に一本化 { 平5.11 国大協 総会 平6.11 国大協 総会 } <u>平成18年度入試以降、分離・分割方式の弾力化</u> ① 募集人員の分割を行う単位は募集単位にかかわらず原則学部とする ② 募集人員分割は現行比率を基準に個別大学の裁量で弾力的に実施する ③ 分割比率の少ない日程の募集人員に推薦入学・AO入試などを含めることについてはこれを妨げない (平15.11 国大協 総会)

		＊「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」 (平11.6 平17.6改正) 「国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の 公表の取扱いに関する方針」 (平31.1.23 国大協 総会)
iii	「平成22年度以降の国立大学の 入学者選抜制度－国立大学協会 の基本方針－」 (平19.11.5 国大協 総会)	第2期中期目標期間が始まる平成22年度以降の入学者選抜制度に関 し、新たな制度改革への提言を含む基本方針を明らかにしたもの 上記 i、ii の考え方・方針を基本的に踏襲

4 『大学入学共通テスト』の実施

令3～ 教育再生実行会議第四次提言（平25.10.31）
 中教審答申（平26.12.22）
 高大接続改革実行プラン（平27.1.16文科大臣決定）
 高大接続システム改革会議最終報告（平28.3.31）

- 導入経緯については、次項「5 大学入学共通テストの導入経緯」を参照

大学入学共通テストにおける

- 英語の4技能評価と 国語・数学 の記述式問題の 導入延期・見送り
 （文部科学大臣 令元.11.1記者会見、令元.12.17記者会見（後出））

→ 導入断念

文部科学省の大学入試の在り方に関する検討会議（提言 令3.7.8）

「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び
 「令和7年度大学入学者選抜実施要綱の見直しに係る予告」について
 （令3.7.30付 3文科高471 高等教育局長通知）

● 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」対応

* 大学入学共通テスト：本試験①（当初日程通り、令3.1.16～17に実施）のほか、
 本試験②及び 特例追試験を実施

本試験② 令3.1.30～31に実施「学業の遅れ」のためこの日程で
 受験することが適当であると在学する学校長に認められた
 者が対象（既卒者は対象外）
 本試験①を疾病等で受験できなかった者を対象とした追試験を
 兼ねる。全都道府県に試験場を設定

特例追試験 令3.2.13～14に実施
 本試験②を疾病等で受験できなかった者を対象とした追試験
 試験場は全国2か所

* 令和3年度入学者に係る国立大学の個別学力試験：

本試験（前期・後期日程試験は所定の期日に実施）
 追試験 国大協は、各大学はCOVID-19対応として前期・後期日程試験の
 追試験を3月22日から実施する等の方針を示した

* 令和4年度：大学入学共通テスト 特例追試験は実施しないが、本試験の2週間後に実施する
 追試験は全都道府県に試験場を設定
 国立大学の個別学力試験（昨年度同様、各大学に対し、追試験や振替受験を要請）

* 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン
 （令3.6.4 大学入学者選抜協議会決定）

* 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染に対する特別措置

（令4.1.11付 3文科高1161 高等教育局長通知）

：大学入学共通テストを受けられない感染者らは個別試験のみで合否判定、追試験に
 回った受験生の4月以降の入学を容認などの救済策

令和5年度については、現下の感染状況では昨年度と同様の
 対応を求める予定はない（令4.11.29 文科大臣記者会見）

* 令和5年度：大学入学共通テスト

（本試験の2週間後に実施する追試験は全都道府県に試験場を設定）

● 新学習指導要領に対応した令和7年度大学入学共通テストからの出題教科・科目の変更 ＊「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した令和7年度大学入学共通テストからの出題教科・科目について」 (令3.3.24 独立行政法人大学入試センター) ○ 国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語及び情報の7教科21科目（これまでは6教科30科目）を出題の対象とする 令和7年1月の共通テストから「情報」を出題 （「情報Ⅰ」の内容を出題範囲とする） ＊「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告（補遺）について」 (令3.9.29付 3文科高701 高等教育局長通知) ○ 実施期日（2日間で実施）、出題教科・科目の試験時間、 現行の教育課程履修者への経過措置（地理歴史、公民、数学、 情報Ⅰ）を予告 →（注）経過措置問題の出題形式や得点調整の有無については、 令3.12.17付で大学入試センターより詳細を公表	
● 第1回 大学入学共通テスト 実施	本試験 ①：令3.1.16～17 本試験 ②：令3.1.30～31 特例追試験：令3.1.30～31 ・866大学 国立82大学、公立91大学、私立533大学 公立1専門職大学、私立4専門職大学 公立13短大、私立142短大 が利用 ・志願者数 535,245人 前年度(大学入試センター試験) 557,699人 対前年度 22,454人(4.0%)減
● 第2回 大学入学共通テスト	令4.1.15～16 ・864大学 国立82大学、公立93大学、私立533大学 公立2専門職大学、私立5専門職大学 公立12短大、私立136短大 が利用 ・志願者数 530,367人 対前年度 4,878人(0.9%)減
● 第3回 大学入学共通テスト	令5.1.14～15 ・870大学 国立82大学、公立94大学、私立535大学 公立2専門職大学、私立6専門職大学 公立12短大、私立139短大 が利用 ・志願者数 512,581人 対前年度 17,786人(3.4%)減
● 第4回 大学入学共通テスト	令6.1.13～14 追・再試験 = 全国2会場で本試験の2週間後に実施 ・864大学 国立82大学、公立95大学、私立530大学。 公立2専門職大学、私立8専門職大学。 公立13短大、私立134短大 が利用 ・志願者数 491,914人 対前年度20,667人(4.0%)減
＊「能登半島地震」対応 本試験を石川県内の会場で受ける 予定だった受験生 各国公私立大学の個別学力試験	被災の程度に関わらず、全員が金沢大学での追試験の対象とする 等の措置 (令6.1.9 大学入試センター) 出願手続きや別日程での受験へ振り替えるなど受験機会の確保 等について、各大学の実情に応じて柔軟な措置を要請 (令6.1.5付 5文科高1524 高等教育局長通知)

【国立大学の入学者選抜】（平成32年度＝令和2年度＝2020年度～）	
i	「平成32年度以降の国立大学の入学者抜制度－国立大学協会の基本方針－」 （平29.11.10 国立大学協会 総会） * 平成32年度（平成33年度入学者選抜）以降に実施する国立大学の入学者選抜制度に関して、基本方針を明らかにしたもの * 国立大学の入学者選抜制度に関する従来の考え方・方針（5教科7科目の原則 分離・分割方式）を基本的に踏襲 → iv * 「大学入学共通テスト」（以下「新テスト」）について、 ① 英語4技能の評価 ＝「新テストの枠組みにおける5教科7科目の位置づけとして認定試験（大学入試センターが認定した民間の資格・検定試験）を「一般選抜」の全受験生に課すとともに、平成35年度までは、センターの新テストにおいて実施される英語試験を併せて課すこととし、それらの結果を入学者選抜に活用する」 ② 記述式問題 ＝「新テストの5教科7科目を課す原則の下、記述式問題を含む国語及び数学を、「一般選抜」の全受験生に課す」 ③ 英語の認定試験及び記述式問題（国語・数学）の具体的な活用方法 ＝「国立大学共通のガイドラインを別に定める」 * 個別大学入学者選抜について ① 一般選抜 ＝ 高度な記述式試験の実施、調査書や志願者本人が記載する資料等の活用、 （少なくとも平成35年度に実施する平成36年度入学者選抜迄の間は）分離分割方式の継続 ② 「総合型選抜」「学校推薦型選抜」などの取組みを加速・拡大 （参考）大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン（平30.3.30 国立大学協会）
ii	「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」の記述式問題（国語・数学）に係る部分及び「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」等の運用停止について （令元.12.23 国立大学協会）
iii	「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」の改訂及び関連ガイドラインの廃止について （令3.9.17 国立大学協会） * 運用停止としていた、大学共通テストの枠組みにおける「英語認定試験の活用」及び「記述式問題（国語・数学）」に関する記述部分ほか関連する記述を削除、など
iv	「2024年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」 （令4.1.28 国立大学協会 総会） * 「一般選抜」においては第一次試験として、高等学校等における基礎的教科・科目についての学習の達成度を測るという国立大学の入学者選抜制度に関する従来の考え方を踏襲し、「情報」を加え、 5教科7科目の原則 ⇒ 6教科8科目 の原則 * 受験生の複数受験機会の確保、各大学・学部のアドミッション・ポリシーに基づく選抜方式の多様化や評価尺度の多元化の実現という従来の考え方を踏襲し、分離・分割方式 の継続

5 大学入学共通テストの導入経緯	
◎ 教育再生実行会議第四次提言	平25.10.31 「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」 * 基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、各(高等)学校における指導改善や生徒の学習改善にいかすための新たな試験の仕組み(達成度テスト(基礎レベル)(仮称))を創設 高校在学中に、複数回受験できる仕組みとすることを検討 * 大学教育を受けるために必要な能力判定のための新たな試験(達成度テスト(発展レベル)(仮称))を導入し、各大学の判断で利用可能 複数回挑戦することを可能とすることや、外国語、職業分野等の外部検定試験の活用を検討
◎ 国立大学協会の声明	平26.8.22 「今後の国立大学の入学者選抜の改革の方向について」
◎ 中央教育審議会答申	平26.12.22 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」 * 高等学校教育については、学習指導要領を抜本的に見直し「<u>高等学校基礎学力テスト(仮称)</u>」を導入 (平成31年度から実施) * 大学入学者選抜においては、<u>大学入試センター試験を廃止し、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入</u> (平成32年度から実施、年複数回実施、段階別表示による成績提供、大学が共同実施する性格のテスト) * 個別選抜については、<u>学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性)</u>を踏まえた多面的な選抜方法をとるものとし、<u>具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化</u> * 新テストの実施主体は、<u>大学入試センターを抜本的に改組した新センター</u> (目的は、新テストの実施と方法開発、評価に関する方法開発などの支援 新テストは、いずれもCBT方式での実施を前提に開発)
◎ 「高大接続改革実行プラン」	平27.1.16 (文部科学大臣決定)(概要)(抄) 1 各大学の個別選抜の改革 ○ 個別選抜改革を推進するための法令改正 【平成27年度中を目途に改正】 ○ 大学入学者選抜実施要項の見直し 【平成28年度大学入学者選抜実施要項(平成27年度)以降順次実施】 2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施 ○ 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施 ・ アドミッション・ポリシー(入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定について義務付ける ・ 認証評価に関する省令を改正し、認証評価の評価項目に入学者選抜を明記 ・ 一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す、等 ・ 平成27年中を目途に専門家会議の検討結果をとりまとめ ・ 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表

○ 新テストの実施主体の設立 【平成29年度を目途に設立】	・「大学入学希望者学力評価テスト」は、 平成30年度中を目途にプレテストを実施、 平成31年度初頭を目途に「実施大綱」 (新テストの具体的内容)を策定・公表
◎ 国立大学協会	平27.9.14 「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」 * 多面的・総合的な評価を含む入試改革を推進。推薦入試、AO入試、国際バカロレア入試等の導入の拡大 *【アクションプラン 工程表】 推薦入試、AO入試、国際バカロレア入試等の拡大(入学定員の30%を目標)等 (～平成33年度)
◎ 高大接続システム改革会議 (中間まとめ)	平27.9.15
◎ 国立大学協会の提言	平27.12.21 「高大接続システム改革会議『最終報告』に向けて」 * 新しい共通試験システムの実現に向けて ・「高等学校基礎学力テスト(仮称)」については、その性格・目的に曖昧さが残っているので、明確化がなされるべき ・「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」については、いまだに具体的に検討すべき課題が山積しており、拙速を避け、段階を踏まえた着実な実行計画の検討と準備が必要 * 個別大学における入学者選抜改革に向けた考え方 ・ 今回の高大接続システム改革の評価が、広く社会に受け入れられるまでの間、国立大学は3ポリシーとの整合性を図るため、個別の入学者選抜においては個別学力検査を実施するものと想定 各大学は、多面的・総合的な評価の充実に向けた改革を加速していく * 入学者選抜ルールの変更の必要性和入学者選抜に係る「国立大学協会の基本方針」 ・ 一般入試、推薦入試等の区分を廃止する新たなルールは、複数の受験機会の確保や選抜方法の多様化が担保される仕組みとすべき
◎「高大接続システム改革会議」(最終報告)	平28.3.31 * 高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを把握及び提示できる仕組みとして、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入 (平成31～34年度:試行実施 平成35年度～:新学習指導要領に対応) ・ 学校又は設置者の判断により学校単位で受検することを基本とし、学校を経由しない個人単位での受検も可能とする ・ 当初は国語、数学、英語で実施。平成35年度以降は、必修科目を基本として実施 (地理歴史や公民、理科等を追加導入) ・ <u>試行実施期(平成31～34年度)は、大学入学者選抜や就職には用いない</u> 35年度以降の活用方策については、更に検討 * 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入 (平成32年度から実施 平成36年度からは新高等学校学習指導要領に対応)

	・「最終報告」後、文部科学省において関係団体等の参画を得て実証的・専門的検討を継続的に行う体制を構築・検討 →「新テストの実施方針」(平成29年度初頭)、「実施大綱」(平成31年度初頭)を策定・公表 ・平成32～35年度の試験の出題科目数については、できるだけ簡素化 ・マークシート式問題の改善：思考力・判断力を一層重視した作問へ改善結果は、多様な情報(例えば、素点だけでなく、各科目の領域ごと、問いごとの解答状況も合わせて提供するなど)を各大学に提供 ・記述式問題の導入 「条件付記述式」を中心に作問 当面「国語」「数学」を対象とし、「国語」を優先 平成32～35年度は短文記述式、36年度以降はより文字数の多い記述式の問題を導入 結果は、段階別表示採点業務の補助としてコンピュータ(人工知能(AI)技術など)の活用も 実施時期については、マークシート式問題と同日実施案、別の日実施案について検討 ・「英語」については、四技能を重視。「話すこと」については、音声吹込み試験とすることが考えられるが、平成32年度当初からの実施可能性について十分検討。実施時期については、マークシート式問題と別日程実施案(記述式問題と同日に同一会場で実施することも含む)についても検討 ・平成36年度のテストからCBT(Computer-Based Testing)を実施 平成32～35年度はCBTの試行 ・年複数回実施 ：日程上の問題や、CBTの導入や等化等による資格試験的な取扱いの可能性などを中心に、引き続き検討 * 個別大学における入学者選抜改革 (平成32年度に行われる選抜から適用) ・明確な「入学者選抜方針」に基づき、「学力の3要素」を多面的総合的に評価する選抜への改善 ・新たなルールの構築(平成29年度初頭を目途にその内容－推薦入試等の定義の見直し、選抜の実施時期など－を各大学等に予告) ・調査書や提出書類等の改善 (平成29年度初頭を目途に各大学等に予告)
◎ 国立大学協会の声明	平28.3.31 「高大接続システム会議「最終報告」を受けて」 * 今後の検討に積極的に参画するとともに、国立大学協会が定める入学者選抜の基本方針の見直しにも早急に着手

◎「大学入学者選抜における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」	平28.12.8 (1) 国立大学は、大学入学者選抜全体(共通試験・個別試験)を通して、論理的思考力・判断力・表現力等を評価する記述式試験を実施し、高等学校教育と大学教育双方の改革の推進に資する (2) すべての国立大学受験生に、個別試験で論理的思考力・判断力・表現力等を評価する高度な記述式試験を課すことを目指す
◎「大学入学共通テスト(仮称)」実施方針(案)等の公表	平29.5.16 (文部科学省) ①「大学入学共通テスト(仮称)」実施方針(案) *名称は「大学入学共通テスト(仮称)」 大学入試センターが問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務等を行う 2020(平成32)年度(平成33年度入学者選抜)から実施 1月中旬の2日間に実施 ※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施する 2024(平成36)年度以降の方針は、2021(平成33)年度を目途に策定・公表予定 (出題教科・科目の簡素化を含めた見直しを図る) * 記述式問題の実施方法等 作問、出題、採点は大学入試センターにおいて行うが、採点については、民間事業者を活用 国語の出題範囲は「国語総合」(古文・漢文を除く)の内容 (80～120字程度の問題を含め3問程度) 数学の出題範囲は「数学Ⅰ」の内容 (数式・問題解決の方略などを問う問題3問程度) センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供 * 英語の4技能評価 民間事業者等が実施する資格・検定試験のうち、センターが認定したもの(「認定試験」)を活用し、その試験結果及びCEFRの段階別成績表示を大学に提供 ※CEFR(外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠) センターは、高校3年生の4月～12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付 共通テストは平成32年度から実施しない案(A案)、平成35年度までは継続して実施する案(B案)のいずれか * 結果の表示 マークシート式問題 : 設問、領域、分野ごとの成績や、全受検者の中での当該受検者の成績を示す段階的表示を含め、現行の大学入試センター試験よりも詳細な情報を大学に提供 記述式問題 : 段階別表示について検討 ② 平成33年度大学入学者選抜に係る「新たなルール」 * 試験区分 :一般入試 → 一般選抜(仮称)、AO入試 → 総合型選抜(仮称)、推薦入試 → 学校推薦型選抜(仮称) * AO入試・推薦入試において、小論文、プレゼンテーション、各教科・科目に係るテスト、共通テスト等のうち、いずれかの活用を必須化 * 調査書の記載内容も改善 (「評定平均値」の呼称を「学習成績の状況」に改める、等)

- * 実施時期
： AO入試・推薦入試の合格発表時期の設定(新規)など

③「高校生のための学びの基礎診断(仮称)」実施方針(案)

- * 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」については、名称を「高校生のための学びの基礎診断(仮称)」とする
- * 文部科学省において一定の要件に即して**民間の試験等を認定**するスキームを創設
2018(平成29)年度中を目途に認定基準等を策定し、2019(平成30)年度中に認定制度の運用を開始することを目指す
- * 実施内容については、関係者の意見や専門家の検討を踏まえて策定
〔国数英で共通必修科目を上限、英語は4技能を測定、段階表示で結果を提供、回数・時期、対象学年は学校が選択し、会場は学校実施を基本、等〕

◎ 国立大学協会の意見	平29.6.14 『高大接続改革の進捗状況について』に対する意見 *「大学入学共通テスト」の「国語」及び「数学」における記述式試験の導入については、(略)、相当程度の実現性・実効性のある提案が行われたものと評価 * 英語の4技能の評価 … 基本的方向性は評価。「認定試験」を活用すること自体には一定の合理性がある。しかし、現時点で共通テストの英語試験の廃止の可能性を判断することは拙速 共通テストにおける英語試験の存続については、平成33年度大学入学選抜に導入される認定試験の実施・活用状況等を検証の上、その後のしかるべき時期に改めて判断すべき																
◎ 高大接続改革の実施方針等の策定について	平29.7.13 (文部科学省) ← 5.16に公表した実施方針(案) ① 「大学入学共通テスト」実施方針 … 英語の共通テストは、平成35年度までは継続して実施 (5.16案のB案を採用) ② 「平成33年度大学入学選抜実施要綱の見直しに係る予告」… 新たなルールの設定や調査書・提出書類の改善等 <table><tr><td>試験区分</td><td colspan="2">出願時期・試験期日</td><td>合格発表時期</td></tr><tr><td>総合型選抜</td><td>出願</td><td>8/1以降 → 9/1以降</td><td>設定なし → 11/1以降(新規)</td></tr><tr><td>学校推薦型選抜</td><td>出願</td><td>11/1以降(現行通り)</td><td>設定なし → 12/1以降(新規)</td></tr><tr><td>一般選抜</td><td>試験期日</td><td>2/1～4/15 → 2/1～3/25</td><td>4/20迄 → 3/31迄</td></tr></table> ※学校推薦型選抜の合格発表時期については、一般選抜の試験期日の10日前までとする。⇒ 改定検討 改定後＝12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで (学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日) 大学入学選抜実施要項参照 ③ 「高校生のための学びの基礎診断」実施方針 ➡ 「高校生のための学びの基礎診断の認定基準・手続等に関する規程」 (平成30年3月6日文部科学省初等中等教育局) 同通知(平30.3.6付け文科初1559初等中等教育局長通知) ・平成30年度から制度の運用開始 ・平成31年度から本格的に利活用開始	試験区分	出願時期・試験期日		合格発表時期	総合型選抜	出願	8/1以降 → 9/1以降	設定なし → 11/1以降(新規)	学校推薦型選抜	出願	11/1以降(現行通り)	設定なし → 12/1以降(新規)	一般選抜	試験期日	2/1～4/15 → 2/1～3/25	4/20迄 → 3/31迄
試験区分	出願時期・試験期日		合格発表時期														
総合型選抜	出願	8/1以降 → 9/1以降	設定なし → 11/1以降(新規)														
学校推薦型選抜	出願	11/1以降(現行通り)	設定なし → 12/1以降(新規)														
一般選抜	試験期日	2/1～4/15 → 2/1～3/25	4/20迄 → 3/31迄														
◎ 国立大学協会 総会	平29.11.10 平成32年度以降の国立大学の入学選抜制度－国立大学協会の基本方針－(前掲)																
◎ 大学入学共通テストの試行調査	① 平29.11.13～20 ： 英語を除く5教科(国語、地理歴史、公民、数学、理科) 全国約1,900校の高等学校・中等教育学校が協力 ② 平30.2.13～3.3 ： 英語、全国158校の高等学校・中等教育学校が協力 ③ 平30.11.10～11.11 ： 高2生以上(10万人規模) 原則、現行センター試験のすべての大学会場 実施運営等も含めた総合的な検証																
◎ 大学入学共通テストで「情報科目」の出題を検討	平30.5.17 文部科学大臣表明 * 政府の「未来投資会議」において、文部科学大臣は、新しい高等学校学習指導要領で「情報Ⅰ」が必修科目となることを受け、これを履修した生徒が受験する2025年1月の大学入学共通テストから情報科目を実施することを検討する旨表明																

○ 大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議（最終報告）	令元.5.31 ＊ 一部の大学の医学部医学科の入学者選抜において、特定の受験者の優遇や一人ひとりの資質・能力を軽視した属性差別等の不適切な事案が明らかになり、公正性に対して大きな疑問が投げかけられたことを受けて、入試に対する信頼を回復し、今後の入試改革を着実に進めるため、医学部医学科のみならず、全ての学部学科等の入学者選抜における公正性を確保するための共通ルールを示す
◎ 大学入学共通テスト	：英語の4技能評価と国語・数学の記述式問題の導入延期・見送り (1) 文部科学大臣、「大学入試英語成績提供システム」の導入延期を表明 ＊ 「英語民間試験を、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して受けられるようにするためには、更なる時間が必要だと判断」「大学入試における新たな英語試験については、新学習指導要領が適用される令和6年度に実施する試験から導入することとし、今後一年を目途に検討し、結論を出す」（「受験生をはじめとした高校生、保護者の皆様へ」より）（令和6＝2024） ＊ これに先立ち、全国高等学校長協会から文部科学大臣あてに、不安解消に向けての要望書（令元.7.25）、延期及び制度の見直しを求める要望書（令元.9.10）の提出があったほか、受験生をはじめ各方面から地域格差、経済格差の問題や民間試験の公平、公正に対する不信などが指摘されていた。野党は、延期法案を衆議院に提出した（令元.10.24） (2) 文部科学大臣、国語・数学の記述式問題の導入見送りを表明（令元.12.17 記者会見） ＊ 「再来年（令和3（2021）年1月実施の大学入学共通テストにおける記述式問題の導入については、（採点の質、自己採点結果との不一致等の課題について）受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは現時点では困難であり、記述式問題は実施せず、導入見送りを判断」「各大学の個別選抜における記述式問題の活用に積極的に取り組んでいただきたい」「私の下に設置する検討会議において、共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題の在り方など大学入試における記述式の充実策についても検討」（記者会見における発言） ＊ これに先立ち、与党は、見直し・延期の検討を求める提言（12.5 公明党）、改善・見直し検討を求める決議（12.6 自由民主党）を文部科学大臣に手交し、野党は、記述式試験を認めない法案を衆議院に提出（11.14）、継続審査となった（令元.12.9）
◎ 大学入学共通テスト	：英語の4技能評価と国語・数学の記述式問題の令和7年度入試での導入断念 ＊ 文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議（提言）」（令3.7.8） 令和6年度実施の令和7年度大学入学者選抜に向けて、記述式問題の出題のあり方や総合的な英語力の育成・評価のあり方、平成30年3月告示の新高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストの科目構成等について提言 ＊ 「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び「令和7年度大学入学者選抜実施要綱の見直しに係る予告」について（R3.7.30付 3文科高471 高等教育局長通知） ＊ 「大学入学者選抜協議会 大学入学者選抜における総合的な英語力を推進するためのWG」（令3.10.25大学入学者選抜協議会決定）において、総合的な英語力評価の推進を引き続き協議

6 その他	
◎ 「大学入学者選抜協議会」を恒常的な組織として設置	令3.5.14 文部科学事務次官決定
◎ 令和4年度大学入学者選抜実施要項	令3.6.4 高等教育局長通知（3文科高284） ・ オンライン面接等における配慮事項の明確化 ・ 選抜方法の変更等への対応（新規） 各大学は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、各大学の入学者選抜要項公表（7月末）後は、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする
◎ 令和5年度大学入学者選抜実施要項	令4.6.3 高等教育局長通知（4文科高302） ・ 不正防止対策関係（各大学の判断により、例えば、不正行為について、警察に被害届を提出する場合があることを周知すること等）、安全対策関係（試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察等と連携して対応すること等）の追加、など
◎ 「教学マネジメント指針(追補)」	令5.2.24 中央教育審議会大学分科会 ・ 教学マネジメント指針に追補として「 入学者受入れの方針 」に基づく 大学入学者選抜の実施 を追加

(参考) 旧制の官立学校における入学者選抜	
○ 旧制の 大学 における入学者選抜は、大体において学科試験が中心（と身体検査）で、志願者が入学定員を超える場合に、大学が試験科目を適宜定めて実施していた（ただし、高等学校の入学定員は官立大学の入学定員とほぼ見合っており、また、大学予科入学者は原則として大学に入学できたため、それほど困難な入学問題は生じなかった）	
○ 帝国大学進学へ直接つながる旧制の 高等学校 への入学競争はかなり激しく、それに伴って生じる弊害（白線浪人等）を 是正するための方策がいくたびか実施された	
【能力・適性の判定方法】	
* 明治～大正年間	学科試験を中心として、それをいかに合理的に実施するかを工夫
* 昭和3年	学科試験のみに偏ることなく、出身学校での学業成績を重視すること 口頭試問（人物考査）及び身体検査の結果を加えて判定 （総合判定方式の導入） （昭2.11.22 中学校、高等女学校、高等学校等の入学試験制度を改正 ＝入試準備の弊害除去のため、内申書重視を指示）
* 昭和16年	出身学校長の調査書、筆記試験、口頭試問、身体検査の四つの資料を総合的に判定して入学者を決定（総合判定方式の強化）準備教育の弊害を避けるため、口頭試問を重視
* 昭和22年	総合判定方式のうち、口頭試問を廃止、筆記試験は知能検査（23年以降は「進学適性検査」と改称）と学力検査の二つに分けて実施
【選抜の方法等】	
* 明治20年代～	各高等学校（明治27年までは高等中学校）の学則では、正規の中学校教育を受けた者は無条件に入学を認めるのが原則で、それ以外の者を対象とした入学試験について規定 その後、中学校卒業者が増加し、中学校卒業者をも対象とした高等学校への入試の問題が生起 一般の学力試験のほか、欠員が生じた場合や定員の一定割合以内で「推薦入学制」も実施 （明治30年代半ばに一時廃止、同40年代初めに復活）
* 明治35年	総合選抜制度（総合選抜＋共通試験）*を導入 （明35.4.25、文部省が「高等学校大学予科入学試験規程」を制定）

	総合選抜制度(総合選抜＋共通試験) (1) 志望校・学科を2つ以上、順位を付して申告 (2) 文部省が全国同日に同一問題で試験(共通試験)を実施 (3) 第1希望優先で成績順に進学校を決定
* 明治41年	総合選抜制度を廃止(明41.3.12) 「単独選抜(各高等学校が入学者を決定)＋個別試験(各高等学校が試験問題を作成し、試験を実施)」の方式に 試験科目や試験期日については、一定の共通のルールを設定 翌年(明治42年)からは、「単独選抜＋共通試験」に
* 明治43年	「高等学校大学予科入学者選抜試験無試験検定規程」を制定(明43.5.14)
* 大正6年	総合選抜制度(総合選抜＋共通試験)を復活(大6.4.27「高等学校大学予科入学者選抜規程」を改正)

* 大正8年	総合選抜制度を廃止 ⇒ 単独選抜 + 共通試験 (大.8.4.19 「官立高等学校高等科入学者選抜試験規程」を制定) 臨時教育会議 (大6.9.21総理大臣の諮問機関として設置) の決定で旧制高校の大増設が行われることが決まり (8校→25校)、総合選抜制度は実質上不可能になったため 共通試験は別として、単独選抜 (各大学が自らの責任で入学者を選抜) は現在に至るまで継続
大正10年度	幼稚園から大学まで、4月入学に統一
* 大正15年	2度の受験機会を与える「二班試験制」の導入 (大14.11.25 「官立高等学校高等科入学者選抜試験規程」を改正) (注) 「二班試験制」 高等学校高等科の「単独選抜+共通試験」制度は維持しつつ、学校を 2班に分け、各班ごとに試験日を設定 受験生は、第一班 (一高・五高・七高・新潟・水戸・山形・松江・東京・大阪・浦和・静岡・姫路・広島) の13校と第二班 (二高・三高・四高・六高・八高・松本・山口・松山・佐賀・弘前・福岡・高知) の12校の中から1校ずつ計2校までを、順位を付けて志願でき、それと試験成績を総合して合否を決定するので、いわゆる「ダブル合格」は生じない仕組み
* 昭和3年	単独選抜 + 個別試験 「二班試験制」(2年実施したのみ) の廃止
* 昭和16年	単独選抜 + 共通試験 (試験問題は文部省が作成 - 客観テスト形式も導入) 終戦時まで、基本的にはこの制度が存続 昭和23年度入試までは、旧制学校制度で実施
○ 女子教育の門戸開放	
* 女子教育刷新要綱 (昭20.12.4 閣議決定)	男女間における教育の機会均等、教育内容の平準化などを狙いとして、さしあたり女子の大学入学を妨げている規定を改めるとともに、女子大学の創設、大学における共学制を実施するとの方針を決定
* 昭和21年 「昭和21年度大学入学者選抜要項」を通達 (昭21.2.21)	女子及び専門学校卒業者等の大学入学資格を認め、昭和21年4月から女子が公式に大学に入学できることとなった

10 単位互換・大学への編入学・修業年限の通算等

I 単位互換制度等

大学・専門職大学、大学院・専門職大学院、短期大学・専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学等において授業科目を履修し、単位を修得した場合など、一定の範囲内で自大学の単位とみなすことができる（いわゆる単位互換制度）

この制度は、昭和47年の大学設置基準の改正により創設され、その後、大学入学前の既修得単位や大学以外の教育施設等における学修成果が単位認定の対象に追加され 単位認定の上限となる単位数も緩和された

（参考） 令元.8.13 元文科高328 高等教育局長通知「別添3」

概要	区 分	大学(学部) (専門職大学を含む)	大学院 (修士・博士)	専 門 職 大 学 院	
		124単位 (医学等に関する学科を除く)	30単位	法科大学院 : 93単位	教職大学院 : 45単位 その他の分野 : 30単位
卒業(修了)要件としての 修得単位	① 単位互換における単位の上限数 (留学等を含む)	① 60単位	① 15単位	① 30単位	① 修了要件の1/2
	② 大学以外の教育施設等における 学修による単位の上限数	② 60単位	② 15単位	② 30単位	② 修了要件の1/2
③ 入学前に大学(院)において修得 した単位の上限数 ※	③ 60単位	③ 60単位	③ 15単位	③ 30単位	③ 修了要件の1/2
	③の2 入学前に修得した実践的な 能力による単位の上限数	③の2 30単位 (専門職学科、専門職大学)	③の2 15単位	③の2 30単位	③の2 実習の10単位免除可 教職大学院-小学校等の教員経験者
		⇒ ①②③の2を合わせて 60単位を超えない	⇒ ①②を合わせて15単位 を超えず、かつ、①②③を合 せて20単位を超えない	⇒ ①②③ を合わせて30単位 を超えない	⇒ ①②③の2を合わせて 修了要件の1/2を超えない

※ 当該大学（大学院）で修得した単位（連携開設科目について認定された単位を含む）は除く

なお、大学が、学生が他大学において履修した「連携開設科目」について修得した単位を、単位互換等によって修得した単位とは別に、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる「連携開設科目」制度が令和3年の大学設置基準等の改正により創設された

（令3.2.26 文科令9 公布日施行 大学・専門職大学、大学院・専門職大学院、短期大学・専門職短期大学の各設置基準）
⇒「11 教育方法の多様化・弾力化」参照

1. 単位互換制度等

大 学

① = 昭47.4
② ③ = 平3.7
③の2 = 平31.4 // 30単位 → 60単位 = 平11.3)

専門職大学 (平31.4)

① 学生が、他の大学（短期大学＝昭57.4.1～ 専門職大学＝平31.4.1～）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位（→「60単位」に拡大（平11.3.31文令19））を超えない範囲で当該大学で修得した単位とみなすことができる（単位互換 大学設置基準第28条 第1項・旧第31条の2）

外国の大学に留学する場合に準用（同条第2項 昭47.3.18 文令5・昭47.4.1 施行）

⇒ その後の拡充の状況は、本稿「2. 対象の拡大」及び（参考2）参照

* 専門職大学 については、専門職大学設置基準（平29.9.8 文科令33 平31.4.1施行） 第24条

② 学生の 大学以外の教育施設等における学修（短期大学又は高等専門学校の専攻科での学修 + 文部大臣が別に定める学修 * ）を、当該大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる（単位互換 第29条第1項 平3.6.3文令24・平3.7.1施行）

* 大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平3.6.5 文告68） ⇒ 本稿「2. 対象の拡大」の（参考1）参照

	= 大学の専攻科における学修、高等専門学校における学修、修業年限2年以上の専修学校専門課程における学修、トフル・トーイック等における成果に係る学修、など 大学・高専・専門学校における「学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定により大学が編成する特別の課程における学修」を追加 （令元.8.13 文科令11） * 専門職大学 については、専門職大学設置基準 第25条 「文部大臣が別に定める学修」は、専門職大学に関し必要な事項を定める件（平29.9.8 文科告109）第3条により平3.6.5 文告68を準用
③	入学前の既修得単位等の認定の制度化 （平3.6.3 文令24 平3.7.1施行） （i）第30条第1項 = 学生が、当該大学に入学する前に大学・短期大学・専門職大学（専門職大学＝平31.4.1～）で修得した単位〔当該大学の学生以外の者が、科目等履修生（第31条 第1項）・特別の課程履修生（第31条 第2項 令元.8.13 文科令11・公布日施行）として修得した単位を含む〕を、入学後に修得した単位とみなすことができる なお、学部段階において、昭和54年には他大学における入学前既修得単位の認定（昭和54年大学局長通知＝上限数30単位）、昭和57年には短期大学における既修得単位の認定（昭和57年大学局長通知）が可能とされていた 外国の大学に留学等する場合に準用（同条第2項 令4.9.30 文科令34 令4.10.1施行） （ii）第30条第3項 = 学生の、入学前の大学以外の教育施設等における学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる * 専門職大学 については、専門職大学設置基準 第26条 第1項～第3項（令4.9.30 文科令34・令4.10.1施行）
③の2	専門職学科について、学生が入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定の制度化 第42条の8第1項 専門職学科を設ける大学は、入学前の実務経験を通じ実践的な能力を修得した者に対し、 「30単位を超えない範囲で」単位を与えることができる（平30.1.26 文科令1 平31.4.1施行） なお、大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平30.1.26文科告5 平31.4.1施行）第1条 * 専門職大学 については、専門職大学設置基準 第26条 第4項（「30単位を超えない範囲で」） 専門職大学に関し必要な事項を定める件 第4条 ⇒ 本稿 Ⅲ【大学】（2）も参照
◎	卒業要件としての修得単位124単位（医学・歯学等に関する学科を除く）のうち、単位互換等が認められるのは、 ① 単位互換における上限数（留学等の場合を含む。60単位）、 ② 大学以外の教育施設等における学修による単位の認定の上限数（60単位）、 ③ 入学前に大学等において修得した単位等の認定の上限数（留学等の場合を含む 60単位）、 ③の2 専門職学科を設ける大学の場合における入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位の認定の上限数（30単位）、 以上の①②③及び③の2を合わせて 60単位 を超えない範囲（第28条～第30条、第42条の8） * 専門職大学 についても同じ（専門職大学設置基準 第26条 第5項）

大学院		
① 昭50.4 ② 平5.10 // 10単位→15単位＝令2.6 専門職大学院 平15.4		
①	学生の、他の大学院（外国の大学院に留学する場合を含む）における授業科目の履修等について、大学設置基準の関係規定を準用（単位互換 ただし10単位（「15単位」に拡大（令2.6.30文科令24））を超えない範囲で）（大学院設置基準 第15条＝大学基準 第28条 昭49.6.20 文令28・昭50.4.1施行） * 専門職大学院 については、専門職大学院設置基準（平15.3.31文科令16 平15.4.1施行）第13条、第21条（法科大学院）第27条（教職大学院 平19.3.1文科令2・追加 平19.4.1施行）	
②	学生の、学校教育法第105条の規定により大学院が編成する 特別の課程* における学修 を、当該大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる （単位互換 第15条＝ 大学基準 第29条 令4.3.22 文科令6） * 特別の課程 ＝ 履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る ③ の 特別の課程 についても同じ * 専門職大学院 については、同設置基準第13条の2、第21条の2（法科大学院）、第27条の2（教職大学院）	
③	学生の、入学前の既修得単位 の認定の制度化（第15条＝大学基準 第30条 平5.10.1文令32） 大学院に入学する前に大学院で修得した単位を、当該大学院において修得した単位以外のものについては10単位（「15単位」に拡大（令2.6.30文科令24））を超えない範囲で入学後に修得した単位とみなすことができる 科目等履修生として修得した単位を含む 特別の課程履修生として修得した単位へ拡大（令4.3.22 文科令6） 外国の大学院に留学等する場合に準用（令4.9.30文科令34・令4.10.1施行） 令2 改正前は、①及び③それぞれ10単位まで、合計20単位まで ＝ 平5.10.1 文高大85 文部事務次官通知参照 * 専門職大学院 については、同設置基準 第14条、第22条（法科大学院）、第28条（教職大学院 平19.4.1施行）	
④	修了要件としての修得単位30単位のうち、 ① 単位互換における上限数（外国大学院に留学等の場合を含む 15単位）と ② 特別の課程において修得した単位の上限数（15単位）を合わせて 15単位を超えない範囲で、かつ、 ③ 入学前に修得した単位等の認定の上限数（外国大学院に留学等の場合を含む 15単位）を合わせて 20単位を超えない範囲で修了要件に算入できる （第15条＝大学基準 第28条～第30項 令4.3.22 文科令6） * 専門職大学院 については、同設置基準 第14条第3項、第22条第3項（法科大学院）、第28条第3項（教職大学院）において、単位互換等が認められる単位数がそれぞれ定められている	
④	また、大学院は、 研究指導委託の制度を有する （修士課程の学生について認める場合は、1年を超えない期間 大学院設置基準 第13条 第2項 ）	
2. 対象の拡大		
(1)	大学・短期大学間の単位互換に拡大	大学設置基準 第28条 第1項 外国の大学・短期大学に留学する場合に準用 ＝ 同条第2項 昭57.3.23 文令1・昭57.4.1施行 【昭57.4】 ・ 専門職大学 については、専門職大学設置基準 第24条第1項・第2項（平31.4.1施行）
(2)	大学以外の教育施設等における学修の単位認定 （大学設置基準 第29条） 入学前の既修得単位等の認定に拡大（大学設置基準 第30条）	（平3.6.3 文令24・平3.7.1施行 なお、1. 大学 ③（i）参照） 【平3.7】 ・ 専門職大学については、専門職大学設置基準第25条第1項、第26条第1項～第3項（平31.4.1施行 令4.9.30 文科令 34改正）

		・ 入学前の既修得単位の認定に関する大学設置基準第30条は、専門職大学院以外の大学院について大学院設置基準 第15条で準用 専門職大学院については、同設置基準 第14条第1項・第22条第1項・第28条第1項 令4.9.30文科令34（令4.10.1施行）により、入学前に外国の大学等に留学等して修得した単位を認定できるよう、大学設置基準 第30条と専門職大学院設置基準第14条・第22条・第28条にそれぞれ第2項を新設（大学院設置基準 第15条も改正）
(3)	外国の大学・短期大学が行う通信教育による授業を我が国において履修する場合に拡大	大学設置基準 第28条 第2項 平13.3.30 文科令44 専門職大学院以外の大学院について大学院設置基準 第15条で準用 専門職大学院については、同設置基準 第13条第2項・第21条 第2項 教職大学院については規定なし 【平13.3】 ・ 専門職大学については、同設置基準 第24条 第2項（平31.4.1施行）
(4)	外国大学等日本校の授業科目を我が国において履修する場合に拡大	大学設置基準第28条第2項 平16.12.13文科令42 専門職大学院以外の大学院について大学院設置基準 第15条で準用 専門職大学院については、同設置基準 第13条 第2項（平16.12.13 文科令42） ただし、第21条 第2項（法科大学院）及び第27条 第2項（教職大学院）は、平19.3.1文科令2により平19.4.1施行） 【平16.12】 ・ 専門職大学については、同設置基準 第24条第2項（平31.4.1施行） なお、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平16.12.20文科告176）を改正し、専門職大学・専門職短期大学に相当する外国大学等日本校を文部科学大臣による指定対象に追加 （平29.12.21 文科告180）
(5)	国際連合大学の授業科目を履修する場合に拡大	大学院設置基準 第15条、 専門職大学院設置基準 第13条第2項・第21条第2項・第27条第2項 平22.7.15 文科令17 【平22.7】
(6)	入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定の制度化	【平31.4】 ・ 専門職大学については、専門職大学設置基準 第26条 第4項（平29.9.8 文科令33 令4.9.30 文科令34 改正） ・ 専門職学科を設ける大学については、大学設置基準 第42条の8（平30.1.26 文科令1 令4.9.30 文科令34 改正）
(7)	大学・専門職大学間の単位互換等に拡大	大学設置基準 第28条 第1項 外国の専門職大学に相当する大学に留学する場合等に準用 = 同条第2項 大学が入学前の専門職大学における既修得単位等を認定する場合 = 大学設置基準 第30条 平30.1.26文科令1 ・ 平31.4.1施行 【平31.4】
(8)	学校教育法 第105条の規定により大学院が編成する特別の課程における「学修」や当該課程において修得した「単位」について「単位」認定の制度化	〔 大学院設置基準 第15条、専門職大学院基準 第13条の2・第21条の2・第27条の2 令4.3.22 文科令6 【令4.3】 〕

① 自大学以外の教育施設における学修

- i 大学・専門職大学において修得した単位
〔昭47 大学設置基準 第28条第1項、第2項
専門職大学は平31 (平30文科令1)〕
- ii 短期大学において修得した単位 (昭57 同上)
- iii 短期大学専攻科における学修 (平3 大学設置基準 第29条第1項)
- iv 高等専門学校専攻科における学修 (平3 同上)
- v 大学の専攻科又は学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第105条の規定により大学が編成する特別の課程における学修
〔平3「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」(平3.6.5文告68)・第1号
大学 (専門職大学を含み、大学院・専門職大学院を含まない) が単位を与えることのできる学修として、学校教育法第105条の規定により大学 (専門職大学、大学院・専門職大学院、短期大学・専門職短期大学を含む) が編成する「特別の課程」を追加 = 令元.8.13文科告54〕
- vi 一定の基準を満たす高等学校等の専攻科の課程における学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの＊
〔平28 同上・第2号 平28.3.30 文科告62により平3文告68
を改正、第2号として追加 従前の第2号以下は1号ずつ繰り下げ〕
＊ 当該学修の全てについて単位認定が認められるものではなく、各大学において「大学教育に相当する水準を有すると認めたもの」のみを単位認定する仕組み 以下同じ
- vii 高等専門学校における学修 (学校教育法第105条の特別の課程における学修を含む = 令元.8.13文科告54により追加) で、大学が大学教育相当水準と認めたもの (平3 同上・第3号)
- viii 専門学校 (修業年限2年以上) における学修 (学校教育法第105条の特別の課程における学修を含む = 令元.8.13 文科告54により追加) で、大学が大学教育相当水準と認めたもの (平3 同上・第4号)
- IX 省庁系大学校 (防衛医科大学校を除く) における学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの (平26 同上・第5号)

② 大学において法律に基づいて行われる講習

- i 教育職員免許法上の認定講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの (平3 同上・第6号)
- ii 社会教育法上の社会教育主事講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの (平3 同上・第7号)
- iii 図書館法上の司書講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの (平3 同上・第8号)
- iv 学校図書館法上の司書教諭講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの (平3 同上・第9号)

③ 資格試験等に係る学修

- i 認定技能審査に係る学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの (平3 同上・第10号)
- ii TOEIC、TOEFL 又は これらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの (平11 同上・第11号)

(参考2) 単位互換等の制度の拡充 (根拠条文と施行日)

	大 学 (大学設置基準)	大 学 院 (大学院設置基準)	専 門 職 大 学 院 (同 設置基準)			専 門 職 大 学 (同設置基準)
			一般	法科大学院	教職大学院	
他の大学・ 短期大学・ 専門職大学	§ 28-Ⅰ 昭47.4.1 § 28-Ⅰ 昭57.4.1 § 28-Ⅰ 平31.4.1					§ 24-Ⅰ (大学、短大) 平31.4.1
他の大学院		§ 15 (大学設置基準 § 28-Ⅰを準用) 昭50.4.1	§ 13-Ⅰ 平15.4.1	§ 21-Ⅰ 平15.4.1	§ 27-Ⅰ 平19.4.1	
留学	§ 28-Ⅱ (大学、短大、専門職大学) 昭47.4.1	§ 15 (大学設置基準 § 28-Ⅱを準用) 昭50.4.1	§ 13-Ⅱ 平15.4.1	§ 21-Ⅱ 平15.4.1	§ 27-Ⅱ 平19.4.1	§ 24-Ⅱ (大学、短大) 平31.4.1
外国大学 通信教育	§ 28-Ⅱ (大学、短大、専門職大学) 平13.3.30	§ 15 (大学設置基準 § 28-Ⅱを準用) 平13.3.30				
文科大臣指定の 外国大学等日本 校	§ 28-Ⅱ (大学、短大、専門職大 学) 平16.12.13	§ 15 (大学設置基準 § 28-Ⅱを準用) 平16.12.13	§ 13-Ⅱ 平16.12.13	§ 21-Ⅱ 平19.4.1	§ 27-Ⅱ 平19.4.1	
国連大学		§ 15 (大・ § 28-Ⅱを準用の際読替え、 国連大学を追加) 平22.7.15	§ 13-Ⅱ (国連大学) 平22.7.15	§ 21-Ⅱ (国連大学) 平22.7.15	§ 27-Ⅱ (国連大学) 平22.7.15	
大学以外 の教育施設	§ 29-Ⅰ (短大・高専の専攻科 +文科大臣が定める学修) 平3.7.1					§ 25-Ⅰ (短大・高専の専攻科+文 科大臣が定める学修) 平31.4.1
(特別の課程における 学修)	上記「学修」に追加 令1.8.13	§ 15 (大学設置基準 § 29-Ⅰを読み替えて準用) 令4.3.22	§ 13の2 令4.3.22	§ 21の2 令4.3.22	§ 27の2 令4.3.22	上記「学修」に追加 令1.8.13
入学前の 既修得単位 (科目等履修生の単位 を含む)	§ 30-Ⅰ (大学、短大、専門職大学) 平3.7.1	§ 15 (大学設置基準 § 30-Ⅰを準用) 平5.10.1	§ 14-Ⅰ 平15.4.1	§ 22-Ⅰ 平15.4.1	§ 28-Ⅰ 平19.4.1	§ 26-Ⅰ (大学、短大) 平31.4.1
(特別の課程の単 位・学修)	§ 30-Ⅰ (単位)Ⅲ(学修) 令1.8.13	§ 15 (大学設置基準 § 30-Ⅰ(単位)を準 用) 令4.3.22	§ 14-Ⅰ (単位) 令4.3.22	§ 22-Ⅰ (単位) 令4.3.22	§ 28-Ⅰ (単位) 令4.3.22	§ 26-Ⅰ (単位)Ⅲ(学修) 令1.8.13
(留学等で取得し た単位)	§ 30-Ⅱ (外国の大学、短大、専門職大学) 令4.10.1	§ 15 (大・ § 30-Ⅱを準用) 令4.10.1	§ 14-Ⅱ 令4.10.1	§ 22-Ⅱ 令4.10.1	§ 28-Ⅱ 令4.10.1	§ 26-Ⅱ 令4.10.1
実践的な 能力	§ 42の8-Ⅰ (専門職学科を設ける大学) 平31.4.1					§ 26-Ⅳ 平31.4.1

- ※1 大学設置基準 § 28-Ⅰ・Ⅱ(昭47.4.1施行)に「短期大学」が追加されたのは昭57.4.1、
「専門職大学」が追加されたのは 平31.4.1
大学院における単位互換等については、大学院設置基準(昭50.4.1施行) § 15により大学設置基準 § 28-Ⅰ・Ⅱ
及び § 30-Ⅰ・Ⅱ・Ⅳを大学院に準用
専門職大学院設置基準 (平15.4.1施行)は § 13、§ 21等に規定 (「教職大学院」の追加は 平19.4.1)
- ※2 令和元年8月、学校教育法第105条の規定により大学が編成する特別の課程における「単位」・「学修」を、大学設
置基準 第30条第1項等及び大臣告示 (平3.6.5文告68)に追加
(令元.8.13 文科令11 ・ 令元.8.13文科告54いずれも公布日施行)
その結果、大学・専門職大学は、「特別の課程履修生」に対し、当該大学入学前に特別の課程において修得した単位を
入学後に修得した単位とみなすことができ (大学基準 § 30-Ⅰ、専門職大学基準 § 26-Ⅰ)、また、特別の課程に
おける学修を当該大学における学修とみなして単位を与えることができるようになった
(大学基準 § 29-Ⅰ・ § 30-Ⅱ〔現Ⅲ〕 専門職大学基準 § 25-Ⅰ・ § 26-Ⅱ〔現Ⅲ〕)
- ※3 令和4年3月、学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を大学院入学資格があ
る者に限定している課程に限る)における「学修」や同課程において修得した「単位」について、「単位」認定を制度化
(大学院設置基準 § 15により 大学設置基準 § 29-Ⅰ/ § 30-Ⅰを大学院に準用
専門職大学院基準 § 13の2/ § 14・ § 21の2/ § 22・ § 27の2/ § 28
令4.3.22 文科令6)
- ※4 令和4年10月、大学・大学院等への入学前に、外国の大学・大学院等への留学等により修得した「単位」の認定に
関する規定を追加 (令4.9.30 文科令34 10.1施行)
大学基準 § 30-Ⅱ、専門職大学基準 § 26-Ⅱ、大学院基準 § 15 (大学基準 § 30-Ⅱを準用)、
専門職大学院基準 § 14-Ⅱ・ § 22-Ⅱ・ § 28-Ⅱ

Ⅱ 大学への編入学

編入学とは、学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく他の種類の学校に入学すること（途中年次への入学）を言い、法令上の卒業要件の例外（学校教育法で規定されている修業年限の短縮）となるので、法令上の根拠が必要である
大学への編入学が認められる者は 次 ①～⑤ に限られる。

各省庁設置の大学校から大学への編入学は認められない
大学院への編入学は認められない

【大学への編入学が認められる者】

① **短期大学（外国の短期大学、我が国における文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校を含む）の卒業生**
【法§108-VII → 平31.4.1以降は 法§108-IX、規則§161-I・II】
【短期大学：昭25.3＝暫定措置 → 昭39.6＝恒久化】

- ・ 外国の短期大学を卒業した者は、従来より、大学へ編入学することは可能であり、規則第161条第2項（規則 旧第70条の7第2項 平16.12.13 文科令42）中、外国短期大学卒業生に関する規定の部分は、確認的に規定したもの
- ・ 省令（平16文科令42）の施行日（平16.12.13）以前に文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校の当該課程* を修了した者も編入学できる

* テンプル大学ジャパン準学士課程など

なお、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平16.12.20 文科告176）

- ・ 専門職短期大学卒業生を追加

〔平29.5.31 法41 平31.4.1施行
同改正法により ①の根拠規定が法第108条第9項に変更〕

② **高等専門学校を卒業した者**【法§122、規則§178】 【昭36.6】

③ **専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700単位時間以上又は62単位以上* であるものに限り）を修了した者（大学入学資格を有する者に限り）**【法§132、規則§186】 【平11.4】

* 大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を定める件
（平10.8.14 文告125）

④ **高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部）の専攻科の課程（修業年限が2年以上、課程修了に必要な総単位数が62単位以上等の基準を満たすものに限り）を修了した者（大学入学資格を有する者に限り）**
【法§58の2（§70-I、§82で準用）、規則§100の2（§113、§135で準用）】
【平28.4】

* 専攻科の課程の基準

〔高等学校及び中等教育学校 = 平28.3.30 文科告63
〔最終改正：令5.12.25 文科告138〕
特別支援学校 = 平28.3.30 文科告64
〔最終改正：令5.12.25 文科告139〕〕

⑤ **地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた日以後に、「構造改革特別区域」内にある職業能力開発短期大学校において特定高度職業訓練（訓練期間が2年以上であること、職業訓練指導員の数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること）を修了した者（大学入学資格を有する者に限り）**
【構造改革特別区域法 第14条の改正
（令4.6.1 法58 令4.8.31施行＝令4.8.10 政令277）
文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則第7条の改正
（令4.8.31 文科省 令28）】
【令4.8】

* 構造改革特別区域法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準（令4.8.31 文科告116）

(参考3) 大学への編入学の拡大状況

(中教審大学分科会 H26.9.29配布資料より作成 H28.3.30改訂)

	編入学制度 創設時期	根拠規定	学校に関する要件	学生に関する要件
短期大学 (昭和25年創設)	同 左 (※1)	学校教育法 第108条第9項	—	短期大学を卒業していること
高等専門学校 (昭和36年創設)	同 左	学校教育法 第122条	—	高等専門学校を卒業していること
専門学校 (昭和50年創設)	平成10年 (※2)	学校教育法 第132条	① 修業年限2年以上 ② 課程の修了に必要な総授業 時数が1700時間以上	① 左記の要件を満たす専門学校を卒業していること ② 大学入学資格を有するものであること
高等学校専攻科 (昭和22年創設)	平成28年 (※3)	学校教育法 第58条の2	① 修業年限2年以上 ② 課程の修了に必要な総単位数 が62単位以上 など	① 左記の要件を満たす高等学校専攻科を修了していること ② 大学入学資格を有するものであること

(※1) 短期大学は、昭和24年の学校教育法改正（昭24.6.1 法103 昭25.3.1施行）によって暫定措置として発足、卒業生は、短期大学での修業年限を、入学した四年制大学の修業年限に通算することができることとされた（旧第109条・第110条）

昭和39年の学校教育法改正（昭39.6.19法110）により、短期大学制度の恒久化が図られ、卒業生は四年制大学に編入学することができると規定された（第108条第7項→現第9項）

(※2) 専門学校については、下記のような経過で編入学が認められている

①平成3年 文部省告示第68号（単位認定の対象となる学修を規定）専門学校（修業年限2年以上）における学修が、大学における単位認定の対象になる

②平成10年 学校教育法改正（平10.6.12 法101）・第132条一定の基準を満たす専門学校（修業年限2年＋授業時間1700時間）について大学への編入学を認める（平11.4.1施行）

(※3) 学校教育法等の一部を改正する法律（平27.6.24法46）により、学校教育法第58条の2（第70条第1項、第82条で準用）を追加
→ 一定の要件を満たす高等学校専攻科について、大学への編入学を認める（平28.4.1施行）

(参考4) 大学における単位認定、大学への編入学の柔軟化

(中教審大学分科会 H26.9.29 配布資料より作成 H28.3.30改訂)

	効 果	法 令	短期大学・高等専門学校 (学校教育法に規定されている短期高等教育機関)	省庁系大学 (学校教育法以外の法令に規定されている教育施設)			高等学校専攻科	大学における講習資格検定 (大学設置基準に基づき告示で指定されている学修)
				防衛医科大学校 気象大学校等(4年制)	職業能力開発大学校 (4年制)	職業能力開発短期大学校 (2年制)		
単位認定	① 大学生の、他の教育施設等における学修を大学の単位として認定 ② 大学に再入学する場合に、他の教育施設等における学修を入学前の既修得単位として認定	省令に基づき、文部科学大臣が告示で指定	○	○※1	○	○	○※3 ①	○
編入学	(他の教育施設等から) 大学への編入学	法律で個別に規定 (大学教育に相当する水準の教育を組織的・体系的に実施)	○	中央教育審議会答申 第178号 (H26.12.22) ※3②			○※3 ①	
課程認定	学士・修士・博士の学位授与	法律に基づき、学位授与機構が認定 (大学相当の教育を行うと認められるもの)	—	○	大学からの申請が必要であるが、申請の希望なし	—※2	—	

(※1) 防衛医科大学校を除く

(※2) 現行法制上、学位授与機構（大学評価・学位授与機構→平28.4.1～大学改革支援・学位授与機構）による学位授与は、学士、修士、博士に限られており、短期大学士は認められていない

(※3) H26.12.22「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」（中教審 第178号）

① 一定の要件を満たす高等学校専攻科については、当該専攻科における学修を大学における単位認定ができる学修の対象とするともに、その修了者に対し、大学への編入学の途を開く
→ 編入学に関し、学校教育法等の一部を改正する法律（平27.6.24 法46 平28.4.1施行）により、学校教育法 第58条の2（第70条 第1項、第82条で準用）を追加
単位認定に関しては、平28.3.30 文科告 第62号により 平3文告68を改正し、第2号を追加

② 「職業能力開発施設から大学への編入学を可能にするためには、職業能力開発施設における学修の相当部分が、大学における学修に相当するものとして、既修得単位として振り替えることが認められることが前提となる。」が、「同校における学修が、大学における単位として認定されることについては、平成26年9月に文部科学省告示が改正されたところであり、今後、各大学における単位認定の状況を踏まえた上で、必要に応じて、職業能力開発施設における教育内容の見直しを行っていくことが必要である。」

第69回構造改革特区推進本部（令和4年1月11日）において、構造改革特別区域において職業能力開発短期大学校を修了した者が大学に編入学可能となる措置を講ずることを決定
→ 構造改革特別区域法の改正（令4.6.1法58 令4.8.31施行）等

Ⅲ 大学入学前に一定の単位・実践的な能力を修得した者の修業年限の通算等

【大学】

- (1) **大学入学前に当該大学で一定の単位を修得した者(科目等履修生・特別の課程履修生)の修業年限の通算**
大学の学生以外の者が、ある大学において一定の単位(*)を修得した後に当該大学に入学する場合で、当該単位の修得により 当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める 期間を当該大学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる
(学校教育法 第88条)

(*) 学校教育法施行規則 第146条の改正（令3.10.29文科令49）により、単位について「学校教育法 第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。」という要件が削られたため、高校生など大学入学資格を有しない者が科目等履修生等として修得した単位についても、修業年限の通算に用いることが可能となった

① 科目等履修生（平成10.10.1～）

科目等履修生に係る修業年限の通算は、大学（専門職大学、短期大学・専門職短期大学を含む）が、当該大学の学生以外の者で「科目等履修生」(*)として一定の単位を修得した者に対し、大学設置基準第30条第1項(同条第2項で準用する場合)外国の大学への留学等の場合を含む
令4.9.30文科令34 等の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる単位数（学校種によって「単位数」の上限が異なる）、単位の修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものである
(学校教育法施行規則第146条 専門職大学・専門職短大について、令元.8.13文科令11により追加、即日施行 令元.8.13 元文科高328 高等教育局長通知 参照)

	(※1) 「科目等履修生」= 大学設置基準第31条第1項、 専門職大学設置基準第28条第1項、短期大学設置基準第17条第1項、 専門職短期大学設置基準 第25条第1項に規定する科目等履修生 (専門職大学・専門職短大関係は、令和元.8.13以降追加) ② 特別の課程履修生 (令和元.8.13～) (令和元.8.13～) 大学 (専門職大学、短期大学・専門職短期大学を含む)は、大学設置基準 第31条第2項等の規定により、当該大学の学生以外の者で学校教育法第105条に規定する特別の課程(いわゆる「履修証明プログラム」)を履修する者(「特別の課程履修生」)に対し、単位を与えることができることとされた これを踏まえ、修業年限の通算の対象に特別の課程履修生(※2)として 一定の単位を修得した者が加えられた (学校教育法施行規則 第146条 令元.8.13 文科令11により追加、即日施行) (※2) 「特別の課程履修生」=大学設置基準 第31条第2項、 専門職大学設置基準第28条第2項、短期大学設置基準第17条第2項、 専門職短期大学設置基準第25条第2項に規定する特別の課程履修生
(2)	実務経験を通じて修得した実践的な能力の水準等を勘案した修業年限の通算 (平成31.4.1～) 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が、専門職大学等 (専門職大学又は専門職短期大学) に入学する場合で、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事情を勘案して専門職大学等が定める期間を当該専門職大学等の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる 学校教育法 第88条の2 改正学校教育法 (平29.5.31法41 平31.4.1施行)により追加 「文部科学大臣の定め」は次のとおり ● 学校教育法施行規則第146条の2 (平29.9.8 文科令35により追加 平31.4.1施行) 第1項 = 学校教育法第88条の2に規定する修業年限の通算は、(入学前の実務経験を通じた実践的な能力修得に対する単位認定を受けた者に対し)与えられた当該単位数、当該実践的な能力の修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする 第2項 = 学校教育法第88条の2ただし書に規定する文部科学大臣が定める期間は、当該専門職大学等の修業年限の4分の1とする ● 専門職大学設置基準 第26条 第4項 = 30単位を超えない範囲で、単位を与えることができる 専門職短期大学設置基準第23条第4項 = 修業年限2年の短大は15単位3年の短大は23単位の範囲で、単位を与えることができる ● 専門職大学に関し必要な事項を定める件 (平29.9.8 文科告109) 第4条、 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件 (平29.9.8 文科告110) 第4条 = 対象となる授業科目、単位を与えられる者及び単位を与える方法について規定

【大学院】

- (1) **入学前の既修得単位の認定による「在学期間の短縮」**（専門職大学院：平成15.4.1～ 修士：令和2.6.30～）
 専門職大学院については、当該専門職大学院に入学する前に修得した単位
 科目等履修生・特別の課程履修生（＊）として修得した単位を含む
 学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る
 ただし、教職大学院については、単位修得時における大学院の入学資格の有無を問わない＝令5.6.15 文科令25
 を当該専門職大学院において修得したもののみならず場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で（法科大学院は「1年を超えない範囲で」）当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる
 ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする
 （専門職大学院設置基準 第16条、第30条（教職大学院） 第24条・第25条（法科大学院））
 大学院（修士）については、大学院設置基準に同種の規定はなかったが、令和2年の改正（令2.6.30文科令24）により、博士後期課程を除き、在学期間を短縮することができることになった（大学院設置基準 第18条第1項）
 （＊）令和4年3月より、学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を大学院入学資格がある者に限定している課程に限る）における「学修」や同課程において修得した「単位」について、「単位」認定を制度化（前掲 令4.3.22文科令6）
 【注】 令4.9.30 文科令34（10.1施行）により、在学期間短縮の基礎として算入できる単位として、入学前に外国の大学院に留学等して修得した単位を認定できるよう、大学院設置基準 第18条と専門職大学院設置基準 第16条（専門職大学院 教職大学院については第30条で読替え適用）、第24条・第25条（法科大学院）を改正
- (2) **主に実務経験を有する学生を対象にした標準修業年限の特例**
 （修士：平成11.9.14～ 専門職大学院：平成15.4.1～）
 大学院（修士）、専門職大学院（法科大学院を除く、専門職大学院設置基準第18条）においては、主に実務経験を有する学生を対象に、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないときは、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる
 （大学院設置基準 第3条 第3項（平11.9.14文令42により追加）、専門職大学院設置基準 第3条 第2項）

【参考1】 大学・大学院の修業年限、修業年限の通算（在学期間の短縮*）、早期卒業（早期修了*）

	大学（学部）	大学院（修士・博士）	専門職大学院	
修業年限	4年 （特別の専門事項を教授研究する学部、夜間において授業を行う学部：4年超可） 6年 （医学、歯学、薬学（臨床）、獣医学を履修する課程） （法§87）	修士（§3） ：標準2年（2年超可） 主に実務経験を有する学生を対象に、 1年以上2年未満に設定可 博士（§4） ：標準5年（5年超可） 後期のみは標準3年（3年超可） 医歯薬獣医学博士（§44） ：標準4年（4年超可）	法科大学院 ：標準3年（3年超可） （§18）	教職大学院ほか（§2、§3） ：標準① 2年（2年超可） 主に実務経験を有する学生を対象に、1年以上2年未満に設定可 又は ：標準② 専攻分野の特性により1年以上2年未満 （当該期間超可）
	（長期履修学生制度）学生の事情により、標準修業年限を超えた長期の課程の履修が可能 （大学設置基準 §30条の2、専門職大学設置基準 §27；大学院設置基準 §15、専門職大学院設置基準 §45）			
入学前既修得単位の認定による修業年限の通算* ¹	修業年限の1/2を超えない範囲 （法§88 専門職大学＝法§88の2）	博士後期課程を除き、1年を超えない範囲 （ただし1年以上の在学が必要） （§18-I） （令和2.6.30～）	1年を超えない範囲 （法学既修者も可） （§24、§25）	標準修業年限の1/2を超えない範囲 （ただし1年以上の在学が必要） （§16、§30）
早期卒業・早期修了* ²	3年以上在学 （法§89）	修士：1年以上在学 （§16 ただし書） 博士：3年以上在学 （§17-I-ただし書、§44）	規定なし	

（注）表中、学部の（法§87）等は学校教育法 第87条等、それ以外の（§3）等はそれぞれの設置基準の該当条項を示す

*1 大学院については「在学期間の短縮」（科目等履修生等）

*2 大学＝「早期卒業」（優秀な成績を上げた者）。
 大学院＝「早期修了」（修士：優れた業績を上げた者、博士：優れた研究業績を上げた者）

早期修了については、「8 飛び入学・早期卒業（修了）」参照

【参考2】入学前の既修得単位等を勘案した大学院の在学期間の短縮について （R2.6 文部科学省資料より）

① 修士課程（博士前期課程を含む）

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能
ただし、1年以上在学するものとするため、早期修了や標準修業年限が1年以上2年未満の場合は適用できない場合がある

修士課程	標準修業年限 [年]	実際に在学する期間 [年]	大学院設置基準に おける規定
通 常	2	2	16条
早期修了	2	1	16条ただし書
1年コース ※ 修士課程のみ 標準修業年限が1年以上 2年未満の例	1	1	16条 3条3項
在学期間の短縮	2	1 $\left(\begin{array}{l} \text{1年間在学したものとみなすため} \\ \text{形式上の在学期間は2年} \end{array} \right)$	18条1項
在学期間の短縮 & 早期修了	2	1（少なくとも1年以上在学するものとする）	18条1項ただし書
在学期間の短縮 & 1年コース ※ 修士課程のみ 標準修業年限が1年以上 2年未満の例	1	1（少なくとも1年以上在学するものとする）	18条1項ただし書

② 博士課程(5年一貫)

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能
また、優れた業績を上げた場合は、併せて早期修了することも可能

ただし、

i) 修士課程を修了した者の博士課程における在学期間
第17条第1項及び第2項により、修士課程修了後5年一貫博士課程に入学して、修士課程での在学期間を博士課程での在学期間に含める場合、

及び

ii) 博士後期課程 には、在学期間の短縮は適用しない

博士課程(5年一貫)	標準修業 年限 [年]	実際に在学する期間 [年]	大学院設置基準における規定
通 常	5	5	17条1項
早期修了	5	3	17条1項ただし書
在学期間の短縮	5	4 (1年間在学したものとみなすため 形式上の在学期間は 5年)	18条1項
在学期間の短縮 & 早期修了	5	2 (1年間在学したものとみなすため 形式上の在学期間は 3年)	18条1項

③ 医歯薬獣医学の博士課程

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能
また、優れた業績を上げた場合は、併せて早期修了することも可能

医歯薬獣医学の博士課程	標準修業 年限 [年]	実際に在学する期間 [年]	大学院設置基準における規定
通 常	4	4	44条
早期修了	4	3	44条
在学期間の短縮	4	3 (1年間在学したものとみなすため 形式上の在学期間は 4年)	18条1項
在学期間の短縮 & 早期 修了	4	2 (1年間在学したものとみなすため 形式上の在学期間は 3年)	18条1項

11 教育方法の多様化・弾力化

学校教育法（昭22.3.31法26 同年4.1施行）：「法」と略称 大学設置基準（昭31.10.22文令28 公布日施行）：「大学基準」と略称 大学院設置基準（昭49.6.20文令28 昭50.4.1施行）：「大学院基準」と略称 専門職大学院設置基準（平15.3.31文科令16 同年4.1施行） ：「専門職院基準」と略称 専門職大学設置基準（平29.9.8文科令33 平31.4.1施行） ：「専門職大基準」と略称	
・ 夜間学部・通信制学部の制度化	
i 夜間学部	昭22 大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる (法 第86条 (旧第54条))
ii 通信制教育	昭22 大学は、通信による教育を行うことができる 法 第84条 旧 70条 = 高校の通信教育に関する旧第45条を準用 → 平13法105により旧第52条の2を追加 → 第84条へ繰下げ (平19 法96)
通信制学部	平13.7 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる 法 第86条 平13 法105により 旧第54条を改正 → 第86条へ繰下げ (平19 法96)
・ 夜間大学院の制度化	
i 修士課程(第2条の2)	平元.9 大学院基準の改正 (平元.9.1 文令34)
ii 博士課程(第2条の2)	平5.10 大学院基準の改正 (平5.10.1 文令32)
iii 専門職学位課程 (第2条の2)	平15.4 大学院基準の改正 (平15.3.31 文科令15 平15.4.1施行)
iv 学校教育法の改正 (平13.7.11法105)	大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる 法 第101条 平13法105により旧第66条の2を追加 → 第101条へ繰下げ (平19法96)
・ 通信制大学院の制度化	
i 修士課程 (第25条)	平10.4 大学院基準の改正 (平10.3.31 文令13)
ii 博士課程 (第25条)	平14.4 大学院基準の改正 (平14.3.28 文科令10)
iii 専門職学位課程 (第25条)	平15.4 大学院基準の改正 (平15.3.31 文科令15 同年4.1施行)
iv 学校教育法の改正 (平13.7.11 法105)	法 第101条 (旧 第66条の2) (夜間大学院と同じ条文)
・ 昼夜開講制 ・ 教育方法の特例 (14条特例)の制度化	
i 学部	昼夜開講制 (第26条平3.7) 大学基準の改正で追加 (平3.6.3文令24 平3.7.1施行) 〔平31.4〕 専門職大基準 (平29.9.8文科令33 平31.4.1施行)第20条
ii 大学院	教育方法の特例 (14条特例) * 修士課程 (第14条) 昭50.4 大学院基準の制定 (昭49.6.20 文令28 昭50.4.1 施行) * 博士課程(第14条) 平5.10 大学院基準の改正 (平5.10.1 文令32) * 専門職学位課程 平15.4 専門職院基準 (平15.3.31 文科令16 同年4.1施行)第45条

・ 大学院の標準修業年限の弾力化		
i 修士課程（第3条）	昭50.4（大学院基準の制定）	修業年限は2年（第2項） ⇒ 平元.9（平元 文令34） 標準修業年限2年（第2項） 夜間大学院は2年超の期間も可（第2項） ⇒ 平11.9（平11.文令42） （夜間大学院に限定せず） 教育研究上の必要があると認められる場合、 2年を超える期間を設定可（第2項） 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合、1年以上2年未満の期間を設定可（第3項）
ii 博士課程（第4条）	昭50.4 （大学院基準の制定）	標準修業年限は5年 （前期2年・後期3年の区分制も可）（第2項・第3項） ⇒ 昭51.6（昭51 文令29） 後期3年のみの博士課程の設置可 標準修業年限は3年（第5項） ⇒ 平5.10（平5 文令32） 夜間大学院は5年超の期間も可（第2項） ⇒ 平19.12（平19 文科令39） （夜間大学院に限定せず） 教育研究上の必要があると認められる場合には、5年（後期のみは3年）を超える期間を設定可（第2項・第5項）
iii 専門職学位課程	平15.4 （専門職大学院基準の制定）	標準修業年限は、 ① 2年（第2条第2項） 〔教育上の必要があると認められるときは、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるが（第3条 第1項）、1年以上2年 未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合に限る（第3条第2項）〕 教職大学院は、 第26条第2項～第4項 又は ② 1年以上2年未満の期間 専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る（第2条第2項） 〔教育上の必要 → 当該期間を超える期間を設定可（第3条 第1項）〕 ③ 法科大学院は3年（第18条第2項・第3項） 〔教育上の必要 → 3年を超える期間を設定可〕
・ 長期履修学生制度		
i 学部（第30条の2）	平14.3 大学基準の改正（平14.3.28 文科令9）	大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる 〔平31.4〕 専門職大基準 第27条
ii 大学院	* 修士課程・博士課程（第15条） * 専門職学位課程	平14.3 大学院基準の改正（平14.3.28文科令10）で 大学基準 第30条の2を準用 平15.4（専門職院基準 第45条）

・ 科目等履修生制度（特別の課程履修生制度については、後出「履修証明制度」参照）	
i 学部（第31条） [平31.4]	平3.7 大学基準の改正（平3.6.3 文令24 平3.7.1施行）で、第31条を追加 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という）に対し、単位を与えることができる（第31条 第1項） 専門職大基準 第28条
ii 大学院	* 修士課程・博士課程（第15条） 平5.10 大学院基準の改正（平5.10.1 文令32）で、大学基準 第31条 第1項等を準用 * 専門職学位課程＝ 平15.4（専門職院基準 第45条）
・ サテライトキャンパス	
* 平成3年	大学院の量的整備について（平3.11.25 大学審議会 答申） 「社会人の大学院に対するアクセスを容易にするため、…、大学院が、本校の所在地以外の地域に、必要な施設設備や図書等を備えた教育研究指導の場を用意し、授業や研究指導の一部をそこで行うことは、大学院設置基準上も可能」と明示
* 平成 7年	社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所で行うことについての申合せ （平7.1.16 大学設置分科会決定） 「専ら夜間において教育を行う大学院、又は大学院設置基準 第14条の教育方法の特例を実施する大学院における社会人学生の利便性を図るため、…」
* 平成13年	大学院設置審査基準要項細則 （平13.2.20 大学設置・学校法人審議会 大学設置分科会長 決定） 「大学院における社会人学生の利便性を図るため、…」
* 平成15年 i 大学 [平31.4] ii 大学院・ 専門職大学院 iii 大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件 平15.3.31 文科告43 いわゆる「サテライト告示」	大学設置基準・大学院設置基準の改正（平15.3.31 文科令15） 大学基準第25条第4項 専門職大基準 第18条第4項 大学基準を準用 大学院基準 第15条 専門職院基準 第45条 実務の経験を有する者等を対象として授業を行うものであること、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること、等の要件を規定 「専門職大学に関し必要な事項を定める件」 （平29.9.8 文科告109） 第2条により、平15.3.31 文科告43を準用 ○平成7年の申合せ（夜間大学院・14条特例を実施する大学院）、平成13年の細則（すべての大学院）を経て、平成15年の設置基準改正・告示では、構造改革特区要望などを踏まえ、大学院だけでなく 学部段階についてもサテライトキャンパスを認めた 授業の対象としては、実務の経験を有する者のほか、単位互換による授業を受ける者であって当該授業を実施する大学の校舎等に継続的に通学することが困難なものなども想定される （平15.3.31 文部科学事務次官通知 15文科高162）
・ メディアを利用して行う授業（遠隔授業）→（「12 遠隔授業」参照）	

・ 共同教育課程制度 平21.3 大学設置基準等の改正 (平20.11.13 文科令35 平21.3.1施行)	
国公私を通じ、複数の大学が共同で教育課程を編成し、連名で学位を授与する、大学における教育課程の共同実施制度を創設 学生は制度上すべての構成大学に所属するが、構成大学のうちいずれか一つの大学に本籍を置く。通信教育に係るもの及び外国における学科等の組織において単位を修得しなければならない ものについては、対象としない なお、共同教育課程における最低修得単位数につき、連携開設科目制度（後出）参照 大学基準（第43条～第49条） 大学院基準（第31条～第34条） 専門職院基準（第32条～第34条） 短大基準（第36条～第42条） 学位規則（第10条の2） 〔平31.4〕専門職大基準（第55条～第61条） 専門職短大基準（第52条～第58条）	
・ 国際連携教育課程制度 平26.11 大学設置基準等の改正 (平26.11.14 文科令34) → (「13 国際連携教育課程制度」参照)	
・ 工学分野の連続性に配慮した教育課程の制度 (平30.6 大学設置基準等の改正 (平30.6.29 文科令22))	
* 社会の要請・産業分野の変化に迅速に対応できるよう、工学系の教育研究を行う大学は、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（「工学分野の連続性に配慮した教育課程」）を編成することができるとする特例 * 当該課程には、工学以外の専門分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設する努力義務 教員配置の特例 大学基準(第12章 第49条の2～第49条の4) 大学院基準(第11章 第34条の2～第34条の3)	
・ 学部等 (研究科等)連係課程実施基本組織	令元.8 大学設置基準等の改正 (令元.8.13 文科令11) 令元.8.13 元文科高 第328号 高等教育局長通知
① 学部等連係課程実施基本組織	大学基準第 42 条の3の新設 ⇒第41条へ移動〔令4.9.30 文科令34〕 (1) 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる2以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織をいう。以下同じ）との緊密な連係及び協力の下、当該2以上の学部等が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（「学部等連係課程実施基本組織」）を置くことができる（第1項） (2) 連係協力学部等の基幹教員の兼任可、基幹教員数・校舎の面積等、収容定員（連携協力学部等の収容定員の内数）の特例 （第2項～第4項、別表第1イ(1) 備考 12） (3) 当分の間、医学、歯学、薬学（臨床）及び獣医学を履修する課程を主として実施する学部等連係課程実施基本組織は、設置することができない （改正省令附則第2条）
② 研究科等連係課程実施基本組織	（大学院基準 第30条の2 新設） (1) 大学院（専門職大学院を除く 改正省令附則第3条）は、上記 ①(1)と同様、当該大学院に置かれる2以上の研究科等が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織（「研究科等連係課程実施基本組織」）を置くことができる（第1項） (2) 連係協力研究科等の専任教員の兼任可（第2項） 収容定員（連係協力研究科等の収容定員の内数 第3項）
③ 学科連係課程実施学科	（短期大学基準 第3条の2 新設） 短期大学（専門職短期大学を除く）は、学科等連携実施学科を置くことができ、①(1)(2)と同様の特例

・ 学修証明制度 令元.8 学校教育法施行規則の改正（令元.8.13 文科令11） ：当該大学の学生・科目等履修生対象	
* 大学（専門職大学、大学院（専門職大学院を含む）及び短期大学（専門職短期大学を含む）を含む）は、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面）を交付することができる（第163条の2） … 学生の「副専攻」に係る学修証明書、など（令元.8.13 元文科高 第328号 高等教育局長通知）	
・ 法科大学院と法学部等との連携の制度 （令2.4 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正）	
* 法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院を「連携法科大学院」という 大学の学部にいわゆる「法曹コース」を設置し、この課程を最短3年間で終了した学生を法科大学院（他大学を含む）の法学既修者コース（2年間）に特別な選抜（「専願枠」を設けることが可能）によって入学させることにより学部から大学院まで5年一貫型の教育を行う 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平14.12.6法139） 第6条等（令元.6.26 法44 令2.4.1施行） ただし、文科大臣の「認定」等の行為は公布日から実施可能 = 附則 第1条、第2条等	
・ 連携開設科目制度 令3.2 大学設置基準等の改正（令3.2.26 文科令9） 令3.2.26 2 文科高 第1070号 高等教育局長通知 →（「14 連携開設科目制度」参照）	
・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱の制定 （令3.2.24 文部科学大臣 決定）	
大学・短期大学・高等専門学校の正規の課程であって、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定及び選定して奨励する	
・ 教育課程等に係る特例制度 令4.10 大学設置基準等の改正（令4.9.30 文科令34）	
大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設。	
【 制度（イメージ） 】	① 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合 かつ ② 以下を行う大学であること 当該先導的な取組 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮 上記 ① ② について、文部科学大臣の認定を受けたとき※に おいては、文部科学大臣が別に定めるところにより、「特例対象規定」 の全部又は一部によらないことができる制度を創設 ※ 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表（大学基準 第57条 第2項） 大学基準 第57条、短大基準 第50条、専門職大基準 第76条、 専門職短大基準 第73条、高等専門学校基準 第28条 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令4.9.30 文科告131）

「大学設置基準における特例対象規定

(大学基準第57条第1項)」

第19条 第1項 (授業科目の自ら開設の原則)

第22条 (1年間の授業期間)

第28条・第29条 第2項・第30条第4項 (単位互換等の60単位上限)

第32条 第5項 (遠隔授業の60単位上限)

第32条 第6項 (連携開設科目に係る30単位上限)

第37条・第37条の2 (校地・校舎面積基準)

第41条 第3項 (学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等
※基幹教員数に係る部分を除く)

第42条の8

(入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定)

第45条 第1項から第3項まで

(共同学科に係る卒業要件の単位修得要件)

第47条 ・ 第48条 (共同学科に係る校地・校舎面積)

第52条 第2項・第54条 第1項若しくは第2項

(国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件)

第56条の6 ・ 第56条の7 第2項若しくは第3項

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積)

(注) 令和4年度大学設置基準等の改正を受けた教育職員免許法施行規則の改正 (令5.9.25 文科令30) 文部科学大臣 (教員養成部会)の教職課程の認定に関し、免許法施行規則の一部の規定を適用しない特例 (教免法施行規則第22条第6項)を設けることにより、設置基準特例を受けた大学の教職課程についても先導的な取組を行うことを可能とする

【リカレント教育関連】

・ 履修証明制度

学校教育法の改正（平19.6.27 法96 平19.12.26施行）
： 当該学校の学生以外の者を対象

- ① 大学・短期大学・大学院、高等専門学校、専門学校は、社会人等の当該学校の学生以外の者を対象とした特別の課程（履修証明プログラム）を編成し、その修了者に対して修了の事実を証する証明書（Certificate）を交付することができる

法 第105条、第123条、第133条第1項
法施行規則 第164条 専門職大学等〔平31.4～〕

なお、これにより、各大学等がこれまでも科目等履修生制度や公開講座等を活用して実施している様々な社会貢献の取組みが制約されるものではない

学校教育法第105条に規定する「特別の課程」の総時間数は、120時間以上から60時間以上に緩和された
法施行規則 第164条第2項 平31.1.30 文科令2 平31.4.1施行

大学・大学院・短期大学の特別の課程の履修資格は、「学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者でなければならない」（法施行規則 第164条 第3項）

- ② 特別の課程履修生に対する単位授与等（令元.8.13 文科令11 iiについては 令4.3.22 文科令6）

- i 大学・専門職大学、短期大学・専門職短期大学は、特別の課程履修生（当該大学の学生以外の者）に対し、単位を与えることができる
〔 大学基準 第31条 第2項、短大基準 第17条、専門職大基準 第28条、
専門職短大基準 第25条 〕

なお、一定の単位を修得した特別の課程履修生については、科目等履修生と同様、修業年限の通算が可能

（法 施行規則 第146条）

- ii 大学院・専門職大学院は、大学院が編成する特別の課程＊履修生（当該大学院の学生以外の者）に対し、単位を与えることができる
（大学院基準 第15条＝大学基準 第31条 第2項を準用、専門職院基準 第45条）

＊ 特別の課程＝履修資格が、学校教育法 第102条第1項の規定により
大学院に入学することができる者であるものに限る

- iii 単位授与大学等は、特別の課程の編成に当たって、単位授与の有無、実施体制をあらかじめ公表しなければならない（法施行規則 第164条 第5項）

・ 職業実践力育成プログラム認定制度

平27.7

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程
（平27.7.31 文科告124 即日施行）

- ＊ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程（専攻科、別科を含む）及び特別の課程（履修証明プログラム）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを、文部科学大臣は「職業実践力育成プログラム」として認定（第2条）し、官報で告示
第6条 令2.2.28 文科告12で「インターネットの利用その他の適切な方法により公示」へ改正
専門職大学等〔平31.4～〕

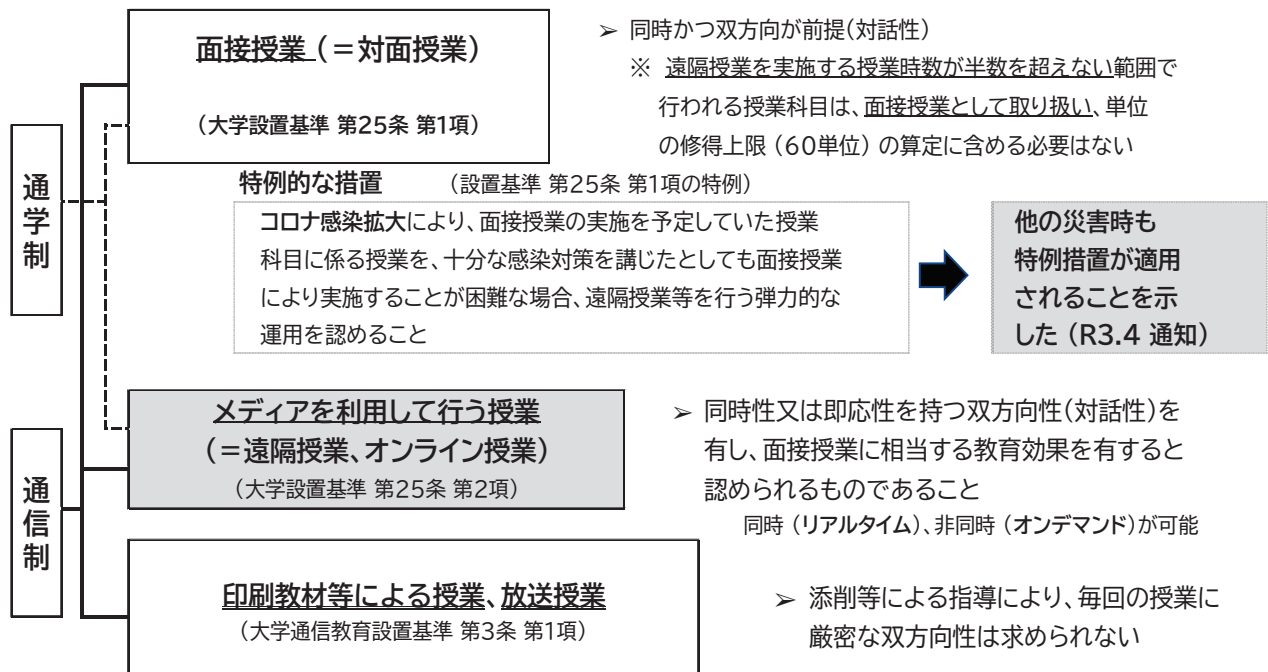
- ＊ 認定により、
① 社会人の学び直す選択肢の可視化、
② 大学等におけるプログラムの魅力向上、
③ 企業等の理解増進 を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

12 遠隔授業

I 大学における授業の方法と教育課程

令3.3 文部科学省作成資料を基に作成

1. 授業の方法



2. 教育課程

卒業に必要な単位数 = 124単位

通学制	特例措置 面接授業 (64単位～)	遠隔授業可：60単位まで
-----	-------------------------------------	---------------------

(※) 現行制度でも60単位分は全て遠隔授業で行えるほか、残り64単位分も授業のうちで主として面接授業を行えば、その一部 (半分未満)は遠隔授業で実施可能

➡ **遠隔授業の趣旨の明確化(R3.4通知)**

(※) 大学院は卒業要件が30単位と少ないことや研究指導等により個別指導が行われることから上限を設けておらず、遠隔授業による全単位修得が可能

通信制	面接授業 (遠隔授業可) (30単位以上)	放送授業で代替可 (10単位まで)	主に印刷教材等による授業、放送授業 (～94単位) ※面接授業・遠隔授業も可
-----	---------------------------------	-----------------------------	--

(※) 通信教育課程の場合、面接授業を全く行わなくても可能

Ⅱ 大学等における遠隔授業の取扱いについて 3.4.2 高等教育局長通知（3文科高9）（抄）

1 遠隔授業の実施に関する取扱い

- ・ 大学設置基準 第25条 第2項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令 第32条 第5項等の規定により60単位を超えないものとして上限が設定されているが、同令 第25条 第1項等で規定する 面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば 面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと
- ・ 通信教育を行う大学・学部においては、大学通信教育設置基準 第6条 の規定により、同令 第3条 第1項で定める大学設置基準 第25条 第2項の規定による遠隔授業によって実施する授業科目で修得した単位のための卒業も認められること
- ・ 上記取扱いにより、例えば、海外に在住する日本人学生や自国にいる外国人留学生に対し、海外から遠隔授業による履修や日本を訪問し国内で面接授業を履修するなど、柔軟に教育手法を組み合わせ教育が行えるなど、大学での創意工夫が可能であること
- ・ なお、通信教育を行う大学以外の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要であること

2 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

- ・ 令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準 第25条 第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること

3 その他

- ・ 1. 2. で示した取扱いについては、留学生についても適用されること

Ⅲ 大学における授業に関する規定等

1 大学設置基準 昭和31年 文部省令 第28号 最終改正：令4.9.30 文科令34

（授業の方法）（抄） **第二十五条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ 【下記3. i（注）参照】により、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる

（卒業の要件）（抄） **第三十二条** 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めるとする。

5 前四項又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする

2 大学通信教育設置基準 昭和52年 文部省令 第33号 最終改正： 令4.9.30 文科令34

(授業の方法等)(抄)

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む）の視聴により学修させる授業（次項及び第六条第二項において「放送授業」という）、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第一項の方法による授業（第六条第二項及び第九条第三項において「面接授業」という）若しくは同条第二項の方法による授業（第六条第二項において「メディアを利用して行う授業」という）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる

(卒業の要件)

第六条 卒業の要件は、大学設置基準 第三十二条 第一項の定めるところによる

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとするただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる

3 メディアを利用して行う授業（遠隔授業）の導入の沿革等

i 学部

平10.3

大学基準の改正（平10.3.31 文令11）で、設置基準上に位置付け（第25条 第2項）

卒業要件単位（124単位）のうち遠隔授業による単位数は30単位を超えないものとする（第32条 第5項（旧第4項） なお、30単位 → **60 単位**（平11.3.31 文令19））

[平31.4]

専門職大基準 第18条 第2項、第29条 第2項

「専門職大学に関し必要な事項を定める件」（平29.9.8 文科告109）

第1条（現 第3条 令3.2.26 文科告 20改正）により、平13.3.30 文科 告51を準用

(注)

「大学設置基準 第25条 第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件」

（平13.3.30 文科告51、平19.7.31文科告114・改正（平20.4.1施行） いわゆる「メディア授業告示」）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の 多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれに準ずる場所において履修させるもの

（ 大学設置基準 第31条 第1項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む

以下 次号において「教室等以外の場所」という

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

3. 遠隔授業の活用について

- (1) 今後、学生の学修機会を確保するとともに、(新型コロナウイルスへの)感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること

その際、平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準 第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）等に従い行う必要があるところ、同告示 第2号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること

・ テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う

・ オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材として e-learningシステム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講

学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる

なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる

【参考 2】 改正著作権法 第35条に基づく「授業目的公衆送信補償金制度」

（令2.4.28 施行）

学校の設置者が、文化庁の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」に一括して補償金を支払うことで著作権者の許諾を得ることなく著作物を円滑に利用できる制度
これにより、次のような授業等が可能となるが、無制限に利用できるということではないので、注意

新型コロナウイルス感染症拡大によりオンライン授業の需要が急速に拡大したため、2020年度に限っては緊急的かつ特例措置として、補償金額が無償

2021.4.1から有料化（大学については、学生1人当たり年額720円）、3年ごとに見直し

授業目的公衆送信補償金規程（令和2年12月18日 認可）参照

○オンデマンド授業で講義映像や資料を送信

○スタジオ型のリアルタイム配信授業

○対面授業を含むすべての授業の予習・復習用の資料をメールで送信

詳しくは、(有)国大協サービス「国立大学リスクマネジメント情報」
（2020年4月号、2021年3月号）参照

https://www.janu-s.co.jp/uploads/mail_magazine/2020/202004.pdf

https://www.janu-s.co.jp/uploads/mail_magazine/2021/202103.pdf

ii 大学院

平10.3

大学院基準 第15条で大学基準 第25条（授業の方法）を準用

修了要件30単位すべてをメディア授業により修得可
（ただし、必要な研究指導を受けなければならないことに留意）

iii 専門職
大学院

平15.4

専門職院基準 第8条 第2項（メディアを利用して行う授業＝大学基準第25条第2項関係）、
第9条（多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育による授業等＝大学通信教育
設置基準（昭56.10.29 文令33 昭57.4.1施行）の関係規定を準用）

iv 大学通
信教育

平10.3

平成10年の大学通信教育設置基準の改正（平10.3.31 文令12）では、大学基準 第25条
第2項の方法による授業（「メディアを利用して行う授業」）を、通信教育の教育方法の一つ
に位置付け（第3条 第1項）、卒業の要件として「面接授業」により修得することが求めら
れる30単位のうち10単位までは、放送授業又は「メディアを利用して行う授業」により
修得した単位で代えることができることとした（旧第6条 第2項）

➡ その後、平成13年の改正（平13.3.30 文科令45）により、卒業要件単位のうち
30単位以上は、面接授業又は「メディアを利用して行う授業」により修得するものと
する（第6条第2項 10単位までは放送授業で代替可能）とされたことにより、
現在は、卒業に必要な単位（124単位）すべてを遠隔授業により修得することも可能と
なった

【参考】 大学 ・ 高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン
（ 令5.3.28 文科省高等教育局 専門教育課、大学教育・入試課 ）

：「授業運営」、「学修評価」 及び 「指導体制」 の3つの観点から整理したもの

13 国際連携教育課程制度

国際連携教育課程制度の創設

平26.11 大学設置基準等の改正（平26.11.14 文科令34）

- ・ 改正① 令4.8 大学設置基準等の改正（令4.3.17 文科令3）
告示の改正（同 文科告33）

〔改正の趣旨〕 制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、我が国の大学間で共同教育課程を編成する際と同程度に要件を緩和し、国際連携教育課程の拡大に繋げる

〔改正の概要〕 国際連携教育課程を行う学科等の
 ① 設置認可要件の緩和
 ② 収容定員制限の撤廃
 ③ 国際連携教育課程への参画大学数の拡充
 （最低修得単位数の引下げ）等 令4.8.1 施行

- ・ 改正② 令5.7 大学設置基準等の改正（令5.7.31 文科令26）
告示の改正（同 文科告67）

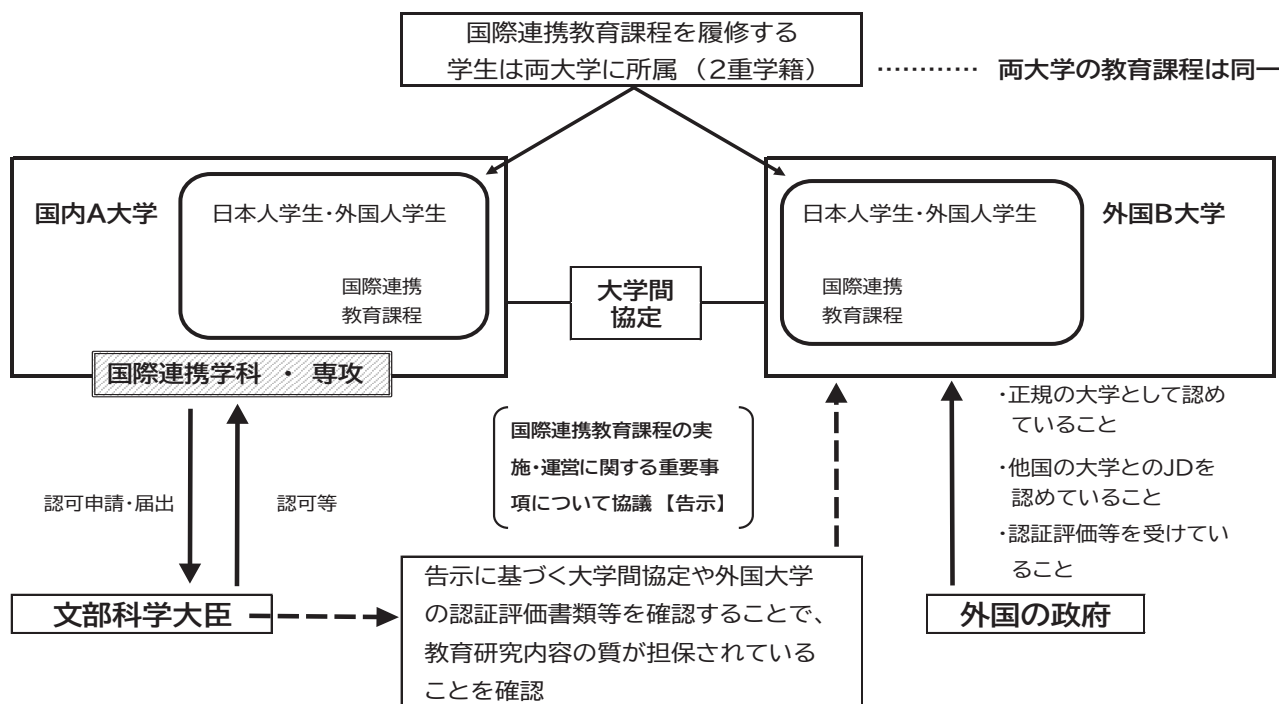
〔改正の概要〕 国際連携教育課程のうち、特定国際連携学科及び特定国際連携専攻（※）については、必置とされている1名の基幹教員（専任教員）の兼任を認めるとともに、当該学科等を置く学部等の施設及び設備を利用することができるものとし、国際連携教育課程制度の更なる活用促進を図る

（※）特定国際連携学科及び特定国際連携専攻とは、その収容定員が当該学科・専攻を置く学部・研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科・専攻において授与される学位の種類及び分野と当該学部・研究科に置かれる他の学科・専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科・国際連携専攻をいう

【制度の仕組み】

「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン(改訂版)」

（令和4年3月 文部科学省高等教育局 「参考資料1」を基に作成）



- 設置にあたっては、学位の種類や分野に変更がない場合は届出による申請を認める。これに伴い、連携外国大学等の要件として認証評価機関による評価等を受けたものであることを追加する

(改正① 前 = 学位の種類や分野に変更がなくても、全て設置認可の対象)

- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員内とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず、通常必要とされる教員の他、1名の専任教員が必要となる校地・校舎面積や施設・設備も、当該学科等に通常必要なものを備える必要がある

(改正① 前 = 国際連携学科・専攻の定員は、母体となる組織の収容定員の内数で上限2割とし収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる組織の教員の兼任、施設・設備の共用が可能)



(改正②) 特定国際連携学科及び特定国際連携専攻については、必置とされている1名の専任(基幹)教員の兼任を認めるとともに、専用の施設及び設備の整備を伴わないものの設置を認める

- 収容定員制限の撤廃に伴い、外国における災害等の事由により、JDプログラムの継続が困難となる場合に備え、学生の学修継続に必要な計画の策定や措置を講じるものとする
(他学科・専攻への転籍、既修得単位の読替え、補完的に授業科目を提供、等)

- 卒業要件は、我が国の大学及び外国大学それぞれにおいて、31単位以上(大学の学士課程の場合)を修得することとする
関連して、共同開設科目の履修により修得した単位は、我が国の大学及び外国大学における最低修得単位数に含めることはできないものとする (改正前は外国大学のみ不可)

(改正前 = 卒業要件は、大学の学士課程の場合、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上(62単位以上)、外国大学で4分の1以上を修得することとする)

- 国際連携学科等を設ける国内の二以上の大学は連携して教育研究を実施することができるものとし、その(共同国際連携教育課程)の場合の読替規定を整備する (改正前 = 国内は1大学のみ)
⇒ 上記の卒業要件の改正と合わせると、国内外を問わず2から4の大学で連携が可能

【制度の概要】

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

- * 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で1枚の学位記が出せる制度
我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理
- * 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程(国際連携教育課程)を編成する学科・専攻(国際連携学科・専攻)を設置する
対象となる学校種は、大学の学部、大学院の研究科、短期大学及び専門職大学院の研究科(ただし、法科大学院及び通信教育を除く)
また、医師・歯科医師・薬剤師・獣医師の養成に係る分野(課程)については、「当分の間」対象外 (平26文科令34 附則 第2項)
専門職大学等 [平31.4~]
- * 国際連携教育課程を履修する学生は、両大学に所属(2重学籍)

- * 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組み（特例）
- 両者の違いは、単位互換制度では個別のかつ事後的に認めてきた外国の大学での学修について、JDでは、「必要な授業科目を自ら開設する」ことの特例として、組織的かつ事前に外国の大学の授業科目を自大学のものとみなすもの
- また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」(任意)を設けた場合、30単位を超えない範囲で、いずれかの大学の単位としてみなすことができる
- ただし、それぞれの大学における最低修得単位数に含めることはできない

* 根拠規定：

- ① 大学基準（第50条～第56条の8）
 大学院基準（第35条～第41条の5）
 専門職院基準（第35条～第44条）
 短大基準（第43条～第49条の8）

〔平31.4〕専門職大基準（第62条～第75条）
 専門職短大基準（第59条～第72条）

※ 大学設置基準等の改正（平26 文科令34、令4 文科令3、令5 文科令26）

専門職大学院設置基準（平15 文科令16）第35条第1項の規定に基づき、
 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平15 文科告53）
 第1条（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）第6項、第7項

※ 告示の改正（令4 文科告33、令5 文科告67）

- ② 平成26年 文部科学省 告示 第163号～第171号（いずれも 平26.11.14）
 令4.3.17 文科告33 により 以下の告示を改正

- ・ 大学が国際連携学科を設ける場合について定める件
 平26.11.4文科告164
 大学院は 同165
 短大は 同166
 専門職大学院は 同167
- ・ 国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件
 平26.11.14 文科告168
 大学院は 同169
 短大は 同170
 専門職大学院は 同171
- ・ 専門職大学については 平26文科告164 ・ 同168を準用
 （平29.9.8 文科告109 第6条）
 専門職短期大学については 平26 文科告166 ・ 同170を準用
 （平29.9.8 文科告110 第6条）

【参考】 最低修得単位数及び共同開設科目の上限単位数

（前記ガイドライン（改訂版）を基に作成）

		卒業要件 単位数	最低修得単位数		共同開設科目 （上限単位数）
			我が国の大学	連携外国大学	
大学	一般	124単位以上	31単位	31単位	30単位
	医学・歯学	188単位以上	32単位	32単位	30単位
	薬学（臨床系）	186単位以上	31単位	31単位	30単位
	獣医学	182単位以上	31単位	31単位	30単位
専門職大学	一般	124単位以上	31単位	31単位	30単位
	修業年限2年	62単位以上	10単位	10単位	15単位
	修業年限3年	93単位以上	20単位	20単位	23単位
大学院	一般	30単位以上	10単位	10単位	7単位
専門職大学院	一般	30単位以上	10単位	10単位	7単位
	教職大学院	45単位以上	7単位	7単位	45単位以上の単位数の4分の1
短期大学・	修業年限2年	62単位以上	10単位	10単位	15単位
専門職短期大学	修業年限3年	93単位以上	20単位	20単位	23単位

14 連携開設科目制度

《 連携開設科目制度の創設 》

令3.2 大学設置基準等の改正 (令3.2.26 文科令9)
令3.2.26 2文科高第1070号 高等教育局長通知

- * 一の大学（以下「A大学」）が、次の ① ② のいずれかに該当する他大学（他の大学、専門職大学又は短期大学）が開設する授業科目を連携開設科目として当該A大学が自ら開設したものとみなすことを可能とする制度

大学基準（第19条の2、第27条の3）、大学院基準（第15条）、専門職院基準（第6条の3、第12条）
短大基準（第5条の2、第13条の3）、専門職大基準（第11条、第23条）、専門職短大基準（第8条、第20条）

- ① A大学の設置者が設置する他大学
文科大臣が定める基準* を満たす複数大学設置法人に限る

* 基準＝令3文科告 18、20、23

- ② A大学の設置者が社員となっている一般社団法人の他の社員が設置する他大学
文科大臣が「大学等連携推進認定」をした大学等連携推進法人に限る
認定の基準＝令3文科告17

- * A大学は、連携開設科目に係る授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業計画、学修成果の評価基準を公表しなければならない（学校教育法施行規則 第172条の2 第5号、第6号）

- * A大学は、学生が他大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、単位互換等によって修得した単位とは別に、次表(a)のとおり、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる
【大学基準 第30条第4項・第32条第6項、専門職大基準 第26条第5項・第29条 第3項、等】

《 課程の種別に応じた「連携開設授業科目」の履修により修得できる単位数 》

令2.8文科省パブリックコメント資料を基に作成

課 程	卒 業 要 件	単位互換・入学前修得等の 合計単位数の上限	他の大学が主幹大学となり「連携開設」 した授業科目による単位数の上限(a)
学士課程（医歯薬獣以外） ※ 学士（専門職）を含む	124単位	60単位を超えない ※ 当該大学で修得した単位を除く 連携開設科目について認定された単位を含む 以下同じ 大学基準30条4項	30単位を超えない （大学基準 32条6項） （専門職大基準 29条3項）
学士課程（医歯薬獣）	医歯 188単位 薬 186単位 獣 182単位		
修士課程 博士課程	30単位	20単位を超えない ※ 当該大学で修得した単位を除く ※ 単位互換15単位・入学前15単位 併せて20単位	7単位を超えない （大学院基準 16条2項、17条4項）
専門職学位課程	30単位 （法科・教職除く） 法科 93単位 教職 45単位	法科以外：終了要件単位数の1/2を超えない 法科：30単位を超えない 認定連携法曹基礎課程修了者等については 46単位を超えない ※ 当該大学で修得した単位を除く	法科以外：終了要件単位数の 1/4を超えない （専門職院基準 15条2項、29条2項） 法科：15単位を超えない （専門職院基準 23条2項）
短期大学士（2年制） ※ 短期大学士（専門職）を含む	62単位	30単位を超えない ※ 当該大学で修得した単位を除く	15単位を超えない （短大基準18条3項） （専門職短大基準26条4項）
短期大学士（3年制） ※ 短期大学士（専門職）を含む	93単位	46単位を超えない ※ 当該大学で修得した単位を除く	23単位を超えない （短大基準 18条3項） （専門職短大基準 26条4項）

* 共同教育課程のすべての構成大学の設置者が上記①又は②である場合は、共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学において修得すべき単位数を次表(c)のとおり引き下げる

《 課程の種別に応じた、共同実施制度の最低修得単位数の特例 》

令2.8文科省パブリックコメント資料を基に作成

課 程	修 業 年 限	卒 業 要 件 (a)	(a)のうち共同教育課程に係る授業科目によりそれぞれの大学において修得すべき最低単位数	
			最低修得単位数 (b)	(b)の特例 (c)
学士課程 (医歯薬獣以外) ※学士 (専門職)を含む	4年間	124単位	31単位	20単位 (大学基準45条3項) (専門職大基準 57条5項)
学士課程(医歯薬獣)	6年間	薬 186単位 獣 182単位 医歯 188単位	32単位	
修士課程 博士課程	修士 2年間 博士 3年間	30単位	10単位	7単位 (大学院基準 33条3項)
専門職学位課程	2年間	30単位 (法科・教職除く)	10単位	7単位 (専門職院基準 34条2項)
	法科 3年間 教職 2年間	法科 93単位 教職 45単位	7単位 (専門職院基準 34条4項)	既に大幅に緩和されていることから現状維持
短期大学士(2年制) ※短期大学士 (専門職)を含む	2年間	62単位	10単位	7単位 (短大基準 38条4項) (専門職短大基準 54条4項)
短期大学士(3年制) ※短期大学士 (専門職)を含む	3年間	93単位	20単位	15単位 (短大基準 38条4項) (専門職短大基準 54条4項)

(b)欄：単位互換等によって修得した単位数は含めない (大学基準 45条4項、等)

(c)欄：単位互換等や連携開設科目の履修により修得した単位数は含めない
(大学基準 45条4項、専門職大基準 57条6項、大学院基準 33条4項、専門職院基準 34条3項、等)

(参考) 教職課程の特例

令2.8文科省パブリックコメント資料を基に作成

	単位互換制度	連携開設制度 (新設) (令3.5.7 文科令25)	共同実施制度
仕組み	各大学が開設している授業科目について単位互換協定に基づき、自らの大学の授業科目とみなす仕組み	大学等連携推進法人や複数大学設置法人に参画する大学が連携して開設する科目(連携開設科目)を自らの大学の授業科目とみなす仕組み	共同の学位プログラムの下設置される複数大学の教職課程を同一のものとみなし、大学が開設する授業科目をお互いに自ら開設する授業科目とみなす仕組み
【教職課程】 大学が開設する授業科目上の特例 (教育職員免許法施行規則)	「教職に関する科目」のみ3割を上限に他の大学が開設する授業科目を自らが開設する授業科目とみなすことができる (教免法規則 22条4項)	「教科及び教職に関する科目」のうち連携開設科目 (大学において公表する)については8割を上限に自らが開設する授業科目とみなすことができる (教免法規則 22条3項)	「教科及び教職に関する科目」において他の大学が開設する授業科目の全てを自らが開設する授業科目とみなすものとする (教免法規則 22条5項)
設置基準特例に対応した教免法規則の特例 (※)	設置基準特例で認められた範囲内で3割を超える各科目の単位数を自大学開設とみなすことが可能	設置基準特例で認められた範囲で最低単位数の8割を超える単位を自大学開設とみなすことが可能	—

(※) 文部科学大臣(教員養成部会)の教職課程の認定に関し、免許法施行規則の一部の規定を適用しない特例を設けることにより、設置基準特例 (大学設置基準等の令和4年度改正により、教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度) を受けた大学の教職課程についても先導的な取組を行うことを可能とする

(教免法規則 22条6項を新設し、同条1項、3項及び4項の特例を規定) (令5.5文科省 パブリックコメント資料)

15 主な中教審答申（概要）（平成16年～ 高等教育関係）

・「薬学教育の改善・充実について」（平16.2.18） * 薬剤師の養成を目的とする薬学教育については、学部段階の修業年限を4年から6年に延長
・「我が国の高等教育の将来像」（平17.1.28） * 高等教育計画の策定と各種規制の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へ * 大学・短大の収容力は平成19(2007)年度には100%に達するものと予測（従来の試算よりも2年前倒し） * 大学は、全体として ① 世界的研究・教育拠点、② 高度専門職業人養成、③ 幅広い職業人養成、④ 総合的教養教育、⑤ 特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥ 地域の生涯学習機会の拠点、⑦ 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）等の各種の機能を併有するが、各大学はその選択により、緩やかに機能別に分化していく * アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に * 教授・助教授・助手制から教授・准教授・助教制へ * 大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定の削除 * 短期大学における教育の課程修了を学位取得に結びつけるよう制度改正 * 一定の要件を満たす専門学校卒業者に大学院入学資格を付与
・「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」（平17.9.5） * 各大学院の人材養成に係る目的の明確化 * 博士課程、修士課程における研究指導教員の取扱いの明確化 * 単位の考え方の明確化 * 修士課程の修了要件の見直し（特定課題研究の成果の審査と試験の合格による修了） * FDの実施、成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定の実施
・「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」（平19.3.10） * 義務教育の目標を新設するとともに年限を9年と規定 幼稚園から大学までの各学校の目的・目標の見直しと学校の規定順を幼稚園から始める（学校教育法の改正） * 学校評価及び情報提供の規定の新設 大学等の履修証明の制度化（学校教育法の改正） * 質の高い優れた教員を確保するための教員免許更新制の導入及び指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育職員免許法等の改正）
・「教育振興基本計画について」（平20.4.18） ※計画期間：平成20年度～平成24年度 * 大学等の教育力の強化と質保証 * 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進 * キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
・「学士課程教育の構築に向けて」（平20.12.24） * 大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開 国は学士力に関し、参考指針を提示 * 大学は、順次性のある体系的な教育課程を編成。国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援 * 大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化 入試方法を点検し、適切な見直し 初年次教育の充実や高大連携を推進 * 教員、大学職員の研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
・「グローバル化社会の大学院教育」（平23.1.31） * 学位プログラムとしての大学院教育の確立、グローバルに活躍する博士の養成、専門職大学院の質の向上、学問分野の特性に応じた改善方策
・「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平23.1.31） * 高等教育においては、キャリア教育の方針の明確化と、教育課程の内外を通じた体系的・総合的な教育の展開、それぞれの特性を活かした職業教育の充実
・「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学～」（平24.8.28）

・「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」 （平24.8.28） * 教員免許制度の改革 一般免許状(修士レベル)、基礎免許状(学士レベル)、 専門免許状(特定分野に関し高い専門性を証明) いずれも仮称 * 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善(教職大学院の拡充、など)
・「第2期教育振興基本計画について」 （平25.4.25） ※計画期間:平成25年度～平成29年度 * 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換、大学教育の質の保証 * 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学の研究力強化の促進 * 地域社会の中核となる大学を支援するCOC構想の推進
・「大学のガバナンス改革の推進について」 （審議まとめ） （大学分科会 平26.2.12） * 学長のリーダーシップの確立、学長選考・業績評価、学部長の選考・業績評価、教授会の役割の明確化、監事の役割の強化等について審議し、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築を提言
・「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学選抜の一体的改革について ～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花咲かせるために～」（平26.12.22 第177号） * 高等学校教育については、学習指導要領を抜本的に見直し、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入 * 大学教育については、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラムマネジメントを確立する（ナンバリング等）とともに、アクティブ・ラーニングへと質的に転換 * 大学入学選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入 同テストにおいては、英語について、四技能(読む・聞く・書く・話す)を総合的に評価できる問題の出題（例えば記述式問題など）や民間の資格・検定試験を活用 * 個別選抜については、学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性）を踏まえた多面的な選抜方法をとるものとし、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に 応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付け * 「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定 国は、本答申をもとに、改革の具体策やスケジュールの詳細を「高大接続改革実行プラン(仮称)」として取りまとめ、すみやかに策定・公表し、強力に推進 i 一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止し、大学入学選抜全体の共通ルールを構築するために、大学入学選抜実施要項を抜本的に見直す ii 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」については平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」については平成32年度から(平成28年度中を目途に作問イメージを公表)段階的に実施 など
・「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」 （平26.12.22 第178号） ① 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性 - i 小中一貫教育学校(仮称)、小中一貫型小学校・中学校(仮称)の制度を創設 - ii 免許は小・中併有が原則 ② 飛び入学に対する高等学校の卒業程度認定制度の創設 高等学校での50単位以上の修得及び大学での16単位以上の修得を基に、高等学校卒業と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定することで、高等学校卒業と同等の法的地位、社会的評価が得られる制度 ③ 国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直し 大学＝文部科学省が対象国を指定することにより、12年に満たない教育課程の国からの留学生等であっても、入学資格を認める 大学院＝外国における教育課程が16年に満たない場合でも、認証評価を受けた、修業年限3年以上の課程で取得した学士の学位を有する場合には、入学資格を認める ④ 高等教育機関における編入学の柔軟化 一定の要件を満たす高等学校専攻科における学修を大学における単位認定の対象とするとともに、その修了者に大学への編入学の途を開く
・「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」 （審議まとめ） （大学分科会 平27.9.15） * 大学院教育の改革の具体的方策（体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証、専門職大学院の質の向上、等） * 「卓越大学院(仮称)の形成」
・「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」 （平28.5.30 第193号） * 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化 名称は、例えば、 4年制は、「専門職業大学」「専門職大学」など、2・3年制は、「専門職業短期大学」「専門職短期大学」など（さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当）

・「第3期教育振興基本計画について(答申)」 (平30.3.8 第206号) ※ 計画期間：平成30年度～令和4年度 (教育政策の目標) * 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階> * グローバルに活躍する人材の育成 * 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成 * 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 など	
・「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」 (平30.11.26 第211号) * II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 … ○ 多様な学生 (リカレント教育の充実、留学生交流の推進)、 多様な教員 (多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証)、 多様で柔軟な教育プログラム (学位プログラム、単位互換制度、情報通信技術(ICT)を活用した教育の促進) ○ 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等 ➢ 国立大学の一法人複数大学制の導入、私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策、 国公立の枠組みを超えた連携の仕組み (大学等連携推進法人(仮称)の導入)、複数の高等教育機関、 産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制 (「地域連携プラットフォーム(仮称)」)の構築、 学外理事の登用促進 * III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質補償の再構築 … ○ 教育の質補償システムの確立 ➢ 設置基準の見直し (定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進展等を踏まえた抜本的な見直し) ➢ 認証評価制度の充実 (法令違反等に対する厳格な対応) * IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 … 【参考】2040年の推計 18歳人口 :120万人(2017)→88万人(現在の74%の規模) 大学進学者数 :63万人(2017)→51万人(現在の80%の規模) ○ 国公私の役割 ➢ 歴史的経緯と再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の 発展に国公私全体で取り組む 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討 ○ 地域における高等教育 (「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築(再掲)) * VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …	
・「教学マネジメント指針」 (大学分科会 令2.1.22)	
・「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～」 (審議まとめ) (令3.2.9 大学分科会)	
・「これからの時代の地域における大学の在り方について－地方の活性化と地域の中核となる大学の実現－」 (審議まとめ) (令3.12 大学分科会) (地域における大学の役割) ① 人材育成機関としての役割 (必要不可欠な分野の従事者、地域産業のDXやグローバル化を推進する人材、地域社会を活性化する人材) ② 高度な研究能力を有する機関としての役割 (産業界等との連携、地域の発展や課題解決に資する取組の実行) ③ 地域の文化・歴史を発展・継承する役割 (地域の魅力の発信) ④ 知と人材のハブとしての役割 (海外等の他地域との窓口)	
・「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」 (審議まとめ) (令4.3.28 大学分科会) 大学設置基準等の改正 (基幹教員制度、教育課程等の特例制度の導入 等)、 認証評価制度 (不適合の大学の受審期間の短縮化等)、 情報公表 (「入学者選抜に関すること」の公表等)、 その他 遠隔授業に関するガイドラインの策定、基盤的経費の配分や設置認可申請等における 定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、 収容定員に基づく複数年度の算定へと改める、等	
・「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～ (答申)」 (令4.12.9 第240号) 教員免許の在り方、教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、等	

・「次期教育振興基本計画について(答申)」

(令5.3.8 第241号) ※計画期間：令和5年度～令和9年度

2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針（次期計画のコンセプト）として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、その基本方針の下、5つの基本的方針と令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間における16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示している

・「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」

(令5.12.22 大学分科会)

16 官邸主催の会議の提言等（平成25年～）と対応状況

(1) 教育再生実行会議、教育未来創造会議

1 教育再生実行会議

開催根拠：平25.1.15 閣議決定
内閣総理大臣が開催 令3.12.3廃止

- ※ 第一次提言 平25.2.26 「いじめ問題等への対応について」
 - * 道徳の教科化
いじめ対策の法律の制定
体罰禁止の徹底 → いじめ防止対策推進法（平25.6.28 法71）
- ※ 第二次提言 平25.4.15 「教育委員会制度等の在り方について」
- ※ 第三次提言 平25.5.28 「これからの大学教育等の在り方について」
 - * グローバル化 海外のトップクラスの大学との大学院等の共同設置、ジョイント・ディグリーの提供
今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上
日本人留学生を12万人に倍増・外国人留学生を30万人に増、等
 - * イノベーション創出 「理工系人材育成戦略」(仮称)を策定、大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に、等
 - * 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能、大学等における社会人の学び直し機能を強化
 - * 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化
改革工程を平成25年夏を目途に策定、
学長が全学的なリーダーシップをとれる体制の整備、
学長の選考方法等の在り方も検討 等
- ※ 第四次提言 平25.10.31 「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」
 - * 基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、各(高等)学校における指導改善や生徒の学習改善にいかすための新たな試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル）(仮称))を創設
 - * 大学教育を受けるために必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト(発展レベル）(仮称))を導入し、各大学の判断で利用可能。複数回挑戦することを可能とすることや、外国語、職業分野等の外部検定試験の活用を検討
- ※ 第五次提言 平26.7.3 「今後の学制等の在り方について」
 - * 小中一貫教育学校（仮称）の制度化やそれに伴う教員免許制度の改革
 - * 高等学校の早期卒業を制度化。
大学・大学院入学資格において課している12年または16年の課程の修了要件を緩和
高等学校専攻科修了者について、大学への編入学の途を開く
 - * 3～5歳の幼児教育の段階的無償化や実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を検討
- ※ 第六次提言 平27.3.4 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」
 - * 大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築
 - * 奨学金の優先枠（地方創生枠(仮称))を設けたり、返還額を軽減したりする措置を講じ、学生の地元定着へのインセンティブを高める取組を推進
 - * 特に大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化について検討
 - * 地域活性化の中核となる国立大学においては、第3期中期目標期間の評価に地域連携の視点を取り入れるなど、大学の地域連携に対する評価と資源配分を連動
- ※ 第七次提言 平27.5.14
「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」
- ※ 第八次提言 平27.7.8 「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」
 - * 国家戦略として、教育投資を「未来への先行投資」と位置付け、その充実を図っていく ことが必要
 - * 「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」については、優先して取り組む必要がある
→ 試算： 幼児教育関係 = 約1兆円、高等教育関係 = 約0.7兆円
 - * 民間資金の活用による財源確保
(寄付金収入の拡大、寄付金税制の一層の拡充、国立大学法人の資産運用の弾力化等)
 - * 中長期的には税を通じた財源確保の検討
〔例えば、将来的に、消費税の見直しが検討されるのであれば、(略)、
税収の使途を年金・介護・少子化対策に加え、「教育」にも広げること検討〕

※ 第九次提言 平28.5.20 「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」

* 多様な個性が生かされる教育の実現

発達障害など障害のある子どもたち・不登校の子どもたちへの教育、学力差に応じたきめ細かい教育、
家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障（無利子奨学金の拡大、所得連動変換型奨学金制度の
具体化、給付型奨学金など教育費負担の軽減 など）など

※ 第十次提言 平29.6.1

「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子どもを育てる教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」

※ 「これまでの提言の実施状況について(報告)」 (平30.5.31)

※ 第十一次提言 令元.5.17 「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」

* 技術の進展に応じた教育の革新

学習指導要領や教科書の見直しの弾力化、
AI次代を担う人材育成としての高等教育の在り方、等

* 新時代に対応した高校改革

普通科について「選択可能な学習の方向性に基づいた類型」化、等

※ 第十二次提言 令3.6.3 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

* 初等中等教育に関しては、データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進や、
少人数によるきめ細かな指導体制と教師の質の向上等

* 高等教育に関しては、遠隔・オンライン教育の推進、グローバルな視点での新たな国際戦略 等

* 秋季入学への移行については、まずは大学等の入学・卒業時期の多様化・柔軟化を推進
するよう支援するとともに、産業界にも採用・雇用慣行の転換をお願いし、取組を進めて
いくこと など

2 教育未来創造会議

〔開催根拠：令3.12.3閣議決定

内閣総理大臣が開催、教育再生実行会議は廃止〕

※ 第一次提言 令4.5.10 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」 概要(抄)

1 未来を支える人材を育てる大学等の機能強化

(1) 進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化

① デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築

・ 大学設置に係る規制の大胆な緩和

(専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等)

・ 再編に向けた初期投資

(設備等整備、教育プログラム開発等) や開設年度からの継続的な支援 等

(2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受入れ強化

① STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出

・ 文理横断の観点からの入試出題科目見直し

・ ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するための
インセンティブ付与 等

(3)～(7) 理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進、グローバル人材の育成・活躍
推進、デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換、大学法人のガバナンス強化、等

2 新たな時代に対応する学びの支援の充実

(1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

・ 高等教育の修学支援新制度の検証を行い、機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象となっていない
中間所得層について、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工系及び農学系の学部で学ぶ学生
等への支援に関し必要な改善を行う。

(2) ライフイベントに応じた柔軟な返還(出せ払い)の仕組みの創設

・ 現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できる
よう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設

・ 在学中は授業料を徴収せず、卒業(修了)後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、
大学院段階において導入

→ これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいづれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる
出せ払いの仕組みを創設

3 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備

※ 第二次提言 令5.4.28「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」概要(抄)

* 2033までの目標

- ・日本人学生の派遣 **50万人** （コロナ前22.3万人 非英語圏の仏・独と同等の水準）
- ・外国人留学生の受け入れ・定着 **40万人**（コロナ前31.9万人）

・教育の国際化

英語のみで卒業・修了できる学部・研究科の数

学部:86→200 研究科:276→400

海外の大学との交流協定に基づく交流のある大学の割合 48%→80%

ジョイント・ディグリー・プログラムの数 27→50

ダブル・ディグリー・プログラムの数 349→801

* 具体的政策

- ・留学生の授業料設定柔軟化や定員管理の弾力化、国際化を先導する大学の認定制度の創設、日本語教育機関の認定制度創設等による質の維持向上 等

(2) 「日本再興戦略」、骨太の方針等

※ 日本再興戦略 – JAPAN is BACK –（平25.6.14 閣議決定）

- * 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上を入れる

(i) 国立大学改革プランの策定

(ii) 学校教育法等の改正を含め、抜本的なガバナンス改革

- * 理工系人材育成戦略の策定

国立大学による大学発ベンチャー支援ファンド等への出資の可能化

- * 3年間で、国立大学における1,500人程度の若手及び外国人研究者の常勤ポストの提示を目指し、年俸制の本格導入や企業等の外部からの資金を活用した混合給与の導入に直ちに着手

- * 2020年までに留学生を倍増（6万人→12万人）

外国人留学生も倍増（14万人→30万人、「留学生30万人計画」の実現）

- * 留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みの創設

- * 2018年までに国際バカロレア認定校等を200校（2013年6月現在16校）

- * 国家公務員試験や大学入試等へのTOEFL等の活用

- * 就職・採用活動開始時期の変更（広報活動は3月～、採用選考活動は8月～）

※ 「日本再興戦略」 改訂2014 – 未来への挑戦 –（平26.6.24 閣議決定）

* 大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により各機関の責任の下で業務を行うことができる「クロスアポイント制度」の導入・活用 など

※ 「日本再興戦略」 改訂2015 – 未来への投資・生産性革命 –（平27.6.30 閣議決定）

< 鍵となる施策 >

- * 国際的イノベーション・ベンチャー創出拠点の形成に向けた新たな大学・大学院制度の創設

… 「特定研究大学(仮称)」制度を創設（次期通常国会へ法案を提出）

「卓越大学院(仮称)」(来年度より具体的取組を開始)

「卓越研究員(仮称)」制度を創設（来年度から運用を開始）

- * 運営費交付金の重点配分導入による大学間競争の促進

… 国立大学の重点支援のための3つの枠組み(略)の中で、自己改革の評価結果を基に、運営費交付金のメリハリある配分を行う（配分方法を本年末までに取りまとめ、公表）

→「機能強化促進係数(仮称)」及び「学長の裁量による経費(仮称)」の係数及び額について、(略)、『日本再興戦略』改訂2014における記述

「運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大（2015年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3～4割に）」の趣旨を踏まえて設定する

なお、国立大学の財務運営の自由度拡大方策の検討（本年中に一定の結論）

＊研究成果最大化に向けた競争的研究費改革

… 文部科学省及び内閣府の大学等に対する競争的研究費について、間接経費を30%措置する（来年度新規案件より措置）

＊実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

… 2019年度の開学に向け、来年年央までに結論を出し、同年中に所要の制度的措置を目指す

※ 第5期 科学技術基本計画（平28.1.22 閣議決定 平成28～32年度）

＊ 第5期基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は 約26 兆円

※ 日本再興戦略 2016 –第4次産業革命に向けて– （平28.6.2 閣議決定）

<鍵となる施策>

◎ イノベーションの創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出

＊ 「組織」対「組織」の本格的な産学連携

企業から大学等への投資3倍増

： 2025年度まで、国内外のトップ人材を集めた世界的研究拠点5か所創出

＊ 第4次産業革命を支える人材育成・教育施策

<KPIの主な進捗状況(大学関係)>

2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指す	新規設定 2014年度実績 = 1,151億円
今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上入る (2013.6設定)	(2015-2016) THE誌：100位以内2校、QS社：同5校、上海交通大学：同4校
・ 年俸制又は混合給与対象者を、2014年度は6,000人、2015年度は1万人規模とすることを目指す ・ 国内セクター間の研究者移動者数を2020年度までに2割増加させる	2015年度の年俸制適用者は約10,400人(達成) 新規設定
2015年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額を3～4割とすることを目指す	新規設定 2015年度実績：32% 2014年度実績：21% 2013年度実績：10%

※ ニッポン一億総活躍プラン（平28.6.2 閣議決定）

＊ 給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る

＊ 奨学金の返還については、(略)、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度(2017年度)の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る

※ 経済財政運営と改革の基本方針2017 ～人材への投資を通じた生産性向上～ （平29.6.9 閣議決定）

＊ 高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める

＊ 新たに導入した給付型奨学金制度及び所得連動返還型奨学金制度の円滑かつ着実な実施、無利子奨学金や授業料減免等、必要な負担軽減策を財源を確保しながら進める

＊ 大学教育の質や成果の「見える化」、情報公開、成績評価等の厳格化等を推進
外部人材の登用の促進、ガバナンス改革 など

＊ 少子化や経済社会の変化等を踏まえ、大学の組織再編等を促進するため、設置者の枠を超えた大学の連携・統合を可能とする枠組みや、経営困難な大学の円滑な撤退や事業承継が可能となる枠組みの整備に向けた検討を進める

＊ 大学生の集中が進む東京23区においては大学の定員増は認めないことを原則としそのための具体的な制度等について検討し、年内に成案を得る
(同旨「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」(平29.6.9 閣議決定))

＊ 国立大学に対する評価性資産の寄附の促進策の検討

政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを旨とし所要の規模の予算が確保されるよう努めるとともに、2025年(平成37年)までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指すし、これらにより官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目指す

(同旨「未来投資戦略2017-Society 5.0の実現に向けた改革-」(平29.6.9 閣議決定))

※ 未来投資戦略 2017 -Society5.0の実現に向けた改革- (平29.6.9 閣議決定) ← 日本再興戦略

(大学の数理・データサイエンス教育の強化、工学教育改革等)

- * 工学教育システム改革について、学科ごとの縦割り構造の抜本的見直し、学士・修士の6年一貫制教育などの教育年限の柔軟化など
- * 文系理系を問わず専門分野を超えた全学的な数理・データサイエンス教育等を実施するためのセンターを拠点となる大学に整備
(「学」の中核機能強化に向けたインセンティブ強化及び自己資金獲得の促進)
- * 各大学の産学連携の取組を比較評価できるデータを整備し、毎年公開することで企業の連携先の検討を後押し
- * 大学保有資産の魅力向上 ・ 一層の有効活用
大学等への土地・株式の寄附を活発化
新株予約権の取得・株式保有の弾力化

※ 新しい経済政策パッケージ (平29.12.8 閣議決定 「人づくり革命」「生産性革命」人生100年時代構想会議)

(「人づくり革命」… 財源は、2019年10月に予定している消費税率の引上げによる増収分)

1. 幼児教育の無償化
2. 待機児童の解消
3. 高等教育の無償化

「授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。」2020年4月から実施
* 支援対象者の要件、支援措置の対象となる大学等の要件

… 経済財政運営と改革の基本方針2018参照

- * (消費税の使途が年金、医療、介護、少子化対策に限定されていることから)、「高等教育への支援については、少子化対策に資する観点から、高額な授業料負担が出生率の向上に関するネックになっている低所得者層の支援に限定する」

8. 来年夏に向けての検討継続事項

「今後、引き続き、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、オーストラリアのHECS等諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続する。」等

※ 人づくり革命基本構想 (平30.6.13 「人生100年時代構想会議」)

※ 統合イノベーション戦略 (平30.6.14 「総合科学技術・イノベーション会議」 平30.6.15 閣議決定)

※ 未来投資戦略2018 -「Society5.0」「データ駆動社会」への変革- (平30.6.15 閣議決定 未来投資会議)

(AI時代に対応した人材育成と最適活用)

- * 大学入学共通テストに「情報Ⅰ」(コンピュータの仕組み、プログラミング等)を追加、等

- * 分野横断的で実践的な人材養成を行う「学位プログラム」を実現するべく、大学設置基準等を改正(来年度当初を目途)、等

(イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携)

- * 研究大学における学長(経営責任者)とプロボスト(教学責任者)の機能分担、経営協議会の審議活性化、経営人材キャリアパスの形成等を含む大学ガバナンスコードを2019年度中に策定
- * 研究大学を中心とした国立大学を対象に、民間資金の獲得等に応じ運営費交付金の配分等を行う仕組みを2018年度中に検討し、試行的な導入を早急に行う
- * 若手研究者の活躍の機会を増大させるため、国立大学の教員について年俸制を段階的に拡大、適切かつ実効性のある業績評価に基づく給与水準の決定を徹底科学研究費助成事業等について若手向け研究種目への重点化

※ 経済財政運営と改革の基本方針 2018 ~ 少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現~

(平30.6.15 閣議決定)

(高等教育の無償化)

- * 無償化の対象範囲(国立大学の場合)

… 住民税非課税世帯(年収270万円未満)の子供たちに対する授業料・入学金は免除、給付型奨学金については、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置

年収300万円未満の世帯については住民税非課税世帯の場合の授業料減免・給付型奨学金の3分の2、年収300万円から380万円の世帯については3分の1の額を支援

- * 支援対象者の要件
 - … 高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認する
 - 大学等への進学後は、その学習状況を毎年確認し、単位の取得が1年間に取得が必要な単位数の6割以下のときやGPA等により成績が下位4分の1に属するときは大学等から「警告」を行い、警告を連続で受けたとき等は支給を打ち切る（特例も検討）
- * 支援措置の対象となる大学等の要件
 - … 学問追究と実践的教育のバランスがとれている大学等
 - ① 実務経験のある教員が卒業必要単位数の1割以上の単位の授業科目担当者として配置され、学生の履修環境が整っていること
 - ② 理事に産業界等の外部人材を複数任命していること
 - ③ 授業計画（シラバス）の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること
 - ④ 法令に則り財務情報・教育活動（定員充足、進学・就職の状況）情報を含む経営情報を開示し、HP等で一般公開していること

（大学改革）

- * 少ない持ち時間であっても専任教員とすることができる仕組みを学部段階に導入することにより実務経験のある教員を増やす
- * 教員を一つの学部に関し専任教員とする運用を緩和
- * 産業界等の外部人材の理事への登用の一層の推進
 - 国立大学については、民間の外部人材を追加的に任命する場合に関し、法定の理事数を超えて任命できるようにする（国立大学法人法の改正）
- * 大学の組織再編を促進するため、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入（国立大学法人法の改正）
- * 国公立の枠を超えた大学の連携を可能とする「大学等連携推進法人（仮称）」の創設を検討

※ 成長戦略実行計画 ・ 成長戦略フォローアップ ・ 令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（令和.6.21 閣議決定 未来投資会議）の「成長戦略フォローアップ」部分

（KPIの進捗状況）

- * 2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増
⇒ 1,361億円（2017年度実績）
- * 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上
⇒ 3.48%（2017年度実績） など

（高等教育・研究改革）

- * 今年度中に国立大学のガバナンスコード策定、「大学等連携推進法人（仮称）」制度創設の検討
- * 「国立大学の運営費交付金の毎年度の配分について、成果を中心とする実績状況に基づく配分の対象額及び変動幅を2020年度予算から順次拡大していくとともに、2019年夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討し、検討結果を令和2年度以降の適用に活用する。」
- * 「国立大学における余裕金の共同運用の仕組みの創設や留学生対象授業料等の規制緩和について検討する」 など

※ 経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～（令和.6.21 閣議決定）

（主要分野ごとの改革の取組 － 文教）

- * 教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、教育研究の定量的成果等に応じた財政支援のメリハリ付けの強化
- * 「国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う
その際、（現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する）」
- * 「国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。」

※ AI戦略2019 ～人・産業・地域・政府全てにAI～（令和.6.11 「総合科学技術・イノベーション会議」決定）
統合イノベーション戦略2019（令和.6.21 閣議決定）

※ 経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～（令2.7.17 閣議決定）

※ 大学改革等

教育・研究環境のデジタル化・リモート化
STEAM人材育成、データサイエンス教育、国立大学法人改革等の推進

- ・ 高校・大学の遠隔教育について、単位上限ルール等の見直しを検討する。
- ・ 国立大学法人改革について、戦略的な大学経営を可能とする新たな法的枠組みを検討し、年内に結論を得る。国立大学法人運営費交付金の客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大しつつ、第4期中期目標期間の新たな配分ルールを検討する

※ 科学技術・イノベーションの加速

官民連携による研究開発投資を拡大
ファンドを創設し運用益を活用するなどの仕組みによる世界レベル研究基盤構築
処遇の向上等による、博士課程学生を含む若手研究者支援の強化
オープン・イノベーションの推進 デジタル化、AI・ロボット等研究開発の戦略的推進
感染症対策、防災・減災等安全・安心分野への重点化

※ 統合イノベーション戦略2020（令2.7.17 閣議決定）等

※ 成長戦略会議（議長：官房長官）・「実行計画」（令2.12.7 中間とりまとめ）

成長戦略会議は、内閣総理大臣決裁により令和2年10月16日に設置
日本経済再生本部（未来投資会議）は同日廃止

※ 世界に伍する規模のファンドを大学等の間で連携して創設：

世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学等の共用施設の整備やデータ連携基盤の整備、
若手人材育成等を推進するため、世界に伍する規模のファンドを大学等の間で連携して創設
し、その運用益を活用するなどにより、世界レベルの研究基盤を構築

※ 大学改革：

国立大学法人が、真の経営体へ転換するため、中期目標・計画の在り方の見直しや評価全体の
簡素化を行うとともに、法人の経営裁量の拡大に向けた制度改正を検討
地方公共団体や産業界等のニーズに応え、（新たなニーズに応じていくハブとして）地方大学
自らの知的・人的リソースを地域産業の活性化に生かしていくような取組を、組織改革を
含め、促していくことで、魅力的な地方大学の実現に向けた改革を推進

※ 第6期科学技術・イノベーション基本計画（令3.3.26 閣議決定 令和3～7年度）

※ 5年間で、政府研究開発投資の総額30兆円、官民合わせた研究開発投資の総額120兆円を目指す

※ 経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力

～ グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～（令3.6.18 閣議決定）

〈第2章 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～〉

※ 地方の知と人材が集積する地方大学の力を強化する政策パッケージを本年度中に策定

〈第3章 4. デジタル化等に対応する文教・科学技術の改革〉

- ※ 施設等の基準、定員管理、授業方法等に関する大学設置基準等の見直しについて本年度内に結論を得て、順次改訂する。
- ※ 国立大学との新たな自律的契約関係の法的枠組みにつき、年内に結論を得る。ガバナンス抜本改革等と合わせ、法制化を行う
- ※ 国立大学法人運営費交付金について、客観・共通指標による成果に基づく配分の見直しを更に進めながら、新たな配分ルールを本年度内に策定し、私学助成等を含めた大学への財政支援の配分のメリハリを強化する
- ※ 国公立の枠を超えた大学の連携・統合を促進する
- ※ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」をエビデンスに基づき着実に実行する。
世界の学術フロンティア等を先導する国際的なものを含む大型研究施設の戦略的推進や官民共同の仕組みで大型研究施設の整備・活用を進める

※ 統合イノベーション戦略2021（令3.6.18 閣議決定）

※ 成長戦略会議（議長：官房長官）・「実行計画」（令3.6.18 閣議決定）

〈第11章 4. 大学ファンドの創設などを通じた大学改革〉

- ※ 優秀な人材と豊富な資金が集まる世界トップクラスの研究大学を目指し、10兆円規模の大学ファンドへの拡充について、本年度内に目途を立てる
大学改革に向けた新たな法的枠組みを早急に検討し、次期通常国会への提出を目指す
また、博士後期課程学生支援を着実に実施するとともに、地方大学を振興するための支援策を強化する

※ 統合イノベーション戦略2022（令4.6.3 閣議決定）

※ 経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ
～ 課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～（令4.6.7 閣議決定）

- * 給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、まずは大学院段階において導入
- * デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討
- * 理工系分野の女性教員及び女子学生の割合を向上する取組を加速
- * デジタル推進人材を2026年度末までに230万人育成 など

※ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～（令4.6.7 閣議決定）

- * スタートアップが大学の知的財産権を事業化する環境整備に向け、大学の国際特許出願に対する支援強化、共有特許ルールの見直し、大学による株や新株予約権の取得に際しての制限の撤廃等を進める など

※スタートアップ育成5か年計画 ＜新しい資本主義実現会議決定（令和4年11月28日）＞

※ 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令4.10.28 閣議決定）

- * 成長分野への大学・高専の学部再編等促進
〔デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する〕
- ・ 成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設（文部科学省）

※ 統合イノベーション戦略2023(令5.6.9 閣議決定)

※ 経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義 ～ 未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現 ～
(令5.6.16 閣議決定)

- * イノベーションの持続的な創出に向け、国際的な競争的環境下で、多様で厚みのある研究大学群を形成しつつ、世界最高水準の研究大学を実現する我が国全体の研究力向上を牽引する国際卓越研究大学の選定を着実に進めるとともに、戦略的な自律経営が可能となるよう必要な規制改革等を早期に実行する
- * 2033年までに日本人学生の中長期の海外派遣の拡大を含む海外留学生年間50万人、外国人留学生の受入れ年間40万人・卒業後の国内就職率6割等の実現
- * 2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充

※ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令5.6.16 閣議決定）

- * 授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入(注)した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。
(注)所得に応じた納付が始まる年収基準は300万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、年収400万円 程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする

※ こども未来戦略（令5.12.22 閣議決定）

- * 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大するさらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する

(3) 提言等への対応(大学関係)

◎ 「国立大学改革プラン」 (平25.11 文部科学省) (←「大学改革実行プラン」(平24.6 文部科学省))

- * 第3期における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
- * 各大学の機能強化の方向性
 - ・世界最高の教育研究の展開拠点 ・全国的な教育研究拠点 ・地域活性化の中核的拠点
- * 当面の目標
 - ・第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに
 - ・学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築
 - ・2020年までに、日本人海外留学生数、外国人留学生の受入数を倍増
 - ・今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上 など

○ 国立大学法人法等の改正 (平25.12.11 法98 公布の日から6月以内 (平26.4.1) 施行)
: 出資範囲の拡大

○ 大学の教員等の任期に関する法律の改正 (平25.12.13法99。平26.4.1施行): 労働契約法の特例 (5年→10年)

○ 独立行政法人通則法の改正(平26.6.13法66)に伴う国立大学法人法の改正 (平26.6.13 法67)

- i 独立行政法人と同様に、監査機能やガバナンスを強化するとともに、役職員の再就職等に関し規制 (通則法の規定を準用)
- ii 教育研究の特性や大学の自治に配慮し、役員人事や法人評価等については固有の制度を整備

○ 学校教育法及び国立大学法人法の改正 (平26.6.27 法88 平27.4.1施行): ガバナンス改革

- i 学校教育法の改正 = 副学長の職務、教授会の機能
- ii 国立大学法人法の改正 = 学長選考基準の公表、経営協議会の外部委員の増、など

○ クロスアポイントメント制度の運用に当たっての留意点等について
(平26.12.26付け 26文科高第804号 文部科学省 大臣官房長・高等教育局長・研究振興局長通知)

- * クロスアポイントメント制度の形態
国立大学法人 (大学共同利用機関法人を含む)、研究開発法人、民間企業等が機関間でクロスアポイントメントに係る協定書等を締結することにより、教員がそれぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率 (エフォート) で業務を行うもの
- * 実施に当たっての留意点
 - 1 「在籍型出向」の形態を採用することが最も妥当
「在籍型出向」とは一般に出向元事業主と出向先事業主の間で、出向に係る取決めに実施するとともに、出向労働者が出向元及び出向先のそれぞれと雇用関係がある形態
 - 2 就業規則等、協定等の整備

* (まとめ)

制度名	給与上の対応	一方機関から一括で支給
年金(共済制度、厚生年金)		一括支給機関において合算給与による加入可
医療保険(共済制度、健康保険)		一括支給機関において合算給与による加入可
雇用保険		賃金支給が多い機関＝一括支給機関において合算給与による加入可
労働者災害補償保険		合算給与を基礎に一括支給機関が保険料を納付
児童手当拠出金		年金等の加入機関＝一括支給機関において拠出
退職手当		常勤職員としての勤務が継続される必要がある (出向等によって身分が継続されていれば可)
所得税・住民税		一括支給機関において源泉徴収

◎ 高大接続改革実行プラン（平27.1.16 文部科学大臣決定）（「10 大学入学者選抜制度の変遷」参照）

◎ 【理工系人材育成戦略 The first edition】（平27.3.13 文部科学省）

* 労働力人口の減少の中で、付加価値の高い理工系人材の戦略的育成の取組を始動すべく、文部科学省において、当面、2021年度末までにおいて集中して進めるべき方向性と重点項目を整理

* 「理工系人材育成 - 産学官円卓会議」（仮称）を設置

○ 「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について」

（平27.6.15 文部科学省・検討会）

* 「機能強化促進係数（仮称）」により一定の財源を確保した上で、機能強化に取り組む大学に重点配分

〔 予算上、三つの重点支援の枠組みを新設
各国立大学は、三つの枠組みから一つを選択し、取組構想を提案一測定可能な指標（KPI）を設定 〕

* 「学長の裁量による経費（仮称）」を新設

◎ 「国立大学経営力戦略」（平27.6.16 文部科学省）

* （国立大学は）「社会変革のエンジン」として「知の創出機能」を最大化していくこと、学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織への転換等を自ら推し進めていくこと

* 【経営力を強化するための方策】

1. 大学の将来ビジョンに基づく機能強化の推進

第3期（平成28年度～33年度）における各国立大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、（国立大学法人運営費交付金の中に）三つの重点支援の枠組み
（①地域貢献、②専門性、③世界レベル）を新設

2. 自己変革・新陳代謝の推進

3. 財務基盤の強化

文部科学省は、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を確保しつつ、改革に取り組む大学にメリハリある重点支援を実施する。加えて、各国立大学の自己収入拡大を促進するための規制緩和や、外部資金獲得へのインセンティブ拡大を図る

4. 未来の産業・社会を支えるフロンティアの形成：「特定研究大学」「卓越大学院」「卓越研究員」（いずれも仮称）の創設

* 競争的研究費改革も合わせて実施

（参考）「競争的研究費改革に関する検討会」中間とりまとめ（平27.7.22）

○ 「地方創生のための大都市圏への学生集中是正方策」（平27.6.30 文部科学省）

* 入学定員超過に対する、

①基盤的経費の取扱いの更なる厳格化（国立大学法人運営費交付金、私学助成）
②公私立大学の新たな学部等の設置を認可しない基準の厳格化

○ 学校教育法等の改正（平27.6.24 法46 平成28.4.1施行）：「義務教育学校」制度新設
大学編入学の拡大

○ 大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平27.7.31文部科学省告示124 即日施行）の制定

○ 「特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議」審議まとめ（平28.1.13）：指定国立大学（仮称）

* 指定国立大学（仮称）は、「世界最高水準の卓越した教育研究活動を展開し、国際的な研究・人材育成及び知の協創拠点となる国立大学」

【人材獲得・育成】【研究力強化】【国際協働】【社会との連携】【ガバナンスの強化】【財務基盤の強化】
の六つの柱からなる構想について、大学からの申請を経て、国立大学法人評価委員会の意見を聴取した上で文部科学大臣が指定

○ 国立大学法人法の改正（平28.5.18 法38 平29.4.1施行）：指定国立大学法人制度、資産の有効活用

i 指定国立大学法人制度の創設（準備行為は 平28.10.1施行）
国立大学法人評価委員会の委員への外国人の任命（平28.10.2施行）

ii 国立大学法人・大学共同利用機関法人の資産の有効活用を図るための措置
（土地等の貸付け、余裕金の運用の認定）

○「高等教育進学サポートプラン」(平28.12.22 文部科学省)

* 進学をあきらめない! ~多様なメニューで進学を後押し~

- ・給付型奨学金の創設(H29~ 先行実施 給付の開始は進学後):

住民税非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす大学・短大・高専・専門学校の学生を対象
給付規模は進学者2万人(H30~)
在籍する高校長による推薦(H29は、私立・自宅外生と児童養護施設退所者等のみを対象)

給付額は月額2~4万円

(国立・自宅:2万円、国立・自宅外/私立・自宅:3万円、私立・自宅外:4万円)

児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

- ・低所得世帯対象に、H29入学者から、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃
(評定平均値 3.5以上の要件を撤廃)

- ・貸与基準を満たす全ての希望者に無利子奨学金を貸与

*安心の返還プラン! ~負担軽減策の大幅拡充~(H29実施)

- ・新たな所得連動返還型奨学金の制度の導入

「定額返還型」に加え、H29新規貸与者より、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型」の選択が可能
毎年、本人所得の9%(申請により最低返還月額2,000円まで減額可能(年収144万円以下の場合)を返還
本人年収300万円以下の場合、申請により返還猶予が可能(通算10年)
機関保証料率(現行0.693%)の引き下げも検討中

- ・低所得者向け減額返還制度の拡充

返還困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額
減額幅拡大の制度改正も検討中

- ・有利子奨学金の貸与利率の下限引下げ(従来の下限0.1% → 見直し後0.01%)
利率固定方式と利率見直し方式の選択可能

○独立行政法人日本学生支援機構法の改正(平29.3.31 法9 平29.4.1施行): 給付型奨学金

○学校教育法の改正(平29.5.31法41 平31.4.1施行): 専門職大学・専門職短期大学の制度化

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律
(平30.6.1 法37 原則公布日施行、一部規定は 6.1施行、10.1施行)の制定
: 東京23区内における学部収容定員の抑制等

○「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議」報告書(平30.6.14 文部科学省)

*「新しい経済政策パッケージ」(平29.12.8閣議決定)を受け、授業料の減免措置、給付型奨学金、支援対象者の要件、支援措置の対象となる大学等の要件の詳細部分を検討

○大学等における修学の支援に関する法律

(令元.5.17法8 令2.4.1施行 法施行に必要な準備行為は公布日施行)の制定

: 授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の支給の拡充(消費税率引上げによる財源を活用)

○学校教育法・国立大学法人法等の改正(令元.5.24 法11 令2.4.1施行 一部は公布日)

: 認証評価制度の改革、(国立大学)一法人複数大学制度の創設、(私立大学)役員の職務・責任に関する規定の整備、等

◎「国立大学改革方針」(令元.6.18 文部科学省) 概要(抄)

(取り組むべき方向性)

1. 徹底的な教育改革
2. 世界の「知」をリードするイノベーションハブ
3. 世界・社会との高度で多様な頭脳循環
4. 地域の中核として高度な知を提供
5. 強靱なガバナンス

人事給与マネジメント改革
教育研究コストの「見える化」

6. 多様で柔軟なネットワーク

7. 国立大学の適正な規模

各大学が求められる役割を果たすために必要な規模の在り方を議論
教員養成系大学・学部の高度化と、他大学との連携集約

(文部科学省の取組)

- 手厚い支援と厳格な評価の徹底
 - ・ 様々な取組を実現するための戦略的な資源配分
 - ・ 運営費交付金算定におけるアウトカム指標の開発と活用
- 規制緩和と体制整備
 - ・ 指定国立大学法人の更なる規制緩和と財源の多様化B282:C284
 - ・ 積極的な資産活用、留学生授業料弾力化等のための規制緩和

○ 「国立大学法人ガバナンス・コード」の策定 (令2(2020).3.30 文部科学省・内閣府・国立大学協会)

政府の『統合イノベーション戦略(平成30年6月15日閣議決定)』において、「内閣府(科技)及び文部科学省の協力の下、国立大学等の関係者は、大学ガバナンスコードを2019年度中に策定」することとされたことを受け、「大学の特性に鑑み、国立大学協会が、一義的な策定責任者として原案を策定したうえで、様々なステークホルダーの声を反映し、広く社会に受け入れられるものとするため、文部科学省、内閣府が責任をもって策定に関与し、三者による合意の上、公表」

○ 「国立大学法人の戦略的経営実現に向けて ～社会変革を駆動する真の経営体へ～ 最終とりまとめ」

(令2.12.25 文部科学省・国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議)

＊「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令元.6.21 閣議決定)による指摘事項について、
第4期中期目標期間に向けた検討

1. 規制による事前管理型から事後チェック型を基本思想とした、国との関係性における新たな枠組み(「自律的契約関係」)を構築
中期目標・中期計画の在り方(国は大枠の方針を示す)、評価の在り方(評価全体を簡素化)、エンゲージメントの在り方(透明性の確保)、内部統制に係る組織の在り方(国は大枠を示す)、会計制度・会計基準の在り方(財務諸表等の改善、目的積立金の見直し、等)
組織全体としての人事給与マネジメントに取り組む
2. 経営裁量の拡大を可能とする規制緩和
 - ・ 先行投資財源の確保とその循環拡大
(大学債発行等の対象事業及び償還期間の更なる拡大・長期化、出資対象事業の拡大、など)
 - ・ 定員管理等の柔軟化
[学部・学科等の再編を伴う定員変更手続きの簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理の弾力化等、など]
3. 新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現
 - ・ リアルキャンパスを前提とした大学設置基準の学修単位数や収容定員等の考え方の弾力化
 - ・ 教員の働き方の制度上・運用上の工夫改善

○ 「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令4.2.1 総合科学技術・イノベーション会議)

世界と伍する研究大学となるためのポテンシャルを有する大学を、変革への意志(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき、「国際卓越研究大学」として、文部科学大臣がCSTIの意見を聴いた上で認定

(認定要件)

- ① 自律と責任あるガバナンス体制
[①合議体、②大学の長(法人の長)、③ 教学担当役員(プロボスト)、④事業財務担当役員(CFO)、⑤監事]
- ② 国際的に卓越した研究成果の創出
[新しい学問領域の創出や優秀な若手研究者の育成等、国際的に卓越した研究成果の創出に向けたポテンシャル]
- ③ 実効性高く意欲的な事業・財務戦略
[財源に裏付けられた事業戦略とそれを確実に進める財務戦略 (財源の多様化や大学独自基金造成等)]

大学ファンドの支援対象となる世界と伍する研究大学には年3%程度(諸外国の研究大学の年間実質平均成長率は3.8%であること等を踏まえれば、最低でも3%程度の成長率が必要)の事業規模の成長を達成し、大学独自の基金の拡充を確実に行うことで、自律的財政基盤を強化し、新たな分野や若手への支援など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、資金循環の形成と学内の資源配分を行うことができるガバナンスを持ち、進化し続けるダイナミズムを有することが求められる

(注) 支援対象の大学を「国際卓越研究大学」に選定できる法案を国会(令4通常国会)に提出
「国際卓越研究大学」となることが見込まれる国立大学法人については、合議体等を導入するための法改正が必要

○ 「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令4.2.1 総合科学技術・イノベーション会議）

大学ファンドは、世界と伍する研究大学への支援と併せて、価値創造の源泉となり次代の研究力を生み出す、**すべての大学に所属する優秀な博士課程人材の活躍促進**を促すことで、我が国全体の研究力を飛躍的に発展させていくことが期待されている

国は、大学ファンドの創設と同時に、我が国の大学の多様性を広げ、そこに集う優秀な研究者、それらの有機的な連携を最大限引き出しながら、それぞれの大学のミッションと機能を十分に発揮できるよう、多様な大学の支援の在り方の全体像について、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（総合振興パッケージ）」として、とりまとめを行っている

（参考）研究大学に対する支援全体像

世界と伍する研究大学	（大学ファンドによる大学の支援）	
特定分野で世界トップレベルの研究拠点を形成 （世界トップレベルの研究拠点）	地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（総合振興パッケージ）による支援 〔特定分野で第一線の研究者が世界から糾合する優れた研究環境と、極めて高い研究水準を誇る大学への支援策〕	個人に着目した優秀な博士課程学生への支援
基礎研究からイノベーション創出を一気通貫で行い、大型の産学連携を推進 （世界トップレベルの研究拠点、共創の場）	産学官で共創の場を形成し、組織対組織の大型産学連携を推進し社会実装を目指す大学への支援	
産学官連携を推進し、地域の産業振興や課題解決に貢献 （世界トップレベルの研究拠点、共創の場、地方創生のハブ）	地域社会において地方創生に向けて大学のポテンシャル活用を行う取組への支援策	

※上記取りまとめの参考資料を基に作成

【参考】 地域中核・特色ある研究大学の振興 令和4年度第2次補正予算額 2,000億円

・地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（基金創設） 1,498億円

・地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共基金同研究の施設整備事業 502億円

○ 高等学校卒業程度認定審査規則の制定（令4.4.1文科令18）：高等学校卒業程度認定審査制度の創設

大学への飛び入学者について、入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校において3年の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する制度を創設

〔中教審答申（平26.12） 教育再生実行会議第12次提言（令3.6）〕

○ 教育未来創造会議の「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」工程表（令4.9.22閣議 資料配布）

- ① 未来を支える人材を育む大学等の機能強化、
- ② 新たな時代に対応する学びの支援の充実、
- ③ 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備、 に関する具体的な取組について、今後10年間の政策実施プロセスを関係省庁との連携のもとに取りまとめたもの

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の改正（令4.12.9 法94 令5.2.20施行）：助成業務の追加

- ・ デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて意欲ある大学・高等専門学校等の学部再編等の取組を支援するため、「機構」に、大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金を交付する業務を追加するとともに、基金を設ける（第3条第2項、第16条第2項 第16条の4等）

〔参考〕大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設

【基金創設】3,002億円（令和4年度 第2次補正予算）

- ① 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援
〔私立・公立の大学を対象〕
- ② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援
〔国公私立の大学（大学院を含む）・高専を対象〕

○ 教育未来創造会議の「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第二次提言）」工程表（令5.9.5閣議 資料配布）

第二次提言における新たな留学生派遣・受入れ方策、留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進に関する具体的取組について、今後10年間の政策実施プロセスを関係省庁との連携のもとに取りまとめたもの

○ 国立大学法人法の改正（令5.12.20法88 一部を除き、令6.10.1施行）

：規制改革、運営方針会議、東京科学大学

17 国の教育振興計画（概要）

【教育振興基本計画】

教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する、教育の振興に関する総合計画

(1) 教育振興基本計画（平20.7.1 閣議決定）：平成20年度～24年度

○ 概要（高等教育関係）

1 「教育立国」の実現に向けて

- * 改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、10年先を見据えた5年間（平成20年度～24年度）の計画として策定
- * 改めて「教育立国」を宣言し、我が国の未来を切り拓く教育の振興に社会全体で取り組む

2 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

↓

このような「教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出な教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である。」

「特に高等教育については、世界最高水準の教育研究環境の実現を念頭に置きつつ、教育投資を確保するとともに、寄附金や受託研究等の企業等の資金も重要な役割を果たしていることから、その一層の拡充が可能となるよう、税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める必要がある。」

3 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

- * 施策の基本的方向
基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
- * 基本的方向ごとの施策（「基本的方向3」関係）
 - ① 社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する
 - ② 世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する
 - ③ 大学等の国際化を推進する
 - ④ 大学教育の質の向上・保証を推進する
 - ⑤ 大学等の教育研究を支える基盤を強化する
- * 特に重点的に取り組むべき事項（「基本的方向3」関係）
 - ① キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
 - ② 大学等の教育力の強化と質保証
 - ③ 卓越した教育研究拠pointsの形成と大学等の国際化の推進

(2) 第2期 教育振興基本計画（平25.6.14 閣議決定） ：第2期計画期間 平成25年度～29年度

○ 概要（高等教育関係）

第1部 我が国における今後の教育の全体像

IV. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

(1) 教育政策の意義

- ・「教育の機会均等」及び「教育水準の維持向上」を図ることが教育政策の最大の目的

(3) 教育投資の在り方

- ・教育の再生は最優先の政策課題の一つであって、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現を図ることが求められている
このため、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を確保し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。」
- ・高等教育については、「必要な教育投資を確保することに加え、寄附金や受託研究等の一層の拡充が可能となるよう、税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める必要がある。」

第2部	今後5年間に実施すべき教育上の方策 I. 四つの基本的方向性に基づく方策 1. 社会を生き抜く力の養成 - 基本施策8 : 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換 - 基本施策9 : 大学等の質の保証 - 基本施策13 : キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 - 基本施策15 : 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進 - 基本施策16 : 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化 3. 学びのセーフティネットの構築 - 基本施策17 : 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 - 基本施策21 : 地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進 II. 四つの基本的方向性を支える環境整備 - 基本施策26 : 大学におけるガバナンス機能の強化 - 基本施策27 : 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)の推進 - 基本施策28 : 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備 III. 東日本大震災からの復旧・復興支援
(3) 第3期 教育振興基本計画 (平30.6.15 閣議決定) : 第3期計画期間 2018(平成30)～2022(令和4)年度	
○ 概要 (高等教育関係)	
第1部	我が国における今後の教育政策の方向性 III. 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項 《教育政策の重点事項》 ○ 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要 ○ 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む V. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点 - 客観的な根拠を重視した教育政策の推進 (教育政策のPDCAサイクルの推進など) - 教育投資のあり方 (第3期計画期間における教育投資の方向性) ○ 「新しい経済政策パッケージ」(平29.12.8 閣議決定)等に基づく教育費負担軽減の着実な実施 ○ 各教育段階における教育の質向上のための教育投資の確保 国立大学運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質向上のためのメリハリを強化、大学の研究体制の強化・若手研究者の安定的雇用・優秀な博士課程学生の支援、大学施設の整備など ○ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保 その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成。 3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造
第2部	今後5年間の教育政策の目標と施策群 - 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する * 目標(4) 問題発見・解決能力の修得 <主として高等教育段階> * 目標(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 (高等教育機関における実践的な職業教育の推進 等)

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

* 目標(7) グローバルに活躍する人材の育成

(国際化に向けた先進的な取組を行う大学等への支援 等)

(測定指標) ・ 短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す

・ 外国人留学生数30万人を引き続き目指すとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする 等

* 目標(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

(測定指標) 修士課程修了者の博士課程への進学率の増加

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

* 目標(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

* 目標(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応

(教育費負担の軽減に向けた経済的支援 等)

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

* 目標(17) ICT利活用のための基盤の整備

* 目標(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

(学校施設等の整備の推進 等)

(測定指標) 教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減 等

* 目標(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革

(高等教育機関の連携・統合等)

(4) 第4期 教育振興基本計画 (令5.6.16 閣議決定)

: 第4期計画期間 2023(令和5)～2027(令和9)年度

○ 概要 (高等教育関係)

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

(総括的な基本方針・コンセプト)

(1) 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

(2) 日本社会に根差したウェルビーイング の向上

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること

短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

(5つの基本的な方針)

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 など

III. 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

(1) 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進 など

(2) 教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要

未来への投資としての教育投資を社会全体で確保

(本計画期間における教育投資の方向性)

① 教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

・ 幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施

・ 高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階において「授業料後払い制度」を創設した上で本格導入に向け更なる検討 など

② 各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

・ 大学改革を徹底、大学教育に係る情報公開の推進、教育研究の質的向上のための条件整備

・ 国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設

・ リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 など

↓

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

(国民の理解醸成及び寄附等の促進)

寄附の促進や大学と企業との共同研究の促進など民間資金の活用を含む様々な方策に取り組む

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

※16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示している

目標1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

(基本施策) 大学入学者選抜改革、学修者本位の教育の推進、文理横断・文理融合教育の推進、専門職大学等の教育の充実、等

(指標) PBL(課題解決型学習)を行う大学等の割合、職業実践力育成プログラム(BP)の認定課程数、など

目標4. グローバル社会における人材育成

(基本施策) 日本人学生・生徒の海外留学の推進、外国人留学生の受入れの推進、高校・高専・大学等の国際化、など

(指標) 日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人(2033まで)

目標5. イノベーションを担う人材育

(基本施策) 探究・STEAM教育の充実、大学院教育改革、高等専門学校の高度化、理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進、起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進、大学の共創拠点化

(指標) 修士入学者数に対する博士入学者数の割合、自然科学(理系)分野を専攻する学生の割合、大学等における起業家教育の受講者数

目標11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成

(基本施策) デジタル人材育成の推進(高等教育)、など

(指標) 数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数、など

目標13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

(基本施策) 教育費負担の軽減に向けた経済的支援、など

(指標) 住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率
経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合、など

【大学院教育振興施策要綱】

(1) 大学院教育振興施策要綱	平18.3.30 文部科学省	平成18年度～22年度
「新時代の大学院教育」(平17.9.5 中教審答申)に基づき、大学院教育の充実強化のための5年間程度(平成18～22年度)の重点施策を明示 - i 大学院教育の実質化(組織的展開の強化) - ii 国際的な通用性・信頼性(大学院教育の質の確保)の向上 - iii 国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成 (平19からポスト「21世紀COEプログラム」を実施、等)		
(2) 第2次 大学院教育振興施策要綱	平23.8.5 文部科学省	平成23年度～27年度
「新時代の大学院教育」(平17.9.5 中教審答申)と「グローバル化社会の大学院教育」(平23.1.31 中教審答申)を踏まえ、文部科学省として早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的に施策を展開することを目的とし、第2次大学院教育振興施策要綱(対象期間：平成23～27年度)を策定 - i 学位プログラムに基づく大学院教育の確立 - ii 新たな社会の創造・成長を牽引する博士の養成 - iii 社会との対話と連携による教育の充実と、学生が将来への見通しを持てる環境の構築 - iv 大学院教育のグローバル化の促進 - v 専門職大学院の質の向上		
(3) 第3次 大学院教育振興施策要綱	平28.3.31 文部科学大臣決定	平成28年度～32年度
「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」(平27.9.15 中教審大学分科会決定)を踏まえ、大学院教育改革は各大学院が自主的・自律的に取り組む事柄であるということを基本に据えつつ、文部科学省として平成28年度以降に取り組む施策を明示 (☆ : 「博士課程教育リーディングプログラム」を通じた支援) 1 体系的・組織的な大学院教育の推進 ☆ 専門分野の枠を超えた博士課程前期・後期一貫の学位プログラムの形成支援 2 産官学民の連携と社会人学び直しの促進 ☆ 産業界との連携によるカリキュラムの開発・実施、中長期的なインターンシップの実施等への支援 ・「職業実践力育成プログラム(BP)」の認定 など 3 専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実 4 大学院修了者のキャリアパスの確保と可視化の推進 ☆ 広く産官学にわたりグローバルに活躍する博士人材の育成支援 ・「博士人材データベース」の充実 など 5 世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備 ・優秀な外国人留学生の戦略的受入れの推進 ・日本人大学院生等の海外留学の促進 など 6 教育の質を向上させるための規模の確保と機能別分化の推進 ・各大学における自主的な組織改編等の取組促進 など 7 博士課程(後期)学生の処遇の改善 ☆ 優秀な学生に対する生活費相当額の奨励金の支給 ・特別研究員事業(DC)、TA・RAとしても活用可能な競争的な経費の充実 ・大学院等奨学金事業の充実 ・各大学が実施する授業料減免に必要な経費の支援 など 8 卓越大学院(仮称)の形成 ・世界最高水準の教育力と研究力を備え、人材交流・共同研究のハブとなる卓越大学院(仮称)の形成支援 など		

(4) 第4次 大学院教育振興施策要綱

素案

令2.12.24 中教審大学院部会 配布資料

令和3年度～7年度

「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～(審議まとめ)」(平31.1.22 中教審大学分科会決定)等や新型コロナウイルス感染拡大による社会変革を踏まえ、大学院教育改革は各大学院が自主的・自律的に取り組む事柄であるということを基本に据えつつ、文部科学省として令和3年度以降に取り組む施策を明示

- 1 四つの人材養成機能と三つの方針に基づく大学院教育の推進
- 2 優秀な人材の進学の推進と修了者の進路の確保、キャリアパスの多様化
- 3 大学院におけるリカレント教育の充実
- 4 人文・社会科学系大学院の在り方
- 5 大学院教育のグローバル化と魅力ある教育研究環境の整備

(注) 令3.2.2 中教審大学院部会

：教育再生実行会議(学事暦の在り方、教育のDX化、等)、中教審の大学分科会(「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」、総合科学技術・イノベーション会議の専門調査会(世界に伍する研究大学、10兆円規模の大学ファンド、等)において議論が行われているこのタイミングで次の大学院教育振興施策の在り方(第4次大学院教育振興施策要綱)を文科省として決定するのは、適当ではないとの(文科省の)判断により、一旦保留、仕切り直し

(参考) 高等教育の整備計画

(1) 昭和50年代の高等教育計画

- ① 「昭和50年代前期高等教育計画」 (昭和51年 高等教育懇談会
51年から55年までの計画)

(注) 私立学校振興助成法(昭50.7.11法61)の制定を機に、私立大学の学部の学科及び収容定員に係る学則変更が届出制から文部大臣の認可制になるとともに、「文部大臣は、昭和56年3月31日までの間は、(略)特に必要があると認める場合を除き、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可はしないものとする」(私立学校法附則第13項)とされた

- ② 「昭和50年代後期高等教育計画」 (昭和54年 大学設置審議会 大学設置計画分科会
56年から61年までの計画)

↓

①及び②の計画に沿って、量的拡大の抑制、地域配置の適正化等の観点から、高等教育機関の整備が図られた

(2) 昭和60年代以降の高等教育計画

- ① 「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」
(昭59年 大学設置審議会 大学設置計画分科会
61年から平成4年までの計画)

18歳人口ピーク時の平成4年度において少なくとも昭和58年度と同程度の進学機会(進学率35.6%)を確保するという考え方の下に、臨時的定員増を含め量的整備を図る など

- ② 「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」
(平3.5 大学審議会答申
5年から12年までの計画)

18歳人口の急減等を考慮し、大学等の新增設・定員増は原則抑制
地域間の格差の是正を基本としつつ、地方の中核的都市及びその周辺地域における整備を重視
なお、大学院の量的整備目標については、「大学院の整備充実について」(平3.5 大学審議会答申)において、10年後には大学院学生数の規模を全体として少なくとも当時の規模の2倍程度とすることが必要と提言(平成3年 約10万人 → 平成12年 約20万人)

③ 「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」

平9.1 大学審議会答申
12年から16年までの計画

進学率の上昇を受け止めつつ、教育の質を確保していくため、大学等の全体規模及び
新增設については、基本的には抑制的に対応
高等教育機会の地域間格差の解消のため、大都市における大学等の新增設は引き続き
抑制するが、大都市抑制の具体的な在り方については弾力化

臨時的定員については5年間で段階的に解消するが、そのうち原則として5割まで恒常
定員化を認める
その結果、平成21年度には、計算上は、大学・短大への希望者全入（進学率は58.8%）が
実現するとの試算

- ④ いわゆる工業等制限法（首都圏は昭和34年、近畿圏は昭和39年に制定）が平成14年7月に
廃止され、首都圏や近畿圏の既成市街地への一定規模以上の工場や大学の新增設を禁止していた
制度が廃止された
大学の場合、工場等制限区域内（東京都区部及び武蔵野市の全域、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、
神戸市などの一部区域）においては、大学院の場合、専ら夜間において授業を行う大学の場合、
一定の要件に該当する場合で知事等の許可を受けたものを除き、制限施設（1500㎡以上の床面積
を持つ大学の教室）を新設又は増設してはならないこととされていた